全国シェルターシンポジウムin旭川2001

DVのない地域を創っていこう

報告集

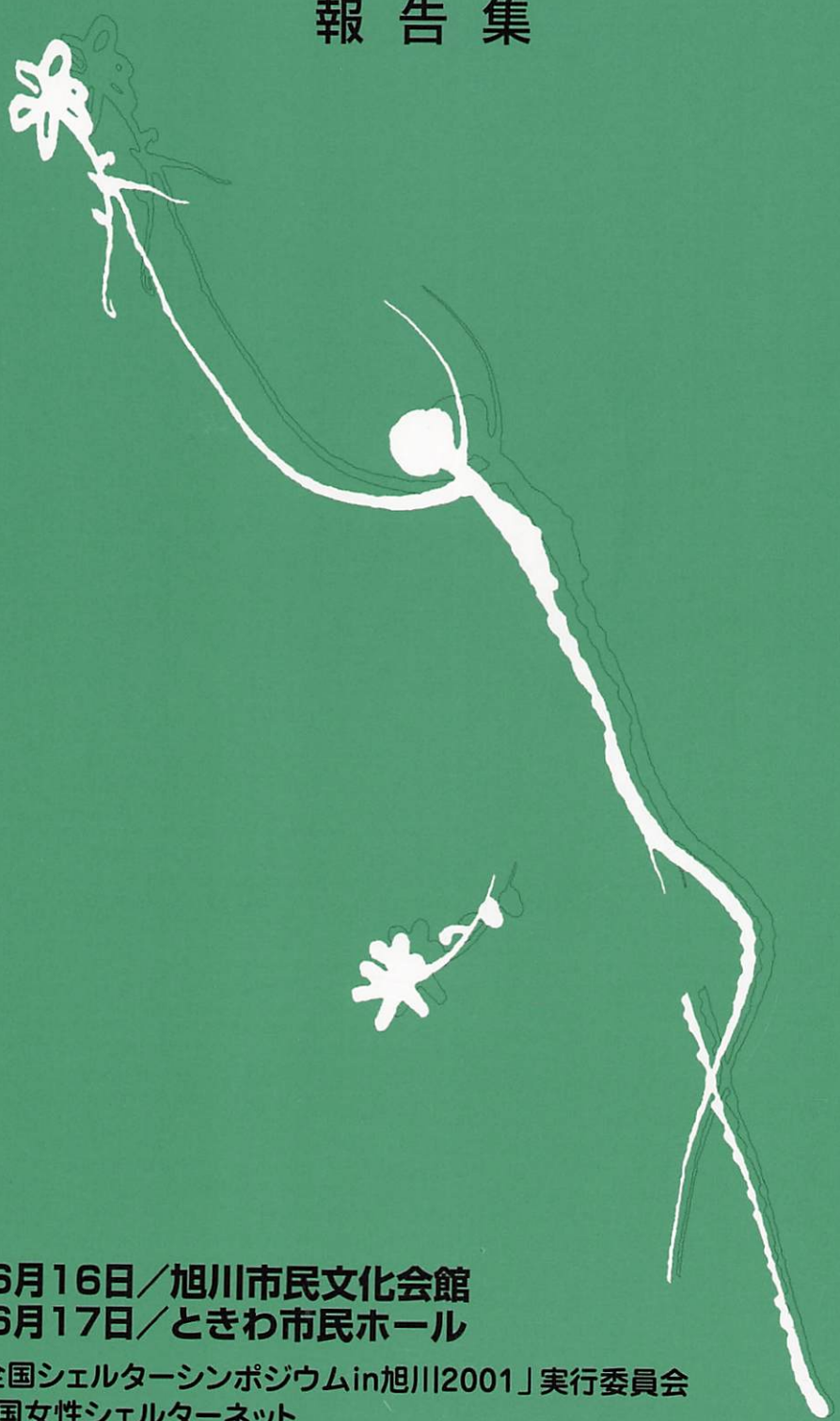

2001年6月16日／旭川市民文化会館
6月17日／ときわ市民ホール

【主催】「全国シェルターシンポジウムin旭川2001」実行委員会
全国女性シェルターネット
【編集】ウィメンズネット旭川

【後援】北海道・旭川市・旭川市教育委員会・旭川医師会・北海道新聞社・朝日新聞社・読売新聞旭川支局・毎日新聞旭川支局
NHK旭川放送局・STV旭川放送局・HBC旭川放送局・UHB旭川支社・FMりべーる・北のまち新聞社「旭川新聞」

ごあいさつ

「全国シェルターシンポジウムin旭川2001」を終えて、半年余りが過ぎました。

21世紀の幕開けとなる2001年、“女性に対する暴力”の根絶を願い、「駆け込みシェルター」活動に携わっている私たち、女性たちが待ち望んでいた「DV防止法」（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）が制定されました。

この記憶に留められるべき年に、ここ旭川でシンポジウムを開催することができ、ひとしお感慨を深くしております。

10月13日の法施行後、各地で「保護命令」が使われ、実効ある法として動き始めているとの情報が、数多く飛び込んできています。

1998年、「拡がれ！シェルタームーブメント」との言葉に託し、スタートした取り組みは、回を重ねるごとに、多くの参加者を得、DV問題に対する関心を拡げながら、その解決へ向かう道すじや、課題をも明らかにしてきました。

2日間に亘る日程に、南は熊本を始め、全国各地より延べ650名の関係者が集い、熱心に討議に参加下さいました。

このたびのシンポジウムで私たちが揚げましたスローガンは「DVのない地域を創っていこう」です。

女性が生存権を脅かされず、人間としての尊厳を奪われることなく、安全に伸びやかに生きていける地域・場をどのように保障しあっていけるのか、「DV防止法」の制定を受け、改めてその具体的な手がかりと方策を参加者の皆様と共有し合いたいと考えました。

ゲストとしてお招きしたケンブリッジ市女性委員会委員長のナンシー・ライアンさんは、基調講演の中で、法的後ろ盾を得つつ、コミュニティからDVを根絶していくために「DVフリーゾーン宣言」を行っている市の取り組みを紹介されました。

長期的なプロジェクトによるシステムの整備やプログラムの作成にみられるたゆまない実践は、私たちに今後の方向づけを指し示してくれるものとなりました。

また、パネルディスカッションでは、「DV防止法」の解釈、運用法の共通理解にたち、実状に則し、いかに充分な法として使い育てていくかが焦点化されていきました。

7つの分科会でも、各々に切実かつ多様なテーマが据えられ、議論が深められました。

何れも、法制定後の第2ステージとなる私たちの取り組みを意識した中身となり、最終日、まとめられた意見は「大会要望書」として関係する省庁に、7月、届けることができました。

DVが長い間、顕在化されなかった社会的背景やDVを生起させる性差別的なこの社会を考えるとき、DV根絶の道のりは、ほど遠いと思われますが、ここ数年、当事者とともに女性たちが積み上げてきた経験やノウハウを大切にしたいと切に思います。

私たちの取り組みが支配や暴力のない関係性や社会のありようを根源的に問う、創造的な社会へのチャレンジであることを再確認しつつ、この報告集がその一助となることを願うものです。

最後にシンポジウム開催に際し、ご協力いただいた皆様、又、報告集刊行に当たり、改めて労をいただいた皆様に心よりお礼を申し上げます。

「全国シェルターシンポジウムin旭川2001」
実行委員長　村田　恵子

目　次

ごあいさつ　・・・

基調講演

DVのない地域を創るために

～アメリカの実践に学ぶ～

講　師

ナンシー・ライアン　Nancy　Ryan

マサチューセッツ州・ケンブリッジ市の女性委員長を１９年にわたって勤め、女性に対する暴力防止、女性の健康のためのサービス、学校における男女平等、貧困にあえぐ女性のサポートを行っている。
また、ＤＶフリーゾーン運動の発案者であり、コーディネーターとして活躍。
ナブラスカ大学で文学の学位を取得。いくつかの大学で教鞭を執った後、アメリカン・シビル・リバティ・ユニオン議長を２期勤める。
その後、女性委員長に就任。

通訳　相内真子

この度はお招きを受け、日本の女性の方々と共に働く機会を得ましたことは、大きな名誉であり喜びであります。皆さんは、DVの忌わしいサイクルを断ち切るために立ち上がりました。アメリカ合衆国の女性たち、そして男性たちも同じように、この苦しい戦いに身を投じてきたわけですが、彼らの名において、皆さんに心からの祝福をお贈りいたします。議会への皆さんの働きかけが功を奏し、日本で初のDV法が成立したことは慶ばしい限りです。

世界中の女性たちは、国や文化、社会的地位の違いを超えて、立ち上がりつつあります。姉妹たちのために、そして家族のために、安らぎの場であるはずの家庭における暴力の、破壊的な影響に立ち向かっているのです。私たちは、自分の家にいながら、まるで囚人のように扱われる恐怖を取り去り、それを怒りに転化しました。そしてその怒りを、DVの加害者に対してだけではなく、それを許してきた人たち、また見て見ぬ振りをしてきた人たちすべてに向けました。私たちは、もう決して、被害者にも傍観者にもなることはないでしょう。なぜなら、安全と平和を願う女性たちの、世界規模のネットワークを、こうして共有し、学び拡大するまたとないチャンスが、ここにあるからです。

こうして今回お招きいただいたことに、実は恐縮もしております。それは、私が現在唯一の超大国であり、しかも世界中で最も暴力的な国家のひとつに住む人間であるからです。私たちはみなおしなべて、社会における男性優越主義の様々な局面に遭遇しておりますが、合衆国のように、軍隊や経済力や支配を輸出している国は他に類をみません。アメリカ社会の富と階層の構造は、アフリカから連れてこられた人たちの奴隷労働や、今も続く人種差別の歴史の上に築かれてきたものです。人種差別は、アメリカ国内の社会的成長を妨げ、アフリカやアジア、ラテン・アメリカ諸国を支配しようとした野心の元凶です。合衆国の多くの人たちが、DVのルーツを掘り起こすとき思い出すのは、湾岸戦争でのできごとです。イラクの民間人たちに空襲を仕掛ける準備の間中、アメリカ軍のパイロットたちはボルノに見入っていたということです。私は、沖縄でアメリカ兵が少女

を強姦したということを知って身が竦む思いでした。強姦は、アメリカの軍事基地が存在するいたるところで頻発しています。女性として、私たちはみな、グローバライゼーションという名の「新しい世界秩序」や金持ちで権力をもつ者たちの「自由貿易」の影響を受けています。私たちは、緊急事態に対応する手段としてシェルターを作る努力を懸命に続けてきたわけですが、合衆国の私たちが気づかなければならないのは、他の人たちを支配することを拒否する社会だけが、自分たちの家庭から暴力を追放できるのだということです。

そうです。私たちは、DVの名付け親であり、その問題に真摯に対応してきました。合衆国憲法や権利の章典の中には、「女性も存在するのだ」、ということを、議会や裁判所に認識させ、性の平等のために一定の方策を確立してきました。このことを、私たちは誇りに思います。しかしながら、家族に経済力がない場合、こうした権利がいかに制約を受けるものであるかを、DVに直面するたびに、思い知らされました。アメリカでは貧富の差が急速に広がっています。ですから、すべての女性が解放され、経済的自立を果たし、その家族がしかるべき収入を得るようにならない限り、私たちがこれまで積み上げてきた成果の多くは、紙の上だけのものになってしまうでしょう。女性が経済的自立を果たした時にはじめて、私たちを人質として家の中に閉じ込めようとする者の暴力を拒絶することができるのです。DVに対する戦いは、経済上の公正を求める戦いでなければなりません。私たちはこの二つをつなぐ試みを開始したばかりなのです。

このシンポジウムは、世界という広い文脈の中で、そして大変重要な局面で、私たちの仕事を見直すよい機会となりました。国内でやるべき仕事はありますが、国境を超え他の女性たちに出会い、私たちが住むこの大きな世界を磨きあげる作業を続けなければなりません。今日は、そのためにこそ全力を尽くすのだという決意をあらたにする、私にとって忘れがたいチャンスとなりました。

今日の報告は、マサチューセッツ州ケンブリッジ市の二人の女性の話からはじめたいと思います。1970年、二人の女性が、近所の複数の友人が怪我をしていることに気がつきました。最初のうちは、なぜあざができたのかについてその友人たちは口をつぐんでいましたが、とうとう家で夫に暴力をふるわれていることを認めました。友人たちにとって家にいることは恐ろしいことでしたが、このことを外で話すこともまた恐ろしいことだったのです。そこで二人の女性は、緊急避難先が必要な女性たちのために、自分たちの家の空き部屋を提供することにしました。この当時ドメスティック・バイオレンスという言葉は存在していませんでした。

この二人の女性は町の人々と話をする中で、自分の妻を虐待している夫がいるというわさをいくつか耳にしました。このうわさは、真実が知れ渡るに連れて、より大きな声でささやかれるようになりました。虐待を受けた女性の中には宗教家などのカウンセラーに相談した人もいましたが、その助言は、子どものために結婚生活を続けなさいというものでした。友人に打ち明けた人もいましたが、友人たちは、虐待の話を信じようとしないか、あるいは女性を助けることに二の足を踏む人ばかりでした。

二人の女性はサポート・グループを作りましたが、自分自身を同居相手による暴力の被害者であると認め始めた女性たちすべてを収容するには、一つか二つの空き部屋では足りないことも明らかとなりました。合衆国のあちらこちらで同じようなグループが作られ、虐待を受けた女性たちのためのシェルター運動が始まりました。「シェルター」という言葉は、最も緊急に必要なのは安全な避難所を創ることであるということを象徴するものだったのです。ケンブリッジ市の女性たちは寄付金を募り、一戸建てを購入しました。1974 年にはフェミニストの弁護士が、後に「一時滞在の家」として知られるようになった施設を管理・運営する非営利団体の設立を申請しました。これが虐待を受けた女性のための合衆国北東部で最初のシェルターとなったのです。虐待を受けた女性やその子どもたちのためのシェルター運営の方法やそこでの問題については後に触れたいと思います。

マサチューセッツ州におけるDV法の始まり

1974 年には、暴力に関して、配偶者の権利を定義する法律も社会的概念もありませんでした。閉じられたドアの向こうで起きること、特に夫婦の間のことは、プライベート＝私事に属することと考えられていたのです。「一時避難の家」では、緊急避難を求める女性や、自分が置かれている状況について人に知られずに話したいと思っている女性のために、ホットラインをひき、その広告を出しました。しかしシェルターの運営者たちがすぐに理解したのは、助けを求める女性たちすべてをかくまうことはできないということでした。必要なのは、女性が自分の生

命を守るために逃げ込むシェルターではなく、むしろ身の安全を確保する「緩衝帯」や、女性がそのまま自宅に居続けることのできるしくみなど、法律上のシステムだと考えるようになったのです。

1978 年、マサチューセッツ州議会において「虐待防止法」が成立しました。この法律の起草者はフェミニストの弁護士たちや虐待を受けた女性を支援するグループの人たちでしたが、当初彼らの提案は非現実的だと批判されました。彼らが提案したのは「接近禁止命令」とも呼ばれる「差し止め命令」、「退去命令」、「保護命令」という命令であり、それは虐待を定義し、虐待者として告発された者に家を退去するよう命じ、虐待者が家に近づくことを禁じるものでした。この法律は虐待を、以下の行為が家族あるいは世帯のメンバーによって 2 回以上行われた場合と定義しています。

1) 身体的危害を加えようとすること、もしくは加えていること
2) 重大な身体的危害を加えるという緊迫した脅威にさらすこと
3) 腕力や脅しや強迫によって、望まない性的関係を強要すること

さらにこの法律は「家族のメンバー」を、配偶者、同一世帯に居住する者、血縁関係・姻戚関係にある者、また婚姻の有無や居住状況の如何に関わらず互いの間に子をもつ者と定義しています。これには恒常的にデートする関係にある者や婚約者も含まれ、同性愛のカップルにも適用されます。虐待する者として誰を挙げるかは重要な問題です。暴力の問題の多くは、婚姻関係にあるカップルではなく、デートする関係にあるカップルに生じているからです。過去 10 年間でわかったことは、デートする関係にある 10 代の若いカップルに暴力が存在するのであり、この法律を利用して裁判所に差し止め命令を出すよう要請するのは若者だということでした。この問題については後に改めてお話し、その際には 10 代の若者のためのデート時暴力に対する特別プログラムについて触れたいと思います。

「保護」命令を出すのは裁判所です。最初に出される保護命令は短期的なものですが、次の段階では最長一年までの命令が出され、さらに更新も可能です。この命令は虐待者に対して、被害者の家や職場に近づかないよう、また電話やその他の手段でも被害者と接触しないよう命じ、子どもの監護権を暫定的に認定し、虐待者更正プログラムへの参加を勧告するものです。このような命令を裁判所に要請するのに費用はいっさいかかりません。保護命令は、法律上は民事案件と考えられますが、命令違反は刑事罰の対象となり、虐待者は収監される可能性があります。

23 年前のこの法律の制定は、DV の被害者やその支援者たちにとって大きな勝利でした。この法律によって警察は DV を個人的な問題としてではなく、犯罪として認識せざるを得なくなったのです。他のほとんどの市と同様に、ケンブリッジ市の警察の圧倒的多数が虐待者と同じ男性でした。そのような警察が行う仲裁とは、虐待者に気持ちを落ち着け家に戻るよう助言することでした。今日では警察官は、虐待者に保護命令を伝えることを要請されていますし、虐待の現場に急行し身体的傷害の証拠が確認できた場合、あるいは虐待者が差し止め命令に違反した場合は、虐待者を逮捕しなければならないことになっています。ケンブリッジ市警では一人の民間女性を雇い、彼女が差し止め命令の申請者一人一人に情報を提供し、複数のコミュニティ・グループと警察との間を繋ぐ役割を担っています。またマサチューセッツ州法の修正によって、民事・刑事双方の虐待の訴えは州規模でコンピュータ登録され、二人以上の女性を虐待する可能性のある虐待者を特定することができるようになりました。マサチューセッツ州だけでも毎年 5 万人以上の人たちが差し止め命令を要請しています。

1994 年、連邦議会において、州や地域の取り組みに法律的な支援や連邦予算を提供することを定めた「女性に対する暴力禁止法」が成立しました。この法律は、州境を越えて配偶者やパートナーに対して虐待を続けることを連邦法上の犯罪とし、性犯罪者に対する厳しい刑罰を新たに設け、家庭内での虐待行為によって「差し止め命令」を受けている者に対して銃器の所有を禁止しています。加えて、「女性に対する暴力禁止法」は、地方の警察や検察や暴力防止の諸活動に対して過去 6 年間で 16 億ドル以上を支出してきました。この法律については改正が検討されていますが、ブッシュ政権がこの法律の継続と強化を支持するか否かは明らかになってはいません。

この法律やこれと同様の法律が持つ影響力は一様ではありません。合衆国内では何百万人もの女性たちが保護命令を利用し、虐待者を名指しして家から追放しています。これらの被害者の中にはシェルターに滞在した人もそうでない人もいますが、その大多数は、子どもの親権や養育費や離婚の条件などに関して虐待者と交渉しなければならないのです。虐待者がパートナーに対して怪我を負わせたり殺そうという意図をもっている場合、警察が間に合わなければ、この保護命令はただの紙切れに過ぎないこと

になります。マサチューセッツ州では、適切な保護命令を得ていた複数の女性が、その女性がとった行動に怒り狂った男性につきまとわれ殺害されています。差し止め命令を勝ち取りつつも、いくつもの複雑な理由から虐待者のもとに戻らざるを得ないと感じる女性にとって、暴力的な虐待に遭遇する危険はさらに大きくなります。なぜなら、虐待者は、家庭においてあるいはパートナーとの関係において、その力をより強く取り戻さなければならないと思っているからです。

「女性に対する暴力禁止法」そして日本の新しい法律についてもいえることですが、一貫した十分な財政支援がなければ、女性たちは、理論上は守られているとしても、現実には危険な状況に置かれていることになります。現大統領は、ホワイトハウスの女性部を廃止し、また市場や宗教を社会政策の資源とみるような人物です。ですから、女性たちは攻撃の手を緩めずに、強く主張し続けなければならないのです。休んでいる暇などありません。さもなければ、家庭の中で行われることはすべて私事に属することとして片付けられていた時代に、タイムスリップして戻ることになってしまうでしょう。

合衆国では、同性愛者間においても、結果として虐待に至るような支配関係となる可能性があると理解されるようになっています。私は被害者やサバイバーについて話すときに女性を表す代名詞をしばしば用いますが、助けを求めたり差し止め命令を勝ち取る人たちの中には、割合は少ないですが同性愛の人がいますし、その人たちに対しても、異性愛の場合と同様に、安全の確保とコミュニティ・サポートを提供しています。ケンブリッジ市には「虐待を受けたレズビアンのためのネットワーク」と「ゲイ男性のための DV プロジェクト」という２つの組織があり、カウンセリングや法律上の支援が行われています。これらの組織は「安全な家」ネットワークを立ち上げていますが、これは先ほどお話しした、空いている寝室を開放し被害者を支援しケアする環境を提供したあの虐待を受けた女性たちのための初期の活動と同様のものです。

虐待を受けた女性はしばしば、家族を経済的に養っていくことができない、自立した生活を続けていく自信がない、子どものために家族を維持していたいなどの理由で、差し止め命令を途中で放棄せざるを得ないと感じます。ある新聞は、「虐待を受けた女性は、二度と戻らないと心に決めて最終的に家を出るまでに、平均して八回家出をしている。被害者と密接な関係をもって活動する警察官から裁判所の職員にいたるまでの人たちが、暴力のサイクルについて理解し、同じ女性に何度も対応する可能性に備えなければならないことをこのことは意味している」と述べています。『トラウマと回復』の著者であるジュディス・ハーマン博士は、家庭内暴力の結果として引き起こされた多くの症状に、戦争で捕虜となった人たちが示す症状との共通点を見いだしました。法律は、たしかに被害者を法律上は解放することができますが、トラウマとなるような経験や、元の虐待者によってなされる嫌がらせや、経済的な依存からの解放を保証することはできないのです。

虐待を受けた女性のための シェルターとプログラム

ここでシェルター・プログラムが重要な役割を果たすことになります。シェルターは、そもそも危険に対する緊急的な対応でしたが、今では、成人女性に対する心理カウンセリング、職を得るためのトレーニング、金銭管理能力の養成、住宅支援、被害者が以前のコミュニティに戻ったり新しいコミュニティに属したりするための戦略作成など、全体的な DV 対応プログラムになっています。暴力を目撃したり自分自身が暴力の被害者となってトラウマを抱えた子どものための特別なカウンセリングも用意されています。女性は通常３ヶ月から６ヶ月の間シェルターに滞在します。「社会復帰の家」を準備するシェルター・プログラムも多く、アパートを購入もしくは借り上げ、被害者とその子どもが支援サービスを受けながら２年を限度に生活できるようにしています。被害者が回復し人生をやり直すのに必要な支援のレベルは被害者一人一人によって異なることが認識されているのです。

シェルターはその場所を意図的に隠しています。虐待者が女性を探すことができないように、通常は、女性とその子どもには住んでいたコミュニティから離れたシェルターを提供しています。マサチューセッツ州には約 30 のシェルター・プログラムからなるネットワークがあります。州の組織である Jane Doe は、各シェルター・プログラムのメンバーが利用可能なシェルターの空きをコンピューター管理しています。女性が DV ホットラインに連絡すれば、彼女に好都合な場所にありしかも彼女の安全が確保されるであろうシェルター・プログラムを紹介されます。アジア系女性を対象とした Harbor Cove というシェルターのように、特殊なコミュニティの女性を対象

としたシェルターもあり、そこでは各言語を話すことのできる女性がスタッフとして雇われています。合衆国のように文化も言語も多様な国では、自分は十分に理解されていると被害者が感じることができる言語と文化の中で彼女たちを支えることができるように、私たちの能力をたえず向上させていかなければならないのです。

暴力によってトラウマを負った女性や子どもをシェルターに収容することには、複雑な責任が伴います。殴られたり強姦されたことへの対応には共通するものもありますが、彼女たちは一人一人異なる虐待の経験を背負ってシェルターにやってくるのです。シェルターの中には、個人カウンセリングやグループカウンセリングの訓練をある程度積んだスタッフだけではなく、自身が家庭内暴力の経験者であるスタッフが働いているところもあります。シェルターでの癒しのプロセスは始まりにすぎないのですが、女性が暴力の衝撃と回復のプロセスを自ら学ぶための大変重要な時間となるのです。

ほとんどのシェルターでは入居者に対してドラッグとアルコールを禁じています。入居者は、居住空間を共有し、雑用を分担し、他の家族と共同生活を行うことに同意できなければなりません。またシェルターの場所は秘密にしなければなりません。シェルターでは通常、14 才以上の男の子を連れた女性は受け入れません。10 代の男の子は、虐待する男性の姿に一体感をもち、男性と連絡を取ろうとすることがあるからです。ほとんどのシェルターでは、家庭で暴力を目撃したり自分自身もその被害者であったかもしれない子どものための特別なカウンセリング・プログラムや遊びのプログラムを実践しています。母親とその子どもはそれぞれ別々に、そして家族として共に癒されるのです。女性には親として、自尊心を取り戻し、自分が家族を支えるのだという自信をもってもらわなければなりません。そして同時に、女性には、決して自分は孤独ではなく、自分の苦しみや生き抜き回復しようとする自分の決意が他の多くの人たちに共有されていることも知ってもらうのです。

シェルター・プログラムの一環として、DV プロジェクトは法律的な支援者を雇っています。シェルターの居住者が、差し止め命令の保持、子どもの親権や養育費の獲得、離婚手続きの開始など裁判所で行う手続きを手助けするためです。必ずしも弁護士である必要はありませんが、法制度に明るく、必要な場合には被害者が弁護士をさがす手助けができる人でなければなりません。多くのプログラムでは、虐待を受けた女性たちのシェルターでインターンとして働く法律大学院の学生に、こうした仕事をお願いしています。

シェルターのもう一つの役割は住居を探すことです。シェルターで数ヶ月過ごした後、あるいは社会復帰の家で２年過ごした後、住居探しが始まるのですが、定住できる住居を探さなければなりません。新しい場所でもう一度やり直したいと考える場合も、以前住んでいた住居を失ってしまった場合も、女性と住居探しの支援者は、その女性が家賃を払えるような物件を探すのに多くの時間を費やすのです。合衆国内では家賃は高騰していますし、しかも DV の被害者たちにはパートナーがいた時ほどの収入がありません。DV プログラムのスタッフは、他の何よりも多くの時間をこの問題に費やしているのです。

ＤＶプログラムの重要な機能の一つは、ＤＶの防止とその教育です。シェルターやホットライン・カウンセリングやコミュニティを基盤としたカウンセリングの提供に加えて、ＤＶという問題が存在することを広く知らしめ、この問題が社会的に受容されてしまうことを防がなければなりません。この目的に向けて、ポスターやビデオを作成したり、学校教育のカリキュラムを組んだり、虐待を経験した女性を招いて懇談会を行ったり、現実の DV をドラマ化した演劇を創作し公演したりしています。こうした取り組みの多くが若者を対象としています。ボストンにある「Myrna　Vasquez の家」では、10 代の女の子のグループが、デート時暴力に関して同世代に向けたプログラムを作り、被害者にならずにすむ方法や友人を助ける方法などを紹介しています。

これらのプログラムのすべてに必要なのは資金です。DV プログラムではたいてい、「事業展開」もしくは「資金調達」を担当する職員を少なくとも一人は雇っています。DV プログラムは、公的財源からある程度の支援を受けることができますが、そのためには誰かが申請書を提出しなければなりません。現在多くの州がこうしたプログラムと関係を持ち、シェルターやカウンセリングの費用の一部を負担するようになってきています。「女性に対する暴力禁止法」は、被害者に対する直接サービスと、教育・防止プログラムの両方に連邦予算を配分しています。さらに各プログラムはこれらの活動を支援する企業や財団にも資金の提供を申請しています。いずれのプログラムも資金の半分以上は、多額の場合も少額の場合もありますが、個人献金を含む民間の寄付金から得ているのです。

個々の DV プログラムやシェルター・プログラムが地域規模と州規模の両方で連携を結ぶことによって、公的財源をより多く目に見える形で獲得することができます。ケンブリッジ市では「DV 特別委員会」が毎月一回会合をもちます。この委員会には、コミュニティの中で DV の根絶を願うすべてのグループの代表者が参加しています。虐待を受けた女性へのサービス・プログラムを行う人、虐待する男性へのサービス・プログラムを行う人、法律的な支援者、警察官、裁判所の職員、学校職員などです。州規模では、州内のすべての DV プログラムと性犯罪プログラムが連携する Jane Doe という組織が作られています（Jane Doe という名称は、レイプ被害者の身元を伏せておく場合に用いられる匿名です）。このような連携によって、相互支援や資金調達、またこの問題に対する人々の関心を高めるための大規模イベントの開催などが可能となる環境が作られています。さらに「ＤＶに反対する全米連合」も作られました。DV のサービスやこれに関心を集めるための活動には、苦しみや疲労やいらだちが伴うものです。しかし、虐待の実態は恐るべきものであり、コミュニティの中にはこれに対する激しい怒りが存在するのです。私たちは互いの間に強さを見いだし、そしてコミュニティの中に力を見いだすのです。

家庭が安全ではないときの政府の役割は何か

1995 年まで、マサチューセッツ州ケンブリッジ市の「コミュニティ」とは、合衆国のほとんどの市と同様に、虐待を受けた女性のためのシェルターや各種プログラム、法的サービス、虐待者更正プログラム、女性センターなどの小さなコミュニティを基盤にした組織を意味していました。それらは常に資金や人材の調達に苦しんでいましたが、それでも伝統的に被害者のケアを行い、教育活動や防止活動に取り組んできたのです。これが変化し始めたのは 1995 年、政府や非政府組織を代表する何千人もの女性たちが中国・北京に集まった「第４回世界女性会議」のときでした。会議の行動綱領は、「各国政府は、私人に関して国家が犯罪とみなしているか否かにかかわらず、公的また私的生活において女性に対するあらゆる形の暴力と戦い、これを根絶するために緊急行動を起こす必要がある」と宣言したのです。

ケンブリッジ市の市会議員である Katherine Triantafillou は、フェミニストの弁護士であり、「マサチューセッツ DV 法」の主起草者ですが、彼女はケンブリッジ市を「DV フリーゾーン」とする決議を通過させ、家庭内暴力を減らすために連携するよう、すべての自治体や市の公的機関・団体に協力を促しました。「DV フリーゾーン」としての市という概念は、ＤＶを減少させ、この目標を達成するための制度的変革を進めようという長期にわたる取り組みを表すものです。私たちは少なくともこれを 10 年のプロジェクトと見ています。この概念は「家庭が安全ではない場合、地方政府の果たす役割は何か」という問いに対して答えを示そうとしていることを表しているのです。ケンブリッジ市内すべての主要道路の交差点、公共交通へのアクセス・ポイント、公立の健康センター、図書館、学校に看板が据え付けられました。「ケンブリッジ市はＤＶフリーゾーンです。虐待防止法が厳格に適用されます」というものです。

ケンブリッジ市を「DV フリーゾーン」にする計画案を作成するため、コミュニティ・メンバーから成る草の根サミットが開催されました。サミットの参加者の多くは、1970 年代から一貫して先頭に立ってＤＶに対処してきた人たちであり、シェルターの設立者や職員、弁護士、コミュニティの活動家たちでした。サミットでの勧告は市に送付され、「実施専門委員会」が新たに構成されました。市の主要な部局や機関の代表と、コミュニティ組織の代表によって構成されたこの委員会は、市の公衆衛生委員会、学校教育部、警察、民生部、行政部からなる一連の協力プロジェクトを推進するために、11 項目の「実施計画」をまとめ上げました。そのコア・グループが 11 の問題領域一つ一つを検討し指針を示したのです。

すべての自治体職員が DV の原因や実態に関して初歩的な理解をするよう訓練することが、この実施計画の主要な一面です。この目的は、家庭内暴力の悩みを抱えた人が市のサービスを求めてきたときに、自治体職員が配慮の行き届いた効果的な助言や照会を行うことにあります。ケンブリッジ市の 2,000 人の職員はそれぞれが家族や友人、宗教団体やスポーツチームなどのネットワークの一部なのですから、彼らが DV に対して鋭い感覚を持つようになれば、それは職場外の人たちにも伝わってゆくはずです。市の住宅局（市営住宅には 15,000 人の低所得世帯、主として高齢者や子どもを持つ独身女性が居住しています）、警察、民生部（児童保育、学童保育、レクリエーションや高齢者サービスのほとんどを管轄しています）から訓練を開始しました。次は、毎週数百人の家族や子どもが訪れる公立図書館の予定です。司書の方々と一緒にワークショップを行うだけでは

なく、図書館に展示できたり、毎週貸し出される何千冊の本の一冊一冊に付けることができる特別なものを作成することになっています。

しばしば無視されてきましたが DV には子どもへの影響が伴います。1999 年、ケンブリッジ市では大学院生を雇い、DV を体験した後、精神面・情緒面でサポートが必要となった子どもに対して、すべての公的・私的ネットワークを通じて提供されたサービスに関する分析を行いました。市の公衆衛生部は、保育関係者と教育関係者と子どものカウンセリング・プログラムとの地域的な連携を形成するために、二日間のトレーニングを主催し、両親の喧嘩に対する子どもの反応や、大人が子どもに与えることのできる手助けについての検証を行いました。そこで大人たちが得た最も重要な結果は、単純な攻撃性の表れと考えられている子どものふるまいの多くが、身体的あるいは心理的暴力と密接に結びついた恐怖に対する反応であるということでした。

市内の公立学校では、家庭で暴力を目撃している子どもに接している人を対象とした二日間の包括的トレーニングが行われました。このトレーニングは、警察、社会福祉部、地方検察局、虐待を受けた女性のためのシェルター関係者など多くの専門家によって行われました。行政関係者、学校の保健婦、進路カウンセラーや教員など 60 名を超える人たちが参加し、彼らは、1999 ～ 2000 年度にわたるトレーニングをすべて修了し、それぞれの学校で、DV リソース・パーソンとして活動しています。現在では、子どもが学習に集中できないほど疲れきっていたり、他の子どもたちや職員に対していつになく攻撃的であったりするときには、家庭内で暴力行為があったかどうかを聞き出し、何らかのサポートを提供することができるようになっています。母親が教職員に対してＤＶを受けていることやＤＶを恐れていることを打ち明けたときには、トレーニングを受けた人たちが、その経験を生かし理解を示して、母親と子どもの双方を支援することができるようになっています。

医療関係者は、親しいパートナーからの暴力に苦しむ被害者を援助するのにとりわけ大きな役割を果たします。2000 年には、市内の公立病院に対して、DV の被害者かどうかを医師や看護婦が日常の診療活動の中で識別するための、DV トレーニングの補助金が支出されることになりました。その結果、診断書において DV という記載が増加し、コミュニティ・リソースへの照会も増加したのです。救急医療部、産婦人科、外科、整形外科、地域健康センターなどがこの活動に参加しています。

評価：何が最も有効か

市のサービスと職員とがより大きなコミュニティのリソースであると私たちは考えています。この中の何がＤＶを防ぐのに有効なのか、何が家族をそれから守るのに有効かを、どのように知ることができるのでしょうか？率直にいって現時点では科学的にお答えすることはできません。地域のすぐれた社会科学の調査専門家には、何が有効でありそれはなぜなのかを分析してくれるよう協力を求めています。有効な評価をできずにいるのは、コミュニティ全体の見地を示すデータの蓄積状況のためです。現時点で私たちが依拠しているデータは、警察への電話や、裁判所への差し止め命令要請から得たものです。この統計からは、私たちがなにか今までとは異なることをしているということは読みとることができます。ケンブリッジ市に在住もしく勤務している被害者や虐待者が関わっている差し止め命令が、1994 年には 200 だった数が 1999 年には 500 と大きく増加したのです。この傾向は合衆国や州全体の傾向とはまったく逆です。そのどちらでも差し止め命令の数は減少しているのです。私たちは、差し止め命令数の増加は、「DV フリーゾーン」プロジェクトの取り組みと直接に関係しており、警察の対応が改善されたことや、ＤＶに対する意識の高まりが反映された結果であると考えています。私たちは引き続き連邦政府からの財源を確保し、ケンブリッジ市と同規模の自治体との比較対照を行いつつ、より広範で本質的な総括を行うつもりです。皮肉なことに、DV に対する意識が高まるに連れ、あらゆる種類の支援を求める声は減少せずに増加しています。FBI　の統計では、合衆国内では 18 秒間に一人の割合で女性が家庭内で暴力を受けています。確かなのは、助けを求める声を発していないサイレント・マジョリティについてはまだ何もわかってはいないということです。

私は、このプロジェクトに対する一般の市民の反応に関して、ささやかですが貴重な経験をしました。市議会議員候補者と私とが新しく越してきた隣人を訪ねた時のことです。候補者が彼女に、ケンブリッジに住んでどんなところが気に入ったかを尋ねたとき、彼女は私の仕事については何も知らずに、なんの躊躇もなく、「DV フリーゾーンのポスターが気に入ってます。市が女性の身に起こっていることについてきちんと対応しているということの現れですも

のね」と言ったのです。これが私がもっている最高のデータということになります。

私たちはたくさん話し合わなければなりません。このプロジェクトに対するご批判やご質問を大いに歓迎いたします。ＤＶの被害者のために、安全な空間を作り出すために私たちが利用してきた仕組みのいくつかが、こちらでの活動のお役に立てばと思います。私たちはこれまでの仕事を総括したわけですが、私たちが自治体との包括的な連携を築き上げてきた際に基づいていた原則のいくつかをここにお示しして、率直な意見交換に役立てたいと思います。

重要な原則

＊「家庭が安全ではないとき、地方自治体が果たす役割は何か？」というような基本的な問題を立てること。自治体には、暴力や脅迫を許さないという雰囲気を作る責任はあるのか？　『聖域』とされ私的な場所である家庭からの避難を求める住民に対して自治体の責任とは何か？

＊ これらの問題に対処するための長期的かつ多層的な協同作業のプロセスに、自治体の最高レベルの職員が関与すること。

＊　問題に対しては、トップダウンの支持を得つつしかもボトムアップによって作られた応答をすること。一つのプロジェクトは、DV プログラムの「先人」と、事情を最もよく知りかつ影響を受ける住民とによって遂行されることを確認すること。

＊ プログラムの策定にあたっては、コミュニティの活動家たちに、現時点において実践的で達成可能に思われるものに限定せず、むしろ望ましいと思われる将来像を描いてもらうこと。

＊ プロジェクトの開始にあたっては「包含する」という大原則を打ち立てること。すなわち、ゲイやレズビアン、貧困者など、周縁にいるコミュニティの人たちを受け入れること。主流の言語を話せない人たちを取り込む仕組みを開発し、文化特殊性に基づく忠告を組み入れ、階級や文化のステレオタイプに基づく憶測に注意すること。

＊ コミュニティの代表と自治体の代表間の平等を保証する長期的な計画プロセスを準備すること。

パネルディスカッション

「ＤＶ防止法」を地域で生かす

パネリスト　福島瑞穂（参議院議員）
秀嶋ゆかり（弁護士）
奥山　正（北海道男女平等参画推進室、主幹）
ナンシー・ライアン（ケンブリッジ市女性委員会委員長）

コーディネーター　近藤恵子（女のスペース・おん）
通訳　ドロシー・デュフール
佐藤　陽子

近藤　それでは早速、第２部のパネルディスカッションを開催したいと思います。私、進行を務めます近藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私の方から、今日のパネリストのお三方のご紹介をしたいと思います。こちらから福島瑞穂さん。参議院のドメスティック・バイオレンス防止法制定プロジェクト、超党派の女性の国会議員の方々に大変奮闘していただきまして、今回のＤＶ防止法の制定に至ったわけですけれども、そのプロジェクトで大変ご活躍いただきました。

お隣が弁護士の秀嶋ゆかりさんです。北海道シェルターネットワークの、いわば顧問弁護士役のようなかたちで、大変深刻なＤＶ事件を法廷で扱って下さっています。今回、全国のアンケート調査をもとに致しました、札幌のドメスティック・バイオレンス法制定チームのとりまとめ役としても「ＤＶ法市民案」をまとめていただきました。

それから、そのお隣が奥山正さんです。この春から「北海道男女平等参画推進室」というふうに看板が改まりました、もとの女性室で私ども北海道シェルターネットワークに関わる仕事はもとより、道の女性政策の推進の担い手としてお仕事をしていらっしゃる方です。

今日はこのお三方に現場からの問題提起をしていただいたうえでナンシーさんにもう一度コメントをいただきながら、会場と具体的なＤＶ防止法の運用についてこれを地域でどのように生かしていこうかという論議を作ってまいりたいと思います。

それでは早速、最初に２０分位ずつ、パネリストからの問題提起をいただきたいと思います。

最初に福島瑞穂さんの方から今回のＤＶ防止法がどういう過程で成立をみたか、その国会でのさまざまな裏話、表話も含めて今後の課題につながるお話を報告していただきたいと思います。

資料①

近藤恵子さん

福島瑞穂さん

（参議院議員：参議院ドメスティック・バイオレンス防止法制定プロジェクトメンバー）

皆さんこんにちわ。堂本さんが千葉県知事に出馬なさった時点で私はピンチヒッターを引き受けまして、今日お話しできることを本当に嬉しく思っています。私は一つ目はこの法律ができた過程、どこで苦労したかということ、そして問題点と課題の三つをお話ししたいと思います。

ＤＶ防止法ができた過程

このＤＶ防止法は結局３年かかったと思っています。参議院の中に共生社会、共に生きると書くんですが、共生社会に関する調査会というのがあります。そこで共生のなかでも男女平等、その中でも暴力について取り組もう、ということでいろんなディスカッションをしていきました。ノルウェー、イタリア、イギリスなどの海外視察に行ったりしてやってきました。追い風になったことは、やはり総理府が行った世論調査で、２０人に１人が命の危険を感じているというデータがあったこと、それからニューヨークで開かれた国連女性会議でやはり国内法の必要があるといわれたこと、などです。そして皆さんの活動が本当に追い風になって、今の法律をきちっと適用するだけでなく、新しい法律を作ろうということで何十回とその共生社会に関する調査会の元に置かれたプロジェクトチームで議論をし、法律を作りました。超党派で全ての政党が入っていまして、衆参合わせて、成立したときには一人の反対もないという形になりました。初めは男性の国会議員は韓国に家庭内暴力の防止法があるといってもですね、もうむちゃくちゃで「韓国の男は殴るが日本の男は殴らない」等、本当に暴言に次ぐ暴言が共生社会の調査会で続きまして、本当にこのテーマを理解してもらうのは難しかったです。しかし、当事者の声や、いろいろな専門家などからのヒヤリングなど、近藤さんにも来ていただいたのですが、いろんな人の生の声が頭の固い国会議員を最終的に動かしたのだと思います。

この法律を作る上での獲得目標がいろいろありました。やはり、保護命令をどうしても作りたいというのがあったんですね。ストーカー行為規制法と児童虐待防止法が去年成立しました。ストーカー行為規制法は警察の中止命令で司法処分ではないんですね。私などは司法的なチェックのきく保護命令、しかも、民事と刑事を足したような、さっきナンシーさんからありましたプロテクションオーダーといわれるものを作りたかった。誰々に接近をするな、つきまとうな、それに反した場合には、今回の法律では懲役１年または１００万円以下の罰金なんですが、逮捕されるという強制力がないとなかなかいうことを聞いてもらえない、抑止力が少ないということで、全く新しい制度を作るというところで実はとても苦労しました。日本は民事と刑事がくっついたような制度がほとんどないことから、裁判所と警察と法務省と大バトルを延々と繰り広げたという感じになりました。

保護命令を今のような条文の形式で入れるのならOKであるという回答が出てきたのが２月の上旬です。私自身は、公証人役場など、要件がいろいろあるのが女性にとって非常にハードルが高くなると思ったので大反対で、かなり２月中は激論を繰り広げました。しかし最終的に保護命令を入れるか入れないかという瀬戸際になって、やはり保護命令は入れたかったので、私自身は納得しなかったのですが、プロジェクトチームとしては了解するという形になりました。

始めは女性に対する暴力防止法を作ろうということで約３年前にスタートしたわけですがストーカー行為規制法が、たまたま去年成立することになった。次に家庭内暴力という形でやるかという意見もあったんですが、家の中では子どもに対する虐待は児童虐待防止法として成立した。やはり、夫と妻という関係が残ってしまって、その部分についての法律ということになりました。始めは、女性に対する配偶者等からの暴力防止法というタイトルでした。しかし保護命令を入れるときに問題が持ち上がって、保護命令は処罰規定がありますから男性のみに適用される刑法、刑事法というのはやはり憲法上問題じゃないかということで、この法律全体は男女共用になりました。ですから配偶者に対する暴力防止法という形になっているわけです。ですから男性も観念的には保護命令の申し立てをできますし、という構造になっています。ただ、「俺の女だ」と夫は思って殴るという、そういう社会的な力関係の格差の中でこのドメスティック・バイオレンスという問題があるので、女性差別の問題であること、個人の尊厳の問題であることを前文に入れ込むという形にしました。

福島瑞穂さん

この法律における暴力とは何か

この法律はちょっとわかりにくいのですが暴力と被害者のところで、暴力をどう見るか、被害者をどう見るかで２段階になっています。保護命令や警察が作動する場合の暴力というのは、従来の「暴力」概念の変更はしないということになりました。要するに精神的暴力はＰＴＳＤとかノイローゼになっていると傷害罪として判例は認めています。ですから、ＰＴＳＤあるいはノイローゼになった状態では保護命令の申請はできるんですが、そうでなくてブスとかバカとか言われて、それで例えば保護命令を出すということはできないという風になっています。皆さん方はおかしいと思われる方もいらっしゃると思います。ただ、日本ですと差別的発言を名誉毀損や侮辱罪以外で処罰する法律がないんです。ですから言葉で私がバカといってそれを処罰する法律がないのでこの法律で新たに従来の刑事法概念を変えることはできませんでした。保護命令や警察が作動する部分は従来の判例にあるように、ＰＴＳＤ、ノイローゼだったら全部作動しますけど、という風になっています。ただ私たちはドメスティック・バイオレンスという概念をきちっと出すために、教育、啓発のところに精神的暴力も入るのだという規定をしています。ですから刑事法の分野だけは暴力概念は今まで通り、そして他の分野では広げて、暴力の概念を精神的虐待にまで広げている、そこをぜひ理解して下さい。被害者についても、保護命令は離婚している場合には使えないんですね。離婚した場合はストーカー行為規制法の適用になります。だけれどもＤＶ防止センターや教育啓発等、それ以外の分野では離婚した後でも全部使えるという風にしてあります。 ちょっと、二重、二つの概念がこの一つの法律の中に入っている、刑事と民事があるのでその使い分けをしているということを知って下さい。私が強調したいのは保護命令というのはちょっと特別な刑事の部分でそれ以外のところは別れていようが精神的虐待だろうがＤＶの本質からそれは入るのだということをぜひ強調していただきたいと思っています。

保護命令について

保護命令は民事と刑事がくっついたような制度です。保護命令は地方裁判所が管轄をし、罰則の規定があります。ここでも随分、家裁にするか地裁にするか、罰則にするか過料にするか争いになりました。最終的には、地裁、罰則で落ち着いたことはよかったと思います。ただ難点は公証人役場、つまり皆さんが文書を作って公証人役場に行って公証人が嘘ではないと、本人が宣誓したとバンと印鑑を押して、それをもって裁判所に行くか、ＤＶ防止センターか警察に相談をしたという報告書を出してもらうか、その二つのどっちかが保護命令を出す時の要件です。私がこの法律で本当に問題だと思うのはここです。公証人といっても皆さんは何それと思われるのが本当だと思います。１万１千円お金がかかるんですね、公証人の印鑑もらうのに。３秒で１万１千円なんていうと怒られますけれど。ですから、３年の見直しをこの法律は規定してますから、その時に見直すべきところだと思っています。ただ、公証人役場に行くのは非常に例外的な場合で、やはりＤＶ防止センター、あるいは警察での報告書が、そして今ＮＧＯではマニュアルなども作り始めていますが、それがあれば簡単にチェックできるようなものを作ってそれを持って裁判所に行くというようなことを考えています。警察は電話だけの問い合わせでも相談したということでいいといっているんですが、裁判所は電話だけだと本人だという特定ができないので、まだそこは納得はしていません。今は各関係諸省庁と具体的に交渉、いろんな詰めをやっている段階です。

あとですね、保護命令は６ヶ月の接近禁止、あるいは２週間の退去命令です。２週間というのはあまりにも短いですし、何で６ヶ月と２週間の差があるのかと思われるかと思います。で、実はここも退去命令、出ていけ！というのを入れることが所有権との関係から問題だとか、役所のすごい抵抗がありました。退去命令を入れることはできたのだけれど２週間という短い時間になったことは、非常に残念なところです。また接近禁止命令は更新という形でなく、新たに暴力を振るわれてなくても危険な状態が続いていれば新たな申し立てができるという形になっています。

あとですね、子どもを連れてＤＶ防止センターには行けるんですが、子ども自身への接近禁止そのものは書いてありません。だから女性が行く場所、住んでいるところ、職場などに接近をしないということは入っているんですが、例えば子どもを預けている親族とかについては入っていないということがこの法律の弱いところです。

この法律を作るときの獲得目標は大きくは保護命令を入れること、それからＤＶ防止センターを

きちっと入れること、ＮＧＯに対する支援をきちっと入れること、が獲得目標でした。ＤＶ防止センターは婦人相談所、やはり今ものすごく活動していらっしゃるわけで、それと無関係に作るのではなくてイメージ的には「ＤＶ防止センター・婦人相談所」と看板を掲げ、ＤＶ防止センターが一つの中心的機能を作り、あと女性センターのシェルターや様々なＮＧＯのシェルターが連携をしてやっていくというように思っています。法律は非常に簡明ですし、ＤＶ防止センターの機能についても非常に代表的なものを書いているに過ぎません。ですから今後は今まで婦人相談所、相談員がやってきたことを狭めることはなく、どうやってこれを広げて充実させていくかということがポイントになっていくと思います。もちろんＤＶ防止センターは外国人にも使えるし、機能としては広げると。あと男性も男女共用の法律ですから使えるんですが、ＤＶ防止センターに男性が来ると女性は恐いですし、夫が被害者を装ってくる可能性もありますので、男性はＤＶ防止センターには来させない、電話だけの相談を別に設けるとか、別の緊急保護施設に行ってもらうということも議論をしています。

警察官は具体的に何をするかといいますと、たとえば警察官は通報等により、配偶者からの暴力が行われると認めるときは、警察法、警察官職務執行法等により、暴力の制止、被害者の保護、その他の配偶者からの暴力の被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないという８条というのがあります。知り合いの女性弁護士たちに聞きますと、このＤＶ防止法の効果が施行前から既に現れているというのを聞きます。たとえば、夫の暴力があったときに、警官がやってきて夫を説得して家から出させたそうなんですね。ですからそういうことが的確に行われると本当にいいなと思っています。

関係機関の連携

ＤＶ防止法の９条に被害者保護のための関係機関の連携協力という条文があります。配偶者暴力相談支援センター、これはＤＶ防止センターのことなのですが、都道府県警察、社会福祉法に定める福祉に関する事務所等の関係機関は被害者の保護を行うにあたっては適切な保護が行われるよう、相互に連携を図り、協力するよう努めるものとする、とあります。さきほどののナンシーさんの話からはほど遠いのですが、あそこまで行き着くまでの貴重な第一歩にこれがなればいいと思っています。たとえば都道府県警察はどのようにして関係機関との連携を図るのかということについては、都道府県警察は被害者の適切な保護を行うために、都道府県警察、地方公共団体、法律家の人たち、医療関係者、報道機関、経済界等関係機関等を構成とする各都道府県の被害者支援連絡協議会などを通じて関係機関との連携を図ると。ですからＤＶ防止センターがあり、それから他の女性センターや、様々な一時保護施設があり、ＮＧＯのシェルターやカウンセリングやいろんな相談窓口があり、あと警察があって、福祉の場面があって、とこうなるとその連絡協議会のようなものをきちっと作っていくと。たとえばさっきのナンシーさんの話じゃありませんが、私のイメージではたとえば複数の女性弁護士などがお互いにネットワークを組んでですね、具体的にリーガルサポートなどもやっていくと。カウンセリングの機能、ＤＶ防止センターは被害者に対するカウンセリングも規定していますので、必要性も規定をしていますし、そこをどうやっていくのか、体制の充実も急務だと思います。もちろん保護命令を申請するときの様々なアドバイスや助言提供などもＤＶ防止センターが担っていくことになっています。

今日は地域で生かすということですので、それでいいますと２条に「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を要する。」という条文があります。ですから国と地方公共団体はきちっと責任があるということの規定があるわけです。それからＮＧＯの活動との関係でいいますと、これも今回の保護命令、それからＤＶ防止センター、で３つ目ぐらいの獲得目標だったんですが、ＤＶ防止法２６条は、「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体、シェルターとは書いてないので、シェルターだけの民間団体よりは広いと思うんですが、に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする」と。努めるものと書いてありますが、これは援助を行うという意味であると。努めるという風にしないと、必要な援助をするとなると全て必要的になるので努めるものとするとしてくれという要望がありました。で、この援助の中味は財政的援助は当然含んでいます。ですから今までは、ＮＧＯに対して国から直接援助をするということは非常に少なかったんですね。現在、今までＮＧＯのシェルターなどにはいくつかの地方公共団体が財政的援助をしてきましたけれども、国からは一円もお金が出ていませんでした。この法律で国と自治体がＮＧ

Ｏの様々な活動に対して援助をするシステムを作ったということがあります。ですから、国会であるいは地方公共団体で予算要求をしていくとかですね、国がどこの部分のどれぐらいの費用を分担するのかというのはこれからの課題になっていくだろうと思っています。

ちょっと一つ言い忘れましたが、ＤＶ防止センターで委託を受けたＮＧＯの団体は一時保護を行うことになっています。婦人相談所が一時保護を行う、もう一つはＮＧＯ等の団体が委託を受けて一時保護を行うということがあります。女性センターで一時保護をやっているところもあるんですが、その委託の要件は厚生労働省などにきくと非常にゆるやかにする。たとえば、台所が無くてはだめとか、食事を出してなければだめとか細かい要件を出してはねて行くんではなくて、おそらく今の様々なシェルターをやっているところは入るだろうと言っておりましたが、委託を受けたところがいっしょにネットワークを組んでやっていくという形になります。あと通報と啓発について申し上げます。

通報について

通報のところは児童虐待防止法とちょっと違うようになっています。一般の人は通報するように努めなければならない。というふうになっています。児童虐待法は通報しなければならないとなっているんですが、ちょっと違うのは普通の人が近所で暴力がある、殴られているのを見たという事実があれば、それは通報するように努めなければならない。それから医療機関などは、暴力があるというのが分かれば通報することができる。また、本人の意思を尊重するという条文になっています。ちょっと通報の細かいことと思われると思うんですが、私たちはヒアリングの課程で たくさんの当事者の人の話を聞きました。皆さんおっしゃるのは、突然不意打ち的に警察に通報されると夫が逆上してやはり自分にとってとても不意打ち的になると。医療機関は本人の同意を得るとしますと、まあ失神していたり、意思表明できない場合もありますから、意思を尊重すると。ですから病院でもいろんな情報を提供した上で、本人の意思を尊重した上で、通報するというようになっています。そこは本人の気持ちとか状況をよく見た上で不意打ちにならないように、本人の意思を大事にしながら通報するというふうにしています。

教育啓発について

もちろん、教育啓発の条文も設けています。というのは当たり前ですが２次被害が、相談に行ったらセカンドレイプのような被害を受けるということもありますので、２４条、「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるため、教育及び啓発に努めるものとする。」この場合において配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、精神的虐待ですね、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮する。つまり、ドメスティック・バイオレンスの研修、啓発に行ったら、非常に何がドメスティック・バイオレンスの本質なのか、精神的虐待も含めてちゃんと研修しなさい、と書いているわけです。２３条は職務関係者、たとえば家裁の調停員だとか、警察官、裁判官、弁護士、全部入りますが、その職務を行うにあたり、被害者の心身や環境を踏まえて人権尊重、安全の確保、秘密の保持に十分配慮しなければならない、という規定も置きました。先ほどからナンシーさんの時に話題になっていた、加害者へのカウンセリングなどをどうするかという議論もしました。被害者に対しては、もちろんカウンセリングなどをやるわけです。サポートをします。でも加害者に対しては、まだ実績がよく分からないという話しもあったのと、これはちょっと冗談ですが、お金は女にまず使おうと、とにかく女の人の方から先にやろうと。で、調査研究のところに入りました。２５条、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護に資するため、加害者の更正のための指導の方法、更正というと古くさいですが、加害者のカウンセリングの指導の方法、それから被害者の心身の健康を回復させるための方法に関する調査研究の推進、人材の養成、それからこれは重要ですが、資質の向上に努めるものとする。というふうに置きました。条文をまたそういう形でいろいろと見直していただければと思います。

見直し規定について

３年以内の見直し規定を置いています。ですから今、いろいろ詰めていることもありますし、３

年というのはあっという間に経ちます。ＤＶ防止センターは来年の４月１日からですが、この法律の６ヶ月後、つまり、１０月１３日から基本的にこの法律は施行になります。１０月１３日からもう待ったなしで保護命令でも何でもできるわけですよね。ですからそれに向けての体制作りを大至急やっています。今はプロジェクトチームはなくなったんですが、超党派の女性たちで仲良くやってきたので、ＮＧＯの人たちといっしょに各関係諸省庁、厚生労働省や警察や様々な役所、内閣府も含めて来てもらって、中味について詰める、ディスカッション、意見交換をするということをやっています。また７月の初めにあるんですが、ぜひこういうことを確認してほしいとか、こういうことが現場では聞きたいということがあれば、ぜひおっしゃって下さい。見直し規定があって、何が問題になるかということは割と今の段階からも実際にどう実務が動いているかということを見て検討し直す必要があると思います。たとえば保護命令の申し立てには公証人役場における宣誓供述書か、警察あるいはＤＶ防止センターに相談したという報告書を必要としています。果たしてこれがめんどうくさくないか、これが権利の救済を阻んでいるのではないかという議論は必要ですし、それから速やかに保護命令を出すとなっているのですが、実際に何件保護命令が申し立てられ、どんな状況で出されたのかということなどについての細かいチェックはしていく必要があると思います。あと、退去命令が２週間でいいのか、子どもにはどういう問題があるのかっていうのが保護命令ではこれから私たちがチェックしなければならないポイントです。

ＤＶ防止センターも機能が突貫作業で作る面も実はありますが、果たして充分な機能があるのか、人材の育成は充分なのか、婦人相談員の処遇や充実はどうなっていくのかという問題、あと国と地方公共団体がどう分担していくのか、教育啓発は充分なのか、警察はちゃんと動いているのかということが課題です。でも今日は地域で生かすということですので、私の考えでは、たとえば旭川市や、どこかの自治体がモデル事業としてこれをやって、北海道でもいいです、先進的なところが日本全国のモデルとなっていくということが、割と早いのかなと思っています。

最後の最後に一つだけ、この暴力の問題に取り組んでいると、やはり平和や他の暴力の問題について考えます。国会では去年から憲法調査会が始まって、私自身は参議院の憲法調査会のメンバーです。さっきナンシーさんが冒頭、軍隊、基地の話をされました。私自身、人と人との関係、国と国との関係の問題の解決に暴力、武力を使わない社会をどうやって作っていくのか、憲法の改正、憲法をどうするかについては憲法調査会は去年の１月の時点で５年をめどに結論を出すと言っています。ターゲットは明らかに憲法９条、平和憲法、戦力の放棄を決めた９条２項なんですね。この調査会での最大の論点は。ですから国と国、人と人との関係が支配と被支配、パワーとコントロール、あるいは侵略するしない、武力で問題を解決するというのではない社会を作るという、やはりそっちの問題でもがんばりたいと思っています。どうもありがとうございました。

秀島ゆかりさん

（弁護士：多々のＤＶ事件を法廷で扱う。
札幌のＤＶ法市民案をまとめる）

秀島です。こんにちわ。若干、福島さんの話と重複するところがあるかも知れませんが、私の方は使う側としてこの法律をどのように使っていくかという話を主にしたいと思います。先ほどのナンシーさんの話のなかで、まずシェルターを作り、トランジッションハウスを作り、そしてホットラインを敷いた、そして間に合わないから法に解決を求めた、という話がでてきました。まさにＤＶ防止法はその第一歩、日本のなかでは第一歩になると評価できるかなと思います。個人の問題であった、そして個人の問題として家庭の中に法律が入ってこなかった、それが社会問題として位置づけられたというところにまず、この法律の大きな意味がある、と思います。

さっき、暴力に２段階あるという話がでてきましたけれど、前文の中には「配偶者からの暴力は犯罪であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも充分に行われてこなかった、また、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」とあります。法律の適用自体は男性にも適用されると、先ほどの福島さんの話にもありましたけれども、でも社会の実態から見たら、経済的社会的に権力を持っているのは矢張りまだ男性である、という実態がここにきちっとかかれていると思います。で、この法律の大きな目玉というのは、先ほど福島さんも報告されましたけれども、一つは配偶者暴力相談支援センターという

ものの設置 、で、もう一つは刑事罰付きの保護命令、にあると思います。お手もとの資料に法律の条文があるようなので、ちょっと重なりますけれども、もう一回この二つに焦点を当ててたどってみたいと思います。

秀嶋ゆかりさん

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターというのは、これは施行は来年の４月１日からとなっていて、都道府県に設置義務があります。これができたことの意味は大きいし、私は大きくならなければならないと思っているんですが、どういうことかというと、今まで暴力を受けた女性たちというのは、避難する場所としてはシェルターに行く、それから自立する生活を歩むときには生活保護を受けたり、公営住宅の申し込みをする、それから離婚をするときには弁護士のところに行く、ということを基本的には自分の足で歩きながら全部一つずつ自分でやってこなければいけなかった、ということなんですね。このセンターができたということの意味は、それらのコーディネートをセンターが担うという位置づけを与えられているというふうに考えます。

どういうことかというと第２章にセンターに関する規定があるんですけれども、まず、都道府県の設置義務は３条１項ということで書いてありますが、２と書いてあるところがセンターがどういう機能を担うかということがかかれてあります。具体的には大きく６つのことがかかれているんですけど、簡単に言うと、一つは相談とか関係機関を紹介すること、それから、カウンセリングが大事だということはナンシーさんの話にもでてきましたけれども、心身の健康回復についてもセンターが役割を担うということ、それから自立、保護命令、居住場所などの情報提供、その他の援助をすること、そして、シェルター機能、一時保護をやる、これだけの任務をセンターが負わされることになっています。

つまり、このセンターに被害に遭っている女性たちが相談に行って、そこをまずスタートにして、自立への道を歩んでいく、そういうコーディネイト役をセンターが担うということをこの法律のなかでは規定している、ということが非常に大きいと思うんですね。

保護命令

もう一つは刑事罰付きの保護命令です。先ほど福島さんから話がありましたけれども、大きく二つの命令の形態があります。一つは同居している場合に相手を立ち退かせる、という命令です。これは効力の期間が２週間という非常に短い期間になっています。もう一つは、別居している場合に相手が近づいてくるのを禁止する、接近禁止というふうに私たちは今まで言ってきましたけれども、法の条文としてはつきまとい、徘徊と言う言葉で非常に分かりづらいのですが 、いずれにしても接近を禁止するという命令、これは効力の期間が６ヶ月となっています。この二つの保護命令に違反した場合には、１年以下の懲役、または１００万円以下の罰金、という刑事罰の制裁を受けます。申し立てる場合には大きく３つのことを証明、裏付けなければいけない。一つは暴力を受けたときの状態について、二つ目は、暴力が更に続いてそれによって自分が生命身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合、大きいと認められるということ、三つ目としてはセンター職員、警察官に相談をしたり、援助を求めた、保護を求めたという場合にはその保護を求めた機関や名称とか日時、場所、相談援助保護内容、措置内容というこれらのものを書いて出さないといけない。となっています。だから大きく三つのことを書いたものを裁判所に出さなければいけない。で、三つ目に言ったセンター職員とか警察官に相談援助保護を求めていない場合、には先ほどからでている公証人の認証というのが必要です。

たぶん、法律をお読みになって、ないしは今までの情報で公証人役場という言葉は聞いておられるけれどもどこにあるか知らない人が殆どだと思います。この公証人役場の認証を求めた書面を出さなければいけない。それから手続きとしては、原則として相手側が立ち会った手続きを経ないといけない。口頭弁論ないしは審尋という形で規定さ

れています。ただ、そういうことをしていては間に合わないという場合には、審尋とか口頭弁論を経ないで命令を出せるとはなっていますが、原則は相手側を呼び出して命令を出すという手続きです。

それから迅速な裁判ということが福島さんの話にでてきましたけれども、申し立ててからいつまでに命令を出さなければいけないということはかかれていません。ここは一つの問題です。

こういった形で裁判所としては、被害にあった女性たちは、暴力を受けた場所、ないしは相手方の住所、ないしは自分が今住んでいる場所、ないしは住民票がある場所、を管轄する裁判所に申し立てをすることになります。ここがあとでちょっと非常に使いにくいという話をしようと思っているところですね。

ただ、今までは、民事保全法という法律で民事の仮処分という申し立てをして、そこで接近禁止という命令をもらっていました。違反した場合には一回につき、いくらというペナルティ、間接強制という言い方をしますけれども、ペナルティを科すことはできますけれども刑事罰を科すことはできなかった。そういう意味では刑事罰がついた形で命令を出すことができるという意味は非常に大きいと思います。

あと、職務上関係がある人、このドメスティック・バイオレンスに関わっている人は、被害者の安全確保、それから秘密保持に十分配慮しなければいけないということとか、国、地方公共団体は職務関係者への研修、啓発を行うというふうに規定されていることとか、それから調査、研究の中に加害者再教育のこともあるんだという話がありましたけれども、そして民間団体に必要な援助をしなければならないという規定が盛り込まれたことも、これからこのドメスティック・バイオレンスに関わって関係する機関の連携ということがまさにおそらく中心的な今日と明日のテーマになると思うんですが、こういった規定で関係機関の連携が法的根拠を与えられた意味は大きいだろうと思います。

この法律の使いづらさ

ーセンターについてー

さて、この法律はどういうところが使いづらいか問題なのかという話しに移ります。まず先程来のセンターといっている配偶者暴力相談支援センターというのはどこに置かれてどういう形で運営されるんだろうか。法律にははっきりとはかかれていないですね。ただ、婦人相談所が中心的にその役割を担うということを予定しているような規定になっていると思います。北海道の場合には、北海道立女性相談援助センターがおそらくこの役割をまず担っていくことになると思います。しかしこの北海道立女性相談援助センターというのは一部の方はご存じの通り、殆ど定員オーバーの状態です。ですから一時保護をやりながら、先ほど６つの機能があるという話をしましたけれども、相談を受けたり、具体的な援助をするというのには人手があまりにも足りない、つまり、スタッフをまず増やさないとだめだ、そのための経済的基盤を持たないとだめだ、そして、今は夜間２人ぐらい交代で詰めているという状態ですけれど、それでは２４時間の相談とか援助はできません。この２４時間対応できる仕組みを作るためにもスタッフの拡充と経済的な裏付けということがとても大事になってくると思います。

それから北海道の場合にはかなり広域だということもあって、札幌にしかこのセンターはないわけですから、他の地域にいる人はどうすればいいのか、今後の課題としては各地域にセンター機能を持つ施設が必要ではないかと思います。公的であれ、民間シェルターであれ、入れる期間というのは限られています。そのあとの方がむしろ長いです。離婚の裁判は通常半年から１年ぐらいかかります。その間は殆どの場合シェルターを出て、民間のアパートを借りるか公営住宅にはいるか、ないしは支援施設にはいるかという形で生活を続けていくことになります。で、その生活を続けている間のフォローアップということも非常に重要です。今の道立のセンターなどのスタッフの人員ではとてもそのフォローアップというところまでは手が足りなくてできないなというふうに思います。それがセンターに対する今後の問題と思われる点です。

ー保護命令についてー

今度は保護命令に関する課題なんですけれども一つは先ほど、被害者と暴力が２段階になっているという話がでましたけれども、申し立てのできる人それから命令の名宛人というのは被害者という書き方になっています。これは配偶者からの暴力を受けている被害者という規定のされ方をしているから多くの場合は妻、または妻に準ずるものということになります。つまり、子どもまた他に

同居している親族というのはこの保護命令では保護されない。ということになりえます。いっしょに生活をしている範囲であれば、接近禁止命令がでれば、事実上いっしょに生活している子どもにも網がかかるんじゃないかと思われると思うんですけど、子どもが学校に行ってしまう、保育園に行ってしまう、という場合には、その学校とか保育園は保護命令の対象にはなっていない、そこは非常に大きな問題になると思います。それから保護命令違反に罰則がついたということで、そこでの暴力、被害というのは身体的被害に限定されています。しかも身体的被害というのが非常に厳しい要件になっていて、１０条のところをちょっと見ていただければと思うんですが、この１０条の本文のところで、被害者がさらなる配偶者からの暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、だから生命や身体に重大な危害があるということに限定されています。裏返せば、かなり死の恐怖を直接受けるような暴力がないとこの保護命令が使えないんじゃないかという心配があります。

先ほどのアメリカのマサチューセッツの例も紹介されていましたけれども、配偶者でなくても同居の親族、それから、親子、それから同性愛カップル、ないしは１０代のティーンエイジャーカップルなんかも含むとされていましたけれども、日本のこの防止法の場合には、刑事罰がついたということによってかなり限定されています。ここが一つの大きな問題になると思います。それから手続きのことについて言うと、さっき公証人役場のこと、費用のことがでましたけれども、基本的に平日９時から５時という体制のなかで、ほんとに切迫している人が使えるんだろうか、という疑問がでてきます。ここの工夫としては３つの書類という話をしましたけれども、センターとか警察に相談をした場合に、その場で被害者に書面を渡して、それをつけて申し立てができるような方法等の工夫が必要かと思います。

あと、原則相手側を呼ぶという形で命令がでるので、迅速な裁判と書いてあるけれども、実際どこまで早く命令がでるだろうか、という問題が非常に大きな問題としてあります。、それから立ち退き命令だけではないんですけれど、特に立ち退き命令の場合には具体的に相手を立ち退かせる方法はそれではどうするんだろうという問題があります。執行力が無いと規定されているので、誰が責任をもって、夫なりを立ち退かされるのか。命令がでた直後は被害者側は非常に危険な状態になると思うのですが、そこの安全確保をしながら、加害者と被害者をきちっと分離できる仕組みというのはもう少し工夫しないといけないような気がします。あと、立ち退き命令の期間が２週間と少ないというのは先ほどからでていることですけど、基本的にはやはり、荷物をまとめて被害者側が外にでる、ということを想定した期間のように思います。ここは非常に短すぎると思いますし、２週間経って、今度は接近禁止命令ができるではないか、ということはありますけれども、短期の間に２回も申し立てをするというのは非常に大変なことだなと思います。

今後の課題

いいところと悪いところを言うとあまりにも悪いところがいっぱいになってしまったようで切ない話になってしまったかもしれないんですが、今後の課題としては、一つは財政的基盤をきちっとすること。特に今まで民間シェルターが北海道のなかでも、かなり被害者の保護、援助ということで活動してきています。ですから特に民間シェルターへの財政援助を十分確保することがひとつ。それからシェルターの数が足りないということも非常に問題なのでシェルターを増やす。そしてそこに関わっている専門スタッフを増やすことが不可欠になると思います。あと、関係機関の連携については奥山さんが話をされると思うのですが、北海道の場合にも、法ができるかなり前から関係機関の連携が始まっています。９７年の５月に札幌市はドメスティック・バイオレンスの対策関係機関会議というのを発足させています。その中で私たちが非常に実効性があるなと思ったのは具体的なケースに関わってワーキング部会が開けたということだと思います。たとえば生活保護の受給に関して、地域によって差があるということについてもワーキング部会のなかで全体の差の是正ということを少し前進させることができたと思います。

あとは今後の課題としては個別ケースの会議をより充実させて、本当にこれから連携の実効性を図っていくことが大事になっていくし、そのケース会議をやりながらおそらく最低限のスタンダードなマニュアル、マニュアルというと全部を書かないといけないというふうになってしまうので、そうじゃなくて最低ルールをきちっとマニュアル化していくということが大事かなと思います。今後自治体毎にセンターを設置運営していくということになると自治体毎の格差という問題もでてき

うるので、そういう意味での地域差を是正するためにも最低限のスタンダードを作っていくというのが大事だと思います。それからセンターができるということでセンターがかなりコーディネイト機能を持たされている、いや持てる規定になっているという話をしたんですけれど、矢張りコーディネイトができるセンターにしないといけない、ということを強く思います。

今までは関係機関の連携が具体的な場面では必ずしもうまくいっていないために、せっかくシェルターに入ったけれども生活保護がスムーズにいかないということで自立へのワンステップがなかなか遠い、難しい、ハードルが高いということがあったと思うので、センターに来ればセンターを中心としてコーディネイトができる、たらい回しはされないというワンストップ方式のような形が実現できればいいなと思っています。あとは、ナンシーさんの話でも強調されていましたけれども、自治体職員を含めた関係者の研修ということがこれからますます大事になってくると思います。そして保護命令がでるということで裁判所がかなり緊急なときに介入するという役割を担うので司法機関も含めた形での広域な情報の共有とネットワークが大事になってくると思います。

あともう少し長期的に考えると住民票の移動の問題とか、住民票をどういうふうに個人がコントロールできるかという問題とか、それから社会保障制度とか健康保険を個人単位にしていくということ、これも長期的なのかもう少しで実現するのかちょっとわからないんですけど、できるだけ早く実現していくということが同時に必要になってくると思います。加害者の教育ということも先ほどナンシーさんが質問に答えておられましたけれども、社会のなかで起きているこのドメスティック・バイオレンスに限らない性差別の問題についていろんな形でいろんな人が関わっていく仕組みっていうのを、これは連携のことなんですけど、もっといろんなことで作っていきたいなと思います。ＤＶはＤＶに限定してということではなくて、せっかく児童虐待防止法ができた、ストーカー防止法もできた、いろんな性差を無くしていくという法律が去年から今年にかけてできた、どういう人がどういう形で活用していけるかというときに横の繋がりということがとても大事だと思っています。法律をどう使っていくか、法律の限界、問題点、そして今後の課題というあたりをとりあえず話してみました。

奥山　正さん

（北海道男女平等参画推進室、主幹）

道庁で男女平等参画ということで、ほやほやの部屋で、やっていることは女性行政を営々としてやっているセクションなんですが、このところ私どもの部屋では新しい、略称はまだ認知されていないかも知れませんがＤＶ防止法の対策の部屋というほうが知られているようになっちゃうのかなという気がしています。

奥山正さん

北海道の夫婦間暴力の実態調査

私ども去年、夫婦間の暴力の実態調査をさせていただきました。今日ここにいらっしゃる近藤さん、秀嶋さんにもご協力いただきましたし、地元のシェルターネットの方にもご協力いただいて、今年の１月に報告書としてとりまとめさせていただきました。皆さんに配布させていただいている概要書についてかいつまんでご説明したいんですが、ちょっと時間が押しているようなので申し訳ございません。今日、資料があたってない方は、道庁の私どもの部屋のホームページにアクセスしていただくとこの概要版が引き出せるようになっていますので、後ほどインターネットを活用してみていただきたいと思います。

実態調査の内容については、だいたいこれまで行われてきた内閣府なり、当時は総理府でしたが、あと、東京都の調査の手法を北海道でも採用させていただきました。従いまして、道民に対するアンケート調査、４６００名を対象とした調査ですが、結果的に約４割の回収率になってございます。それから被害体験者の面接調査、これは電話による公募とそれからシェルターネットの方のご協力によって、協力者３７名のアポを取ったんですが、結果的に３０名の方からの有効回答を頂いて報告書に収録させていただきました。それから関係機

関団体の調査につきましては、様々な関係のところに文書でアンケートを採ったり、実際に訪問してヒアリングを致しました結果、３６の機関と団体の回答を収録させていただいています。

概要書の２ページですが意識調査の結果はこれまで行われました、東京都とか総理府の調査結果と若干項目によって多少の違いはありますが、おおむね北海道に於いても同じような傾向が見られております。３ページから４ページにかけて、肝心の暴力の被害体験について載せてございますが、やっぱり何度もあったで一番多かったのがあなたが何をいっても無視をし続けるとかいわゆる精神的暴力に区分される暴力が上位を占めておりましたが、過去に１，２度あったという暴力の被害体験を取りますと、数値は少ないんですけどやはり東京都や総理府の調査と同じように深刻な暴力の被害体験も北海道でもみられております。

それから北海道では男性に対して質問しておりますが、妻やパートナーに叩くという行為をしたことがあるかという質問なんですが、あると回答した男性は、１８．８％になってございます。この１８．８％の中味はですね、必ずしも十分分析できるようなアンケート調査は取っておりませんが、約３割程度の方がそのときの経験についてコメントを寄せておられます。それによりますと、子どものことで衝突してつい手を挙げてしまったとか、過去に経った一度だけだったとか、今は後悔しているというようなコメントもありますけれど、いわゆるノーコメントの分もありますのでこの中にやはり深刻な被害も当然含まれるのかなというふうに考えております。アンケート調査の女性の結果と照合してみたんですが、先ほどの身体的暴力の体験についての質問ですが、１，２度あったを含めた女性の回答がたとえば、あなたを押したり、つかんだり、つねったり、こずいたりするという回答が１９．３％ございましたので、北海道の場合の男性と女性の加害と被害体験は近似しているだろうというふうに私どもは見ております。

それから当然暴力を受けたときの同居家族の影響の中で、深刻化しているのが子どもに対する影響で、北海道の調査の事例でもみられております。暴力行為を子どもが見ていたことがある、３１．１％。それから子どもが心配しておびえるようになった、１５．９％ということで、社会問題化している児童虐待と合わせてですね、夫、パートナーからの暴力が子どもにも直接的暴力または間接的な影響があることが調査結果の中から分かっております。それから５ページの被害の相談状況でございますが、まず、親戚や知人への相談ですが、非常に相談した方は少なくて、２２．３％に留まっておりまして、相談しなかった方が約４割ですので、 約半数になっております。相談の内訳は意外だったんですが、身内ではなくて、知人や友人に相談したケースが１３．４％ということで一番多くなってございます。それから関係機関、団体への相談状況ですが、予想はされてたんですが、相談しなかったというのが５３．６％ということで北海道の場合では過半数を占めてございました。相談した方はわずか３．１％に留まってございます。

こういうことから、まあよく言われているんですが潜在化しているとデーターで示された形になったかなというふうに受け止めております。それから面接調査の結果については概要書ではあまり詳しく載せておりませんが、調査に協力していただいた３０名の方からは、暴力が継続している年数が２０年から３０年と長期にわたって継続している事例が今回の面接調査では多くございました。それから一回の暴力が継続している時間が数時間と非常に長いというケースも多かったです。暴力の場はやはり自宅が殆どということで外部からは非常に分からない密室のなかで行われているということが確認できました。当然、面接調査でも子どもに対する影響についてかなり深刻な被害の報告がございます。言葉がでなくなったとか、チックなどの症状がでているという子どもの暴力による影響について訴える協力者の方の証言もございました。私どもが被害者にお尋ねしたなかで、被害体験者の要望する支援についてですが、もっと警察の積極的な対応、経済的な支援、社会に対する一層の意識啓発をやってほしいということで、夫からの追跡を避けながら、協力していただいた方の証言が印象に残っております。

それから７ページから８ページにかけての関係機関等の調査の関係ですが、現在の相談機能体制が必ずしも十分でないという意見がほぼ共通の意見でございます。ただ、先ほどからちょっと触れられておりますが、関係機関の間で定期的な会議をするなど、連携強化に対する意見が多数寄せられておりますので、この調査の段階では、今回のテーマの法律の関係については必ずしも見えておりませんでしたが、結果がでると同時に法律が成立ということで、私どもも民間シェルターの方とも連携しながら、北海道においてモデルになるかどうかは分かりませんけれども、そういった取り組みをする予定にしてございましたので、新たな政策の支援を受けながら北海道で被害者の救済のためのサポート体制の連携強化をしていきたいと考えております。

北海道男女平等推進条例

ここで私の時間は殆どなくなってしまったのですが、回数は少ないのですが、年３回出している私どもの部屋の情報誌、イコールパートナーに４月に施行しました北海道男女平等推進条例の抜粋を載せています。この条例も私どものホームページで全文見れますので、資料があたっていない方は恐れ入りますがインターネットを活用して頂きたいと思います。残念ながらこの情報誌には肝心の前文が載っていないので、前文については道としての現状認識を示しているところなんですが、ちょっと読ませていただきます。憲法の下で様々な政策が進められてきたということを受けて、『しかしながら、女性に対する暴力やセクシュァル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが、結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取り扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している』という現状認識を示してございます。その中で２年間を費やして条例を成立させたのですが、名称は北海道男女平等参画推進条例ということでこの平等という名前を決めるのに検討の大半の時間を費やしました。そういう意味で私ども事務局としては、もっと他の部分を詰めてほしい、理論武装してほしいという私どもとしての希望もあったのですが、それだけ関係の皆さん、それに道民の男女平等に対する要望が非常に強かったというふうに私は理解しておりますが、これから条例の主な項目を何項目か申し上げますが、この名前に結集したエネルギーに全てが尽くされているのではないかなと私は考えております。

パンフレットの６条のところにですね、様々な規定が定められておりますが、ごらんの通りこの条例の制定の過程でですね、国の男女平等参画基本法が成立しておりますので、基本法に定められた理念だとか都道府県の責務も当然条例の条文に盛り込まれておりますのでその辺については省略させていただきます。北海道の特徴としては、第６条に事業者の責務を、基本法では国民の責務のなかで包括されていますが、雇用の場における男女の不平等が非常に多いという現状認識の中で、事業者の責務をあえて規定させていただいています。

それから第７条に性別による権利侵害の禁止ということで、第７条の１項は性別を理由とした直接的にも間接的にも差別的な取り扱いをしてはならない、それから何人も社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないということで、雇用の場以外のセクシュアル・ハラスメントの禁止も盛り込んでおります。それから何人も社会のあらゆる分野において男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む）を行ってはならないという、先程来身体的暴力云々の話もありましたが、道の条例ではいわゆる言葉の暴力を含む精神的暴力も禁止しておりますので、道民の皆様方の理解とご協力をお願いしたいと考えております。それからまだまだ特徴としては、男女平等参画苦情処理委員、いわゆる苦情等の申し出をできる制度をこの条例に盛り込んでおりますが、道の場合は既にオンブズパーソン制度ができておりますので、この苦情処理委員は男女平等参画にかかる部分ということで限定付きの制度になってございます。

それから今まで懇話会として運営しておりました私どもの諮問機関は、条例に基づく審議会になったということで、これは当然私どもの部屋としては男女の比率が同じ位になるようにということで　１５人の定数をほぼ半数になるように、気持ちとしては女性がちょっと多くなるように運営していきたいと考えています。それと先ほどの今日のテーマに関連いたしまして、せっかくこういう機会を与えられましたし、福島議員もいらっしゃいますので、私ども地域の自治体の立場で厚生労働省なり内閣府なり様々な情報を求めているのですが、はっきり申し上げてまだまだ私どもが具体的な中身を承知していないという状況があります。だんだん時間が経ちまして私どもとしても来年度の予算要求時期が迫っておりますので、その中で何とか早く国からの情報を欲しいということと、それから北海道のこの広大な地域を新しい法律でカバーしていくということもございますので、これらを作る上でのシステムについて北海道の特殊事情を考慮していただきたいという希望もございます。

それから支援の中味でございますが、力強い財政的な援助も含むという福島議員のご説明もありまして、私どもとしては非常に頼もしい限りなのですが、やはり、地方自治体の財政的に危機的な状況、マインドはあるのだけれどお金が無いというのがどこの自治体も共通の悩ましい課題だと思いますので、そういう意味で私どもの責務はどんどん拡大しておりますが、財源はやはり危機的な状況でございますので、私どもが全国に先駆けて

モデル地区になるためにはやはり国の政策支援を受けながら、そして関係機関、団体そして道民の皆さんの理解の下にこういったシステムを、北海道らしいシステムを作り上げていくためのご協力を頂ければと思います。

それから連携についての話をする時間がほとんどなくなりましたが、新しい法律の制定が無くても、私どもとしては実態調査の結果を踏まえて現行プランに基づいて連絡会議等、様々なネットワークの問題について取り組む予定にしてございました。新たな法律でも当然その連携が法制化の下で義務づけられましたので、それを受けながら、より北海道にあった被害者の立場に立ったシステムを作るべく努力していきたいと思います。

近藤　ありがとうございました。それでは、３人のパネリストのお話を受けて、ナンシーさんからコメントをいただければと思います。今、ようやく法律が制定され、今後地域の中で、ＤＶの根絶、女性への暴力の根絶に向けて具体的に様々なシステムが動きだそうとしているときに、ナンシーさんたちのこれまでのご経験に照らしておっしゃりたいことがありましたらぜひお伝え願いたいと思います。

ナンシー・ライアン

皆さんのお話を聞きまして、法的にもフェミニスト的にも嬉しく思います。法律というのは、完璧なものというのはあり得ませんので、いかにどこが弱いのかというのを探して、そして皆様が検証してそれをどのように強くしていくか、そしてこの法律をどのように育てていくかということが一番大事な点であると思います。

非常に大事なのは、男性のリーダーが立ち向かって、いろいろなデータをそろえて、そして地域レベルで、国レベルで、それをどのように使っていくか、いかに提携していくかということだと思います。マサチューセッツと北海道はシスター州ともいうべき関係です。これをドメスティック・バイオレンスの面で新しい関係を作っていくということも非常にいいのではないかと思います。

近藤　ありがとうございました。それではパネリストの皆さんに今後の課題に向けてということで一言ずついただきたいと思います。

福島　今日はどうもありがとうございました。実は私は秀島さんとは司法修習生前から知り合いで彼女のコメントを聞きながら、実は私もその通りと思っていました。さっきの平等を入れるのに８割のエネルギーを使ったという話ですが、実は保護命令を入れるのに９割方力を使いまして、正直に言うと詰め切れていないところもあります。ＤＶ防止センターなどはかなり、ブランクなんですが、詰めきれないと法律を作れないと言うよりは、まず作ってきちっと予算をつけて、全国でがんばっていらっしゃる皆さんにはすごいご迷惑をかけるかも知れないんですが、いっしょに歩きながら、走りながら、考えながら、不充分な点を育てていこう、新しい制度を作ってスタートさせ、それで社会的なコンセンサスを作り、１年、３年、５年、１０年、極端にいえば２０年、単位で。

今、世界のどの国を訪れてもＤＶを完璧に克服している国はやはり無いんですよね。ＤＶをなくすためには、ＤＶを生み出している根本原因のところをうち砕かなければいけないわけですから、現に困っていても声も出せない、さっき潜在化しているという話が改めてありましたが、ここに届く努力というのを本当にやっていきたいと思っています。児童虐待防止法はこのＤＶ法よりも遙かに弱い精神的な規定が多いんですよね。それでも通報を規定したために、いま医療機関がばんばん通報するようになって、潜在化していた問題点が表にでてきているというメリットはあると思います。ですから実は立法者たちのプロジェクトチームのなかでも、何十回も議論してきたので、この法律の弱いところはかなり分かっているところもあるんです。保護命令が弱いんじゃないか、ＤＶ防止センターもかなりブランクのまま走り出す、しかも４月１日から走り出すという、介護保険とどっこいどっこいのような、無理矢理作るというようなところがあるのも承知しています。やり始めれば、かなり全国的にでこぼこなるかも知れないけれど、今実は全国の婦人相談所のなかでも一時保護施設がないところとか、殆ど相談がないところもあるんですね。ですから、あるモデル地域を創ること、私は北海道はある意味モデル地域といわれてきた面もありますし、かなりやれるのではないかと思っています。それと皆さんが自分の自治体で地域のなかでいろいろやって下さることを期待しております。この法律が未完成のまま、待ったなしの状態でできたということは承知しています。ですからこれを今後どうやって育てていくのか、そして３年後の見直し、ストーカー規制法は５年後の見直しなんですが、ということは法律が施行されてすぐ、実務上はどうなっているのかというリサーチを繰り返していろんなケースを出して、３年後の見直しのためには１年後くらいからいろんな議論をいっしょにみんなで始めたい

と思っています。ただこのことには殆ど全ての役所が関わります。法務省、総理府、今内閣府の男女共同参画局になりましたが、ここはフル回転してやっていただかなければなりませんし、女性差別撤廃条約ということでは外務省もそうですし、働く自立支援ということから、またＤＶ防止センターということでは厚生労働省にがんばっていただかなければならない。あと、警察、裁判所、法務省、教育啓発の文部科学省ですね。保険証、住民票、病院、学校の件、あらゆることが関わってきます。横断的に全てが関わってくるテーマなので、各省庁や自治体との交渉も女たちでがんばってやっていきましょうということを申し上げたいと思います。

この施行に向けての予算は１０億円ついています。今後は自治体や国レベルで予算をつけさせる、人員の養成、受け入れの拡大、待遇の改善、ネットワークづくりのノウハウづくりやそのためのお金を要求していくことが必要ではないか、機密費に使うお金があれば女性に対する暴力のために使えということを実はずっとプロジェクトチームのなかで言ってきたんですが、イーター（ＩＴＥＲ：核融合炉の実験炉）に使う何兆円という額に比べれば遙かに少ないと思っておりますので、ぜひ意思決定の場とかいろんな場でいっしょにがんばってやっていきましょう、今日はありがとうございました。

秀島　先ほどの話を少しまとめたいと思います。一つは、保護命令が使いづらいのではないかという話をかなりしましたが、これを使い勝手よくするには私たちの責任が大きいような気がしています。裁判所と私たち法律に携わるものがよく連携をして、できるだけ迅速にしかも簡便に命令を出させるということ、そしてそれを執行させるというところまで弁護士が関わってやる役割は非常に大きいので、申立書の書式から始まって、どういう書類を出せば命令を出せるというところまで含めて裁判所と折衝をしていかなければならないと思っています。

あともう一つ、さっきほとんどの役所が関わるという話がでましたけれども、私もセンターということを一つのきっかけとして、縦割り行政的なことが上手く本当に人と人とが繋がってゆくということを続けていける大きなとっかかりが、この法律制定、施行でできるような気がしているんです。今までも連携ということでは札幌市の関係機関連絡会議などありましたけれど、もっともっと、日常的なところで連携がうまくいくような仕組みを作っていきたいと思っています。そのために自治体の責任を強調したいところですが、財政をきちっと確保するというのは私たちの運動で作っていかなければいけないところでもあるし、さっきのケンブリッジ市のＤＶゼロ地域のポスターの話を聞いていて、そういうことは各自治体でもまずできることだなと思いました。暴力をなくすためにうちは、うちの市民は責任を持ちますよということがポスターを貼るということに表れているような気がするので、そういう広報的な活動も含めていろんな人たちが関わっていくという関係をもっとつなげていきたいなと思っています。

奥山　ＤＶ防止法に関連して、道としてまた道民としてすべきことは、かなり条例に盛り込まれているのではないかと思います。そういう意味では新しい法律に基づいて、配偶者暴力支援センターは道が担うべき機能として法律で義務づけられているのですが、当然求められることが多すぎるという印象もあります。我々も関係セクションと悩みながら、どうしていくんだという話をしているところですが、とりあえず、今はできるところから始めようという話をしております。

ただ、これをするためには、さっき私、国に金の無心をしたような記憶があるんですが、そればかりでなく、私どもが一番困るのは、私どもがこれだけの対策のために来年度これだけお金がかかるというボトムアップで予算要求をしていきますと、全ての道民からはそういう取り組みが理解されない、応援されないという現実があります。ですから私が条例に思いが込められているといったのは、条例のめざすところをご理解いただければ、私たちがそのレベルまで行っていない被害女性に様々な保護なり、支援を私どものセクションから、例えば予算要求を上げたときに、道民の方々、道民の代表の議会の方々にご理解いただけるような、そういう環境を皆さんとともに作っていければと思っています。そういう意味では私どもわずか１２人のセクションなんですが、男性が多いんですが、少なくとも皆さんの協力でできたこの条例を新たな法律の施行に当たっても、私どもとしてはせっかく漕ぎ着けた法律ですから、私どもの条例の土台の上で大事に育てていきたいと考えておりますし、関係の皆さん方のご意見を頂きながら、北海道がモデルになれるように微力ながら努力したいと思いますので協力よろしくお願いします。

近藤　私は２年前にマサチューセッツのケンブリッジを訪問して、ナンシーさん始め、たくさんのＤＶに関わる専門家の方々にお目にかかって勉強

してまいりました。そのときにケンブリッジの町に入ったとたんにストップ・ザ・ＤＶという交通標識のようなマークが本当によく目に付くところあちこちに掲げられているんです。これは暴力を示すげんこつ、拳が平手で止められていて、ドメスティック・バイオレンスをなくそうと、ケンブリッジはＤＶフリーゾーンなんだ、それを宣言した町なんだというシンボルマークなんですね。そして道路標識のように街路にも市役所の壁にも目に付くありとあらゆる所にこの標識が掲げられていて、確かにこの町は女性への暴力をなくそう、子どもへの虐待をなくそう、人々の安全な市民生活を保障して伸びやかな地域を創っていこうという、そういう意思と決意というのがありありと伺える、そういう標識でした。で、ケンブリッジの皆さんがそれこそ２０年、３０年かけて創り上げられてきたコミュニティのあり方というものを私たちは今、とにかく法を社会的なルールの根拠として持つことは持った。そして今皆さんがおっしゃったようにその法律を力にして使うための仕事がこれから始まるのだろうと思います。法律が本当に力のあるものとして動き出せるようにそこに魂を吹き込んで使い勝手のいいものに育て上げる仕事をまた、５年、１０年とかけて現場からやっていかなければと思っています。具体的な細かい論議というのは明日の午前中に始まる７つの分科会の中で、今日のナンシーさんの基調講演、そしてパネリストの皆さんの具体的な問題提起を受けてもっとつっこんだ論議につなげていただければ大変ありがたいと思います。

第１分科会

「ＤＶ防止法」と自治体ー地域でどう生かしていくか

発題者　広岡　立美（石川県議会議員）
成田　教子（弁護士）
ナンシー・ライアン
司　会　村田　恵子（ウィメンズネット旭川）
担　当　久保　厚子（ウィメンズネット旭川）
通　訳　佐藤　陽子

村田　ワークショップ１「ＤＶ防止法と自治体ー地域でどう生かしていくか」というテーマでお話をすすめていくわけなんですが、ＤＶ防止法が制定されまして各自治体に総合的なＤＶ対策が求められていくことになります。今日は発題者としてお二人にご参加いただいております。

札幌で弁護士をなさってます成田教子さん。それともうお一方石川県からきてくださいました広岡立美さん、石川県の県議会の議員をしていらっしゃいます。

今日の流れを説明させていただきたいと思いますが、ＤＶ防止法ができましてその中に国、地方自治体の責務が盛り込まれました。ＤＶ防止法の中でとりわけ自治体の果たすべき役割等について、どのように解釈し、運用していくと良いのかが非常に大事なことになってくると思われます。

最初にＤＶ防止法における自治体の役割について解説とコメントを成田さんの方からいただきまして、次に会場の皆様と質疑応答といった形で進めていきたいと思っています。その後、広岡さんの方からＤＶ防止法制定以前にすでに石川県で取り組まれている具体的なＤＶ防止対策を紹介していただきます。職員に対しての研修ですとか、関係者会議の開催、また、羽咋市では具体的にＤＶについてかなり踏み込んだ条例ができていると聞いております。取り組まれるに至った経過、中身等について報告をいただきまして、会場の皆さんと質疑応答をしていきたいと思います。

後もう一点、昨日のパネルディスカッションの中でも報告されましたが、北海道では男女平等参画推進条例が今年の４月からすでに施行になっております。条例策定にあたりまして成田さんは、懇話会の座長を勤められました。どのような討議を経て条例ができたのか、経過と議論の中身等について報告いただきながらこれから各地域で始まる具体的な、条例作りを進めていくうえでのヒントになるお話を伺えたらと思っております。

最終的にはこの後の全体会議につなげて、ＤＶ防止法が必ずしも十分な法律ではなかったとの話が昨日もありましたが、この１のワークショップでも、いくつかアピール文に盛り込みたい内容をまとめていければいいな、と思っております。

ＤＶ防止法における自治体の役割

成田　それでは私の方からお話しさせていただきたいと思います。昨日シンポジウムでパネルディスカッションの時に、福島瑞穂さん、秀嶋ゆかりさんの方からこの防止法に関する説明がありましたので、もう皆さん十分頭に入っているという方も多いかと思いますが、今日初めて参加される方もいるということですので、改めて国及び地方自治体の責務と役割についてのこの法律の中身を、おさらいしてみようと思います。

まず資料（資料①）の第２条を見ていただくと、ＤＶ防止法では国及び地方公共団体が配偶者からの暴力を防止し、被害者保護の責務を負うということになっています。そして第３条で今度は、地方自治体の中でも都道府県が配偶者暴力相談支援センター、略してＤＶ防止支援セ

ンターと言うと簡単だと思いますので、これからそういうふうに言いますが、そのセンターとしての機能を果たすような施設を作らなくてはいけないということになっています。婦人相談所をセンターとしての機能を果たすものとする、となってますので、その支援センターとしての機能、業務はどういうことになるかというと、その第３条の２に６つ掲げられています。

これは読んでいただければわかるとおりなんですけれども、これまでもこの中のいくつか、保護命令というのが改めて制定されたものですが、これ以外のものについては既に婦人相談所でやっていたところもあるし、ほとんどそういう機能は果たしていないところもある、というところだったと思いますが、これは全国一律に義務があるということになろうかと思います。ただその中身ですね、それについてはかなり幅のある定められ方をしておりますので、どういうものが求められるのかここで皆さんと一緒に議論していきたいと思います。

ちょっと私の考えを含めてこの続きについてお話したいと思います。

一つめは、被害者に関する相談あるいは婦人相談員または相談を行う機関を紹介することとなっております。そもそもその婦人相談所で直接被害者の相談に応じるという機能は、おそらく全国的には大半の相談所がやっていたんではないかな、と思われますが、その相談のシステムがどのようになっていたかということを考えてみますと、婦人相談所だけで相談に応じるということでは全く足りないわけで、あらゆる相談窓口で被害者の相談がこのセンターに繋がるというようなネットワークを立ち上げなくてはいけない、ということをここにうたっているのではないか、ということを私は思いますし、それが必要ではないかと思います。それから、その婦人相談員、あるいは婦人相談員という名前がなくても相談窓口の方の質の問題、研修も含めて待遇、それから人数の問題ですね。これも十分に機能するようなものにしていかなければならない、ということが一つめの業務に関連したお話だと思います。

それから二つめの被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。皆さんご存じのとおり、被害者の方に仕事を紹介する、ということだけではとても自立できないという方が数多くいらっしゃるということを、経験されていると思います。今現在はどういうふうにしているかといいますと、例えば私の方では札幌とか道のやり方しかわからないんですけれども、北海道の場合では婦人相談所というのが援助センターと略して言っていますが、そこに相談に来られ一時保護をした方について、こういう心理学的な指導を行うという体制はなかなか難しい状況にあります。つまり、いわゆる専門家といわれる方はごく僅かしかいないということで、もしこういうカウンセリング等が必要になるということであれば、外部の機関にお願いするしかないという状況にあります。もちろん、費用的な問題、あるいはそういう方をどうやってカウンセリングを受けるように心を開かせるか、ということ自体が難しい状況にあるという現状にあります。そういう状況ですから、センターとしての機能を果たすためには、そのようなスタッフ自体をセンターに抱えるというシステムまで持たせなければうまく機能していかないんじゃないか、それが必要なんではないか、というような気がいたします。

次に３番目の被害者の一時保護、これは第３条の第３項で婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされています。現在でも一時保護をやっているわけですけれども、例えば北海道の女性援助センターでは定員いっぱい、といいますか、民間のシェルターを紹介しなければならない、というような状況にもあると聞いておりますし、民間シェルター自体も忙しくてなかなか受け入れが困難な状況も生じてきております。そういう状況ですが、この一時保護を行うことということがセンターの業務ですから、婦人相談所では足りない場合には色々な母子支援施設なり、さまざまな施設を使って、委託をして、受け入れていかなければならないということになろうかと思われます。そういった場合に、厚生労働大臣が定める基準とは一体どういう基準になるのか、今現在厚生労働大臣と各機関との意見交換会の中では、その基準はあまりハードルを高くしないでおく、というようなことを厚生労働省側では言っているということですが、そこも今現状のシェルターがあまり数のない中で、委託することができるのかどうか、それも非常に難しい問題になっているのではないかと思います。

それから４番目の被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと、ですけれども、この自立するための情報提供、援助というような書き方になっていますが、実際の自立まで、被害者が一時保護を受けて自立するまでの流れというのを皆さん

ご存じのとおり、単純に情報提供や単なる援助ということではとうてい自立まで持っていけないというのはよくわかってらっしゃると思います。婦人相談員の方がどんなに自立のために努力されて、社会資源を活用してコーディネーター的な役割を果たしながら、自立に向けて努力されているかということは十分わかってらっしゃると思います。ですから、この情報提供その他の援助というのは、いわゆるケースワーク業務といいますかコーディネートというような捉え方で中身を検討していかなければ、この業務は果たし得ないというふうに思いますし、自立するためにはさまざまな、昨日も出ておりましたけれども、住民票がなければ公的な住宅には入れないとか、住民票を移さないために健康保険を得られないとか、そういうふうな問題を含めてですね、地方自治体の方で改善していかなければならない課題というのが大変たくさんあるのではないかと思います。

５番目の保護命令制度の利用についてですが、これも情報提供その他の援助となっております。保護命令を申し立てることができますよと、いうことをただ説明するだけでは、この業務を果たせないということはすぐにわかることですよね。昨日のシンポジウムの中でも保護命令の要件、特にセンターや警察に保護を求めたことのない、つまり記録のない方が保護命令を申し立てるためには、公証人の前での宣誓が必要になるというようなお話が出ていたと思いますけれども、非常にわかりにくいものになっております。このあたりはですね、保護命令の申し立てに必要な書類はどのようにして準備するか用意をして、これをチェックすればすぐ申し立て書の書類になるチェックシート的なものを、これは全国統一の方がよろしいかと思いますが、作りおいて、備えおいて簡単に申し立てができるように揃えていかなくてはならないし、こういうものをする場合、法律家を、弁護士を使わなければいけないということも当然生じてくるでしょうから、弁護士、法律家の相談もうけられて、ＤＶに詳しい法律家に手続きを依頼できるようなネットワークだとかシステムを立ち上げていかなくてはいけないというのも、この業務に含まれるのではないかと思います。例えば北海道では、援助センターには札幌弁護士会から今確か４名だったと思いますけれども、４名の者が一ヵ月に１回だったと思いますが相談に伺っています。ただし、その日に相談を受けられない場合には、直接事務所の方に相談をいただいて手続きを依頼するというようなシステムにもなっておりますし、当然４人だけでは足りないので、弁護士会全体でリストを作りまして、そういう専門の事件を受けてもいいという弁護士のリストを作り、弁護士会との窓口の中でうまくこの法的な手続きを援助できるような形もとっておりますけれども、各地でこういう手続きもやはり必要なことになってくるのではないか、と思います。

６番目の被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助。これも公的な住宅の利用もあるでしょうし、民間のアパートを借りるというようなこともあるでしょうし、その情報の提供、援助というのは現在もかなりやっていると思います。しかし、その中でいろんなネックがありますよね。例えば、生活保護を一時的に受けなければ自立していけない女性のためにアパートを借りようとすると、なかなか提供してくれない家主が多い。あるいは、家主にも秘密の保護というのをお願いできるような方を探さなければならない。また具体的に言うと保証人を探さなければいけない、ということで自前で保証人を用意できないときには、シェルターの一員が保証人になるというようなこともやむをえずやっているというようなことも聞いていますけれども。このあたりも、ほんとうにこの第６番目の業務を行うということになれば、もう少し踏み込んだ形の援助ができるようにしていかなくてはいけないのではないか、と思います。

次に第９条は、被害者の保護のための関係機関の連携協力ということが載っております。被害者の自立のために、いかに様々な機関の協力を得なければいけないかということは、身をもって体験していらっしゃるのではないかと思いますけれども、これは例えば札幌市が９７年だったと思いますけれども、民間からの要望に応えて札幌市の方が積極的に動いていただきまして、関係機関会議というのを発足させました。これができたのは、非常に民間の方が熱心に再三要望したということもありますけれども、やはりその担当の部門の方が精力的に各機関に出向いていって、何故これが必要なのかということを説いて回ったというのが、大きな力になったと思います。関係機関会議ができたというのは確かに非常にアピールという効果もありますし、ここで私たちが参加して各機関の出席者と顔見知りになれて話ができる、ということはこれは具体的には非常に力になりうることなんですね。私自身も警察の関係でちょっとトラブルが起きたときに、そこを通じて迅速にとりあえ

ず解決できた、という経験も持っておりますけれども。そういう意味合いでは、作っただけでも非常に効果があるわけなんですが、そこで何をするかというのが、また一番大きな問題なんですね。今まで何回か重ねてきておりまして、私も２，３回なんですけれども出てきたなかで感じていることは、だんだんやることがなくなってくるんですね。最初は「私たちはこういうことをやっています」あるいは「こういうことをお願いします」と言えば「じゃ、やりましょう」ということで、ある程度のことはやるわけですね。そして例えばケースの紹介だとか、こんなことがあったと、問題点はここここだということは話せるんですが、じゃ持ち帰ってそれがどうなったかというと、それがさっぱり表れてこない、という面がありました。そこで２年か３年前からですね、実際のケースが起きたときに、問題が起きたときに、各関連の機関の方を集めてケース会議、プロジェクト会議といいますけれども、そういうものをしたらどうかという話になりまして、それは、なかなかその各機関が、というよりむしろシェルターなどでそういう持ちかけをしても、個々に呼びかけてもなかなかできないわけですね。それを、札幌市にお願いすると札幌市がコーディネートしてくれる、というような体制を作っていただきました。そうしましたら例えば生活保護をひとつ例にとりますと、こっちの区役所ではこういうケースでうまくいったのに、こっちの区役所では全く通らないというふうな格差があるわけですね。担当者のやっぱり裁量ということもありますので。そういう問題が出てきたとき、この区役所でできたことがここでできないはずはないんだ、ということを具体的に持ち込みまして話し合うと、それがうまく氷解できる、と。あるいはここでもここでもやっていないけれども、ここは必要なんだということを持ち込んで、各関係機関で検討していただければ、それを持ち帰ってすぐに解決の方向に向かって動いていただけるということで、もちろん成功した例と成功しない例がありますけれども、問題点をすぐに認識しあえるということは非常に大事なことだ、というふうに思います。

札幌市の話ばかりしましたが、実は北海道でももちろんやっておりまして、これは確か援助センターが音頭をとり、北海道広いですから各方面に出かけていってやっているというふうに伺っています。

札幌市の関係機関会議にじつはちょっともうひとつネックがありまして、裁判所関係の方は一切出ていただけないと・・・。札幌市の方からもかなり働きかけましたけれども、結局どなたも出ていただけないということで、大変密接な関係があるところが出ていただけないということはやはり、かなり不十分なものに今のところとどまってしまっているのではないかと思いますが、これについてもこの防止法ができたということでもうひとつ前へ進めるのではないかなというふうに思っていますし、進まなければいけないんではないかと思います。

次に２３条を見ていただきたいと思いますが、２３条には職務関係者ということが書いてありますね。配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者については、被害者の人権を尊重するとともに云々ということが書かれておりまして、２項で、研修とか啓発をしなければいけない、行うものとする、というふうに書かれております。もちろん国全体でやらなくてはいけないわけですが、特に裁判所は地方自治体が権限はありませんから国になりますよね。それから、地方公共団体これは県レベルではなくて、もちろん市町村レベルも含めて、職務関係者に対して研修・啓発を行うということが求められています。さまざまなところで被害者はとりあえず相談に行く。そうすると、もう一番最初に相談に行った窓口で誤ったアドバイスをしてしまう、あるいは全く受け入れてもらえない、というようなところにぶつかりますと、もうそこでどこへも行かなくなってしまう、ということは経験されていると思いますけれども、窓口というのも、ほんとにたくさん広げてできるだけアクセスしやすいようにするということが非常に大事です。末端に至るまで窓口の担当者にＤＶに関する専門的な研修をしなければ、より多くの被害者を救えないということはもう明らかな事実ですから、そのへんの研修、啓発、これはすでに実践されているところもあるというふうに聞いておりますけれども、これもこの法律ができることによって早速始めなくてはいけない大事な国及び地方公共団体の責務ではないかと思います。

それから２４条は、一般的な教育、啓発、２５条は加害者の更生のための指導も含めた調査研究、被害者保護に係る人材の養成、ということが求められておりますけれども、これも本当に直ちに取りかからなければいけない課題だと思います。それから２６条には民間の団体に対する援助、ということが書かれています。これは、２７条は一時保護を行う、仮に民間のシェルターが一時保護の委託を受ければ、その費用

を支弁されるというふうになっていますが、それとは別個にですね、民間の団体に対して必要な援助を行うよう努めるものとするというふうに読めるのではないかと思います。そうすると、この援助とは何かという問題になるわけですけれども、これはもう実際に活動を行っている民間の団体の方からお伺いする方がいいと思いますけれども、いつも言われるのは「足りないものはお金と人」ということですよね。これはお金があればもっと人を集められるという部分も当然あると思いますので、ぜひこの「援助を行うように努めるものとする」というこの条項をお使いになって、援助を求めていく運動をしていかなければいけないんじゃないかと思います。

村田　成立しました法律の中身にそった解説と現状に引きつけた問題提起をいただきましたが、直接、今のお話についてのご質問、それと今日、本当にさまざまな分野の方が各地域からご参加くださっていますので、ご意見、報告等ありましたら受け付けたいと思います。

法曹団体との連携のあり方

参加者Ａ　愛知学泉大学で法哲学を勉強しています、井上と申します。細かい話ですけれども伺わせていただきます。９条の説明をしていたときに、札幌市の関係機関会議をすごく色々聞いて、面白いお話だったなと思うんですけれども、裁判所の関係の人が一人も入っていないということをお話になりまして、これは全国的な傾向じゃないかと、ぜひとも裁判関係あるいは法曹団体との連携、弁護士会だけでなく、ということも含めて関わっていかなくちゃいけないと思っているんです。裁判所の関係者ということに限定して言いますと、具体的にどういう形の例が、人との連携あるいは関係機関会議に出ていただくというのを考えられているのか、アイデアがあれば、ということで。どうしてそんなことを聞くのかというと、ちょっと細かい話で申し訳ないんですけれども、皆さんご存じのとおり、離婚やなんかで調停をするときは家裁、人事訴訟で裁判になった場合は地裁、今回の保護命令をするのは地裁ということになったわけですね。司法改革もこの間答申、最終意見が出ましたけれども、人訴は家裁へ移す、ということで国でやっていることはバラバラという感じなんですけが、そういう中で関係会議に裁判所の人材を入れるということになると、具体的にどういう方をいれていくのがいいか、というのを作戦を練らないと難しいなーという気がしているんです。例えば裁判官の研究会を作ってもらってそこから派遣してもらうっていうやり方もあるでしょうし、あるいは家裁になりましたら調査官ということになろうかな、と思うんですが、でも今回の保護命令は地裁ですからそうすると調査官は関係ありませんですよね。組織が別々に・・・。だいたいどういうことを考えればいいかな？と・・・。もしアイデアがあれば。

成田　これはなかなか難しい問題で。この防止法ができる以前はですね、やはり家裁をターゲットにしてとりあえず家裁の書記官か、あるいは裁判官が出てくるというのはかなり難しい話なので、書記官かあるいは調査官ということで札幌市からかなりアタックしたんですけれども、断られたということがあります。実はこういう会議じゃなくても、例えば法曹界の中の会議でも気軽に裁判所の職員が出てきて意見交換するということができない場面があるんですね。ある法律に関して、弁護士会と裁判所の中で意見交換しようということであればいいんですが、家裁の調査官を呼んできて、実際業務の実態がどうなっているか、要望はこんなことがある、とかいう話になりますと、気軽には出ていただけないっていうのが現状なもんですから、やはりそれは難しかったんだろうと思うんですね。ただ、今後は、そういう状況は今のところあまり変わってないんでしょうけれども、人訴が、人訴というのは、説明しますと、離婚事件というのはまず原則として家裁で調停を行って、絶対必要条件ではありませんけれどもまず家裁で行って、それがダメだった場合地方裁判所で離婚の裁判、訴訟を起こすっていうふうになっていて、その地方裁判所の方で起こす離婚訴訟を含めて、他にいろんな親子関係とかを含めて人事訴訟といって、その手続きがちょっと普通の裁判と違うんですね。その手続きを今家庭裁判所に持っていったらどうか、という意見が出ているっていうようなお話をされたんですけれども、もし移れば移ったんでどうなるのかわかりませんけれども、今の時点ですと、離婚はほぼ家裁、しかし一部地裁で行われていると。そして保護命令が地裁だということになりますと、やはり地裁も家裁も両方をターゲットにしなくちゃならないというふうになってきます。そし

て、誰を呼んできてやるか、というふうになりますとやはり地裁であれば書記官しかおそらくいないだろうと思いますし、家裁は調査官と書記官が考えられる。あとは研修の問題もありますよね。もちろん国が責務を負うわけですけれども、やはり私たちも働きかけて一緒に研修してみようという持ちかけをしてですね、やるなかでこういう関係機関会議にも出られるような道筋をつくるっていうあたりがとりあえずやれる場所なのかな、というふうに思うんですね。家裁の方は、ドメスティック・バイオレンスについては、札幌の家庭裁判所ではかなり理解を示してきています。札幌で作りましたドメスティック・バイオレンス事案の解決のためのマニュアルを家裁に送りまして、関心を持っていただいて、私的にですけれども弁護士が出かけていって調停委員にお話をさせてもらったり、というようなことはやってはいるんですけれども、公的な部分にはまだなり得ていない。それを少し公的なものにひきあげて、出てきていただけるような道筋がつくれたらな、と私個人は考えています。よろしいでしょうか。

母子生活支援福祉施設の位置づけ

参加者Ｂ　私、東京の母子生活支援施設で仕事をしておりますけれども、私たち以前は家裁に調停なんかに付き添っていくととても、かえって家裁に行ったことによって利用者の人が傷つけられるということがすごくあって、例えば例を申し上げると、ある暴力から逃げてきた利用者の方が何がイヤだったかというと、暴力もイヤだったんだけれどもセックスの時に夫が１万円くれる、要するに自分がセックスを夫に金で売るというのが、そのことが一番イヤだったと言ったら、調停委員が笑って、私も忘れられないんですけれども「あら、かわいいじゃないの。あなたお金をもらうのがそんなにイヤなことじゃないじゃないの。」と言われたことがあるんですね。その時本当に腹が立ったんですけれども、最近はもう行くとちゃんと時間もずらしてくれて、待合室も階を変えていただいて、出るときまで東京の場合は警備の方がついてきてくださってタクシーに乗り込むのを見届けてくれるっていうふうに変わってきました。そういう変化が私たちも仕事の中で感じられているんですけれども、昨年実は厚生省から通知が各母子生活支援施設にあったんですね。で、このＤＶ法の動きの中で広域を受け入れるように、単身女性を受け入れるように、ＤＶのケースについてですけれども、それから緊急入所を認めるようにということで各都道府県に通知があって、施設にそれが回ってきたんです。だけど東京都ではそれを、緊急入所っていうのは前からやってますけれども広域と単身女性については、母子生活支援施設で東京都は認めてくれる状態にないという実態です。広域についてはお金の流れがあるので、それはかなり難しい問題だっていうことわかるんです。私たちが東京都に働きかけていきたいことは、厚生省が入所の申し込みについて申込用紙に入所期間というのを書くよう指示してきました。それで、書くようになったんですけれども、それについて当局は２年間という数字を、まだ交渉中なんですけれどもあげてきて、とりあえず世田谷区でははっきり決まるまではそれを書かなくていいということになったんですけれども、２年間という数字が待っているということで大変問題になっています。それで先ほどＤＶ支援センターの行う内容というのが話にでましたけれども、私たちの施設ではそれはずっとやっている仕事だなということで、だけどそれが全国的にやっているかどうかはわかりませんけれども、離婚のお手伝いから夫との対応、それから例えばうちは生活支援施設ですので治療はしてませんけれども治療につなげるということをやってます。それから治療につなげる場合に保健所の保健婦さんを通してやってるんですけれども、保健婦さんは付き添いは初診しか世田谷区の場合はできないんですね。だけどものすごく傷ついている人はもう病院に行って帰ってくることができない状態の人とかいますので、初診以外は職員が付き添って行ってるような場合もあります。それから福祉事務所、家裁、弁護士、医師、学校なんかに色々コーディネートしたり、お手伝いしたりする仕事を私たちはやっているんですけれども、ＤＶ法の中には全然母子生活支援施設が出てないということが私は不服なんです。あるいは受け入れるのが当然だから出てないのかというふうに解釈もできるんですけれども、婦人保護施設の場合は売春防止法でやってるんでＤＶ法は本来ケースではないということでこれで受け入れることができるということで出ているのかなと思うんですけれども、やはり母子生活支援施設もそれを受け入れるべきだ、というようなことがどこかに出ていれば全国的に受け入れるのが当たり前ということになるんじゃないかと思う

んです。実際に同じ世田谷区内でもＤＶのケースは困るなんて言って断る施設もあるっていうふうに聞いてるんですね。それはあってはならないことっていうか、どこの母子生活支援施設でもそういうことをするのが、それが本来の仕事のひとつなんだということで認識が深まっていくような法律にしていきたいなということで考えています。何かそれについてまたアドバイスをいただけたら。

村田　今のお話では、広域とか単身者の受け入れについて、必ずしも全国的に統一がはかられていない。例えば単身者に関しても受け入れスペースを設けておくということで、場所は確保されているはずですが、なかなかスムーズにそこを利用できる形になっていない、実際に受け入れる体制が整っていないということですね。

参加者Ｂ　私たちはほんとに受け入れたくてたまらないんですけれども、福祉事務所が認めなければ。今入所方式っていうのが、福祉事務所が施設に依頼をするという形なんですね。福祉事務所が認めなければ、私たちが受け入れることはできないんですね。２０世帯の他に、緊急一時保護というのをやっていて、それが定員のほかにやっているんですけれども、それについては緊急受け入れ、夜間とかは福祉事務所を通さないで次の日に連れて行けばいい、ということになっているんです。けれども、他の区の人とか夜間に来て受け入れると、もう次の日に福祉事務所の方でこの人はやっぱり自分の地域に帰ってもらいましょう、という話になってしまって、職員が福祉事務所に交渉に行ったりしても、世田谷区内に逃げてきたんだから受け入れていいじゃないか、ということを言うんですけれどもなかなか受け入れることができないでいる、というのが実態です。

村田　同じ東京都の中でも区による取り扱い確認事項ができていないということですとか、先ほど厚生省より入所期間を２年間に限定する通知が来たということですが、法ができ、保護すべき当事者の増加を見込んで制限ができたということであれば、非常に問題だなと今お話聞きながら思ったんですが。

参加者Ｂ
全国的に充足率というのはものすごく低いんですね。東京の場合にはそれこそ９０％平均だと思うんですけれども、全国的には７０％位の充足率だと思いますから、逆にもうちょっとＤＶのケースを受けることによって９０％位に増えていくと思うんですけれども。

久保　成田さん、今の方の質問ですが、婦人相談所を配偶者暴力防止支援施設の任務も兼ねさせようと国は考えていると思うんですね。そうすると、第３条のところに書いてあるのは「当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において」という文言がありますので、この中に母子支援施設も適切な場所ではないか、今もう既に支援を行っていることを、法解釈を広げるなり、こちら側からのアプローチで、そこにも予算をつけるなりしていくべきではないか、ということを要望していくことはどうなんでしょうか。

成田　母子生活支援施設というのは、県の施設、管轄じゃないんでしょうか？区？

参加者Ｂ　区というか、市になりますね。東京都の場合は２３区で、区でやってます。

成田　県レベルの施設でないと、この条文上は入らないことになりますよね。

久保　すると、旭川市のように市営だと、もう既に支援業務をしていても、その中に含まれないということですよね。と、いうことは・・・。

成田　この中でもし使うとすれば、今は厚生労働省はこの一時保護の委託先としては民間シェルターを考えているということなんですが、委託先に母子支援施設も含めるということしかないんじゃないかな、というふうに思います。

久保　この法律では？

成田　はい。

久保　逆に、３年後の改正の時にはこの辺のことも視野に入れた改正ができるといい、というふうに・・・。

成田　そうですね。

久保　改正の一つの課題だ、ということになりますよね。

参加者Ｃ　支援センターというのは、一時保護の部分だけいえば、２７条の解釈のしかたなんですけれども、厚生労働大臣が定める基準を満たした施設、これには市町村が経営する母子寮又は社会福祉法人こういったものが含まれていると解釈できるそうです。ですからこういったところは既に入っているということを認識していただけると思います。

成田　位置づけだと思うんですよね。機能としては、県レベルの支援センターがあって、そこから委託先としての母子支援施設があるんだという考え方、というか、母子支援施設自体が既にそういうセンター的機能を果たしているということをもっと格上げして、法律に根拠を持たせるべきじゃないか、というのが今の方のご意見ですよね。

石川県の取り組み

村田　もうひとりの発題者でいらっしゃいます広岡さんからお話を伺います。男女共同参画社会基本法ができたことを受けて、都道府県市町レベルで条例づくりが進められていますが、その中にＤＶ対策を工夫して盛り込んでいる石川県の取り組みについて報告をしていただきたい思います。

広岡　石川県の場合は、私が女性の県議会議員として、男女共同参画についての議会質問を多くするようになりました。ＤＶに関しての質問も２０００年の初めから積極的にするようになりました。質問をしたことで、県がどのように動いたかを少し並べてみたいと思います。そのあとで、石川県の人口が２万６千位の羽咋市で、条例を作るとき、ＤＶに対して積極的に取り組むことを決めていって、実行に移している例がありますので、この話をさせていただきます。

まず私自身ＤＶについては、はじめそんなに関心をもっていたほうではないのですが、何となく変だなという程度に思っていました。東京都や国の調査報告を見て「やっぱり」という思いがあって、そんなとき２０００年の初めに北海道で近藤恵子さんのお話を聞く機会がありました。そこで「あ！やっぱり！！」と確信しました。でも石川県ではＤＶは別の世界の話だぐらいで表に出ておりませんでした。そこできっかけづくりの講演会を開くということから始めました。そして３月の議会で質問をしました。近藤さんにお会いした時に思ったことをふたつ質問しました。まず実態を調査して欲しいということと、それから同行サポーターを養成することです。これはとても重要だなと思ったものですから、議会で質問いたしました。そうしましたら、答えとして、県民に対して男女共同参画に関する意識調査を３年おきにやっているのですが、ちょうどその年に当たるので、ＤＶについての項目を新しく設けましょうという答えでした。実際に秋に調査をやりまして、報告も出ております。それから被害者の支援組織については、県も全くなにをしたらいいかわからない状況で、民間に期待します、という答えがありました。

その後女性に対する暴力の相談機関の石川県の担当者会議の第１回目を５月１６日に行いました。資料②にどんな機関が集まって会議をしたかが出ています。１３機関、警察関係、健康福祉部関係、それから男女共同参画ということで女性青少年室とか、女性センター、それから金沢地方法務局も関わりました。民間からは「金沢こころの電話」がボランティア団体で入りました。会議がはじまった５月上旬の時点では「石川おんなのスペース」はまだ立ち上がっていませんでしたので、ここには入っていません。１回目の会議で、やはり民間のシェルターの必要性などを検討していこうということが議題になりました。

ＤＶを知ってもらおうと民間有志の人たちが、きっかけづくりの講演会を５月２０日に行いました。この時には女性センターのセンター長や相談員の方等たくさんの方が集まってくださいました。予想としては５０人位集まるかなと会場を用意しましたから、１３０人も参加があり開催した方もびっくりしました。とにかく石川県へ石を投げたら波紋が広がった。きっかけづくりを行ったわけです。この講演会開催後、「石川おんなのスペース」が発足しました。

２回目の担当者会議ではやはりＤＶの専門家を養成しなくてはいけない、ということが今後の取り組みとして話し合われました。実際には、２０００年の１１月から「ドメスティック・バイオレンス相談員研修事業実施要領」が行われました。声かけは一般の方にではなく、ボランティアも含めて相談窓口を開設しているグループにしました。１回目が９６人、２回目が１０４人という感じで平均１００人位の方が、５回のシリーズの研修に参加されました。研修の内

容は県は北海道の近藤恵子さんにご相談しました。ＤＶについて長く取り組んでこられた方、真剣に関わっている方たちが講師として来てくださいました。参加者からは「こういう話が聞きたかった」という声が多数ありました。５回シリーズの研修会はこんな形で終わりました。その途中でやっぱり一般市民の方たちにも知ってもらわなくてはいけないのではないか、ということでリーフレットを作りました。どこの県でも作っておられるかもしれませんが、女性に対する暴力について一人で苦しまないで、というものです。ドメスティック・バイオレンスというものがどういうものであるかを広くみんなに知ってもらうためです。男女共同参画に関する県民の意識調査の中からもＤＶの部分を取り出して掲載してあります。それから相談窓口としていろんな所の電話番号や、開催日も書かれています。民間グループ「石川おんなのスペース」のホットラインも入っています。こういった形で啓発のパンフレットを作って、県民に広めていくことにしました。

それと並行して金沢市も「金沢被害者支援ネット・女性に対する暴力専門部会」を２０００年６月２２日に開催いたしました。この会には関係機関が３１も集まりました。宿泊ということが関わってくるだろうと、ホテル関係、ビジネスホテル、旅館関係とかも入っております。表のなかでわからないところがあるかとおもいますので説明しますが、金沢市校下婦人会連絡協議会、「校下」というのは金沢の方の方言で、学校区のことです。校下ごとに婦人部の連絡会があって、そこの代表の方も出ておられます。この３１機関が集まっての会議は６月２２日に開かれた後は、今のところ開かれていません。一度でも開かれたということは、また開くことができるということで、成田先生も先ほどおっしゃっていましたが、「よかったかな」という感じです。この中の主な１７機関で年４回の会議を持とう、ということは予定されていると聞いています。

相談員の研修が終わった後で、石川県としての相談窓口が必要ではないか、ということになりました。この研修を受けた方の中から相談員を募って石川県としての相談窓口を作りました。早い時期から研修がとても大事だと言い続けておりましたので、その後５回シリーズで研修が引き続き行われます。

これが県のホットライン開設のチラシです。もうひとつ、１番最初に議会で質問したときに加害者の方の対策を、ということを一言申し上げました。その時の反応というかお答えは「まだよくわからない」ということだったんですが、２００１年の初め、知事が突然男性の相談窓口を作ろうと、言われました。知事が言うというのは大きなことでして、すぐに予算もつきました。（笑）我々としてはそれも大事だけれどももっと先にするべきことがあるのではないかな、という思いがとても強くあります。ともかくそれでやろうということになりまして、「ドメスティック・バイオレンス抑止支援事業」という形で出てきました。担当は健康福祉部です。男女共同参画とはちょっと部署が違うので、ここのところの連携も少し気になっています。実際のところスムーズにいっているとはいえないかなというのはあります。ともかく相談窓口は作ろうということで、こころの健康センターを窓口にしました。精神科の先生、心理カウンセラーの方を相談員としました。その他には毎月１回大学の心理の教授をお呼びして、相談窓口を開設しました。今年の４月１日より開設しまして、チラシは警察と保健所と婦人相談所などに置きました。めずらしいのでニュースになり、いろんな人が知ってはいるんですが、実際に今のところ相談は１件もないそうです。担当の方とお話をしましたら、東京と大阪で男性のドメスティック・バイオレンスに悩んでいる方たちのグループがあるので、資料を集めて勉強している、ということでした。大いにやっていただきたいな、と思っています。

それからもうひとつこの窓口担当者に私が望んだことは、加害男性ばかりでなく、女性の、被害を受けている方のこともっと知って欲しいと思ったのです。今回のシンポジウムにお誘いしたのですが、その分の予算はついていないので出席できませんということでした。

いろんな動きがありまして私自身全国的に見て進んでいるという意識はありますが、議会の質問と行政の動きを対比しますと、やはり質問したことが少しは功を奏したかな、と思っております。そしてもうひとつ、県の女性センターの年間テーマが「女性への暴力排除と心身の健康」と、暴力についてのことを取り上げてくれたことは、とても良かったなと思います。気になるのは「国から予算がついた」とか「上の方から」ということで、形はきちんとなるのですが、この問題が人権の問題だということを担当者が常に、担当の方もいらっしゃる場でいいにくいのですが、心にとめていろんな施策をやっていっていただかないと、方向がぶれたりすることもある、ということです。ですから、私た

ち民間のグループとか、やむにやまれずシェルターを立ち上げたという方たちは、県や市の動きをいつも見続けて意見を述べていって欲しいなと強く思っております。

次に羽咋市の例ですが、「羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例」（資料③）がもうできております。この条例を作る過程において、とても積極的にいろんな方が関わりました。それも集まった方たちの人数を見たときに女性が主ではなくて、男性が多い。小さいまちだったからできたのかもしれませんが、「意見をもらう会」を公民館で１１カ所やったときも、だいたい男女半々くらいに集まっておりました。最初に懇話会を立ち上げた時のことを、後で思い出話を話されたのですが 、男性のおひとりが、「うちの奥さんが町内会長になったら自分はどんな顔をしてまちの中を歩けばいいんだ」と言った方がおられました。それで道は遠いなということを感じたのですが、でも、その会を持つことによって、これまでそういうことを男性が考える場がなかったことを知ったのです。場を持ったことによってドメスティック・バイオレンスについてもそうですが、男女共同参画についてもお互いに考えを知り合うことができて、この条例の制定に結びついたということを感想として述べておられました。

この羽咋市の場合も、ごたぶんにもれず人口が減りつつあるところです。それは何故なんだろうかと考えたときに、活力が失われないために女性の力をもっと取り込んでいった方がよいのではないかと考えたのです。で、積極的に女性の参画を促すためには女性の働く場があること、それから女性の人権を侵害しないこと、そのふたつが大きなものではないかと考えました。まず女性の人権ということでＤＶに取り組もう。それから女性が社会参画をするための働く場づくりに、面白い企画だと思うのですが、空き店舗を使った女性の起業のためのアイデア募集を全国発信しました。

そういう形で進めながらの、条例制定だったわけです。羽咋市も、その後いろんな動きがありました。条例を作って終わりではなく、相談窓口も作りましたし、市長が参加しての連絡協議会を開催しています。それと空き店舗の方ですが、コミュニティビジネスのアイディア募集を発信しております。輝くまちづくりということで集まった後、市として色々な方法で条例を実際に浸透させるために積極的にやっております。始まったばかりなので、羽咋市の場合も石川県の場合もこれからが正念場かな、と思っています。ともかく行政が動き出してくれたことは、第一歩かなと思うと同時に、民間も頑張らなければならないと感じています。石川県の場合はこんなところです。

ＤＶ防止法を自治体条例に生かす

村田　ありがとうございました。先ほども申しましたように都道府県市町レベルで条例づくりがすすめられており、旭川市も２００２年度中に条例制定をめざしています。各地域で条例づくりに向けた動きが活性化していくと思います。北海道は男女平等参画推進条例ができまして、４月１日から施行されています。条例づくりに際してどういう点が論点として上がってくるのか、どういうところに留意して条例づくりを考えていけばいいのか、ＤＶに関してどういう文言を盛り込めばいいのか、道条例づくりに関わった成田さんの方から引き続きご報告いただけたら、と思います。

成田　わかりました。私もこういう条例に対する意見具申というか、とりまとめというのはこの北海道男女平等参画推進条例（資料④）が初めてだったもので、まあこんなものかしら、という感じで進めていったんですけれども、北海道の場合懇話会というのがございまして、そこで、男女共同参画に関する条例の検討を１年半くらいに渡ってしました。まず、どこから取り組んでいいかわからないものですから、基本法とすでにできあがっている条例、その時は東京都と埼玉だけだったんですが、そこに訪問したりして、色々工夫を聞いたりしながら進めていったんですけれども。

まず根本の問題として、男女共同参画基本法というものがあるわけですからそれは等しく道民にも適用されるということで、何故北海道であえて条例を作らなくてはいけないか、というところに問題があるわけです。同じような抽象的な法律であれば、あえて条例を作る必要はないんじゃないかということになるので、条例の中に推進条例というある程度具体的なものを盛り込んだものにすべきではないか、という基本方針が立てられて、進められていったということだったと思います。それで、その中でドメスティック・バイオレンスのことについては、実はドメスティック・バイオレンスっていう言葉

は入りませんでした。何故かといいますと、当時ドメスティック・バイオレンスという言葉は基本法の中には入れられておりませんでした。道条例の第７条の３にありますけれども「何人も・・・男女平等参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない」というところに、精神的に著しく苦痛を与える行為も含まれるんだということを明示して禁止条項に入れたというのが、ドメスティック・バイオレンスに関わるものとしては唯一の部分ですね。

それで、条例づくりの中で、北海道は広大で札幌等の都市部と郡部といいますか、かなり格差というか、意識の上でも行政の中の部署も含めて非常に格差がある。道の中でも本庁はいいんですけれども、各支庁がありますよね。その支庁の担当窓口でどうかというと、それもかなり温度差があるという状況の中で、条例をかなり具体的に書きますと道はそれに基づいた施策をすぐにしなくてはなりませんので、かなり細かい具体的な規定になりますと対応しきれない、という面も実は考慮しながらこういう抽象的な禁止規定に留めて、具体的に男女平等参画基本計画を立てるときにどういうものをすべきなのかについて、私たちが議論した要点をもとに具体化して欲しいというふうにとどめたものですから、実は条例だけ見るとあまりわからない、とこういうしくみになっております。

それが条例づくりの中ではドメスティック・バイオレンスに関していえば限界だったかな、というふうに思いますが、全体的な話をしますと確かに昨日、道の方がおっしゃっていたように、最後もめたのは男女「平等」参画なのか「共同」参画なのか、というところなんですね。後半の部分だけを見ると７～８割の時間を費やしていたのかもしれないんですけれども。この条例を作る中で非常に強く感じたのは、委嘱された我々懇話会の委員っていうのは道から選ばれて委嘱された人と、公募で応募して委員になった人といるんですけれども、必ずしも皆さんの意見を反映しつくせないんですね。ですからさまざまなところで意見を聞きながらやっていくんですけれども、意見を聞く方法というのも書類で意見をいただくか、あるいは公聴会のようなものを開いて意見をいただくしか具体的にはないんですね。で、思ったことは、本当に反応がありませんでした。かなりの団体に意見を求めても、返ってくるのはごくわずか。それから各地方公共団体に意見を求めても、返ってこない。ほんとに返ってこないんですよ。つまり、意識がないってことですよね。それで、意見を聞くことは狭まりましたね。ただ、公聴会では皆さん色々意見を言ってくださいまして、この公聴会での意見はある程度取り入れて議論できたんじゃないかなと思います。そしてその私たち委員が議論しているときに、皆さんがこういう意見を持っているんだということを具体的に、目に見える形で伝えていただけないと、なかなかそれは反映されないものなんだ、と思います。具体的には例えば専門部会で議論をしているときに、私たちの意見はどう議論に反映されているのかしゃべることはできなくても、傍聴していただくとかね。そういうことで委員の一人一人に自覚を持って議論してもらえるような、背景的な運動というのが必須だなということは感じました。やはり傍聴していただくことによってですね、議論も活発になったし、ちょっと道の方がいらっしゃるので・・・遠慮しないで言いますが（笑）職員の方も道民の意見をどうやって採り入れるべきなのかということに、かなり耳を傾けざるを得なかった、傾けていただけた、というふうに思います。他の所でやる場合もですね、ぜひ皆さんの意見がこうなんだ！という熱い思いを伝えられるようにやっていただければ、と思います。残念だったのは、議員の方がたったお一人しか興味を持たれなくて、傍聴にいらしたのはたったお一人だった、ということです。

とにかく、私たちの意見を採り入れた条例ができました。実は私たちは意見は出しましたけれども、そのあとこういう文言にするための努力というのは、これは道庁の中で策定するわけですから、それはそれは大変な思いをされた、というふうに私は思います。名前一つ取ってみても共同参画から平等参画へという意見を出しましたので、じゃその平等参画でやるんだというためにはありとあらゆる共同参画という名前を平等参画に変えるための手続きが必要なわけですよね。もちろんお金もかかることですし、大変面倒なことですよね。それをどうやって道庁内部の方々の同意を得ていくのかという作業は、これは大変なものだったと思います。特にこの男女平等参画に関連する施策というのは、男女平等参画室にとどまらずあらゆる部局に渡っていて、あらゆる部局で協力していかなければ実現しないことが非常に多くあるわけですから、そこは我々が思う以上に大変な努力が必要なんですね。しかもさまざまな地方自治体のお話を聞くと、大体同じなんですけれども、いわゆる女性の問題を扱う部局はあまり力を持たされていないことが多いんですね。横並びの部局

の一つであれば、色々な部局に関わる施策に関して物を言うときに、対等な立場ですからなかなか言えないわけですね。やはり知事直轄の部局に位置づけるような形にならないと、なかなかできない。そういう役所内部のシステムに関しても、もちろんそれは条例には反映されませんけれども、きちっと意見を採り入れて検討して欲しいということは、懇話会の最後のとりまとめのときにもお話しておりますし、多分それがいかされていくんだろうと思っております。文言だけできればいい、というものではないということを、ここで皆さんも共通認識していただきたいなと思います。

それから、羽咋市の条例を見てみますと、北海道とは違ってかなり具体化した条文になっていまして、学校教育に関してもこういう姿でするべきだ、とかドメスティック・バイオレンスに関してももうちょっと踏み込んでますし、皆さんのお手元にある各条例におけるＤＶについての記述というところを見ていただきますと、最後の岩出山町（宮城県）の条例を見ますと北海道でいえば基本計画に書くようなことを条例として作り上げていると思います。条例と基本計画がどう法的に違うかというと、条例を作ったら、それに違反していることをすると違法ですね。しかし、基本計画は違法という評価にはならないというところが大きな違いになります。こういったことを書ければ、大変すばらしいことだと思いますけれども、おそらくある程度の大きな規模の都市では、なかなかここまでは難しいであろうと思います。実際上、道でいえばこういうようなことは既に考えておりまして、条例が制定される以前に例えば苦情の窓口というか、相談の窓口、さまざまなところで設けておりますけれども、これをたらい回しにならないように必ずつなげて、ドメスティック・バイオレンスだったらここにもっていける、というそういうシステムづくりをする、ということを取り組んでおりますけれども、これを見ますと条例にはっきり書けば、もちろん一刻の猶予もなく整備しなくてはならないという意味でかなり強いものになるのかな、と思いますので、各市町村レベルであればやれることはもっとあると思いますので、ぜひがんばっていただきたいなと思います。

村田　各自治体条例におけるＤＶ対策についての記述については、資料（資料⑤）を準備しました。目を通していただくということで、こちらの方から説明は加えませんが、ＤＶ防止法ができる前であり各自治体、ずいぶん創意工夫をこらして作り上げてきたことと思われます。埼玉県では苦情処理に関しまして、訴訟を起こす女性のために基金を設けるという項目が入っていたと記憶してますが、そういうところまで踏み込んで、規定しているところがあります。ＤＶ防止法が成立してますのでもう少し定義ですとか、具体的な対応策まで踏み込んで作っていけるということになるのではないかと思いますが。もう少しこの辺含めましてご意見とか、例えば条例作りに関わっての情報ですとか、お持ちでしたらお話しください。

参加者Ｄ　成田さんに質問させていただきたいんですけれど。懇話会委員のメンバーで、今専門部会を設けようとして、これから制定に入る予定なんですけれども、先ほど道の方では６名の専門部会を設けて、というお話でしたけれども、もう少し具体的に、回数の問題ではないのですけれども、どのようなプロセスでいったのか、もう少しその内容を詳しく教えていただきたい。

成田　うーん、ごめんなさい。意見というかとりまとめた物を見ればすべてわかるんですけれども・・・・。奥山さん、憶えてませんでしょうか・・？（笑）すみません。

奥山　私も昨年から１年間しか直接関わってないんで、正確には記憶していないんですけれども・・・。えーと、懇話会総体では十数回開催していると思います。懇話会のいわゆる成田弁護士が座長をやっている親会は、それぞれ年間に２，３回だと思いますけれども、実質的な事例の検討は専門部会でやっておりましたので、主に夜の開催も多かったんですけれども、それぞれ年度で確か６回程やっていますので十数回、１２～３回だったと記憶していますけど、その位の頻度で２年間検討しました。

久保　条例制定に関する会の持ち方に何かアドバイスなり、ヒントが欲しいということですね。私は三重県における条例作りの話を聞いたときに、できた条例の内容はちょっと置いておいても、作り方のプロセスはすごくすばらしいと思いました。三重県は公的な検討委員会を立ち上げましたが、それとは別に「条例作りに三重県民の意見を反映させる会」という、民間の関心がある者たちが集まった会を一つ作ったんですね。そして、県と委員会で会議した資料を、全

部この「反映させる会」に行政の方が流してくださったんです。そして委員会で練り上げたことをその都度、民間の会で話し合って、「検討委員会はこう言っているけれども、私たちはこう思う」みたいなことを、きちんと委員会にフィードバックして、議論を委員会と「反映させる会」の間で行ったり来たりさせながら、条例を作っていったというプロセスがあります。そのことに関して、行政がきちんと橋渡しをしたという経緯があります。それと、三重県と北海道の広さをイメージしていただきたいんですけれども、あの狭さで９カ所の公聴会を三重県は開いています。北海道はこの広さで３カ所です。意見が出にくいといっても公聴会には人は行きますから、なるべく狭い地域で公聴会を開くということ、それから公的委員会につなぐ民間の声の拾い方を工夫するっていうことが、条例を作るときに大切なことだと私は思っています。何か参考になれば、と思います。

参加者Ｅ　平等か共同かということでかなり時間を費やしたというお話だったんですけれども、その違いといいますか、それぞれが何を主張していたのかちょっと教えていただけたら。とても不思議な感じがして。

成田　はい、えーと、すっかり終わってしまったことのように私は感じていて・・ちょっと不正確かな、と思うんですが「男女共同参画社会基本法」の中で、共同参画とは何かということについての定義がありますよね。その定義を読むと実は文言上「機会均等」と読める、と。つまり、対等な立場にあって条件を整えるんだから、意志のある人は参画していらっしゃいと、そうすれば平等に扱われるんだよというような、ちょっとアバウトかもしれませんが、そういうように文言上は見える。しかし、国会答弁でその辺りを質問すると、そうではなくて実質的に平等が実現できるような社会のことを言ってるんだ、という答えなんですけれども、ちょっとそこにイメージの差がある。私たちの求めているのは平等な、本当に実質的に平等な社会であって、機会さえ与えればいいということではないのは明らかなんだから、それがこれにダイレクトに表現できるようなものにするべきだ、という思い、これがあったものですから非常にもめたということなんですね。

「共同参画」という言葉は、基本法ができる以前から若干色々使われはじめていたんですけどね、平等だっていうふうな言葉にすると、非常に男性側に抵抗感が強いので「共同参画」という形にしていけば男性もこちらを向いてくれるという意味でしたんじゃないか、という話もありましたし、実際にそういうところもあるようなんで、そうではなくて求めているものは平等なんだということをはっきり打ち出さないと、既にそういう意識ができていれば別ですけれども、これから平等ということをまず第一の目標としていくんだという私たちの思いを表すべきなんだ、というご意見が実は非常に強かったんですね。公聴会でもそうでしたし、書類で意見を求めたところ、返ってくるというのは積極的に意見を述べたいという人たちですよね、そういう人たちの中には平等というのは古くさい、共同参画社会の方が新しい社会を求めているイメージがある、とかいうような意見もありまして、いろいろもめて拮抗したんです。そういうことです。

参加者Ｆ　今平等の話が出ましたのでそのことで私たち大阪府も条例を作る前段階におきまして、平等かどうかっていう議論をしてますね。共同参画ってほんとは訳してもなかなかわかりにくい言葉を何故使うかっていうことがありました。しかし私たちの方が前もって配慮をするような形で、抵抗感が強いからあれしかしょうがないんだというような感じもあったもんですから、今のをお聞きしまして私もすっきりしました。なんも初めから遠慮することない。

それともう一つなんですけれども、条例を作るときにあまり具体的なものを入れますと、条例がぐちゃぐちゃしてよくないんじゃないかという意見があるんですけれども、基本法と条例の関係でいえば、具体的なものを出さないと条例にする意味がないんじゃないかと思っているんですけれども。その辺についてもいろんな市民レベルの議論でも、男性の側からいうとすっきりするほうがいいみたいな意見が出るんですけれど、やっぱり入れていくべきことはぐちゃぐちゃでも入れて、それからすっきりさせる方がいいんじゃないかな、というふうにも思っているんです。同じような議論になりますけれども。

それからもう一つ、このＤＶ防止法の中での一番の問題点は財政的支援、人とお金といわれますけれども、そういう筋道がはっきり出るような形で載せれないかな、という気がするんですけれどもね。シェルターへの支援とか人への支援とか、具体的にどんな形で財政的支援を入れたらいいのかなというのが悩みなんです。私

のいる茨木市では新たに女性センターができて、その中で相談費用を持つとか、それへの報酬の費用を倍額するとか、だんだんそういう形である支援の仕方をあれもこれもと具体的に出していく方がいいのかなと。ただ補助金を出すということではなく、具体的な項目の中で財政的な裏付けをつける形でいいのかな、なんて思っているんですが、その辺の発想が乏しいのでどのように皆さんお考えか、アイデアをいただけたらと思います。

久保　財政的なことを条例の文言の中に入れられないか、というご質問ですか？

参加者Ｆ　一番の悩みは公的な財政の裏付けが乏しいということが一つなんですね。その中で今まではこうしたことに関する補助金、という形でよく出ていましたけれどね、この状況ではとても、取りにくい。それに対して、シェルターへの家賃補助とか、人件費とか、相談の費用とか、そういったことを具体的にその中に入れていく、そういう時代になってきたのかなーと思っているんです。茨木市では相談員の費用を予算化してその回数を増やすとか、１回の費用負担を倍にするとか、そういった形で少しづつ盛り込んでるんですけれど、そればかりじゃなくて他にも予算を取る具体的なものがあれば教えて欲しい。

久保　今最初の質問は、条例にそういうことを盛り込んだ方がいいのかなというご質問ではありませんでしたか？

参加者Ｆ　あの、盛り込んだ方がいいのかな、というのが一つで、盛り込むには具体的なものをどうイメージしたらいいのか、ということです。ごちゃごちゃするからいらん、と言われてしまうので。

久保　わかりました。成田さん、いかがでしょうか？

成田　道の条例の中では１６条というのを一つ設けて、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、というのをひとつ入れたことは入れたんですね。それはかなり抽象的ではありますけれども、やはり道の姿勢をきちっと根拠を持って示すという意味ではこれは大きな力にはなると思うんですね。

参加者Ｆ　それで、基本法にもその他の援助をしなくてはいけないというのありますよね、地方公共団体の責務として。しかし、それを入れてもなかなか具体的なところに、思うようなところにつかない。いらんところについても思うところにつかない。すごく悩んでいるんですけれどね。そういう具体的なところでお知恵をいただけたら、ということで、具体的にこれを入れたらっていうことではないんですけれども・・・。

成田　ちょっと私の知っている限り・・・。ま、道の状況ですけれどもね。こういうものができたので、今年度は何をやらなくちゃいけない。だから、こういう予算が必要だっていうのは今、男女平等参画室が企画をして要求するんですね。昨日ちょっと担当者の方からもお話が出ていたと思うんですけれども、そういう要求がいっぱいあるわけですから、それは取り合い合戦になるわけですね、道の中では。そうしたときにこの条例がありますよ、だけではなかなか弱いですから、実は条例ができてここを自治体はやらなくてはいけないということを道なら道民が求めているんだと、求めているからやらなくてはならないんだ、ということを後ろ盾にして男女平等参画室で要求できれば、これは非常に大きな力になるわけですね。ただやったらいいってここで言っているのではなくって、ですね。道の参画室にあらゆるところからこれをやって欲しいという要望が来れば、こんなに要求が来てるのに何故取れないのか、ということで分捕り合戦のときに力になるのは確かだと思います。そしてその中で、その要求をするときに道でしたら今できました審議会の中で次の年度はどういうところを重点的にやったらいいのか、ということの意見を聞いて、じゃこれをやりましょうと、やるためにはいくら必要なんだということを、きちっと意見を聞きながら計画を立てて要求していく、というやり方をしていますので、おそらく・・・そうですよね。広岡さんの方がお詳しいので・・・どうぞ。

広岡　予算のことはあまり詳しくはないんですけれども、県の場合も一人の議員が言うよりも県民の声としてあがってくると力になります。知事の女性団体に対しての対応はすごいですね。よく思うのですが、何かを願うときは女性団体の声としてあげていくのが石川県の場合は、一番動かしやすいかなと感じました。議員になっ

てからも、そう思うんですけれども。それと、あまり細かく決めてしまうと、状況が変わったときに動きづらいかなと思います。どうでしょう。

参加者Ｆ　それはわかります。おっしゃることは・・・。あまり動かないから、あえて言おうかなと思ったり、それからやはり都道府県が動かないから市レベルで動かないということも、うまく逃げ道にされていて、確かに言われる女たちの声の弱さというのをもう一つうち破れないな、と思っています。シェルター関係だけが言っていても・・・そこを広げるのを私たちもしたいな、と思うんですけれども。北海道は幅が広いな、と思ってそれに続きたいと思うんですけれどもまだまだ力が・・・不足しています。

広岡　直接関わっている方だけでなく、マスコミを利用したり、それから応援団を広げることを今石川県で少しづつやっています。県民の意識は普通何もしなければ少しづつ薄れていくものなので、そういうことによって薄れそうな時にポッと、またポッという感じで何か刺激を与えながら常に関心を持ち続けるということが大切です。

ケンブリッジ市女性委員会について

村田　それでは、昨日、基調講演いただきましたナンシーさんに改めて一つお伺いしたいと思っています。ケンブリッジ市の女性委員会は２０人の公募による女性委員で構成されていて、市長直属として市の女性政策全般を具体的に実施している機関だというふうに聞いていたんですが、その女性委員会についてもう少し説明していただけないでしょうか。女性政策というのは、行政の各部署に関わってくることになりますので、本来は直属の部署ができるのが望ましいわけです。そういう意味で、直属で、公募で、全員女性が入っている女性委員会について説明していただけたら、と思います。

ナンシー　１９６３年、ジョン・Ｆ・ケネディ大統領の時に、連邦の女性委員会というのを作りまして、その委員長というのがエレノア・ルーズベルト元大統領夫人でした。その後１０～１５年たってそれを真似て、州レベル、市レベルで女性委員会が立ち上がりました。１９７７年に私の住むケンブリッジ市でも、いわゆる前の形になりますけれども、女性委員会というものを立ち上げました。

私が１９８０年に、女性委員長としてこの女性委員会の代表となり、この女性委員会には３つの基本的要素があります。私たちのやることは２つありまして、それは市直属の機関でありますが、市に対して色々な注文をするということと、市議会議員に対して色々な注文をするということです。それはそのすべてはさまざまな調査によって、女性が何を求めているかということからアドバイスしていきます。

第２にこの女性委員会の役割は教育ということです。それは地域の中で色々な女性を集めまして、その女性たちがどのようなものを求めているか、ということを女性たちがまとめまして、それを私たちにアドバイスしてもらいまして、ケンブリッジの女性たちが何を求めているかということを、女性委員会の中で反映していくわけです。このように、皆さんの地域に住む人々が何を求めているかということをわからないと、また地域にいる何千という女性たちのサポートがなければ、まちの中心の人が何を言ってもそれに答える地域の人がいなければ、本当の力がないということになります。

第３の機能というのは、私たちが女性の声を集めて３つの段階で、地域のレベル、州のレベル、そして国のレベルで私たちの声を届けて、影響を与えることができる力を持っているということです。マサチューセッツ州・ケンブリッジの私たちは、ＤＶ法というものを成立させて、この草稿というのはフェミニストの弁護士によって書かれたものです。このように、具体的に力を出せるということが、私たちの力だと思います。

そして、女性委員会が始まったとき２～３年は、色々なことを話し合ったわけです。それを具体的に活動として実施していくことによって、我々の女性委員会を確立していきました。

第１の、女性委員会の一番大切な役割は「女性の安全」ということで、その中で女性を守るということ、特にドメスティック・バイオレンスの関係において女性を守っていくということ。その中で、裁判所、病院、警察、コミュニティグループをいかに安全に保っていくか、ということが一番の大切なことになります。

第２の役割は「女性の健康」ということです。病院や地域の保健所などを通しまして、私たちのやっていることを色々パンフレットを置きま

して、地域の中で女性の健康を守っているという窓口、パンフレットなどでそれを知らせていくということです。

第３の目的は「教育」ということでありまして、私たちは特に女性ということに対して関心を持っておりますので、女性が社会の中で平等な役割を持っていく、自分の自尊心というものを、男性が特に先んじていた場所、スポーツ、数学その他のエリアでも女性というものがきちんと確立できるんだよ、ということを色々な形で知らせていくということです。特に若い男の子、女の子に家族の中で、または関係を作っていく中で、二人が平等な関係を持っていくということを特に強調して教えています。

最後の部分は女性の経済的公平や自立のために色々なことをする、ということです。例えば教育が受けられないために色々なことが不可能であった女性に、生活保護とか職場のトレーニングをして、そしてその人が今までできなかったような職業的自立、経済的自立を獲得していくための方策、そしてトレーニングを授けるということです。

これが私が女性委員会でやっていることの一応の簡単な説明ですけれども、私のやっている仕事というのは市の中でも非常に人気がないというか、受けの悪い仕事です。と、いうのはいつも私は市の職員がやっていること、市議会議員のやっていることは、十分ではありません、と言い続けているからです。しかし、そういい続けてきたおかげで私の言っていることも、市の人たちに受け入れてもらえるようにこの２０年間でなってきました。私が市役所に現れると「あ、彼女がまた来た。」「悪いニュースがやってきたぞ。」と男性は備えるのですけれども。しかしながらわたしはいつも、自分が何かを言うときにはしっかりしたデータと、また何かが起こったときに、数時間のうちに何千人も集めることができるきちっとしたネットワークを後ろに抱えておりますので、私の言うことも聞かなくてはならないということが、彼等にはよくわかっているわけです。ありがとうございました。

参加者Ｇ　函館のシェルター活動に関わっている竹花と申します。函館にも女性委員会ではないんですけれども、女性懇話会というのがありまして、もう３期目なんです。そこは提言集を出しているだけなので、あまり影響力がないように思うんですけれども。ケンブリッジ市の女性委員会は、任期は何年で、どのような権限があって、報酬はどうなんだ、という詳しいことを少し教えていただけないかな、と思ったんですけれども。

ナンシー　２０人まで任命されることになっています。今の前にやった女性委員に推薦されて、市長に任命されることになります。市長には私たちが提言したことを拒否できないようにさせています。（笑）３年任期があり、１回だけ更新できます。ですから長い人で６年ですが、その後は降りなくてはなりません。私たちの女性委員会の場所は市にありまして、二人の専任スタッフがいます。私ともう一人の人で、私たちは市の職員となってサラリーをもらっています。私たちの女性委員会の２０人はサラリーをもらっておりませんけれども、交通費と子どもを預ける費用はもらっています。ボランティアがベースです。私たちが女性委員会を開催するときは、必ず子どもを預けるということと、食べ物をきちんと出してもらうということ、それが基本だと考えています。

我々の権限と言いますと、私たちが本当にこのようなことをしたいと考えていて、そちらがそれを信用してくれること、が本当の権限じゃないかなというふうに考えます。つまり我々を信頼してくれているかどうか、ということですね。これで答えになるでしょうか？

参加者Ｈ　一つだけ、２０人の委員の男女の比率差は？女性の政策をやるから女性委員会というのか、女性だけでやっている委員会だから女性委員会なのか・・・？クォータ制という世界の流れに反しているその理由も教えてください。

ナンシー　女性委員会の中に男性が入ってくるか、入った方がいいのか、というのは、アメリカでは非常に大きな論議となっています。女性委員会というのは、全米で２００くらいあります。私たちの女性委員会では、男性はどこに行ってもいろんなことが言えると、それで私たちの場合は女性のみにしています。私がこの仕事に最初に就任したときは、毎週サラリーを払ってもらいに年取った男性のところへいくわけですね。そうすると、男の人が私に支払ってくれる時に「男がやってあげますよ、女性の仕事を。」みたいな、ちょっとした嫌がらせの一言がついてきたりしました。実際に先ほど質問の方がおっしゃったように、アメリカでも女性委員会に男性を入れた方がいいんじゃないかというようなところもありますけれども、私たちの女性委員会はすべて女性であるというふうに、法律を

マサチューセッツ州では作りました。私たちにとっては、クォータ制は世界的な流れだとは感じておりません。

参加者Ｉ　ちょっと確認させていただきたいんですが、この２００ほどのコミッションには男性の入っているコミッションは一つもないと考えてよろしいですか？

ナンシー　全米２００の女性委員会の中には、男性が入っているものもあります。それが何％かはわかりませんが、マサチューセッツ州にはありません。

久保　もう少し色々とナンシーさんに伺いたいこともあるかと思いますが、時間も迫っていますので、そろそろこのワークショップの最終段階に入りたいと思います。

このワークショップ第１は、４月にできたＤＶ防止法を地域でどう生かすか、”自治体”をキーワードにして、皆さんにお集まりいただきました。第２分科会では具体的なサポート業務をするときにこのＤＶ防止法どう解釈して、どう生かしていくか、というワークショップをやっています。似ているようで、ちょっと違います。

そこで皆さんにはっきりさせていただきたいことは、自治体という場合、日本では都道府県レベルと市町村レベルに分かれます。地方分権によって、両方の自治体は対等であるといわれていますが、やはり総括的に業務を行う都道府県と、もう少し細かく行える市町村という位置関係にあると思います。ですから、私たちがＤＶ防止法を自治体で何とか生かしていこうと思うときには、二つのスタンスで考えなければならないと思っています。ここに参加している方の自治体で、すでに県や市レベルで条例を制定しているところもあると思いますが、これから府県で条例を作りたい、市町村で条例を作りたいというときは、少しスタンスが違うんだということを頭に入れて、このＤＶ法をどう盛り込むかということがひとつ工夫のしどころになってくると思います。さっき成田さんもおっしゃったように、都道府県レベルだとあまり細かいことは書けない。けれども条例を作るだけでなく、その条例の後に施策展開ということで必ずプランの見直しか、または策定に入ります。条例を作るときにはプランの策定をイメージして、より実効性のあるプランをつくるためには条例にこの一言を入れておいた方がいいぞ、ということを考えながら作ることが必要ではと思います。市町村レベルだと推進条例というか、具体的な施策までも盛り込んだ形の細かい条例、羽咋市なんかかなりそこのところにつっこんでいるし、岩出山町なんかもがんばっているんですが、そういう条例をつくることができるのではないかと思います。

この後、全体会議でまとめますアピール文は、自治体ではなく国の省庁に出すアピール文という押さえをしております。けれども、先ほど皆さんがお話になった関係機関のネットワーク化ですとか、裁判所職員の研修というのは国にも要望していかなくてはならないことであり、大会アピールの中にも盛り込んでありますが、不足がありましたら、どうぞご意見おっしゃってください。

第１分科会としては、地方自治体でＤＶ防止法を生かすときには、やはり条例に具体的に盛り込むようにしたい。関係機関のネットワークを作りたい。書記官の研修をやっていきたい。そういうことを各自治体に帰って、現場に戻って私たちはがんばるんだ、と。そこに民間の力が入っていかない限り、国や行政に具体的なノウハウはありません。私たちがノウハウを持っているんだと思ってください。それをしっかり地方で生かすことをこれからやっていきたい、ということでこの分科会の締めにしたいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

村田　今後も情報交換できるネットワーク化を図っていきたいと思います。

久保　これで第１分科会を終了します。

第２分科会

「DV防止法」成立後のサポートシステム

―DV防止法をどう使いこなすか、作り替えるか―

発題者　波田あい子（AWS女性シェルター）
大西　祥世（法政大学大学院）
司　会　近藤　恵子（女のスペース・おん）

近藤　皆さん、おはようございます。

昨日から今日にかけて本当にお疲れさまでした。

ワークショップ２は「ＤＶ防止法成立後のサポートシステム ―ＤＶ防止法をどう使いこなすか、作り替えるか―」のテーマで これからの２時間半をみなさんとご一緒したいと思います。司会進行の近藤と申します。

今日の分科会の流れを最初にご説明したいと思います。

波田あい子さんからみなさんのお手元のレジメにそって２０～３０分の報告があります。その後、お隣に座っていらっしゃる大西祥世さんの一枚のレジメがあるかと思いますが、特にアメリカの保護命令の申し立てに関してアメリカのＤＶ法廷の手続きについての説明をいただこうと思います。先だってワシントンＤ．Ｃ．のＤＶ法廷の報告を本や論文にまとめられた方で一番新しいホットな情報を伺いながら日本の保護命令システムのあり方について素材を提供していただこうと思います。

その後、会場のみなさんと具体的な項目に沿ってできるだけ現実的、具体的、実践的な論議を進めたいと思っていますので時間いっぱい、どうぞよろしくお願いします。

それでは、さっそく波田あい子さんの方から最初の報告をいただこうと思います。

東京都のこれまでの支援の実態と課題

波田　波田と申します。よろしくお願いいたします。

この資料にグラフが５～６枚、載っています。資料のグラフ状になっている１枚目の下を見てください。

連携機関上位５カ所の総計にもとづく割合
対 象 者 内 訳

F2. 性別　　単位:%

		男性	女性	無回答
総数	N=2373	36.3	63.4	0.3
福祉事務所査察指導員・地区担当員・面接相談員	N=1107	66.0	33.8	0.2
福祉事務所母子・婦人相談員	N= 72	2.8	97.2	0.0
保健所・保健センター	N= 726	1.4	98.6	0.0
児童相談所	N= 138	42.8	57.2	0.0
母子生活支援施設	N= 211	24.6	74.9	0.5
女性相談センター	N= 25	8.0	80.0	12.0
婦人保護施設	N= 32	15.6	84.4	0.0
民間シェルター	N= 27	0.0	100.0	0.0
女性センター等	N= 35	2.9	97.1	0.0

直接的にＤＶ被害者を支援する機関の職員を対象に去年の１１月から１２月にかけて東京都でアンケート調査を行いました。

調査主体は東京都生活文化局であり、東京女性財団はもうなくなり、今は東京ウィメンズプラザといいますがそこでの調査研究の最後の仕事になりました。この「配偶者等による暴力の被害女性と子どもへの支援に関する調査」報告書の執筆等は私も含めまして庄司洋子、高橋芳忠の３名で行ったものです。

支援機関の職員のうち調査対象となった職員の方々というのは、対象者の内訳というものが書いてありますが、まず「福祉事務所査察指導員・地区担当員・面接相談員」、「母子・婦人相談員」、この２つは福祉事務所ではありますがまったく職種が別なので２つに分けてあります。保健所・保健センター、児童相談所、母子生活支援施設、東京都女性相談センター。今日は所長の金子さんがお見えのようでちょっと話づらいのですが、良い機会になると思います。それから婦人保護施設、民間シェルター、女性センター等からなる８機関から、回答をいただき、総数は２，３７３名です。

それぞれの内訳は、１，１０７名、７２名、７２６名、１３８名、２１１名、２５名、３２名、２７名、３５名となります。東京の民間シェルターは４カ所が対象になりましたが、直接的にケースの支援をする方という限定がありますので２７名になります。それから、女性センター等の相談員の方々が３５名になります。

ＤＶ被害の女性と子どもを支援する保健と福祉の領域の方々をほぼ網羅したことになります。機関回収率は９０％を越えました。職員個々人でみた回収率は７０％です。

高い回収率を得ましたので、この結果はかなり信憑性があるものと思います。

今日、ご紹介するのはその中の一部なのですが、つまりＤＶ防止法が成立してこれをどのように使いこなすかということが今、始まっている訳なのですが、やはり支援の現状に乗っ取っていろいろな問題点を考えて対応、対策を立てていかなければいけないわけですから、ちょうどこの調査はそのための、東京都に限定はされておりますけれどひとつの支援の現状を判断し、見るための良い資料になりうると思います。

この回答者２，３７３人のうち、調査をしました時点からその前年度１年間において配偶者等による暴力被害の新規のケースに関りを持った、担当した方が４５％、新規ケース担当なしの方が４３％。回答されてない方、これは分担制でないという所がありますので、回答できない、回答しづらい、これらが無回答として１２％。この新規ケースを担当した方々を人数に直しましたら１，０６６人でした。この１，０６６人の方たちで１年間に何ケース担当したかと聞きましたのを全部足していきますと４，７４９件でした。これはもちろん、実数とは言えないわけです。

福祉事務所に行って民間シェルターに来るとか、いろいろ動きがありますので、仕事量としては４，７４９ありますけれど、実質被害者件数としてはこのまま、４，７４９件になるわけではありません。

この１，０６６人中、１年間に１０件以上の新規ケースに関わったと回答した人、つまりかなり専担的にＤＶ問題を扱っている人というのが４％になります。この調査対象の回答者のおよそ半分はあまり日常的にはＤＶのケースに接していないという方々です。１年間の新規ケースの担当者についてひとり当たりどの程度のケースを担当したかというと一番多いのが東京都女性相談センターです。東京都は１９７８年か１９７９年に婦人相談所から開所しましてひろく様々な保護が必要な女性を受け入れてきていまして、名称も婦人相談所から女性相談センターと変更になりましたけれど、ここが年間１人当たり３２件です。

それで民間シェルターは平均１人当たり２４．７件です。福祉事務所の母子婦人相談員２０．７件。女性センターこれはウィメンズプラザとかそういう自治体の女性センターです。それが２０．５件。婦人保護施設が１９．９件。女性相談センターがもっとも多いというのは、その中枢機関ですから当然だと考えられますが、民間シェルターが１人当たり２４．７件は多いですね。民間シェルターのスッタフの方たちの仕事量は多い。

それから女性センターも意外といっては失礼ですが、女性センターの相談員の方たちが取り扱っているケースもかなり高いと分かりました。DV被害を支援する機関として女性センターの関わりはさほどでないと予想していたのですが、自治体女性センターが支援機関として、かなりの役割を担っているというのがわかります。

これからご説明します他のデーターの中でも、そのことを裏付ける結果がはっきりしました。１枚目のグラフを見ていただきます。

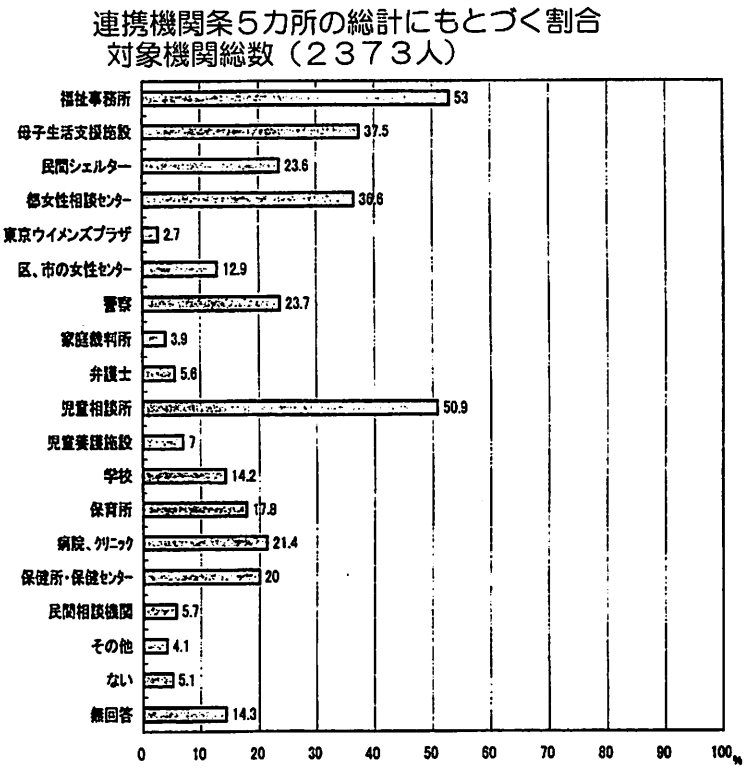

『あなたがケースを支援するにあたってどのようなところと連携を日常とっていますか。もっとも良く、連携をとる機関を上位から５つあげて下さい。』という設問なのです。その５つあがったものを全部、累計したものの２，３７３人に対するそれぞれのパーセンテージを示したのが、このグラフです。このグラフは対象者、つまり８機関９職種の方々が５カ所あげたものを全部ここに足して、パーセンテージを出しただけのものです。

もっとも頻繁に連携をとるというところは、５０％を越えているのが福祉事務所と児童相談所です。児童相談所というところはＤＶ被害支援の現状にとっては、かなり大きなウエイトを占めているということが、ひとつはっきりしてきたと言えると思います。それから民間シェルターというのは規模からしても、スタッフの数からしましても弱小であるわけですが、この連携のグラフから見れば無視できないウエイトを占めている、ということがこのグラフから見えると思います。都の女性相談センターには３６．６％の方が連携をとったと回答しています。おそらくこれが現状です。

これから法律が施行されたのちにはおそらく、このグラフはうんと変わらなければならないでしょうし、変わるであろうと思います。今度の法律が施行されましたときには、女性相談センターが直接にＤＶ被害女性と子どもの保護をするフロントに、第一線になるわけですから、おそらくここから様々なところへ連携が組まれるということになるということが想像できます。

おそらく、３７％から９０％くらいに伸びるであろうというふうに想像できるわけです。そうなるかどうなるか１年後、２年後、３年後のこのようなデーターを取ってみれば、その関わり方はわかるだろうし、地域によってはどうなのかとか、いろいろ変化の比較ができます。。しかし、現状においてはこういう程度だということですね。ですから現状では必ずしも女性相談センターと関連なく、多くのＤＶ被害の女性は様々な機関に散逸しているということです。

それからこのグラフのなかで、ひとつ強調したいことがあります。
これをよく見ていただいて、たとえば警察が２３．７％。これが現状で多いのか、少ないのかなんともいえませんが、もっとも強調したいのが家庭裁判所、弁護士という司法支援に関わる部分が極めて小さいという点です。これが被害者支援の現状を端的に現していると思います。

法律ができるということは、これが変化するということなのだと理解したい。司法支援がない現状で、これまで支援が行われているのだと理解して下さい。

そういう点から見まして、病院、クリニックもそうですし保健所、保健センターについてもそうですね。アメリカの場合では、１９８４年か８５年に家庭暴力防止援護法ができ、このときは「ファミリーヴァイオレンス」を使いましたが、その援護法ができてから女性に対する暴力法が１９９４年にできるこの１０年間が、いわば司法支援にものすごく力をいれた時期です。ＤＶ専門の法廷だとか様々な司法支援が進展していった時期です。

９５年以降になりますとアメリカでは、つまりコミュニティでどのように被害を早期発見するか、ということに展開していくようになります。昨日のナンシーさんのご報告はそちらにシフトしたあたりの話だったのです。

ところが日本はまだこの状態で、これから司法支援がやっと始まるという、そういうタイムラグがある。だから外国の方と話をする時にいつも思うのですが、この大きなタイムラグをどのように私たちの頭の中で整理して、日本での優先順位を間違えないようにするかです。いろいろな情報が混乱して、ステップ・バイ・ステップなのに急にいろいろな情報が混在してくる。司法支援が今無いということ、司法サービスが無いというこの現状が今回、法律が出来たことにより、もっとも変わらなければならない点です。

次に、全体のグラフなんですが、福祉事務所を２つに分けていますから、８機関９職種なのですが、それぞれ別個に見たものが次からです。

連携機関上位五ヶ所の総計にもとづく割合

○福祉事務所査察指導員・地区担当員・面接相談員(N=1107)

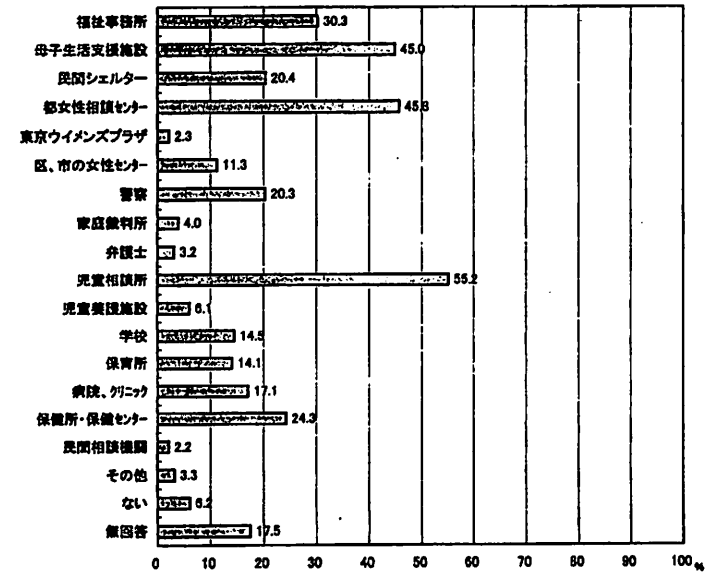

○福祉事務所母子・婦人相談員(N=72)

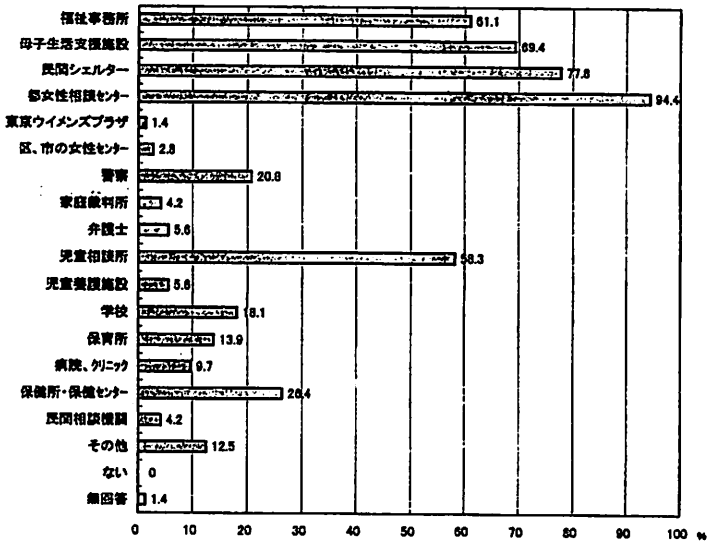

連携機関上位五ヶ所の総計にもとづく割合

○保健所・保健センター(N=728)

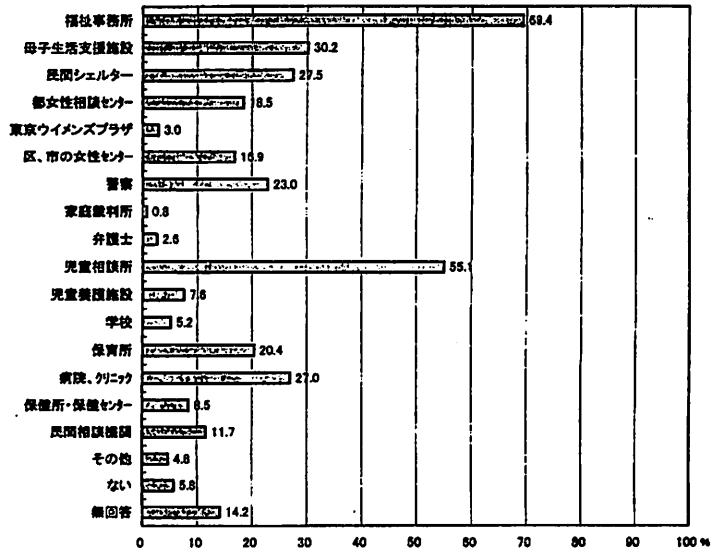

○児童相談所(N=138)

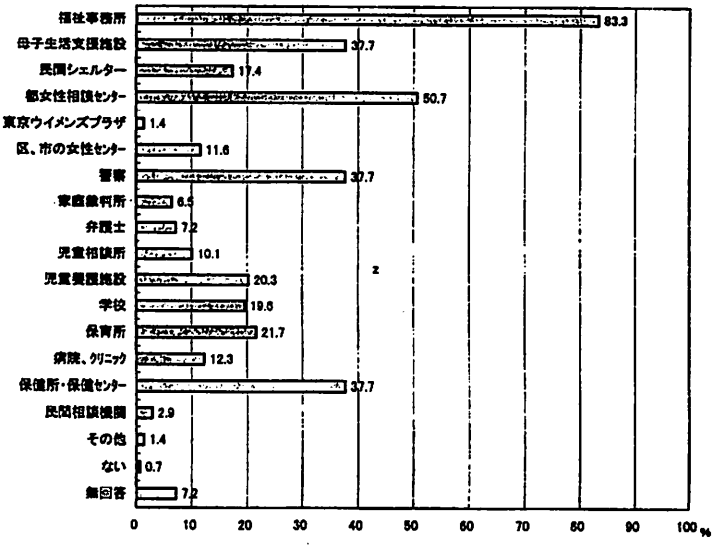

連携機関上位五ヶ所の総計にもとづく割合

○母子生活支援施設(N=211)

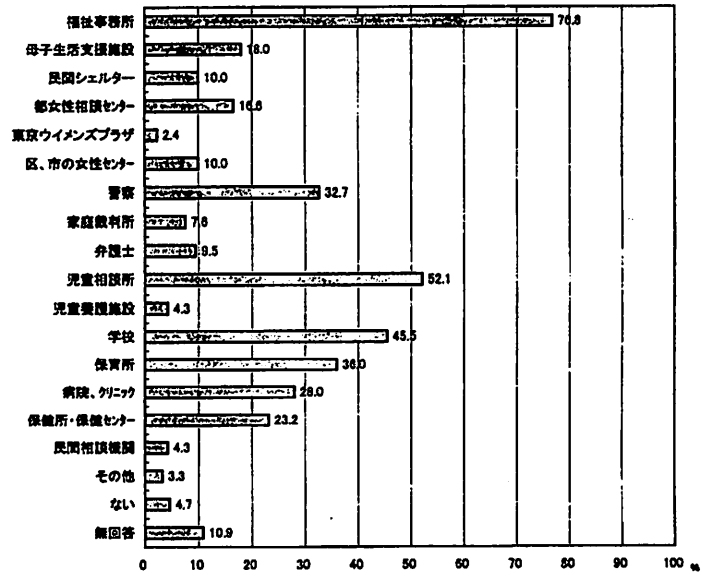

○都女性相談センター(N=25)

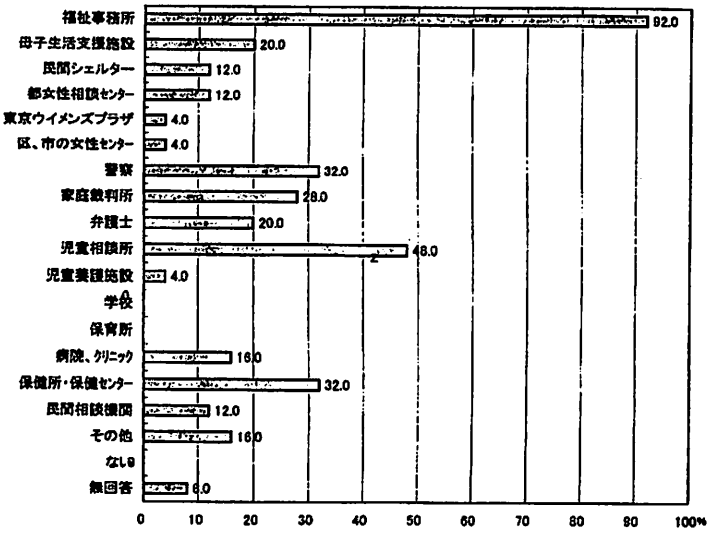

○民間シェルター(N=27)

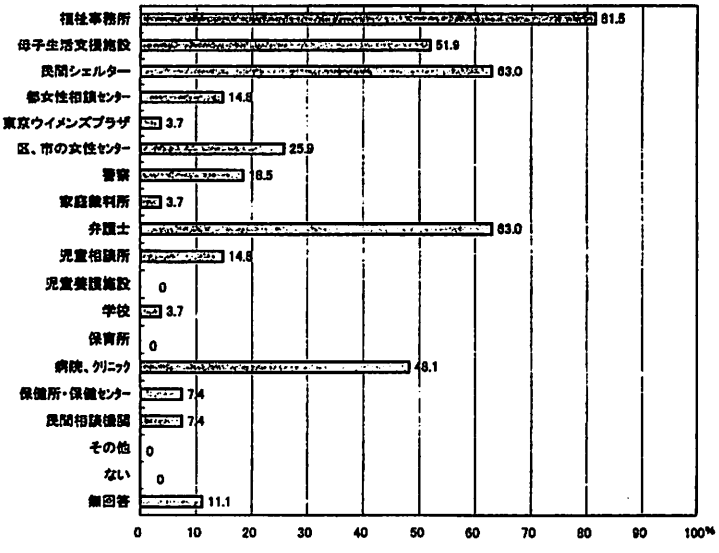

連携機関上位五ヶ所の総計にもとづく割合

○婦人保護施設(N=32)

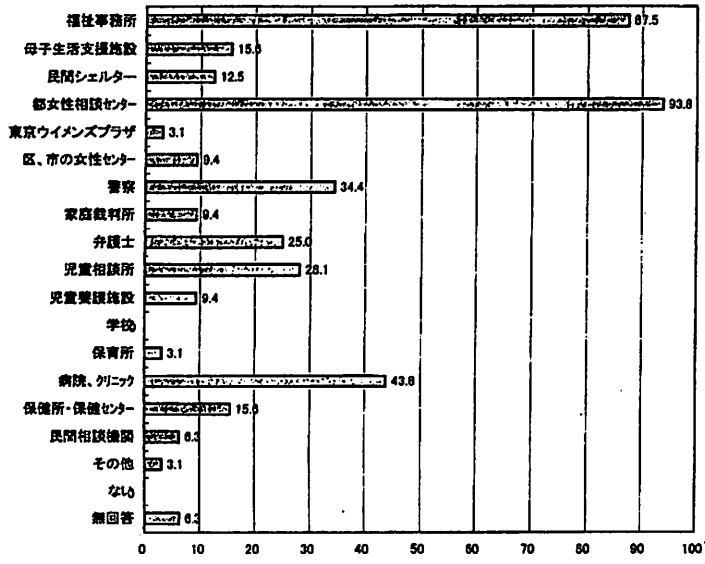

連携機関上位五ヶ所の総計にもとづく割合

○ 女性センター等(N=35)

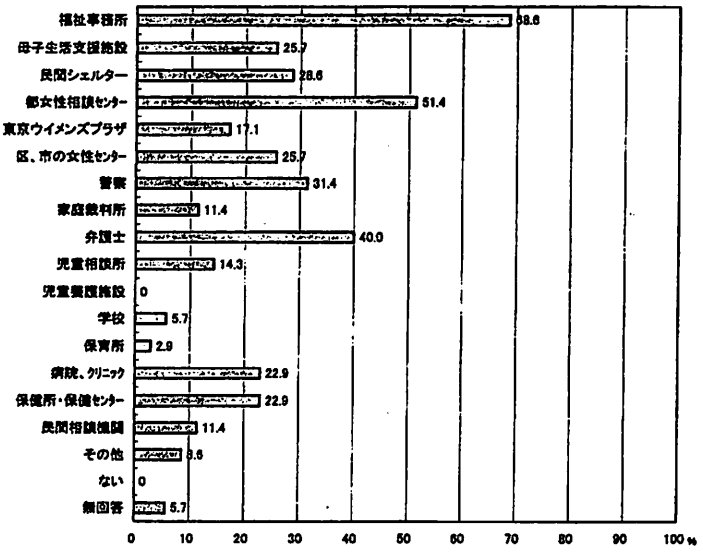

ある程度その職種の人たちの仕事の仕方というものがイメージできるようです。この調査中から、司法支援サービスに関わって申し上げますと、民間シェルター及び女性センターが連携をとる仕事の仕方で他と一番違うのは、家庭裁判所は少ないけれど、民間シェルターは弁護士との連携が６３％、それから女性センターを見ていただきますと４０％です。もちろん福祉事務所、保健所の方々は数としては膨大ですから、トータルにすると比率が低くなることはありますけれども、大雑把に言えば、民間支援とそうでないところの支援の違いのひとつが、司法支援だと言えます。

少し、細かく表を見ていけば、そのような結果が連携の実態から浮かび上がってきます。詳細は、報告書が出来ておりますので、各女性センターとか、いろんな機関には東京都から郵送されると思います。

東京においては、救済を求める被害女性と子どもの緊急的な保護に関連する連携はある程度行われていると言えます。しかしながら、人権救済と社会復帰のための司法支援、心理的ケアによる自立支援、それと現時点では欲張りなんですが早期発見・予防のための介入、つまり病院、医師等に通報努力義務が付けられましたけれど、これは今、ほとんど誰もやっていないわけです。そのようなコミュニティレベルの救済、予防になりますと、まだほとんど始まっていません。

保健所・保健センターや医療機関については、殆ど手が付けられていない現状です。これは先ほども申しましたけれども自治体の女性センターがかなりの役割を果たしているということ、予想以上だったのですが、支援の機関のひとつとして大いに有望なところなのだと実感したわけです。

今後の課題としましては、調査結果からまとめたことをａ・ｂ・ｃ・ｄと書いてあります。被害者への司法支援としては具体的には、被害届けや告訴、損害賠償などの被害者としての法的権利の行使、離婚および財産分与にともなう手続きなど。また配偶者等による暴力事例の特殊性に配慮した司法サービスのあり方など。それから心理的ケア、医療機関における介入、緊急のケガとか繰り返される虐待にともなう、様々な病気で医療機関を訪れた被害者に対する介入と情報提供。これらはアメリカではマニュアルがずいぶん開発されて出回っています。訪れたそれらしいクライアントにどのような訊き方をするか、３段階のいろいろなアクセスする時のやり方があって、ストレートに聞く方法から、情報を与えるだけにとどめるまでの様々な聞き方が細かく書かれています。地域精神保健というコミュニティレベルの対策はひどく日本では欠落していると思います。

これと、かなりだぶるところがありますが保健所・保健センター、保育所・学校など地域精神保健からの被害者の早期発見の窓口機能とアフター・ケアということです。このように今後の課題を並べますと、ほとんど全部ということになってしまいまして、本当に緊急保護だけはかなりやれている、ということしか言えないかな、というところです。

以上、実態調査の報告です。

ＤＶ防止法の運用に関して

次に今回の大きなテーマであります「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の運用に関してですが、この法律が細則、マニュアル無しでスタートするわけで、３年後に見直すという付帯条項付きですが、正にその通りにすぎて、法律ってなんだろうと、ひしひしと感じた次第です。

これは３年後に向けて私たちが関わっていかなくてはならないということが明白になってきたのですが、シェルターネットの方たちと、どのような運用規則をつくりあげていくかの大仕事です。尚かつ、全部一挙にやるわけにいかない。この実態があってこの土台からしか、私たちは出発出来ないわけですから、ある程度、優先順位を考えていかなければならない。これが出来たらこれと、ステップを踏んでいかざるを得ない。このステップをぐちゃぐちゃにすると混乱ができて、収拾がつかないことになる。そのような観点から意見を書いていただきまして、ＡＷＳ、ＦＴＣ、ミカエラ寮、女のスペース・おん、ウィメンズハウスとちぎ、の５カ所から回答をいただきました。 それを参考にしまして私の意見、考えも入れまして整理してみたわけです。これに全体会での討議を経て、その後関係省庁等に要望書を提出するということを進めています。

まず、優先順位をどのようにつけるかについて私たちが考えたのは、ここに３点書いてあります。現在の実態に欠けているものは何か。その点について、データをご紹介したわけです。つまり、保護の第一現場から司法支援を始動させる、スタートさせることの重要性。法律ができる前はこれがやりたかったけれどやれなかった。やれることになったことが法律ができたことですね。もしそうでなければ法律というのは何の意味もないことに

なって、社会のルールは崩れ去るわけですね。当たり前といえば当たり前なのですが、この当たり前をどれくらい始動させていくかということが、この問題の前進に極めて大きな関わりを持つと考えます。保護の第一現場から司法支援を始動させる、このことは民間シェルターにおいては、意識してやってきたことです。第一現場におけるその権利についての考え方を書いてありますので読まさせていただきます。

従来の一時保護事業と「女性に対する暴力」の概念に基づく、被害者支援は異なる。被害者ということは被害に対して人権回復をしなければならない。その被害者支援と従来の一時保護の最大の違いは、保護の時点で司法支援が始動するかどうかです。東京都・支援機関調査でもそのことが裏付けられています。民間シェルターにおける支援の特徴は、弁護士を紹介したり、弁護士や裁判所に同行したり、弁護士を囲んだグループミーティングへの参加を促したり、裁判支援をするなど、司法支援を基本的に重要な仕事として位置づけていることです。

新しいＤＶ法が意味を持つためには、相談支援センター及び警察に被害者が保護を求めた第一次の時点から、司法支援に係わるサービスが始動することが不可欠です。この第一時の時点で司法支援の手続きがきちんと取られるなら、その後の様々な司法支援も活発にならざるを得なくなり整備を迫られるでしょうし、その他のサービスも活発に動くことになると考えられます。なぜなら、社会的障碍がより取り除かれることで、被害女性自身が目覚め、生活の再建に向けて活動的になることができるからです。エンパワメントということです。

それから第２番目ですが、これはＢの具体的な準備項目の中に、細かなことが書いてありますけれども、各職域における法律の具体的な施行マニュアルの整備、そして研修の実施。先ほどの調査から申し上げますと、職務としての研修を受けたことがありますかとの質問ですけれども７２％の人が無し。こんなに多くの職員の研修を１０月までにやれるのだろうかと心配です。

それから、３年後の見直しのためのデータ収集計画をきちんとたてておくことが大切です。これは私たちが準備できることとして、シェルターネットあるいはその周辺の関係者、民間の支援者および当事者による法律施行後の対応についての記録作りを行っていく必要があります。具体的なデータ、具体的な事例を示さないと説得力がありませんし、法律施行前と後がどのように違ったかということは何も見えない。これは私たちネットがＤＶ法制定の要望書を作りますときに、去年の東京大会のときですが分科会で報告をいたしました。３００をちょっと切れましたけれども被害当事者、支援者の方々からどのようなことに困難を感じているかについてのデータを作りました。このデータが要望書に添付されまして、ロビングするときに説得力を持ったという経緯がありました。それと同じようなことを今回も、私たちはしなければならなのではないかと考えます。国及び行政が当初から３年後の見直しを付記したのであれば、最初からデータと成り得るような記録提出を関係機関の間で調整し、準備することがスタートラインから必要だと思います。

私の考えではこのようなことをなるべく簡単に整理する。それぞれ、このようなことをまずやっていかなければならないという優先順位にある程度、乗っ取った具体的な準備項目。これにつきましては全体会の中でほぼ、これを修正したり若干、手直しをしたものをみなさんにお配りして旭川大会の決議として作りあげたいと思います。

特に先ほどの優先順位から申しまして、これだけは私は強調しておきたいと思いますが、婦人相談所についてというところです。これはまだ、相談支援センターと言えないので婦人相談所と書いてありますが、ここで２００２年を待たず、１０月からの法の施行と同時に、従来の緊急一時保護が地域の福祉事務所を経由しなければならないという制限を取り除き、相談所が直接に保護を行うよう制度改正をして欲しい。これを私はもっとも高い優先順位として挙げたい。それと同時に、相談支援センターで保護した時点から一定期間内に、たとえば３日以内に、被害者に対して被害者の法的権利について、弁護士またはそれに準ずる担当者が、説明をすること。このことを含めて、相談支援センターには必ず司法支援にかかわる部署の創設を規定しておくこと。これが法律があるかないかの違いだと思います。これが欠ければ法律ができたことの意味はないと思います。それらは一番最初の優先順位、保護の第一次現場から司法支援を始動させることの重要性、これは警察についてもいえることなのです。これはなんとしても必要不可欠で、これを欠いては法ができた意味がないということを強調して終わります。

近藤　ありがとうございました。昨日の基調講演、パネルディスカッションの中でもこのＤＶ防止法をどのように使いこなすかという、３つの 重要関心項目に挙げられていてひとつは相談支援センターの運営のあり方、もうひとつは保護命令の申し立て、効力の問題。３つ目は民間シェルターへ

の具体的な財政支援をも含めた関係機関の連携が繰り返し繰り返し告げられていたかと思います。今の波田さんの報告では防止法成立を機に、実際的な司法支援がどのように動くかが重要な項目だという提起だったのですが、実際に１０年、２０年とＤＶ防止法関連の効力を動かしてきたアメリカでは今、保護命令とか法の支援システムが具体的に実際、行われてきたかという報告を大西祥世さんから付け加えて伺いたいと思います。その後できれば、現場で働いていらっしゃるみなさんに、法律について意見交換をしたいと思いますので、そのご準備をしながら聞いていただきたいと思います。それでは大西さんお願いいたします。

大西　法政大学大学院の大西でございます。憲法を専攻しております。アメリカ合衆国首都、ワシントン D.C.にあるＤＶ法廷について、世界の国内人権システムを研究しております NPO の「国内人権システム国際比較プロジェクト」の担当者として現地の調査に行って参りました。裁判の傍聴や被害者を支援する機関や団体でインタビューを行いました。本日はその現地調査の報告をさせていただきたいと存じます。ただ、時間が限られておりますので、ＤＶ法廷の関係者の方をお招きして、開催されたフォーラムの内容とあわせて詳細な現地調査の報告は NMP 研究会・大西祥世編著『ドメスティック・バイオレンスと裁判一日米の実践』（現代人文社・２００１年）にまとめてございますので、そちらをご覧いただければ幸いです。

本日は、近藤さんからご指示をいただいたようにD.C.の民事保護命令とその民事保護命令裁定に関わってどのように被害者を支援していくかについてお話したいと思います。

ＤＶ法廷とは

ＤＶ法廷はＤＶ事件について刑事裁判手続、民事裁判手続、家事審判手続を統合した法廷です。同様の統合法廷はアメリカ国内には３つ有ります。Ｄ．Ｃ．の他にハワイ州、フロリダ州にありますけれどもＤ．Ｃ．のＤＶ法廷が最も先進的で注目されています。

ワシントンＤ．Ｃ．は人口が約６０万人で面積は約１７５平方キロメートルです。日本で言いますと福岡市の人口、面積とも約半分になります。その地域でＤＶ法廷では年間延べ１万件の裁判が行われています。

まず、ＤＶ法廷はＤ．Ｃ．の司法制度改革をきっかけとして開設されました。１９８２年にＤ．Ｃ．では「家族内犯罪法（Intrafamily Offenses Act）が制定されたにもかかわらず、ＤＶ事件関係者の取り組みは消極的でした。警察がＤＶ事件の通報を受けたときに、必ず現場に行き、加害者を逮捕しなければならないという「必須的逮捕法」が１９９１年に制定されました。けれどもその後も警察は現場に行っても、加害者に対して、家を立ち去れというだけとか、被害者に関してきちんと訴えを聞かないという現状がありました。警察官も裁判官もＤＶを単なる家庭内の問題として捉え、犯罪として真剣に取り組んできませんでした。そこでＤ．Ｃ．の第一審裁判所と控訴裁判所は１９９０年に「ワシントンＤ．Ｃ．人種・民族作業委員会」及び「ジェンダー作業委員会」を立ち上げ、人種、民族、ジェンダーの観点から裁判所の職務を見直す作業を行いました。そして１９９２年に報告書を出しまして、その中で提案されたことのひとつが「ＤＶ問題に対する裁判所の取り組みを再検討する」ということでした。すなわち、これまで裁判所は公正中立に裁判を行ってきた、これは裁判の原則ですけれども、その公正中立という基準がＤＶ被害者に対しては実は中立ではないのではないか。救済されるべき被害者が救済されていないのではないか。そういう問題の提起があり、裁判所の仕組みを見直す作業が行われました。

１９９３年にこの提言を受けて、「ＤＶ事件統合法廷に関する検討委員会」が設置されました。この委員会のメンバーは警察、検察、裁判官、加害者治療者、弁護士、大学教員、民間シェルターのスタッフ、その他の被害者支援者、社会福祉サービス機関、公立学校の教諭など、地域を構成するあらゆる人たちがメンバーとなって、約３年間にわたり１カ所に集まって現場で抱えている問題を共有して、被害者の救済システムについて検討しました。

そして、４つのことが確認されました。第一に被害者の裁判所へのアクセスを容易にすること。第二に司法システムをコーディネートして被害者を実効的に救済すること。第三に司法関係者の研修を実施すること。第四にＤＶ事件の解決には裁判所だけではなく地域の公的機関と民間団体が連携して行うことです。さらに１９９５年にこの検討委員会からＤＶ法廷の設置が提案されました。これは先ほど申しましたとおり、民事裁判手続、刑事裁判手続、家事審判手続を統合するものです。これを受け、１９９６年１１月にＤＶ法廷は開設されました。

ワシントンD.C.ＤＶ法廷

法政大学大学院　　大西　祥世

１．DV 法廷とは

（１）開設のきっかけ

（２）DV 事件のトータルな解決をめざして

～民事司法手続・刑事司法手続・家事審判手続の統合～

①一時保護命令と民事保護命令

②刑罰

③民事保護命令が守られなかったとき

２．特徴

（１）簡易な手続、安価な費用、迅速な救済

（２）被害者が訴えやすい環境を

３．被害者への支援

――公的機関と民間団体の連携

（１）受付センター

（２）他の NGO

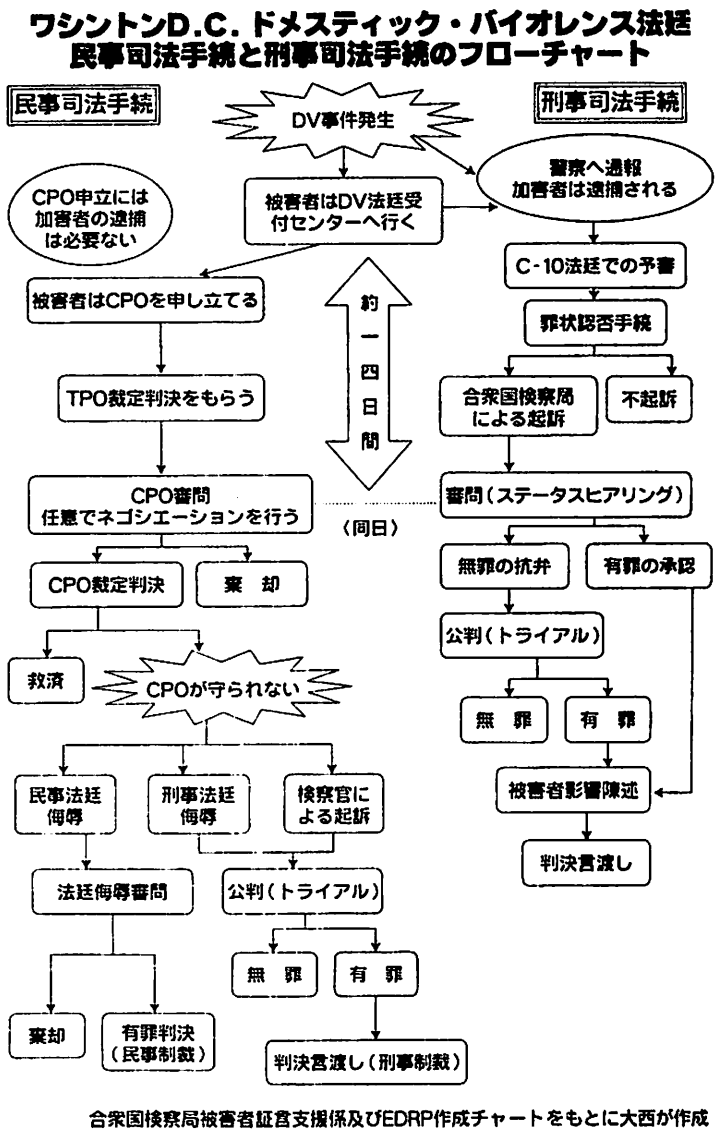

合衆国検察局被害者証言支援係及びEDRP作成チャートをもとに大西が作成

DV法廷年間件数の推移

	1996年	1997年	1998年	1999年
民事新規	496	3,409	3,516	3,481
民事継続		242	253	174
民事移送	306	931	853	842
刑事新規	804	3,105	3,617	3,045
刑事継続		571	1,400	1,435
刑事移送	13	729	816	832

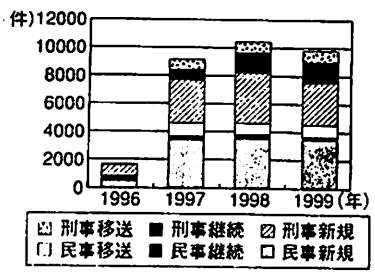

DV法廷年間取扱件数

	1996年	1997年	1998年	1999年
民事事件	802	4,582	4,622	4,497
刑事事件	817	4,405	5,833	5,312

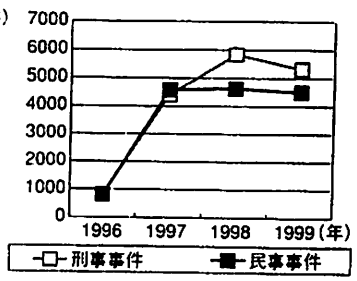

NMP 研究会・大西祥世『ドメスティック・バイオレンスと裁判－日米の実践』現代人文社2001 年より抜粋

ＤＶ法廷というのは手続を統合することによって、事件のトータルな解決を目指しています。Ｄ．Ｃ．ではＤＶの被害者・加害者の関係は血縁関係、養子、養親、配偶者、子どものいるカップル、現在及び過去の同居人、交際相手の間です。異性間の暴力か同性間の暴力かは問われません。そして暴力だけで無く、脅迫、私有財産の侵害の事件についても、ＤＶ法廷に訴えることができます。

ＤＶ法廷のフローチャートをご覧下さい。

まず、ＤＶ事件が発生しますと被害者は「ＤＶ法廷受付センター」に行きます。この受付センターが被害者に対する支援の中心となっています。これについては、後ほどご紹介します。そして被害者はＣＰＯ（民事保護命令）を申し立てることになります。民事保護命令を申し立てますとまず、裁判所は被害者のとりあえずの安全を確保するためのＴＰＯ（一時保護命令）の裁定を行います。一時保護命令には接近禁止、子どもの監護権の暫定的な移動が含まれます。一時保護命令の効力は最大１４日間です。そのため民事保護命令の審尋は、一時保護命令の裁定から１４日以内に開かれます。

CPO の審尋が開かれる前には任意でネゴシェーションが行われます。ネゴシェーションは、弁護士資格を持つ「ネゴシェーター」と呼ばれる裁判所職員が原告、被告それぞれに対して民事保護命令の内容、それについての要求、合意できるかについて説明します。合意が成立すれば裁判官が当事者に合意内容を確認して、民事保護命令が下されます。合意が成立しなければ裁判官が審尋を行います。民事保護命令の効力は最大１年間です。民事保護命令には一時保護命令で認められた接近禁止、子どもの監護権の暫定的な移動の他に、面接交渉権、加害者への住居退去、子どもの養育費の支払い、私有財産への損害賠償、加害者に対するカウンセリングプログラム等が含まれます。一時保護命令も民事保護命令も様式化されています。一時保護命令はＡ４一枚にまとめられています。民事保護命令はＡ４三枚にまとめられています。さまざまな項目が四角にチェックするようになっていまして、必要なところを裁判官がチェックしていく。足りないところは、アンダーラインの「その他」というところに書き込んでいくことで、非常に簡単に命令を発することができます。ただし、民事保護命令も破られたり無視されたりすることがあります。民事保護命令違反は家族内犯罪法で犯罪とされています。違反者への制裁は２種類ありまして、ひとつは検察官による起訴です。もうひとつは法廷侮辱です。ただ法廷侮辱より起訴が選択されることのほうが多いようです。

ＤＶ法廷の特徴

次に、ＤＶ法廷の特徴について申し上げます。まず、大きな特徴は「安、簡、早」つまり、安く、簡単に、早く救済が得られるということです。民事保護命令の裁判では経済的な理由から、被害者の約７５％が弁護士の代理を立てることができません。本人訴訟となっています。そこで被害者が自分自身で申立や裁判を簡単にできるような仕組みになっています。そして被害者が訴えやすい環境が整備されています。

ＤＶ法廷は法廷が４室、ヒアリングコミッショナーが１室という体制で行われて開廷されています。第一審裁判所の建物の１階にあります。ＤＶ法廷の設立前は、民事保護命令の行われる裁判の法廷は、薄暗い部屋で被害者が加害者から二次被害に遭ったことがあるそうです。ＤＶ法廷設立後は法廷を１階に集中させ、廊下や法廷内に保安官が巡回して警備をしていますので、被害者の安全が必ず確保されるということになっています。

また、その他にも、被害者の負担を軽くする仕組みが整っています。まず、裁判所事務官が、裁判所に来る日を、なるべく少なくするように日程調整しています。つまり、民事保護命令の審問日と加害者の刑事裁判に被害者が証人として出廷する日が同じ日になるように設定しています。

そして、もうひとつはＤＶ法廷が「一家族、一裁判官」という理念を持っていることです。これは、裁判官が家族に対する現在、過去の情報をすべて共有できるような仕組みです。この仕組みが整う前は、民事保護命令は民事保護命令の裁判として独立して行われ、刑事裁判は刑事裁判として独立して行われていましたので、民事保護命令の内容と刑事裁判の判決の内容が異なることがありました。具体的に申し上げれば、民事保護命令で被害者とその子どもへの接近禁止が含まれていたとします。一方、刑事裁判の判決で、接近禁止は被害者に対してのみで、子どもに対しては面接交渉権が認められるという事態が発生したとします。つまり、同じ効力を持つ裁判所の命令が２つあります。被害者は混乱します。警察に訴えても埒があかない事態が生じます。このような弊害をなくすために、裁判官はその家族に関わる民事保護命令の裁判の内容、刑事裁判の判決の情報のすべてを見ることができるようになっています。ただ、実際には事件の数が多くて「一家族、一裁判官」を実現することは無理ですけれども、情報の

共有によってそれと同じような状態で判断することができることになっています。こうした工夫によって、ＤＶ法廷が創設されてから多くの事件が裁判所に訴えられて、これまで潜在していたＤＶが顕在化したと言えます。

ＤＶ法廷の年間取り扱い件数は、１９９９年が一番新しいデータですが、民事事件では４，４９７件、刑事事件では５，３１２件となっています。これがＤＶ法廷開設前の１９９３年では、民事事件は２，５６５件、刑事事件は１，２１７件でした。同年では、ＤＶで逮捕された事件は４，６４７件ですから、起訴されたのはたったの２６％です。現在では、起訴率は約６０％になり、見知らぬ人からの暴力とＤＶでは同じような起訴率になっていると聞いています。

被害者への支援

続きまして、被害者の支援について、受付センターを中心に報告します。ＤＶ法廷受付センターのことを、関係者は「ワンストップ・ショッピング・センター」と呼んでいます。つまり、被害者がそこに行けば必要なさまざまな支援が提供されるということです。ＤＶ法廷は第一審裁判所の１階にあります。受付センターはその４階にあります。そして受付センターの入口の横には保安官が常に居りまして、怪しい人がこないか見張っています。そして受付センターに被害者が行くと、受付用紙に記入するのですが、その用紙も非常に簡単な書式です。四角がいっぱいあり、たとえば自分がどういう暴力を受けたか、殴られたのか、首を絞められたのか、武器は使われたとか使われないとか、加害者にはどうして欲しいか、子どもには近づかないで欲しいとか、子どもだけではなく自分の母親には近づかないで欲しいとか、いろいろな項目が有ります。自分に当てはまる項目をチェックすれば簡単に受付が済みます。

そして、２冊の小冊子を貰います。ひとつは『ドメスティック・バイオレンスを理解するために』というもので、ＤＶとはどういうものか、被害者にパワーコントロールとかＤＶに関していろいろなことを紹介する冊子です。もうひとつは『あなたの権利を知ろう』というものでＤＶ法廷の裁判手続について解説するものです。１日目はどう、２日目はどう、１カ月目はどういうふうになるか、３カ月目にはどういうふうになるか、フローチャート等も紹介されて、被害者が自分で裁判がどのように進んで行くか具体的にわかるようになっています。とても平易な英語で書かれています。

受付センターにはＤＶ事件に関連する公的機関と民間ＮＧＯがそれぞれの事務所を持っています。民間ＮＧＯには、民事保護命令の申立に関して被害者を法律的にサポートするＮＧＯと、被害者が生活保護など住宅支援などが必要な場合、そのような社会的サービスを提供するＮＧＯがあります。前者のＮＧＯはもうひとつの役割も持っています。それは「優先順位表」を作ることです。警察から前日に起きたＤＶ事件について、各警察署、Ｄ．Ｃ．には７つありますが、そこからすべての事件のリストがあがってきます。当日の朝、ＦＡＸで送られてきたそのリストを見て、このＮＧＯの担当者が緊急性の高い順番に優先順位をつけて、一時保護命令の裁判の順番を決めて、表にまとめることを行っています。

公的機関には検察、警察、Ｄ．Ｃ．政府の法律弁護士事務所があります。被害者がまだ、事件を警察に通報していなかった時に、警察は被害届を受理してレポートを作成します。検察は証拠となる写真を撮ったり、刑事裁判では被害者は当事者ではありませんので証人になりますが、証人とはどのようなものか、刑事裁判では時間がかかるとか、そのような法的なことを説明します。

そして、受付センター以外にも、被害者をサポートするＮＧＯはたくさんあります。ＤＶ被害者のためのシェルターはＤ.Ｃ.には２つあります。そしてスペイン語を話す移民女性が人口の約７～８％おりますので、そういった移民女性を法律的・社会的に支援するＮＧＯがあります。ロー・スクールの学生による法律の支援もあります。たとえば、ジョージタウン大学ローセンター・ＤＶクリニックが行っています。本人訴訟ができる仕組みが整っていますが、被害者がどうしても法律的なアドバイスを欲しいという場合もあります。事件が複雑で何度も何度も被害に遭っている場合には、法律的な支援が提供されたほうが良いこともあります。そのようなときに、受付センターに自由に出入りしているロー・スクールの学生が被害者の相談にのって、支援を提供しています。

このような支援に共通することは、被害者の安全を確保することと被害者に寄り添うことです。ＤＶ法廷や受付センターなどが被害者が利用しやすい制度や支援の仕組みを整えることによって、Ｄ.Ｃ.では、被害者を実効的に救済するという目標が大きな成果を上げていると思います。簡単ですが以上で終わります。

近藤　ありがとうございました。たいへん内容の

深いお話をお二人には提案していただきまして、さて、これからどのように話し合いをしていこうか、ということなのですけれども、やはり具体的なサポートシェルターの現場とか、あるいは実際のＤＶアドバイス、具体的に公的機関でのお仕事ですとか、現場から実際にこのＤＶ法の制定に向かって今、このような問題を考えている等、このことについて、皆さんと論議したいと、ご意見なり、要望なり、今のお二方の提案に沿って出していただければ、この論議が膨らむのではないかと思います。

いろいろな分野からたくさんの方にお出でいただいておりますので、なかなか順番にということにはいきませんがどなたかお手を挙げていただけませんでしょうか。

参加者A　弁護士の方いわゆるロー・スクール修習生の方に、例えばシェルターに来ていただいて、ひとりひとつのケースを持つことによって修習生もシェルターの弁護士もＤＶ被害のことを学ぶことができる。法律の運用面で考えていった時にどれだけの支援者を私たちが抱え込んでいけるのか重要な課題だと思いますのでそのあたり今、お話を聞いてアメリカでそのようなことをやっていると改めて感じることが出来ました。ぜひこれからもそのようなことをを考えていけたら良いかなと思っています。

参加者B　ここでぜひお話ししたいと思っているのは、今度、ＤＶ法ができる時には抱え込む資源を公的な場面、施設、機関でそれをぜひ作って、むしろ発信してもらいたい。それがどのようにしたら出来るのか。ぜひ、ここで話し合えたら良いなと思います。たとえば、申込書を私も見たのですが非常に簡単で、そのようなものを作るとか。

それからビデオを作成して貰えるとわかりやすいと思う。そのような具体的なことを、民間が無い資源でやっていくよりむしろ、公的な機関でそれをやる方法とか私たちがどうやって要望していくのかをここで話し合えたら良いなと思う。

参加者C　東京では出来るかもしれないけれどほとんどの地方ではＤＶ法が出来たからといって公的な機関は実際、やれるかというとやれない状況です。それから特にアメリカ、欧米等でこのようにＤＶ調停が良い運営がされているのはバックグラウンドに民間シェルター等の、民間女性団体そのような大きな力があってこそ今のアメリカ、欧米のシステムがあると私は聞いています。私は昨日の議論もそうでしたけれども、相談支援センターも婦人相談所がなるのでしょうけれども、それだけで良いのだろうかという疑問も持っていて、保護命令を出すときに民間シェルターでも出来るところは出すことが出来るという意味でのシェルターにならなければならないと思うので、そのあたりどのようにして提案出来るのだろうかと考えています。

参加者D（婦人相談所指導員）　波田さんの方から婦人相談所について、お話があったのですが一時保護が福祉事務所を必ず経由しなければならないということはまだ、そんなに多くはないと思うのです。反対に直接というと、多分、福祉事務所を経由しないと保護できないというところを中心におっしゃっていると思いますが、これを全面に出すと４月の法施行以降、うちの場合は警察も福祉事務所もちょっと話を聞いただけで婦人相談所に行きなさいと投げてしまっているような状況になっているので、あまりこの部分を強くおっしゃると、地域で関わっていくという体制が崩れるのではないかと心配します。ＤＶを地域で取り組むということも考えていただければと思います。

参加者E　私は波田さんがおっしゃっているように公的な機関で司法支援をすべきだというのはそのとおりだと思います。アメリカではたいへんうまく機能しているということですが、それは日本の場合、具体的にどのように取り入れていけるのか、ということを今日話し合えたら良いのではないかと思いました。

民間シェルターの場合、弁護士との連携が強くて公的な機関ではそれが弱いというのは理由があると思うのです。民間シェルターの場合は個人的な代理人として弁護士を紹介することができます。公的機関の場合、法律相談を受けることは出来ますが、ただ、この方をあなたの代理人として紹介しますということはできません。ですから、そこから公的機関が司法的援助をやっていけるのか。仕組みを整えられるのか。

例えば、各弁護士会の中に両性の平等委員会そのようなものが設けられているかと思います。そのような委員会の方が加害者の当番弁護士制度というのがあるかと思うのですがＤＶの被害者のための当番弁護士制度のようなものを作っていただいて、支援センターに詰めていただく仕組みができれば、それにのって公的な機関で援助を提供していくことが出来ると思う。個人の弁護士を紹介出来ない、その限界をどのように突破していくかということを考えたら良いのではないかと聞いていました。

浅松弁護士　札幌弁護士会に先ほどお話があった両性の平等委員会というのがあるのですが、まだまだやらなければならないことがあるなという感じなのです。

現状報告としましては、札幌では数年前から北海道立女性相談援助センターでの一時保護、公的なところなのですがそちらと連携をしてそちらのほうからＤＶ事件について弁護士を紹介して欲しいという相手があれば、始めは両性の平等委員会の弁護士だけを回していたのですが、人数が足りないので弁護士会のなかでボランティアをつのって、ＤＶ事件の当番弁護士ではないが名簿搭載してもらって名簿をつくって援助センターからＤＶ事件の弁護士を紹介して欲しいという場合にはその名簿に従って順々に配属する。それも昨年から始まったばかりなのですが確かにおっしゃるとおりに、全くその種の問題に理解のない弁護士が機械的になってもかえって２次被害というか、女性が傷ついてよけいに家を出る力を失ってしまうという方の話を後で良く聞いたりします。

札幌弁護士会もやりはじめたばかりなのですがこの種の名簿搭載、当番弁護士も始めはボランティアでやってきたものが、その必要性というものが一般に知られるようになって、最終的に画期的な制度になってきたというところがあるので、それぞれで始めは我々がやってきたように何人かの名簿でやっていかざるをえないと思いますが、それを継続的にやっていくことによって最終的にはＤＶ当番弁護士制度になっていくのではないかと思います。

今回、ＤＶ法について実際どのように関わっていくのかということは、ほとんど白紙なものですから、私が札幌地裁の方に連絡して実際の運営、規則がどのようになりそうなのかとちょっと聞いてみたところ、たとえば申立書ひとつにしてもどのようなものを用意するのか 、最高裁の方で規則をつくっていくのですけれど、その規則待ちで最高裁の規則が出来たら、またさらに細かい取り決めをそれぞれの地方裁判所でやって実際にどのような書式をつくるかは、これからなので白紙の状態だということを聞いてます。

内容の検討がどのようにされるのかわからないのですが、この時点でシェルターのスタッフのみなさんにお願いしたいのは、できるのではないかと秀島弁護士と話をしていたのは最高裁なりあるいは、各地の弁護士など裁判所の所長でもよいのですけれど、こういう問題があって、実際の規則はこんな形でやって欲しいということの意見書なり要望書を。

とかく、弁護士会のほうから何か意見書などを裁判所に出すとなると弁護士会の意見がどうのこうのと、いろいろなことを言う人がいるので、そうではなくて生の現場にいらっしゃるシェルターのみなさんがこういった形で運営できる法律の規則を作って欲しいという要求をストレートに声をあげていくことが、表面的な反応はしないかもしれないけれどもそれが実際、規則をつくる側にとっては絶対に捨て置けない意見だと思います。

まだ、白紙状態のこの段階で、本当に裁判所にどんどん意見を言って良いと私は思っているので、そういう形で意見を言っていくことが必ず何かの効果に結びつくのではないかと思います。

秀島弁護士　ご存じのように司法制度改革が非常に議論されていて市民に開かれた裁判所をという議論で最終調整が出たところです。先程のパンフレットとかビデオとか裁判所の広報という観点では、働きかけをすればかなり実現性があるということです。

すでに家庭裁判所とか簡易裁判所では１階なんかに、ビデオ画面を用意していて、少額訴訟の手続きについてとか、家庭裁判所の調停手続きについて来た人が見られる形でビデオ上映をしています。いろいろな裁判所物語のビデオが浸透しているかわかりませんが、裁判所の各階にそのような司法の窓というような、裁判所を宣伝するようなパンフレットも置くようになってきたということもあって、保護命令というのはどういうもので、どういう手続きでどういう形でやるものというのをビデオに作ったりパンフレットを作るということは比較的申し出をすると裁判所もやりやすい部分かなと思います。

弁護士へのアクセスということについて浅松弁護士から話をされましたが札幌でも３２０人いるうちの４０人弱が名簿登録をしていて、順番に配転されるという形なのですけれどそういうのがひとつの方法としてある。それが援助センターと結びつくことによって、先ほど波田さんがおっしゃっていた第１次機関からの司法援助ということに結びついていくやりかたの一方法だと思うのですね。ただ、地方の場合、人数が確保できないという問題は確かにあると思います。

北海道も札幌はある程度、人数がいますけれども、その他の地方になると協力できる弁護士が１人か２人か３人か、もっと少ないところもある。そのようなときに、どうしたらよいかというと非常に悩ましいと思うのですがやっぱり巻き込んでいく。弁護士会に要請をして、こういうケースについて勉強会をしたいとか、具体的なケースに対

して弁護士を巻き込んでいく。こういう対応が可能だということを逆に教えていく。そういう作業を続けてもらえたらいいなと思います。

あと、センター機能に関してお話が出ていましたけれども、センターがどのような位置づけになるのかは白紙だということなのですが、民間シェルターが一時保護に関しては、委託を受けて委託事業になるわけだから、たとえば保護命令に関する資料も民間シェルターとして、相談を受けたり援助したりの報告書を添付すれば裁判所に出す資料になるという形で民間シェルターをきちんと位置づけろという要請は裁判所に申し入れをしたら良いのではないかということが出ました。最高裁で今、規則を作っているので最高裁で規則をつくるときにもそういうものを資料にしろ、というような申し出の仕方はあり得るのではないか。

裁判所と民間の連携をどうしていくかということに関して、これも裁判所はなかなか敷居が高くて降りてこないというところはありますが、たとえば札幌の場合にはＤＶ対策関係機関会議というのをやっていて、何故か裁判所はメンバーにはいっていないという状況があるので、例えばそこに裁判所を加えてみる。入るように働きかけをしてみると官民の多くのセクションがそこに加わっているので、そこに裁判所を加えることによって、実態が裁判所にも伝わっていく。そのような場で裁判所が発言することによって、自分たちの責任というのを明確にさせるという効果はあると思います。個別に協議会みたいな形で裁判所との協議会を設置するという試みはむしろ私たちからやらなければならないことだと、そのように裁判所をうまく巻き込む方法を智恵を出し合っていくことが考えられると思います。

参加者Ｆ　波田さんが先ほど最優先にということで、福祉事務所を通してという問題についてなのですけれど、電話相談で夫の暴力で逃げたいと直接、来た場合に本当にその方が今、辛い思いをして、直接来たいと言っているのに、やむを得ず実施機関を通してもらわなければならないことは私自身、非常に心が痛むのです。実際にＤＶで逃げてくる場合に本人が恐ろしくてしょうがない。今すぐ、福祉事務所に行ってられないとか言う時は、私は個人的には本人がせっぱ詰まっているということで直接受けたりはしていたのですが、このあたりの問題を改善するのには、婦人相談所だけがそういう制度改正ではなくて、むしろ福祉事務所が地域の問題だとＤＶに対する関心を深めてもらわないと解決できないのではないか。そういうふうに感じております。

そのあたりの問題の解決にあたっては、福祉事務所が地域の自分のところの問題と意識してもらいたい。それと弁護士の活用については、札幌の場合は今、お二人の弁護士さんがおっしゃったように入所の時点で、弁護士活用はすぐ出来るからと言って、やっているのでたいへん助かっています。

北海道の場合は、民間の活動が非常に熱心なために、公的機関も以前に合理化された経過があるのですが、民間の動きのなかで公的機関も熱心にやらざるを得ない方向でなんとか努力をしています。

参加者Ｇ　私たちが一番気づいたことは、母子生活支援施設とか直接、行く場合もあるので、そこの職員をひとり支援センターの職員として県下に配置して貰う。いろいろなところに支援センターの職員という資格を持った人を配置してもらう。それはＮＧＯでもそうですけれど適応して貰う。あくまでも支援センター職員、警察職員が申し立てという条件になっていますので、それをいろいろな形で配置して貰う。委託して貰うという形も有ると思う。

支援センターは各自治体、県レベルで対応できるような仕組みになっていますので、それぞれの県で警察に要望していくことが出来れば出来るわけで、そこを細かくしていくことが一番良いチャンスではないか。

ＮＧＯの地位もきちんと申し入れていく。そして関係を作っていく。考えている社会システムを作る良い機会だと思いますので、自治体間の情報交換をやって、ここはこれができた。ここではこれができているのだから、これはできるのではないですかと、いうふうにせっかくのネットワークですから情報交換をしながら「札幌でできているのだから福岡でもできますよね」みたいなプッシュの仕方をする。こういうことができるんだということをこれを機会にできればと思います。

参加者 Ｈ　私たちは弁護士会を作っていろいろな形で意見交換をしているのですが保護命令が出た後、どのような形で支援していくかということがあまり話し合われていない。シェルターをやっている人間としては保護命令は当事者が行けば良いという簡単なものであればよいので、大西さんからこのような問題提起をしていただいたのですが、実際に保護命令が出た後、どのくらいの安全度が保証されるのか、弁護士の目から見てどうなのか伺いたい。

それから、大西さんからお答えいただきたいの

ですがワシントン D. C. では保護命令が出た後の安全はどのように保証されているのか、その安全を保証するシステムはどのようになっているかをぜひお答え下さい。

秀島弁護士　安全の保証はこれからの問題だと思いますが、特に接近禁止もかなりいろいろな問題があって、子どもたちをどうするのか、実際、付きまといとか、徘徊行為を誰かが見ているわけではないので、これは警察権の発動に関わりますが、どのようにチェックするのだろうか。その辺の問題が非常に議論になるのかなと思う。

もうひとつ危険度ということになれば、立ち退き命令後だと思うが、まず立ち退き命令をどう執行させるのか。命令には執行力がないと書かれていて、執行官が行って、立ち退きを執行する方法はとれない。そうすると事実上、警察が待機するなどにして、立ち退きを確認して、立ち退かない場合はそこで警察権を発動して逮捕、検挙することができるのか。そこまでいかないとしても任意に立ち退かない理由を聞きたいということで、警察が加害者を勾留するところまでやるのか、その辺はまだ何もない状態です。私たちがこういうことをして欲しいと細かく申し入れていくことが今日の要望書もそうだと思うのですが今後の課題であると思う。

大西　民事保護命令が出た後のワシントン D. C. の被害者が、どのように安全を確保されているかとのご質問ですが、はっきり申し上げて安全を確保するためのシステムは、定義されていません。

まず保護命令が出されたときに、加害者をどうするかとの点につきましては、このような配られる冊子にも、とにかく警察に通報しなさい。警察に通報したときにあなたは民事保護命令を持っていることをきちんと伝えなさいと言います。そうしたら警察はすぐ飛んできてくれるでしょうという、言い方をしています。はっきり申し上げて対策がないところがあります。あと同じ事件に関して民事保護命令が出される時と一部では刑事罰が科せられることがあります。刑事罰には形式的な接近禁止命令がありますし、保護観察、接近禁止の状況ですとか加害者プログラムなどを受けるように言われます。保護観察官の執行状況のチェックが行われます。

実際に保護観察官は加害者本人が働いているか、などの生活状況も調べて報告することになっていますので、ひとつは保護観察官の間接的な強制といいますか、そういったところが利いているのかなと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、民事保護命令も破られたり、無視されたりすることもたくさんありますので、その違反時に対しての制裁はもちろん整備されています。
民事法廷侮辱が３００ドルの罰金、刑事法廷侮辱は１，０００ドルの罰金か６カ月の懲役刑となっています。法廷侮辱罪が選択されない場合は一般的な刑事手続きに拠って罰金とか懲役刑とかが科せられます

そのような刑罰でひとつ間接的に被害者の安全を確保するという方法が取られていると思います。

近藤　今までの意見を整理、まとめさせていただきます。司法支援ということについてたくさんのご意見が出ました。実際に婦人相談所を中心としていくつか作られるであろう支援センターの中に入所の時点から直接司法サービスが始まるようなシステムを立ち上げて欲しいということは、ここにいらっしゃるみなさんの動かしがたい気持ちだと思います。実際には札幌弁護士会の取り組みですとか、全国的に女性労働弁護団のようなＤＶ弁護団のシステムを作ったり、いろいろなアイディアやご意見も有るかと思います。

最高裁判所の規則を作るときに、司法の指導に関する要請意見をこと細かく、実際に差し込んでいけるような取り組みを急いでやらなければいけないと思います。実際に何と何がどう必要なのか具体的にどういう方法があるかというのは、皆さんの意見を聞き、いろいろな方と一緒に作業を進めて、いろいろな方のご意見をまとめていく作業が必要だと思いますがそれは、午後の分科会の論議として、ひとつの方法が出たと思います。

もうひとつは、支援センターが福祉事務所とか民間シェルター、警察、病院等、これまで私たちがＤＶの被害を受けた子どもや女性たちと共に仕事をしてきた関連諸機関と具体的にどう動いていくのだろうか、ということです。

支援センターが実際に、どの程度のコーディネート機能を持って被害者を救出、保護、支援していくのだろうか、ということは、みんなまだ雲を掴むような状況です。

むしろ作られる支援センターはこうあって欲しいという意見をこちら側から固めていく必要が有るのではないかと思います。支援センターそのものは都道府県、自治体が作っていく施設ですからある程度、厚生労働省や国の基本ラインは作られるかもしれないけれど実際の運用に当たっては、自治体の裁量がすごく働くところなので、私たち民間の現場のマニュアル、ノウハウや経験を自治

体に直接持ち込むということを、これまで関係機関のネットワークの出来ている所はそこを使ってやっていくことが必要だと思う。

私も札幌でやっていると関係機関の方々に聞いてみると、道立援助支援センターに民間シェルターのノウハウをご一緒して、そこに関係機関が全体会議にいつも同席している 構造があったらどんなに良いかといつも思うのですけれど、それを具体的に作っていくことは時間も手間もかかるかもしれないが今がチャンスで、今しかないわけですから、これをどう進めていくかということをお互い話し合わなければならない。

３つ目の緊急課題として、職員の研修だとか、実際に民間シェルターにどのようにお金が出ていって民間シェルターと公的なリソースがどのような役割分担をしながらこの仕事を進めるかについては、まだご意見が少なかったと思うので後１５分ほど時間がありますので、そのような方向に沿って、こう付け加えたい。このような考え方が有るのではないか。ここのところをこうしようと、もう少し、突っ込んだ話を最後に誰かにしていただきたいと思います。

参加者I　支援センターのところで考えたのですが直接、利用できるようにして欲しい。

これは被害者からみれば直接利用できなければ、たいへん使いづらいと思います。ただその時に各都道府県のシステムが違ったり、都の女性センターの方の発言のように生活保護等の関係で難しいならば都の施設、都の機関がその所在地が区であるためにその区に縛られるというのは素朴な疑問として良く解らないのですが広域での対応ができるシステムが必要と思います。

九州で出来るので有れば他県でもできると思う。被害者はその地域の中で保護されます。危険な場合は非常に多く、沖縄から東京を通って北海道に逃げる可能性もありますのでその際に、広域で連携が取られなければ以前と変わらないのではないか。ぜひ、支援センターが各都道府県と連携を持ってケアのサービスができるようにして欲しいと思います。

それに関しては、厚生労働省は支援センターのガイドラインは作らないと言っているのですがそれでは困る。ある程度の指針は欲しいと思います。子どもの虐待防止法が出来た時には以前からありました対応の手引きが改正されたり、施行通知が出ていますので通知でも良いからある程度、サービスの質の均等化が図れるような指針を要求していきたいと私は思います

参加者J　公的な機関と民間シェルターの棲み分けということを考えるとＤＶケースは原則としては民間シェルターが良いと思っています。それぞれの事情によってＤＶも民間シェルターが良い、公的機関が良いと一義的、一方化にするのではなくケースの特徴によってよりその人にあったサービスの出来るところに連絡して頂く方が良いと思います。

連携というといろいろありますけれど、法律が出来まして婦人相談所をセンターに置いた連携のあり方を当面は行っていき、３年後の見直しにはセンターが中核では無く、それぞれの相互関係で同じ立場に移行していくのが良いのではないかと思います。

参加者K　大学の教員で生活支援施設の責任者でもあるのですが近藤さんが研修の問題をおっしゃられたのですがお話ししたいのですけれど、支援センターと実際の家族のなかで起こっている問題と距離が遠いということを全体を通して感じるのです。そうしますと地域社会で保護したり、サポートしたりする役割は福祉事務所とか調査などでとても詳しく出ているので私は地域社会全体がどのようにＤＶ法を理解し、また、サポートする地域になっていくかということがこれからの大きなテーマだと思います。

福祉事務所や児童相談所の協力機関である民生委員たちを理解者にしていくことがひとつのポイントかなと思っております。

実際に壁は厚いですし、そのことを繋げていくときに難しいこともいっぱいあるし、実際にやってみて困難が有るかもしれませんが、地域社会での民生児童委員の今まで果たしてきた役割などを考えますとやはり、それまでに隣で何が起こっているかということを一番解る人たちではないかと思ったりもするものですから、職員研修に地域社会全体の福祉関係の協力機関であるこのような人たちも巻き込んでいくことが必要ではないかと思います。毎年、何回も民生児童委員は研修会を開催しております。ですから是非、こういうテーマで研修をして欲しいと言うことをそれぞれの地域の運動をしてらっしゃる方が社会福祉協議会とか市役所に持ち込んでいくということを通して、このような法律が浸透していくのではないかと考えます。

参加者L（母子生活支援施設）　ここに来ていらっしゃる方はシェルターの方が多いと思いますが母子生活支援施設は前に母子寮と言われていたところで、実際にうちでは４割がＤＶということ

で入ってきています。その他のなかにも自分はＤＶだと認識はしていないけれども実際には暴力を受けてきた方たちも多いのです。シェルターに入っている期間を過ぎて、それ以降に生活していく期間というのは、ものすごく長いわけです

うちも緊急一時保護も実施しておりますので、シェルター的に逃げてきた期間とその後の長い生活というのは両方見ているのですが、ある程度の短期間については相当、本人も緊張しているしどうにか逃げてひとりで頑張ってやっていこうという決意もあるのですが彼女たちが暴力を受けて心身ともに傷ついてきたところから回復して、どうにかひとりでやっていけるようになるまでの時間の方が非常に長いわけです。子どもたちも住民票無しに学校に通ったり、具合が悪くなって働こうにも働けないで長い間医者に通ったりする例もあります。いっきょにＤＶ法の中にすべて含み込むということは難しいとは思いますが将来的には自立支援という長い生活部分を含み込んだものにしていけるようにケースバイケースなので提起したいと思います。

先ほどの福祉事務所を経由しなければならないということについて、直来を認めていたのに福祉事務所を通さなければ入れないということになったのは、やはりおかしいと思うので直来を認めて欲しいと思います。

ただ、夜間に来れた方については夜間の窓口に連絡をくれたら入られるということになっています。いろいろなところで受けていくということはとても大事なのですが、センターだけが窓口になるというのは非常に問題が大きいのは有ると思います。女性相談センターのある場所は何度も逃げたり入ったり繰り返している人は夫がだいたい知っていて、いつもあの近辺で待っていて捕まったという方がいるのですが地域のいろいろな所に窓口が有るということは非常に重要なことだと思います。

福祉事務所の婦人相談員とか母子相談員が私たちの力として快くやってくださるので、地域の催しなどにも私たちがチラシなどを蒔いて知ってもらおうと取り組んでいますが、自分の近くでも飛び込めるし遠くでも飛び込めるという外部とのネットワークをせっかく作ってきたのですから、ピラミッド型の組織ではなくてネットワークを上手に使えるようにシステムを作っていただきたいと思います

参加者Ｍ　この法律のなかで一番気になるところは、２週間の立ち退き命令が効果が無いということなのです。退去しない加害者に対する法的な対応はどうなっているのか、たとえば、２週間退去させて、刑務所を出たとき一時的に行くところがない人の更正保護施設というのがあるのですが、そういう所に入れることも考えているのかを知りたいと思いました

近藤　先ほど秀島さんから報告があったように警察対応は何も考えていない。何も巻き込まれていないわけですから、こうして欲しいということをこちらが要求してむしろ実践権を積み上げて行くことだと思います。

先ほどまとめましたとおり、この法律を力にしていくために何が必要かというところでたくさんの分野の方々からご意見を頂きました。実際はこの後の全体会で当面の現場からの要請に基づいた要望書をまとめたいと思いますが、ご意見があったように例えば、最高裁に対するいろいろな申し入れですとか、支援センターの構造ですとか、具体的な連携の在り方について話し合えるような別な場を持って欲しいというようなご意見も有りましたが、事務局の方で具体的な各省庁や自治体の交渉で皆さんの意見を伝えたり、いろいろな方法で全国的にネットワーク情報をつないだ教宣活動をしたいと思います。今はきちんとした字句の集約は難しいものはありますけれども現場の声は何より力ですし、力のある法律を育てていくことが今後の課題だと思います。

第３分科会

運営に関わる諸問題ー財政プロジェクト

発題者　峰崎　生子（女のスペース・おん／駆け込みシェルター運営委員会）
吉田恵美子（女のスペース・おん／駆け込みシェルター運営委員会）
司　会　西川　香苗（女のスペース・おん／駆け込みシェルター運営委員会）

司会　ワークショップ（3）ということで運営に関する諸問題を担当します。司会をさせていただく「女のスペース・おん」の西川です。

峰崎　峰崎です。「駆け込みシェルター」で運営委員をしています。

吉田
「女のスペース・おん」の吉田です。

司会　財政に関しては峰崎の方から、運営に関しては吉田の方から報告します。では、最初に峰崎からの報告です。

峰崎　まず、収入の多くは会費で成り立っており、維持会員数の変動により上下しますが、一応１５０万円程度が会員から入ってきます。その他に寄付金と道の助成金などがあります。また、シェルターの利用料、利用料とは言わないのですが、後に続いてくる人のために置いていって下さいという形で置いていっていただいています。ただ、置いていけない人からはもらっていませんので、必ずしも利用料とは言えないと思いますが、一応名目上は利用料ということでたててはおります。それから雑収入や、今年は赤字だったのかもしれませんがチャリティーパーティーでの収益もあります。また、雑収入の中にはピンク電話の利用料金も含まれています。２００１年３月３１日までの決算額は予算額より少なく、１２５１万円でした。

次に支出ですが、私は収入よりも支出の方が詳しいのですけれども、私達はシェルターを２つ持っていますので、２件分の家賃が出ていきます。それから、ステップハウスが１つと、物置がありまして、その分が家賃となります。で、シェルターですけれども、２ＤＫくらいのシェルターが１つと４ＤＫのシェルターが１つあります。収容能力ですが、最も多かった時で１つのシェルターに３家族、もう１つのシェルターに１家族、さらにシェルターに入りきらなかったのでウィークリーマンションを借りていただいて、そこに２家族入っていただいたことがあります。入ってくる時にはどんどん入って来て満員になってしまうのですが、入っていない時ももちろんありまして、家賃は２戸分支払っています。また、ステップハウスというのがあるのですが、ステップハウスはシェルターを出られた方がもうちょっと落ち着くまで一時的にいらっしゃる場所なのですけれども、それもずっと借り上げるつもりでいたのですが、３ヶ月くらいしか必要がなかったので３ヶ月分の家賃しか出ていっていないと思います。ステップハウスもお仲間内の方が貸して下さっていたものですから、そこが駄目になったら別のところに移さなければならないということがありまして、今年はちょっと遠くなってしまうので考えものだなと思うのですけれども、貸して下さる方がいらっしゃるみたいなので、そこをステップハウスとしてお借りしようかなと思っています。さらに、物置ですけれども、サポート物資をいただきますので、それを管理して保管しておくところが必要なわけですね。物置は、傾いてしまって居住空間としては使えないような２階建ての建物を、月２万円で借りています。また、光熱費や備品・消耗品ですが、それらは説明の必要はないだろうと思います。次に人件費ですけれども、人件費は２人分です。１人分は完全に道の助成金で賄われているのですが、もう１

人分はそうはいきませんので、会費や寄付金などの収入から出しており、２人が常駐しています。また、交通費ですが、これはシェルターに入られた方をサポートするために行かなければならない時の行動費で、スタッフが車で移動する場合のガソリン代や、車がない場合にはタクシーを利用しますのでその料金などが含まれます。さらに、駐車場料金ですが、現在は事務所の前に駐車スペースがあるので駐車場を借りる必要はないのですけれども、つい最近までは駐車スペースがなかったので、スタッフの駐車スペースは必要だったものですから、道から１台分、「おん」から１台分の計２台分出していただいておりました。また、街へ出た時は違反切符を切られるのも悔しいですので駐車場を利用しますから、まぁ北海道の場合ですと駐車場の料金が１時間３００円くらいのところに止めています。それから、運送費というところがあると思いますが、これはサポート物資をいただきに行ったり動かしたりする時に赤帽車に頼むのですが、その経費です。次に通信費ですが、これは、今シェルターがどのように動いてどのようにしているのかということを会員の皆様にお伝えするために年に４回「シェルター通信」というものを発行しているのですが、その経費や、シェルターに入られている方が住所地に事務手続きのためにいろいろ送らなければならないような場合の経費もここに含まれております。また、シェルターを出られた方にもこちらから時々連絡をしなければならない場合があり、大抵は電話なのですけれども、そういった経費も通信費に含まれております。そして、研修費ですけれども、年に何回か今日のようなシンポジウムですとか他の学会のシンポジウムや学習会、フェミニストカウンセリングの学習会などの大きな催し物があった時等に、シェルターに必要なことがあればスタッフが研修に行くための費用です。それから、事務所の負担金というのが１２０万あって、それが非常に重たいのですが、事務所で相談業務もやりますし、弁護士さんとの連絡やカウンセリングをしなければならないことが出てきた場合にはカウンセラーをお願いしてやっていただくこともありますのでそういった時の場所としても必要ですし、会議をしたり等、事務所を使うことが非常に多いわけで、最初に来るところが事務所でもあるわけです。事務所は「女のスペース・おん」と共用しているのですが、共用というよりは「女のスペース・おん」の中に駆け込みシェルターが入っていますので、そういう意味では全く一緒のような形ですけれども、やはり分担した方が良いということで、はっきりとした境界線があるわけではありませんが一応月１０万円を負担しております。次に利用者交流費ですけれども、これは時々炊事遠足をしたりですとか忘年会をしたりですとか、そういう時に飲み物代くらいは負担したいということで、そういった負担分が８,９８９円ということで、かなり少ない額なのですが、多少会費をいただいて、あとはスタッフやボランティアさんの持ち寄りのパティーですから、そういうことで利用者交流費ということで出ています。次に雑費ですが、シェルターのお金はほとんどが振り込みで、その際の手数料などが含まれます。また、自立支援立替金というのがあるのですが、これが４９万４,２５０円あるのですけれども、これは、無一文で出ていらっしゃった方々が自立していくために仕方なく立て替えざるを得ない部分を立て替えたというのが残っているのです。

でも、これは毎月５,０００円なり３,０００円なりお返しいただいているのでいつかなくなる分です。ただこれは、そういうふうにしなければシェルターはやっていけないという現状を表していると思います。というのは、最近本当に無一文で出ていらっしゃる方が多くて、生活保護費を出していただくのですけれども、生活保護費を出していただくまでに、１日、２日ではありますが、やはり立て替えざるを得ない場合があります。特に子どもさんを連れてきた場合には学校のことがありますし、生活保護費をお願いしても３週間出てこなかったりする場合もあります。かなり早くから生活保護課に行ってお願いするのですが、それでもやはり時間がかかりますので、何ヶ月も、というわけにはいきませんが何日間ということでは立て替えることがあります。その場合も、生活保護費でいただけるお金をきちんと計算に入れてその範囲内でお金を貸してあげています。またその他にも、裁判などかなりのお金が必要で、そのお金がなければもとのうちへ帰らざるを得ないという場合も何ケースかあり、そういう場合にもここから立て替えます。したがって、立て替えるお金が何万ではなく何十万という場合もあります。そのお金がなければ結局家へ帰らざるを得ない場合に、お金が無いから家へ帰りなさいということにはならないので、かなり厳しい中から立て替えていますが、期末になるとお金が全く無くなってしまい、個人的にスタッフが３０万なり何十万なり一時的にお貸ししなければならない時もあります。そういう時に一気に来られる

と怖いのですが、今のところはそういうことはありません。ただ、かなり遣り繰りが大変で、気持ちだけはあるがお金がないという面ではサポートも非常に辛いと思います。もう少し人件費があればスタッフを雇ってゆとりのあるサポートが出来ると思います。今、給料を払っているスタッフが２人なのですが、２人ではやはり大変だなと思います。

お金の面では大体以上です。私たちのサポートを時間的に項目別にまとめたものを作成していますが、こういうものが、補助金などを出していただく時の資料になると思います。それだけでなくもっとやっている部分もありますし、逆に少ない場合もありますけれども、大体平均するとそのくらいだと思います。ご覧いただいた通り、かなりの時間と人数がかかります。今どのくらいの人数でシェルターをまわしているかというと、常駐のスタッフが２人と無給のスタッフ１人の計３人でほぼまわしています。時々ボランティアの方に入っていただいているのですが、それでもかなり大変かなと思います。また、ボランティアの方が来たいからといって、じゃあ明日からお願いしますというわけにもいきませんし、スタッフ同士の信頼関係がなければならない仕事だと思います。そういう意味では私たちも人間関係での失敗もありました。ですからその失敗をまたしたくないという思いもありまして、今辛くとも３人で頑張っております。そして、きちんとした信頼関係、人間関係が出来れば入っていただこうと思っています。やはり信頼関係の薄いなかで、裏切られていって、シェルターのなかを分断されてしまったり、シェルターに入っている方とスタッフの分断があったりですね、そういったことがかなりあって、今もそれを引きずっている感じもするんですよね。ですから、そういう意味では何が一番大事かと言えば、他のこともちろん大事ですし、お金がないということも致命的なことですが、もっと致命的なのはスタッフの中の人間関係が悪いということが何よりも致命的なことなので、そういうことがありますと、どんなにお金があったってサポートができるような状態ではありませんので、どれだけ自分たちが心穏やかに安定してやっていけるかということがとても大事なことだと思います。それで今は閉鎖的だと思われるかもしれませんが、まず安定を取り戻してからでないと次のステップには入れないと思い、信頼関係を持とうと思って何人かの方々とはお付き合いをしながらやっています。確実にこの方ならできると思った時に初めてサポートに入っていただこうと思っています。でも、入っていただいてもなかなかお金が出せないというのが現実なんですね。私自身ももらっているのは、サポートのために自分の車を使っているので、せめてガソリン代くらいはいただこうと思って月５，０００円ほどいただいています。週に１回のボランティアさんにも、駐車料金だけはお払いしていますが、ガソリン代という形ではお払いしていません。道からの助成金がまだ入ってこなかった時には、札幌市では地下鉄でいらっしゃるボランティアさんが多かったので、ウィズユーカードという地下鉄のプリペイドカードを３，０００円分くらい、何ヶ月かに１度差し上げていたこともありました。現在は地下鉄でいらっしゃるボランティアさんはほとんどいないので、余ったウィズユーカードはシェルターに入られている方に使っていただくことがあります。というのは、札幌市内の方が入られた時というのは、一人で外に出すことはほとんど出来ませんのでスタッフの車を使うことになるのですが、その他の地域から来た方は札幌市内にいれば自由度は高いですので、そういう場合には余っているウィズユーカードを差し上げることもあります。また、テレフォンカードなどもサポート物資としていただくことがありますので、そういった物も使っていただいています。ただ、私たちが必要とするお金と、道が必要と思って下さったお金の間に齟齬があったりもするので、その齟齬をどのように埋めていくのかがこれからの課題だと思っています。私たちが必要とするお金というのは事務所の経費だとかなのですが、道からの補助金、これは国からの補助金でも同じなのですが、一時保護ということに関してお金が出てくるわけなんですよね。道の補助金はシェルターそのもの、あるいはシェルターに入っている人の経費そのもの、消耗品そのものということなのですが、本当はその周辺にかかるお金の方が多いのではないかと思います。要するに、補助金と私たちが使っているものの間で齟齬があるということで、いつもそのことになりますと道の方とのやりとりが大変なんです（笑）

ですからやはり、そういう意味で私たちはどのようなサポートをしているかということを理解していただかなければならないと同時に、私たち自身も自分たちのしていることをきちっと把握はしているつもりでも文章として把握しているということではないので、このようにまとめてみたわけです。改めて見るとかなりの時間数だということがわかりますし、駆け込みシェ

ルターやり始めてから２、３年くらいまでは出た方のフォローアップというのはそれほど時間が取られるわけでもないし余力もあったのですが、お出になる方が多くなればなるほど、例えば運転免許の書換えの問題ですとか、いろいろな問題が出てくるようになり、自立してもどうしても一人では対処できない問題が多くなるわけです。そういったこともやはり私たちの対応の範囲になりますので、その他の仕事がどんどん増えているという状況にあります。ですから、今シェルターに入っている方のサポートが、２、３年前に比べると事務的にならざるを得ないというのが現状です。また、補助金等をいただけばいただくほど責任というものが出てくるわけですから、その責任における行動というのがかなり増えてきていると思います。全国の会議ですとか、北海道庁内の会議ですとか、そういったことにも結構時間が取られているように思います。というわけでこれからスタッフはたくさん必要になってきますし、安い給料でかなりの労働をしなければならないというのが現状です。

司会　以上、支出に関してとこれからの運営に関しての報告でした。次に吉田の方から維持会費やスタッフの労働時間などに関しての報告です。

吉田　峰崎と重なるところがあるかと思いますけれども、簡単に説明させていただきます。

まず会費に関してですが、今までは維持会費としていただいておりましたけれども、維持会費というのはいかがなものかと思いまして……会員の方にはシェルター通信を年 4 回、それから、チャリティーパーティーにも協力していただいております。維持会費として月々1，000円いただいておりました。

次にシェルターのサポートについてですが、シェルターに入った時点で全くお金を持っていない人は副食代に困りますので、４、５日分の食料を用意し、それ以降は食料については前もってお金を渡してレシートと交換という形でやっております。

また労働時間についてですが、スタッフの賃金は先ほど峰崎が報告した通りでギリギリ生活できる程度しか出せていないのが現状で、労働時間もまちまちで、決まっていて決まってないようなものなので、シェルターに入っている方には土曜日、日曜日もないわけですから、誰も事務所にいないというのはやはり入っている方としても不安なのでなるべくいるようにしています。また、夜も 12 時や１時になることもあります。

峰崎　助成金は去年からいただいているのですが、助成金はどの部分にどれだけということが決まっていて、昨年度は３６０万円、今年度は３４０万円いただきました。助成金の額がどのように決まるかというと、シェルターに入った人数ですとかどのくらいいたかという日数の問題なんですね。算出の仕方は今、道の方がいらっしゃるので直接説明していただいた方が良いかと思うのですが、大体使ったものの２／３くらいが出ていると思います。その中身ですけれども、家賃や光熱費、備品・消耗品費、食料費、それから交通費の一部や人件費などがあります。人件費２７６万円の２／３が助成金から出ています。道に出している予算と少し違うと思われるかもしれませんが、これが私たちが実際にシェルター運営で必要なお金です。ただ、事務所の電話代などにも助成金を出していただきたいなと思いますし、行政から紹介されてくるというケースも多いので、そういう意味では行政の肩代わりをしている部分もあるのではないかと思いますので、もう少し検討が必要かなと思います。

また、労働の問題ですけれども、朝から晩までかなり厳しい状況かなと思います。シェルターに人が入られますと土日も何もなくなってしまいます。金曜日に入ってきて土日は休みですからといって放って置くわけにはいきませんから、土曜日にもシェルターには行きますし、必要とあらば日曜日にも行きます。入ってから１週間くらいはかなり密度を濃くサポートしなければならないので、労働上の問題もかなり出てくると思います。さらに、シェルターにいない時はゆっくりできるかというとそういうわけでもなく、シェルターに人がいない時はいない時で事務処理などもしなければならないし、シェルター通信に関する仕事など、とにかく仕事は雑多にあります。そういう意味では本当に休む暇もないというのが現状なので、もう少し給料をあげられればなと思います。

司会　では、これから１０分間の休憩を取ります。

司会　後半を始めます。自己紹介と、おやりになっていることを、簡単にお話頂ければと思います。

参加者 A　大阪から来ましたＷＡＮＡ関西のメ

ンバーです。仕事はライターをしております。ＷＡＮＡ関西はフリーランスで自営業として個人で働く女性の会なんですが、そこで仕事のサポートとか相談とか、相互理解とか相互援助とか、お互いフリーランスですので、会社にいる人のように横の関係がないので、色んな職種が集まって、お互いの仕事と情報交換などをしてます。今日シェルター会議に初めて参加したのは、来年大阪でシェルターシンポジウムをするかもしれないということで、スペースえんじょの上田さんと、生野学園の斎藤さんのほうから、サポートとして、ご協力頂けないかっていうことがありました。うちの代表もＤＶ経験者ということで、そういうことにかねてより関心を持ってましたので、できることがあれば、ということで、メンバーの中から協力者を募りまして、今回は旭川のほうに、ＷＡＮＡからも何名か参加させて頂いています。

司会　今おやりになっていることを仰っていただければ。

参加者 A　シェルターについては、専門にずっと活動してきた方がいらっしゃいますので、スタッフのサポートっていうのかな。事務局とか、運営されている方へのサポートが何かできないかな、っていうのは、個人的にですが、今聞いていて思いました。

参加者 B　女のスペースにいがたのＢと申します。女のスペースは今年、先月なんですけど、7周年になりました。今８年目に入っている段階です。私は、女のスペースにいがたの、前身であった時から最初から関わっているスタッフで、自分の仕事は定年退職しました。それで、それこそ、１日おきのつもりが、毎日出ていかなきゃならないこともあって、私は年金暮らしなのですが、完全なボランティアとして、会費を出しながら、交通費も全て持ち出しで、やっています。特に猫の手も借りたいくらいの忙しさです。スタッフ専従が１人と半専従が１人なんですけど、費用の関係で、それ以上出せない、という現状です。本当に、専従、半専従の方は過労死寸前じゃないかと思うくらい、過酷な労働条件のなかでやっていて、あと、ボランティアスタッフがそれをサポートしています。昨年ＮＰＯ法人組織になって以来、4 つのプロジェクトに分けてやっていますが、とにかく色んなことが大変になって、スタッフ間同士での意思の疎通、不協和音、という問題もないわけではありません。

財政的には、市からの助成金は 50 万入って、今年は 70 万にできるということを言われています。県からは何も言ってきていません。そういう費用的なこともあるので、財務ということを、重点的にサポートしていきたいと思っているところです。

参加者 C(北海道男女平等参画推進室より)

おもに、シェルターさんの補助金の担当をしています。今日は別にお目付け役で来たわけではなくて、皆さん方が財政的な問題にどういうふうなお考えなのかっていう部分を、まず知りたいな、と思って。行政の考え方と、皆さん方の考えている部分と、当然、全くイコールになるはずがないものですから、その中でどうなんだろうか、っていう部分をちょっと知りたいな、と思って参加しました。よろしくお願いします。

参加者 D　札幌にある、北海道浅井学園大学から来ました。昨年ゼミの合宿ということで、スペースおんの近藤恵子さんが、学校の講義に来てくださって、それで、シェルターの存在とかを知りました。その時に人件費のこととか、スタッフの方のお給料とか、そういった面に興味があったので、今日はこのワークショップに参加させていただきました。よろしくお願いします

参加者 E　釧路から来ました。よろしくお願いします。私自身は、男女共同参画プランの推進委員という義務がありまして、その中の活動の一環として今日みんなで参加しました。その中で、私がこの分科会に割り当てられた、ということです。
申し訳ありません。ただあの、釧路もですね、道東地方がけっこうデッドスペースになっているというのか、釧路市としては、けっこう市内に相談窓口を持っているところがたくさんあるんです。例えば市の母子保護課だとか、それから、民間では、カウンセリングをやっているカウンセラークラブだとか、あと保健所だとか。だから個人個人で窓口は持っているんですけれども、シェルターに関する、総合的な窓口というのはないので、そういった面からもちょっと、みんなで学習しようということで参加しました。

司会　今回は、男女参画委員として参加なさったんですか？
参加者 E　来たのは任意なんですけど、私個人

としては市の男女共同参画、まだプランなんですけど、プランの推進委員の一員として、去年実態調査をしたんですけど、その中に暴力関係の項目を入れて、釧路市の実態を知ろうということで、完全とはいきませんけど、ある程度の、問題が浮き彫りになったんですね。で、今浮き彫りになった段階で、これからどうしようか、どういったことができるかっていう問題に移ってくる時期に今年度からなるんですけど。そういったところで、自分の参加している推進委員としての勉強っていうか、研修っていうか、そのことも含まれています。

参加者 F　千葉県の柏市、かしわふくろうの家から参加しました。これが私どものリーフレットですので、一部づつどうぞお取り下さい。活動と言いますか、とりあえずは、昨年の９月 25 日から、ＤＶ被害に遭われたかたの、電話相談を始めました。そして、今年の３月に、市議会にシェルターを立ち上げるにあたって、請願を出しました。電話相談だけではもう、やっていけないと、やっぱり自前のシェルターが欲しいっていうところに、まぁ、ずっと思っていたんですけれども。自分たちの自己資金だけでは、非常に厳しいということで、市議会のほうに請願を出しました。で、おかげさまでと言いますか、この６月議会で一応採択されまして、補正予算を付ける状況かな、というところなんですね。採択はされたんですけれども今のところまだ、何ともお返事を頂いてないので、その結果については、まだちょっとわからないんですね。それで今回は、これは、シェルターさんで、運営に関わる諸問題ということで、色々お話を伺えたらいいな、公的な助成金を頂くうえでの問題点とか色々お聞きして、とっても参考になりました。後でまたちょっとお聞きしたいことがたくさんあります。やっぱり参加して良かったな、と思っています。ちなみに代表は１のほうのワークショップに出ています。

スタッフはとりあえず、３人だったんですけど、１人は保育士の仕事が忙しくなっちゃって、相談にあたれなくなりまして、今のところ代表と私と２人で、なんとかやっている状態です。今お聞きするとやっぱりスタッフがいるんだなあ、人・モノ・金が必要だということをすごく実感しております。また後で色々教えていただきたいと思います。

参加者 G　今回の実行委員に入っております、ウィメンズネット旭川の G と申します。昨日今日と、色々みなさまありがとうございます。色々不備な点もあったかと思いますが、よろしくお願いいたします。

ウィメンズネット旭川は今年で５年目を迎えていますが、シェルターの開設は会の設立から１年半遅れで、シェルターは４年目になります。先ほどの峰崎さんのお話なんか非常に興味深く聞かせて頂いてたんですけれども、我々のところも、維持会員を含めまして会員は１００名近くいるんですけども、やはり、全く同じように、会費が今年度は納入されなかったり、納入されたりという非常に不安定な部分があります。会の中で核になって活動している人間っていうのは、１２名が運営委員というかたちで動いています。

シェルターのスタッフになるには、札幌で開いている講座に通って、シェルタースタッフのトレーニングを受けて、そのうえでみんなで検討して、シェルタースタッフになって頂くという形になっています。現在、シェルタースタッフは４名です。で、そのうちの３名は皆それぞれの仕事を抱えていますので、時間的には非常に大変です。代表の村田は、昨年自分の仕事を辞めて専従になりました。専従がいないと、もうシェルター自体を運営していけないという状況になっています。

行政からの助成金としては、旭川市から年間 50 万円の助成を頂いています。それは殆ど、シェルターの家賃に消えてしまいます。ほんとに財政的には非常に厳しくって、来年度は道に人件費の申請をしようと思っています。

私は、仕事はＷＡＮＡ関西の Ａ さんと同じくフリーでライターやってまして、非常に収入も身分も不安定なのですが、ライフワークとして、女性のネットワークに関わっていきたいなと思っています。

参加者 H　札幌から来ました。私が関わったのはですね、最初、おんの設立のときに、なんか、周りにふにゃふにゃと居て、シェルターの副運営委員長とかになってたりしていましたが、今は違います。今は、主に生計を立てているのは萌クリニックという女性と子どものメンタルクリニックの、医院長をやっております。萌クリニックをやる前には、カウンセリングルームぼれぼれというのを、仲間の 16 人くらいで立ち上げていて、その中で色々ひとつ事が進むと、みんなのやりたかったこと、自分のやりたかったことっていうのがまた変わってきて、そこで、１年ごとに、今年は何をやりたい、私は何をや

りたいということをやってきました。今年１年あなたはやりますかやりませんかって毎年、やりますかやりませんかを２ヶ月くらい、２月、３月に言って、で、やりたい、そういう意味じゃ、なんかやりたいことがない人はなかなか居辛かったのかな、とか思いますね。ひとつやると、違いが見えてくる。共有点が見える部分、違いが見えてくるというなかで、分かれていった方とか、残った方とか、色々居ながら、カウンセリングルームぼれぼれのほうは、８名になった段階で、今は落ち着いています。そういうふうなかたち、グループが成長していく過程というものを当事者になりながら、振り返ったりしたりしてやっています。

で、シェルターとの関係はですね、私はシェルターの副運営委員長をやったときは、シェルターというのは怪しい団体ではないということを、周りに知ってもらうという意味もあって、代表が弁護士さんでしてね、成田さんとかがいて、そういうかたちで始まったのかなあというふうに思っています。それは１人１人で思いかたが違うんでしょうけども。

私自身はですね、シェルターの運営委員会とはまた別に、副代表をやったりしながら、またぼれぼれをやったりしたりしていると、なんかこう境界が見えなくなってくるっていうのがあって、私自身は分かれたほうがいいって思ったんですね。分かれて、自分はどこにいるというかたちで、他の団体との関係をどう結んでいくかっていうふうなかたちに、していったほうがいいなあ、って私は思ったもんですから。シェルターの運営とか、そちらのほうは、離れてっていうかたちで、で、その離れた結果、なら、シェルターはどんなことをしているのかなあっていうことを、今度は、協力関係として、シェルターの、何ていうのかな、まだこう半分シェルターの運営者に入っているような感じだったので、離れて、どういう関係を切り結んでいこうかみたいなかたちでやれるかな、と思って。

それで、今回は、じゃあシェルターは今どのようなことをやっておられるのかなあ、というのでね、そういう感じで、私は今ここにいます。

萌クリニックも立ち上げて２年目に入ったんですけれども、どうやって信頼関係を作っていくのか、というふうな課題というのは、常に出てくる課題かな、と思います。結論から言うと、お互いがね、それぞれが自分の持ち場でふんばる、っていうことを、ふんばることをやることによってお互いの境界が見えてくる、ということが、なんか、イメージなんですけれども。私は、ここだけふんばる、そうするとぶつかりが起きますよね。ぶつかるなかで、あ、ここではぶつかっていくというところで見えてくるっていうふうな感じが私は今はしているんですけども。以上です。

参加者Ｉ　今は、大体週の半分くらい、女のスペース・おんで、ボランティアとして、お手伝いさせて頂いてます。と言ってもまだほんとに１年くらいなもんですから、印刷物を整理したり、通信をファイルしたり、で、皆さんの色んなお話を聞いたり。今なんかその、雰囲気に馴染んできたところです。下にお店をやってるんで、今そこでちょっとお手伝い、それは有給で、アルバイトさせてもらって、で、残りの時間は「おん」のほうで勉強させてもらってるという状態です。昨日初めて、お手伝いに旭川来まして、記録係ということで、今日はそのことに専念していますので、よろしくお願いします。

司会　みなさん大体、どういうことをやっていらっしゃるかということをお互いにわかったところで、あの、ＮＰＯ法人という、駆け込みシェルターにとって、どうするかという共通の問題があるんですけれども、女のスペース・にいがたさんが、シェルターネットの中では一番最初にＮＰＯ法人をおとりになりましたね。１年前でしたっけ？

参加者Ｂ　はい、そうです。

司会　財政的にも重要なことかと思いますので、ＮＰＯ法人をとって、どうやっているのかということを、伺いたいと思います。

参加者Ｂ　昨年、ＮＰＯ法人を申請して、正式に認められてスタートして１年あまり、２年目になるんですかね。

NPO 法人になろうというきっかけは、新潟市に、市が運営する婦人相談所っていうのが新しくできて、その中にシェルターが、作られたと。そこを担当する団体を市が公募しているっていうことがあったんですね、それで、女のスペース・にいがたは、女性の相談のための活動としては、先進的にやっているから、自分たちは一番適任であると思うし、それにむけて、希望を出そうということがあったんです。それにはＮＰＯ法人の認可を取った方がいい、ということで申請したんですよね。

但し市の婦人相談所のシェルターは、女性のための駆け込み寺だけじゃなくて、他の、介護なども対象としたことをやるということで、すでにそういうところでやっている、ＮＰＯ法人組織を持っている団体があって、結局それは市長の肝いりで、一番その団体が適しているということで、そこがシェルターを担当することになったんです。

実際に女のための駆け込み寺もやるわけだから、それに対しては公募して研修を受けさせ、常駐、職員として市が雇うと、それを女のスペース・にいがたのメンバーが参加して、勉強しながらやっていけばいいじゃないかと、そういうことで、それで女のスペース・にいがたの専従、半専従ではなくて、他のボランティアスタッフで、最初から関わっている人がね、今仕事辞めても、まあ例えば生活をしていけるだけの手当てをもらえるなら、今の職を辞めてでもいいから、やってもいいという人が出て、そのためにＮＰＯ法人をとった、それがきっかけだったんですよね。

ま、そういうことで NPO をとったんですけど、結局、市長が決めた別な団体、介護とかそういうのやってる団体ですでにＮＰＯ法人組織持っているところがやって、しかも、シェルター用の職員は、若い人を研修にやって担当させている。女のスペース・いがたにはシェルターあるので、なにかあったら、こちらから出前出張に行ったりとかね、こう連携してやっています。

そして、やっぱり、さっきスペース・おんさんも言ったけど、専従、半専従と他のボランティアスタッフとの間に、考え方の違いや人間関係での問題点などが出てきました。現実にシェルターの仕事があまりにも忙しすぎる。現在 20 数の裁判を、全面支援を抱えてるんですよね。結局専従が中心となって半専従をサポートしてやってるんだけど、とにかく駆けずり回って、家に帰るヒマもなく、やっている状態です。それを他のボランティアスタッフには見えない。何で忙しいのか、そんなにまでしなくちゃいけないのか、っていう、そういう意識の違いもあるんですね。そういうのもきっかけで４つのプロジェクト体制になって、やってきているんです。現在は女のスペースにいがたも第 2 段階に入ってきたといえるかもしれません。

今せいぜい専従が 10 万、半専従が 5 万、給料なんかじゃなくて手当て、で、しかも最低ですよね。そういうので、ほんとに過労死しないかな、と思うぐらいです。だから、なんとしても財政を強化しなければいけない。ＮＰＯ法人組織になったのはそういう必然性がありました。

NPO になったことの功罪ですか？今のところ特に、何もスタッフの中では話は出てないし、女のスペースにいがたは、新潟では市民権を得てきましてね、女のスペースにいがたの他に、女のスペースの会員で、相談支援をしていた人が長岡でも作り、上越でも作って、今３箇所になったんですよね。だんだんそういうの、広がりましたし、そういうことで連携をしながら、財務もそうだけど、やっている者どうしの、人間関係、そういうことが、ひとつの大きな曲がり角にきているところですね。はい。

司会　ちょっとお聞きしたいんですけど、ＮＰＯ法人になった後と前では、事務作業とか、例えば財政の面で、寄付金が取りやすくなったとか、そういうことはあるんですか？

参加者 B　そういうのはあるんですね。やっぱりＮＰＯ法人組織になったということで、例えば市が助成金を 70 万円に増やす、とかね、県も出さなくてはいけないって言ってきているし、国際ソロプチミストとかね、色んなところから、そういう話が出てきます。これはやはり NPO になったからかねって。少しずつ活動を知ってもらい、良い方向には来ていると思うんですけどね。

司会　ありがとうございました。突然、お話をして頂いてすみませんでした。道の方がいらしているので、ちょっとお聞きしたいんですが。こちらとしては、助成金が欲しいということを要請するわけですけれども、行政の側として、もっとこうすると取りやすいみたいなのが、立ち上げたばかりの方とかもいらっしゃるので、きっとお聞きになりたいんじゃないかなと思うんですけど。仰られないことがあれば、それは結構なんですけれども。ちょっと、お話を頂けたらな、と思うんですけれども。

道からの参加者　基本的には、私どもの持っている補助金についてはよその県さんからも、照会は頂いているということは事実なんですけれども、通常の補助金みたいなかたちで説明がバシって、こう、行かない作り方を、峰崎さんとかよくご存知だと思いますけれども、もともとの基本となる、基準となる額をどこで見極めるのかっていうのが非常に問題になってですね、

それで、皆さん方の活動にかかる経費も、年によっては増減するっていうのがあるんで、それで、参考となる、婦人保護施設関係の、公の費用みたいな部分を参考にして、年間これくらい、1 人収容するには年間これくらい、っていうものがあるんで、それと、実際にかかった経費を比べて、その少ない方を、補助対象経費として、それの、今３分の２ですから、３分の２、というかたちです。人件費も同じような考え方です。ただ、人件費と、補助対象、保護活動にかかる経費の部分を、人件費だけこうですっていうかたちで、最後に３分の２を「かける」ときに、その補助対象経費、人件費、「相談にかかる人件費」、っていう言い方をしているんですけれども、それと保護活動にかかる経費を、補助対象経費に足して、その基本額と比べて少ない方の３分の２を補助金とします。で、なおかつ、予算の範囲内、という制限がございますので、３分の２以内という考え方。主として他県さんから聞かれるのは、任意の団体に出していいんですかと言われるんですけれども、北海道の場合は先にシェルターネットさんたちが、そういう部分が重要だっていうかたちで自ら取り組まれた活動っていうことで、いちおう私どもの考え方としては、知事が認める団体であると、活動実績が１年以上あって、今後も続けられる、団体っていう考え方の中で出していくっていうことで考え方を整理して、今の制度に至ってるっていう部分です。

助成金、補助金が取りやすいか、取りづらいかっていう部分じゃなくて、そういう制度がまずあるかないか、の中で、考えていくべきことだと思います。これから多分話題になってくるのが、昨日の全体の中でも話がありましたけれども、国のほうで一時保護についてですが、一時保護委託をしますと、額はちょっと別ですけれども、どういう基準額になって出てくるかっていうのはまだ全然明らかになっていないんで。ただ、その中でひとつ問われてくるのは、会計処理をしっかりしておかないと、いずれにしても委託費の精算をしたりするときには、当然、帳簿を見せてくださいとか、証拠書類の関係とか、要するに、お小遣い帳じゃダメですよっていう、そういう言われ方を必ずされると思います。委託、国が面倒、国が負担金、国のお金が入ってくるっていうことは、団体としては、そういう会計処理の部分についてもきちっとやっていかないとダメですよっていうことは多分言われると思うんですよ。逆にそういう、国がそういうかたちで、ま、実際に業務をするのは都道府県なんですけれども、やる段においては、逆にそういう処理はきちっとしてくださいよ、という話が出てくる。

それと、補助金の考え方と、どっちかって言うと福祉行政に近いような考え方なんで、必要なものを、実績に見合わせて措置するっていう言い方が福祉行政はよくする、負担金の考え方はそうですから。しかし、私どもは今こういうかたちでやっていく制度っていうのは、補助金っていうかたちで予算の枠があって、その中で、基準を設けて、その中の何分の１、何分の１以内っていう中で、予算を飛び越えて出すわけにはいかない、だから、こんなにかかってるんですよ、って言われても、私どもとしては予算の範囲の中で、基準額があるんで、１人、１年間、保護されるが、365 日、ずっといたと想定しての基準額ですから、これは、皆さん方知らない人もいらっしゃるかもわからないですけど、出し方としてはそういうかたちの考え方にたってますんで、それの中の保護であれば、保護活動にかかる基準額、と、実際にかかった額、がこんなに違うって仰られようもあると思うんですけれども、今の制度の中では、それか、かかった額のどちらか少ない方っていう考え方で作っています。我々も実際に婦人保護施設の、一時保護委託基準の考え方の中で見てるっていう部分があるんで。いわゆる福祉行政的に言う、措置費的な考え方で、ものを私どもに仰られるケース、けっこうあるんですけども、ではなくて、あくまでも、私どもはそういう先駆的な活動をされてる団体の、そういう活動についてですね、決まった考え方の中で補助金っていうかたちでお金を出させて頂いているっていう部分で、全て、オール、公的な部分でね、お金を出すんだっていう考え方ではないんで、そこだけ、ちょっと、よくやりとりすると、いわゆる福祉行政的な、措置費的なイメージが、あるのかなあ、っていう部分が、あの議論の中では、感じられます。だから、こんなにかかるから、このかかった分には全部出すべきだっていう議論って、これは、措置費的なんですよね。義務的にかかる。あくまでも補助金の考え方っていう部分がありますんでね、それと、皆さん方の仰りようとは、ちょっと違ってくるのかな、っていう。あとは、委託費についても多分、実績払いっていうかたちで当然今のところ示されたようになってくる部分があると思うんですけれども、やっぱり、その基準額、1 人の基準額、どういう中味になるかちょっと全然わからないんですけれどもね、現状では。それに、その範囲、その

中で、どのくらい、一時保護したのかという部分の考え方でですね、見て行かなきゃいけないのかな、というふうになってくると思うんです。答になっているようでなってないような、話なんですけれども。いちおうそういう、基本的に補助金の考え方っていう部分は、これからは、色々なところで出てくると思うんですけれども、そこだけ、ちょっと、僕らの説明が悪いって言われればそれでおしまいなんですけれども、そこだけ考えていただければ、知って頂きたいな、と思っています。

司会　ありがとうございます。（実際に行政と交渉を担当している）峰崎さん、どうでしょうか？

峰崎　こんなに長く話していただけるとは思ってなかったんで、そういう意味では、文句というよりかはありがたいな、という気持ちは、個人的にはあるんですよね。最初はダメなんじゃないかっていうふうに思って、ダメもとで、知事に交渉しに行ったんですよね、そしたら、最初はダメだっていう感じだったんですけど、だんだんだんだん、私たちの話を聞いてて、じゃあ、考えようかな、って言ってくださって、結局私たちの活動にほんとに理解っていうか、共感してくださったんだと思うんですよね。それで、もしかしたら、現場としては、非常に出しにくい、補助の有り方だったのかな、っていうふうに思います。だけど、道議会も通ったし、そういう意味では、かなり私たちが早くから頂いたな、っていうのは思っています。で、資金的には、すごく、もちろん大変で、今措置費と補助金ということを、違いみたいなことを仰られてましたけれども、私たちもそういう意味では、もう、ごっちゃになってるっていうことは確かなことなんですよね。ただやっぱり、これからどうして行くかっていうのは課題なんだろうと思うんですね。で、自分たちで自助努力をしながら、どうやって、公からお金をもらって、やっていくかっていうのは、それがこれからの課題なんだろうな、っていうふうに思うんですね。今、ソロプチミストから頂いてるとかって色んな話がありましたけども、私たちも、けっこう、努力はしてるんですよね。ソロプチミストとか、それからゾンタクラブとか、赤い羽根の共同募金だとか、そういうところからもお金を頂いてますし、それから、額は少ないですけど、ロータリークラブだとか、そういうところに、お声がかかれば、お話ししに行ってですね、そしたら、ロータリークラブなんかは、担当の方が検討してくださって、お金は多少は出してくれたりとかですね、そういうのはあるんですよね。だから、そういう意味ではサポート活動だけじゃなくって、講演にも行っています。講演していく中から、共感してくださる方が、個人的に会員になってくださったり、カンパを後から送ってくださったり、とかっていうのもありますし、もちろん私どもの代表の近藤さんはですね、全国を走り回って、講演活動をやっています。で、全国走り回って講演活動をやったからと言って、私たちのシェルターにお金が入ってくるっていうことではないですけれども、やっぱり、それなりのご理解を得られることも確かですし、色んな情報も入って来ますし、っていうことはあります。で、私はほとんど道内だけなんですけど、そんなにたくさんは行ってませんけれども、近藤さんが行けなければね、時々講演にも行くんですけれども、そういう時に、お金が入ってくるところは私たちシェルターじゃなくって、おんに。シェルターは収益活動をしませんから、収益事業にはならないんですが、収益事業は、女のスペース・おんの方がやっております。で、そういう意味では、収益はそこに入っていきますけれども、ご寄付いただく、っていう場合があるんですよね。講演料じゃなくってね。ご寄付いただくものは、そこで頂いたり、それから、講演料は払えないけれども、シェルターに対するカンパはしてあげるって言ってですね、会場カンパをしてくださる場合もあるんですよね。１人 500 円とか 1000 円とか、会場でカンパをまわしてくださるんですね。そういうのは、寄付扱いとして、私たちのシェルターに入ってきます。だから、お金を稼ぐっていうんじゃなくって、集めるっていうこともね、かなりの時間を割いているっていうことも確かなことだろうな、っていうふうに思っています。で、あの、ほんとにだけど、そういうことをしなきゃいけない、それが結局は啓発活動にもつながるわけですから、それは、それなりにやらなきゃならないことだろうっていうふうに思います。それをやりながら、サポート、もちろんサポートの現場にいるから、話ができる、っていう部分もあるんですけれども、やっぱり、もうちょっと、スタッフが多いほうがいいサポートができる、お金も多いほうが、いいサポートができるなって、そういうふうに思います。

でもやっぱり、人件費については、今ほんとに吉田さん言われた通り、かつかつだと思うん

ですよね、自分で自分のアパートを借りられて、自分で生計を立てて、お１人で、今彼女はシングルですから、お１人で生活して、やっとじゃないかな、って思うんですね。これだけのキツい仕事をやっとの収入でっていうのは、ちょっと大変だっていうふうに思うんですけれども。でもやっぱり、するしかないのでね、あとは熱意でがんばって頂くしかないっていうふうに思います。

で、ＮＰＯ法人を取ったら、私たち今、女のスペース・おんそのものがＮＰＯ法人化を目指して色んなことをやっていまして、その中のシェルター運営委員会っていうのがあるんですけれども、ここも、ＮＰＯ法人になったら、大幅に変わっていくだろうというふうに思います。運営委員が何人で、とかですね、誰がっていうふうには、まだ決めかねている部分があるんですね。裁判の面では非常に、ご協力頂いていますし、もうお辞めになりましたけど、早苗先生にも、シェルターを出られたかたで、精神的に大変なかたをご紹介させていただいています。

お金の面と行動の面っていうのは、絶対一緒になるんですよね。動けばお金がかかりますから。で、どこにお金がかかったかっていうことによって、そのシェルターの中味っていうものがわかってくると思うんですよね。で、先ほど中村さんのほうからも、会計のことはしっかりやらなかったらダメなんだよ、っていうふうにアドバイス頂きましたけれども、私たちも、税理士さんに、年間の会計処理をお願いしておりまして、それで、貸借対照表だとか、そういうものが出てくるんですね。そういうものの読み取り方、私はちょっとわかりませんで、すみませんが、そういう意味では私たちも、ほんとに補助金頂いたからには、きちっとした責任ある行動を取らなければいけませんし、責任のあるような会計の処理をしなきゃならないというふうに心得てはおります。その中から出てきた、サポートマニュアルっていうか、お金の面と一体になってくるかと思いますけれども、それを、ペーパーにすることによってね、自分たちがやってきたことの中の反省も出てくるし、また、これからやらなきゃならないことも見えてくるっていうことは、あると思うんですよね。

で、ペーパーにしてみたんですね。それがやっぱり、お金を頂くことの基本にもなってくるかなあっていうふうに思うんですよね。ここにこういう人件費がかかって、ここにこういうお金がかかってくる、で、それが措置費なのか補助金なのかっていうことについてね、また私たちも、検討しながら、どのように、要求していくのかっていうのは、あるんだろうと思うんですけれども。私たちのシェルターには関係機関会議っていうのがありまして、札幌市とか、道の援助センターとか、警察だとか、児童相談所とか、そういうところと一緒に、年に何回か機関会議というのを、札幌市に開催して頂いてやってるんですね。シェルターの仕事というのは、ただただ、自分たちだけでやっているわけじゃなくって、危険なときには警察にもお願いしなきゃいけないし、生活保護費の問題でも、福祉の窓口にも行かなければなりませんし、ほんとにありとあらゆる機関との関連がものすごく大事です。それをしない限り、サポートっていうのはできないんですよね。だから、各部署と仲良くしないと、やっていけないことだな、というふうに思います。そういう意味ではもちろん行政とも仲良くしなければなりませんけれども、そんな要求なんかは、市議会だとか道議会だとかを通さないと、予算にはなりませんから、そういう意味では、政党的じゃなくって、政治的な部分っていうのは多分に持っているだろうっていうふうに思っています。協力してくださる女性の議員たちとかですね、そういうかたとは、いつでも私たちは密に連絡をとりあって、今シェルターはこういう難問にぶつかっている、で、こういうことで、どうにかしてもらえないか、ほとんど女性議員ですけれども、そういう方々と一緒に、議会にも行かなきゃいけませんし、それから今度、国のほうで、助成金が出るっていうことで、私も東京に行かなきゃならないチャンスがいっぱいあるんで、その時に、やはり事前にですね、ロビー活動っていうか、私、東京の波田さんと２人で、厚生労働省のほうにも、お願いに上がったりですね。でも厚生労働省は、ＤＶの実態がよくわかっていない。どういうものかよくわかっていない、っていうことがわかったんですが。で、私たちは、自分たちが作った、ビデオ（３本あったんですけど、）それを、専門官の方に、どうぞ勉強してください、私たちのこと理解した上で、補助金やなんかも決めてほしいっていうことで、（専門家の方々が、全国をまわられたんですけども）、お願いに上がったんですね。そしたら、札幌に来られた専門官の方、ビデオを差し上げた方だったんで、すごく、よくわかったっていうか、ま、そういう意味ではさわりの部分だけでもね、ご理解頂けたかな、っていうふうに思って、良かったかなと思います。

これからＤＶ法ができたり、各都市で条例が

できたりしますとね、私たちの責任も重くなります。その分、公の活動も多くなりますよね。そして、公のシェルターと、私たちの、民間のシェルターの住み分けっていうのも、ひとつ、問題になってくるかなと思います。で、援助センターは、入って来られたら、お子さんと、お子さんは、児童相談所に、お母さんは援助センターに、って残られて、分離されていくケースもあるんですよね。そうしましたら、やっぱり障害のお子さんなんかをお持ちのお母さんなんかだと、やっぱり障害のお子さんがどうして暮らしているのかっていうこともご心配になるでしょうし、お子さんもやっぱりお母さん恋しいっていうこともあるでしょうし、そういう意味では、せっかく出ていらしたのに帰ってしまわれて、危険なめに遭うということもあるんじゃないかと思います。そういう意味では、民間シェルターのほうが、男女の差別なく、ずっと一緒にいられる。そして、やっぱり、何よりもですね、私たちが、最後に目的としているのは、そのかたたちの人生の生き直しの部分を、どのように、道を一緒に切り開いていくかっていうことだと思うんですよね。そのへんのことを、私たちは一生懸命やっているつもりです。そのへんに関して、お金が出ないっていうことが残念なんですが、そこが、おそらく、今道の方が仰られた、措置費にあたることなんだろうと思うんですよね。福祉の現場と、それから私たちの現場っていうのは、密接な関係があるわけで、これから子どもさんを連れてこられたかたは、どのように、スムーズに、生活保護を取られるかっていうことも、ひとつ問題になってくるからこそ、ここの中に、生活保護の分科会があるんだろうというふうに思うんですよね。で、そこをシェルターの中のお金とはちょっと違うんですけれども、やっぱり私たちのサポートの中では、切り離せない問題ですし、そこに行くまでのお金の問題っていうのは、私たちの側のお金の問題ですから、切り離せないだろうっていうふうに思うんですよね。そういうお金の面をとりますとですね、ほんとに全ての面に渡ってくるんだろうっていうふうに思います。全ての面っていうか、行動全てに渡ってくるものがやっぱりお金の問題だろうっていうふうに思うんですよね。だから予算の立て方ひとつにしても、どこに厚く予算を立てていくかによって、サポートの仕方が違ってくるだろうと思いますし、家計なんか見てもそうだと思うんですけれども、どこに一番お金がかかっていくのかによって、その家の、家の有りようというのが、わかってくると思うんです。やっぱり、サポート現場の有りようもですね、お金のかけ方っていうのはすごく重要になってくると思うんですよね。

シェルターの抱えている問題っていうのはみんな同じだっていうふうに思います。だから、ひとつひとつシェルターを、作られた方も、これから作る方も、シェルターネットにつながることによって、全国の情報が入って来、そして自分たちの情報も全国に流すことができる。そして、どういうことが必要なのか、全国がどのようになっているかな、っていうことも、重要な問題だろうと思います。そういう意味では、やっぱり、シェルター全体として、国に対しての要求をしていく方が、力としては強くなると思うんですよね。ひとつひとつのシェルターが、ひとつひとつで要求していかなきゃならない部分もありますけれども、国だとか、各自治体に対してですね、県という大きな単位もありますし、私どもで言えば、道という単位だったというふうに思うんですよね。で、それもやっぱり、ひとつひとつのシェルターが要求するんじゃなくって、北海道シェルターネットワークというところでですね、要求していく、要求をまとめていく。あるいは、日本全国だったら、全国シェルターネットが、要求していく。で、また国からの窓口になる、道からの窓口になる。…の窓口になるようなですね、ネットワークっていうのはすごく、大事なことじゃないかっていうふうに思うんですよね。で、色んな考えがあると思うんですね、スペース・おんのような、運動体みたいな部分もあれば、あるいは、宗教法人のなかにあるようなシェルターもあるだろうっていうふうに思います。で、そういうところと理念は勿論違うんだろうと思うんですよね。だけれども、それでもやっぱり抱える問題は、普遍だと思うんですね。そういうまとまりを作ったうえで、やってきたほうがいいんじゃないかっていうふうに私は思うんですけれども。そういう意味で、こういう要望を取りまとめましょう、っていうことで、今一つづつ 5 項目を出してみたんですけれども、どうでしょうね？その、検討して頂いて。

司会　要望のまとめは、後ほどにしますので、先に何かご質問があればどうぞ。

参加者 B　おんでは、専任スタッフだけが、相談業務に当たっているのですか？

峰崎　相談っていうのは２つありましてね、ま

ず一番最初に電話来ますね？私たち顔見なかったら絶対に、シェルターにお入りくださいってなりませんから。当人からの連絡でお約束を頂いて、そして面接します。その面接の部分はスペース・おんがやります。スペース・おんがやった中から、シェルターケースがまわってくる。

参加者 B　従ってその、ボランティアスタッフは直接相談活動には参加しない？

峰崎　はい。参加しません。私はボランティアといっても運営委員ですから。決して負担が軽いかけじゃなくて、相談件数はすごいんですよ。

参加者 B　それでよくやれますね。

峰崎　そうですね大抵相談っていうのは１人では受けませんから。２人で。

参加者 B　そうですよね。複数で。

峰崎　そうですね。それで、（吉田）恵美子さんと私が入ることもありますし、近藤さんと私が入ることもありますし、近藤さんと恵美子さんが入ることもありますし、っていうことで、大体３人で回しながら。で、今日相談があるから10時に来て、とか言われれば、「はいっ」て10時に出てくる。

参加者 B　そうすると、例えば裁判なんていうのはまあ、北海道には、女性弁護士もいるし、理解ある弁護士もいるから、だいたいそういうのは、弁護士にまわす？

峰崎　陳情書はご自分で書いて頂きます。シェルターにいる間に、ご自分で、自分の人生のたどった道すじを書いて頂きます。っていうことですよね。で、その時に、やっぱり、私たちが必要となる場合もあるんで。誰かを相手に話ししなきゃなんない時には、私たちも聞きますし、私たちが聞きたいこともありますし、言ってみれば、危険回避に関することはやっぱり聞き出さなきゃならないですから、かなり厳しいことも聞いたりすることもありますけれども、それはやっぱり、その中からですね、入られて何日か目に、初めて、暴力団がらみっていうことがわかったりすることもありますから、ちょっとお茶を飲んで、ちょっとこう、気持ちが弛んだ時に、本当のことを話してくれたりするんです。だからと言ってじゃあ、すぐ出すってことにはならないのですが、前科があれが、やっぱり、行政に言わないと、危ない状況じゃないですか。

参加者 B　そうですよね。ヤクザがらみもあるし。とにかく新潟では、20 数件も、全面支援の裁判を抱えている状態で、ほんとうに専従・半専従は大変なんです。

参加者F　私Ｂさんのお話を聞いて、今ちょっと驚いてるんですけれども、シェルターのやる範囲っていうんですか？やるべきことっていうのが、そこまで拡大されてるっていうことにちょっと驚いてます。要するに、裁判の全面支援まで行うっていうこと、そういうことをなさるっていうことが、すごいことだと驚いています。私どもで昨年の暮れに入ったケースでは、弁護士さんを紹介しまして、もう、その段階で、当事者ということで、やって頂いています。あくまでも私たちは、法律の専門家でもありませんし、ドクターでもないですから、関係機関におつなぎすると、情報提供する、で、それを選択するかどうかはあくまでもご本人っていうことで、やっていますしね、あとはちょっと調査ということだったので、精神的な暴力っていうのが、要するに不貞だったんですが、でほんとにそれがどうかっていうことで、探偵さんをね、ちょっとお願いして、それも調査して頂いているんですけども、それもあくまでも紹介っていうことで、報告書出していただくっていうことでやってもらったんですけど、まだ裁判まで行くケースがないんですが、裁判まで全面支援っていうのは私驚いています。正直言って。

参加者 B　だからそれはもう、裁判を 20 数件抱えていれば、ほんとにパニック状態なんです。

参加者 F　それは弁護士付けてないんですか？代理人もつけないで本人訴訟ってかたちでやっているんですか？

参加者 B　弁護士を紹介することもあるし・・。とにかく年中裁判に関わっています。

司会　それはどんなケースでも、裁判所までついていくってことですか？

参加者 B　それはケース・バイ・ケースです。

司会　他に質問がおありなようなので・・。

参加者 F　道の方にお聞きしますが、千葉県と北海道では全然違うかもしれませんけども、新規事業ということで、予算っていうか決まった枠の３分の２、少ない方の３分の２を補助するって仰いましたけども、何か、要項とか、補助金を出すにあたっての、そういう取り決めはございますか？

道からの参加者　私どものほうは、先ほどもちょっと話しましたけれども、実施要項を作りまして、先ほど申し上げたような中味についてですね、年度当初に告示と、広報と、それと、各シェルターさんに今年はこういうかたちでいきますんで、と、そこからスタートするかたちにはなります。

参加者 F　ありがとうございました。このないだ柏の、市議会の総務委員会っていうところが、スペース・おんさんか駆け込みシェルターさんかに、視察に伺ってると思うんですね。４月の23、24 の頃。まさにかしわふくろうの家が、請願出しましてね、予算の。シェルター立ち上げることを、やってほしいということを言って、それでもし市がダメであれば、かしわふくろうの家に委託するなりなんなりの方法をとってほしいという、そういうことも含めて請願出したんですね。それがきっかけとなりまして、総務委員会の議員たちと、市長と、それから担当部長と、10 人以上でおんに視察に来ているはずなんですね。でその時に私どもも、同行できないかと言ったら、それは公費だから、ダメだよっていうことで、伺えなかったんですけれども。確かおじゃましているはずなんですね。だからどれだけのことをね、彼らが理解してくれたのかちょっと知りたいところなんです。だから道の方でもね、旭川市でもほんとにすごく先駆的にやってらっしゃるから、ぜひ行って来て下さいって感じで送り出したんですけども、送り出したっていうか、行って来て下さいっていうことでお願いしたんですけども、何を理解して帰って来たのかがちょっと見えてこないので、不安なんですけども、市としてもその重要性ということはすごくわかっていて、この議会でほんとちょっと補正予算っていうことをね、考えてはくれてるんですね、で、恥ずかしい話なんですけれども、一時保護利用っていうね、要項を昨年の４月１日から作ったんですよ。ところが１件も利用者がいない状況なんですね。っていうことは利用させないんですね。要するに、そういうのがあるよってことをまず啓発をしない、ＰＲもしない、その上、門前払いをする。だから実質的には何も機能してないんです。

司会　それは市の？

参加者 F　はい。それは市のレベルなんですけれども、で、年間予算も２０万弱なんですね。それも、ほんとにビジネスホテル１泊,１人に付き３日くらいまでの予算なんですよ。年間 20 万弱ですから、ほんとに限られてますよね。それさえも使われてない状況なんですね。

司会　情報が与えられてないってことですか？

参加者 F　まず与えてないっていうことと、婦人相談員が一応いるんですけども、話を聞いた段階で、もうちょっとあなたはご主人とよく話しなさいよ、話し合いなさいよ、ってことで帰しちゃうんですよ。

司会　婦人相談員も、そういう方針でやっている、と？

参加者 F　そうですそうです。そういうことですね。この前も私ちょっと別のことで行っていたら、フィリピンのかたが法律相談に見えたんですって。で、法律相談が予約でいっぱいってことで断ったと、市の方がおっしゃるんです。たまたま私が男女共同参画室に別件で行ってたんですけども、そちらの担当の方が来られて、こちらで何とか対応できませんか、って言われたんですって。で、共同参画のほうも、そういう直接のことやらないので、私がたまたまいたもんだから、あんた話聞いてくれない？って感じだったんだけども、私も面接はしませんから、とりあえず婦人相談員さんがいらっしゃるんであれば、そちらのほうへお繋ぎなさいよ、ってことで行って頂いたんですね。そしたらその日なんかすごい会議があるから、っていうことで、結局話聞くだけ聞いて、ま、大変ねってことで、ご主人とよく話し合いなさいってことで帰したっていうんです。その結果を聞いて私、市に抗議したんですね。フィリピンの方で、「友人はいませんよね？」なんて当たり前のこと聞くんですね。そんなんだったらＨＥＬＰさんでもＳＡＬＡさんでも、私どもに言って頂ければ、連絡だけ取っておいて頂ければ、私どもが同行してお連れすることぐらいしますよ、って言ってるのにも関わらずね、そういうふうな対応なさって、で、私怪我してないかどうかちょっと心配

だったから、見せて頂いたら、ほんとに上着取られたら青黒く、こんな、腫れてるんですよ。そういう状況だったのでね、こんな状態でお帰ししたら、半殺しの目に遭っちゃうなって思ったんで、ちょっと危険だぞって思ってたんですよ。でももう、関われないので、私はその場を、失礼しちゃったんですね。そしたら結局、夫のもとに帰しちゃったって言うんですよ。だから、すごい対応してるんで、驚いたんですね。少なくても一時保護利用があるんであれば、２～３泊でも泊まれるようにしておいて、で更に、他へまたつないで頂く、ってことだって可能なはずなのに、ちょっとそのへん不勉強っていうか、

峰崎　ひどいですね。

参加者 F　ええ、ちょっとひどすぎるんで、非常に私なんかもそのへんは抗議しなくちゃいけないのかなって思ってるんですね。だからそのへんが、公でできる限界と、民間が役割分担持ちながらやっていけばいいんじゃないかなあと常々申し上げてるんですけど、なかなかそのへんが重い腰が上がってこないので、そういう状況なんですね。運営の部分と活動の部分がね、ほんとにいっしょくたに来ちゃいますでしょう。だからちょっとこっちも、ほんとにまあ、素人がと言ったらおかしいですけども、ほんとに抱えてる問題一緒だしね、だからここに出てくることで分け合って、分かり合えたっていうことで、とってもよかったと思います。ほんとに研修なんかのことも、担当職員、に研修をきちんとしてほしいなんてことも請願事項にいれたら、それも、了解されてるんですね。されてるにも関わらず、なかなかってところで・・。そんなところなんです。

峰崎　教育していかなきゃだめですね。

参加者 F　そうですね。だから私たちも、連続のＤＶ問題に関する講座ってことで、昨年９月から、まさに、テレホン相談を始めるのと一緒くらいに、今年の１月まで、５回連続講座やったんですね。そしたら行政関係の方ちょっと来てくれました。やっぱり、婦人相談員の方とか、そういう方はおいで頂いたんですけども、やっぱりその方の判断だけじゃ、要するに、ハンコがつけない、みたいな、そういうところがあるので、やっぱりジレンマに陥いられるみたいですね。

峰崎　私たちも、お互いに危険になるケースでは、援助センターにね…そういうすみわけっていうかね。

参加者 F　そうですね。それとやっぱり婦人相談所と、市町村の福祉関係のほうとの連携が上手くいってないと、婦人相談所のほうは空きがあるからいいよって言ってくれるのにも関わらず、市のほうは、予算として２５万付けなきゃいけないから、そんな金ないからダメだよって切っちゃうんですね。で、こちらはその方の安全のために、そのケースの場合は警察が何回も入っていて、もう、逃げるしかないよっていうアドバイスまで警察から来ているにも関わらず、ちょっとそういう対応でね、非常に厳しいものがあって、でもまた、行った先が夫に知れることになって、都内に今度行って頂いたんですけども、非常にちょっとね、だから行政同士の連携も必要なのかな、とかね、思いますし。私たち民間人がものを言ったって全然聞いて頂けないようなところもあるのでね。何が何でも金を出してくれとは言わないんだけれども、せめて、色んな法律なり何なりのプロとして、ご存知の部分をね、ここをこういうふうに理解していくと、こっちへつながるよ、みたいなことを更に私たちももう、勉強しなくちゃいけないんだけれども、そういうものも必要じゃないのかなって、思ってるんですけどね。

峰崎　社会全体にまだ、浸透してない部分っていうのが…。

参加者 F　そうですね。

峰崎　昔からあることなんだけど。やることについてはこれからなんですよね。いかにそういう、行政のかたの、理解をもらえるかということをやらなきゃ…啓発活動をやらなきゃいけない。

参加者 F　そうですね。だから、こちらの関係機関会議ですか？そういうのを年に何回かやってらっしゃるっていうそういうことなんかも、とても参考になったので、そういうこともちょっと、申し上げてあるんですね、そしたら、一応民間人も、その場に、オブザーバーでもいいから、そういう会議を傍聴させて頂けないかってかたちでお話したら、非公式なメンバーに入れてもいいよ、みたいな話を聞いているので、ぜひそういう機会があれば参加しようと思いま

す。先駆的にやってらっしゃるところのお話を伺いましたから、連携が大切だっていうことを、すごく強調していきたいと思うんですけどね。

峰崎　でも私たちも、スムーズにいってるとは申し上げられない。

参加者Ｆ　ええ、ええ、それはわかります。１歩行ったらまた２歩くらい戻るようなね？ほんとにもう、歯痒さは常々感じてますし。

峰崎　でもやっぱり、大変なながらも努力している人がいるから、

参加者Ｆ　そうなんですよね。

司会　一応こちらで、このワークショップで出す要望として、あらかじめたたき台みたいな感じでまとめておいたものがあります。これをお読みいただいて、こういう部分を付け足したほうがいいとかっていうご意見があれば、おっしゃって頂きたいんですが。もしくは、これは、辞めたほうがいいんじゃないかっていうのももちろん、あの、結構なんですけども。（会場笑）

１、国及び地方自治体は、現在のように一時保護機能に対してだけでなく、自立支援など、シェルター業務全般に関して総合的な資金援助を行う。
２、シェエルターを出た後の自立は困難を極める。ＤＶ被害者及びその子どもに対して、無利子、もしくは低利子で資金を貸し付けるような、基金の創設を行う。

これはちょっと具体的な話は全然、２番に関してできなかったんですけど、２番、３番なんかもできなかったんですけど、やはり、こうした基金のようなもの、割と、自由度が高いもの、っていうか、お金がやっぱりなくって大変な当事者っていうのを、なんとかしてもらうっていうか、それはやっぱり、基金っていうのがいちばん良いのではないかと思って、こういったかたちで出しました。

３、その基金の運用に関しては、民間シェルターに委託する、もしくは、何らかのかたちで民間シェルターが運用に関われるようなシステムにする。
４，シェエルタースタッフの労働は時間・内容ともに非常に過酷なものである。スタッフが専門性を高めることができるよう、人件費補助の枠を広げる。

これはスタッフが専門性を高めることができる、というふうに表現したんですけども、あの、要するに現場に居つづけることっていうのが、専門性を高めることだろうというふうに、私、考えて、続けることができるっていうことが非常に大事だと思うんですよね。だから、こういう表現をしました。

５、生活保護申請、離婚の申し立てなど、ＤＶ被害者が行わなければならない諸手続きは非常に煩雑である。自立のための安全な手続きを保証するため、また、子どもの教育、生活環境を早急に整えるためにも、ＤＶ被害当事者及びその子どもに対して特別な措置を講じる。

以上です。

峰崎　ちょっといいですか？５番にちょっとつけ加えてほしいんですけども、厳しいのはですね、運転免許の書き換えなんです。で、運転免許の書き換えなんかが、住所を明らかにしなくてもね、できるような方法がないものだろうかっていうふうに思うんです。かなり運転免許の書き換えが大変だったんですよね。で、かなり大変なケースだったんだけれども、札幌じゃなくて他の都市でやってもらったんだけども、それでも、ほんとに見っかっちゃったケースがあるんです。で、むこうのまんま、こっちで書きかえられるようにできるとすごく有り難い。

司会　ずーっと逃げてたりすると、運転免許証だけが唯一の身分証明書になってきちゃうわけですよね。だから運転免許証が非常に重要だし、本人は、何ていうのかな、それがないとすごいしんどいな、っていう状況があると思うんですよね。何も自分を証明してくれるものがないっていう状況は、やっぱり誰にとっても辛いと思うんですよね。全国的な枠組みの中で、運転免許証のことはやってほしい、っていうのが具体的な要求としてありますよね。はい。それを書き加えるということで良いでしょうか？

参加者Ｆ　それとか、健康保険、ですか？

司会　そうですね。

峰崎　そこはね、北海道の場合、シェルターに入っている時は生活保護の範囲内で、使わせてもらうことにしてるんです。

司会　他は何かないですか？どうでしょうか？ここがよくわかんないとかでもいいですけど。

参加者 B　４番なんですけど、スタッフが専門性を高めることができる、ま、現場に居つづけることができるっていうことなんですけど、人員の補充とか、拡充とか、そういうことは？

司会　それももちろん、人件費補助の枠によりますよね。

小原　充分なサポートができるような、人員が…・

司会　今、現状っていうのが、すごくお給料が安いわけですよね。だから、何ていうのかな、やっぱり、そういうのってすぐ辞めちゃいやすい。安いっていうか、辛いと、やっぱり、続けられないと思うんですよね。だから、現状としては、まずは続けることが大事だし。

参加者 F　今の要求は人件費保護の枠を広げるっていう中に含まれるんじゃないですか？人員のぶんとか。

司会　そうですね。ずーっとやってるとやっぱり大変になってきちゃうと思うんで、少しでも払えたほうがいいと思うから。包括的な意味で、人件費補助の枠を広げてほしいっていうことで。はい。他は、どうでしょうか？じゃあこれはよろしいですか？いちおう、ワークショップ参加者一同ということで出したいと思います。

　このワークショップでは、お金のこと、財政のことを基本に話し合ってきたんですけど、やっぱり色んな問題が見えてくるっていうのがよくわかりました。皆さん、自分のやっている場にお戻りになって、それぞれ、今回のワークショップのことで話し合ったことを生かして、やっていって頂けたらなあ、というふうに思います。何よりも自分がすごく勉強になりました。ありがとうございました。これで終わらせて頂きます。

（会場、拍手）

第４分科会

サポート・トレーニング・マニュアルを作ろう

発題者　古川満寿子（ウィメンズネット函館）
渡辺　美保（ハーティ仙台）
狩野　敦子（ミカエラ寮）
担当者　中村八重子（ウィメンズネット旭川）
司　会　藤本　紀子（ネット・マサカーネ・いぶり）

藤本　室蘭のネット・マサカーネ・いぶりの藤本と申します。よろしくお願いします。第４分科会の流れをご説明して、早速入りたいと思います。まず３人の発題者の方々に、それぞれ２０分ぐらいずつ発題していただく予定です。その後、今日の出席者３０人で３つぐらいのグループに分かれ、今日の発題も含め、ご自分の感想、意見、自己紹介を４０分ほど話し合っていただきながら、まとめをして全体会議、話し合い、という形でやっていきたいと思います。

ではウィメンスネット函館の古川さんからお願いします。

古川　ウィメンズネット函館の古川です。サポート・トレーニング・マニュアルを作ろうというのが、ここの最大のテーマです。私たち、北海道シェルターネットの中でこの問題をどうしようということで考えました。ＤＶ法の法制化で、ＤＶ法に基づいてのサポート・マニュアルを作りたいと思ったんですが、なかなか十分なまとめができなかったので、北海道シェルターネットで作ったサポート・トレーニング・マニュアルでお話しさせていただきます。

保護命令に関して私たちのマニュアルをもってどう対応していくかは、今後大事な話になってくると思うんですが、私たちのところではまだ不十分です。アメリカの警察官の教育プログラムを、今まとめて本にしています。ぜひ参考になさって下さい。

サポートの基本的理念そのものは、どこでも同じになっているんだなぁと思います。今日いらしてる皆さん、すでに私たちよりも長い経験の方がたくさんいらっしゃいますので、言うまでもないことですが、次の６つをを私たちの理念としております。

駆け込みシェルターのサポート理念
①「当事者の意志と選択」の尊重
②「ピア・サポート」～仲間同士、対等な関係でのサポート
③「女性の側に立つ」＝被害者支援

※駆け込みシェルターのサポーターは
・当事者の女性を信じ
・決して彼女を裁いたり
・批判したり、評価したりしません

加害者との接触の禁止
安全確保のため、駆け込みシェルターでは、被害者もサポーターも加害者との接触連絡を一切禁止します。

④「秘密の厳守」
⑤「非暴力」
⑥「被差別」

長い間、夫・恋人に支配されて、自分を否定されてきた状態の中にいた人たちが自分を取り戻すことが新しく生き直すパワーになるのでしょう。私たちはピアサポートということで、対等な関係の中でのサポートが大切であり、自分自身の問題として共感を持って受け止めることができたらと思います。もちろん指導したり、管理したり、更正させたりは当然しません。それからいろんなところでお話しすると男女両方の話を聞かなければ

とよく言われますが、ＤＶは犯罪ですから、被害者の女性の側に立って支援をするということは当然です。安全性の問題からも、加害者との接触は禁止します。秘密の厳守は当然です。シェルター内では非差別・非暴力も大切なことです。虐待を受けてきた親子関係の中で暴力で解決しようとする傾向にも気をつけます。

「家庭内暴力」とは何か

１．パワー＆コントロール、このことはサポートするあらゆる機関や人々に分かってもらいたいと思います。
２．暴力に対する偏見という部分に関しては、日本では家庭内暴力に対する社会の偏見がある。その中で女たちが苦しんでいることを明らかにしておこうと思い、この項をおきました。
３．なぜ女たちは逃げられないのか。これもぜひわかってもらいたいことですが、特に「あなたが悪いからではない」というメッセージはしっかり出していきたいと思います。
４．駆け込みシェルターの機能と「再出発」への道筋。これはマニュアルというよりこういう流れでサポートはいくのだろうということです。クライシスコールに対する対応の仕方はいろいろあるけれど、まず緊急と不急を見分けて対応の仕方が変わってきます。対応のルールのひとつとして、シェルターの今の空き状況の話は一切しない。シェルターへ受け入れられない場合にも、とにかくクライシスコールにかけてきたということで、どうするかの対応は考えます。

シェルター受け入れを決めたら、まずシェルターに来るまでの準備を打ち合わせます。経済力がないので親権が取れるか、今後生活していけるのかとか、たいてい経済的に大きな不安を抱えています。子どもが学校を変わることなど、他にも問題はいっぱいあると思います。一番危ないのは家を出る時だということなどの情報を十分伝えつつ、脱出の用意をしてもらいます。持ち出すものの優先順位を考えるということで、現金とか健康保険証とか書いてありますが、北海道では広域措置として、シェルターに駆け込んだ人たちは、生活保護を申請し、そこで医療補助が受けられますので、私は健康保険証に関しては無理に持ってこなくてもいいよと言います。

シェルター利用の期間は原則として６～８週間。心のケアとしてじっくり話を聞くことが大切ですが、彼女たちが安心して話せる場を作ることに心をくだきます。そのための技術みたいなものでいろいろあると思うのですが、今自分たちがどこまでできているのか反省しつつ進めています。

これからはＤＶ法により、相談支援センターができる。でも、そのセンター的役割りを私たちは既にしていると思います。彼女たちが生き直すためにはたくさんの手続きがあったり、いろいろな不安がある。新しいところに不具合があったりもする。その解決のために各機関を動かすことは、ずっと今までやってきました。これからできる支援センターが役割を担うのかもしれないけれども、私たちも力をつけていきたいし、それぞれの機関との連携をし、協力していきたい。北海道ではそれぞれの機関が集まって関係機関会議をやっている。函館でも関係機関会議を持っています。

「サポートのために」というところでは、クライシスコールを受けた後に受け入れるかどうするかをケース会議で決める、１人で決めないという形にしている。難しいが、お互いに自分のケアを忘れないということも基本です。

私の提案というより、北海道シェルターネットで積み上げてきたもののまとめの発表です。皆さんのご意見をお聞かせいただければと思います。なお「サポートシェルターガイダンス」、４冊セットでできています。まだの方はぜひお求め下さい。

藤本　北海道シェルターネットということで、年２回から今回は何回かやった。道内５カ所ある北海道のシェルターネット会議というのをやって、そのなかでの協議事項ということです。続いて仙台から。

渡辺　ハーティ仙台（仙台女性への暴力防止センター）の渡辺と申します。ハーティ仙台はシェルターも持っていますけれど、それは活動のごく一部と位置付けています。電話相談、面接相談の他に「しんこきゅうタイム」という離婚とＤＶに関する当事者同士の話し合いの場をとても大事にしています。今日こちらに呼ばれたのは、民間サポートグループでも、シェルター活動以外の方法もあるという実践的な報告を、と要請されましたので、その話し合いの場のことを中心にお話ししたいと思います。また、このワークショップではサポート・トレーニング・マニュアルを考えるということですが、たまたま昨年、仙台市の要請を受けてＤＶ相談窓口のためのマニュアルを作ったので、そのことにも、少し触れたいと思っております。

ＤＶ対応の手引き

最初にマニュアルについて簡単にお話しします。この「ＤＶ対応の手引き」は、仙台市から私たちハーティ仙台が請け負って作ったもので、相談員の人たち、生活保護の担当者達、公営住宅の担当、警察などに使ってもらうように、全部で５００部作成して各部署に置いてもらいました。目次と一部内容見本はこんなところですが、現物は仙台市の男女共同参画課にお問い合わせいただければ、今年もＤＶ法を含めて改訂版を出すというお話でしたので、譲ってもらえると思います。

請け負ったといってもハーティ仙台だけで作ったのではなく、担当部署とやりとりをしながら作ったので、ずいぶん遠慮した部分もあります。書き込めなかったこともあります。しかし、強い主張的な言葉ではなく、普通に使う簡易な言葉で内容的にはきちんとしたものを伝えようと努力しました。私たちが相談を受けるときに持っているノウハウを整理したもので、自分たち自身にとっても作る過程は大きなプラスになりました。それからお手元に配ったリーフレットですが、ひとつはＤＶの被害で苦しんでいる女性たち自身の手元に届くように作ったものです。「仙台市」とありますが、私たちがデザイン、イラスト、内容とも作ったものなので、私たちとサバイバーからの直接のメッセージが入っています。

「ひとりでは　生きていけないと　思ってはいませんか？」

「あなたは暴力のない生活に切り替えることができます。自分はひとりぼっちだと絶望する時期があるかもしれません。でも同じような状況から抜け出して、健康で自由な生活と心を取り戻した仲間がたくさんいます。」

「あなたには安全で気持ちよく暮らせる毎日を送る権利があるのです。」

たぶん、役所では絶対に出てこない発想です。作ったのは９９年ですが、毎年大量に増刷して区役所や女性センター、市の緊急診療所、警察、交番などに置いてあります。リーフレット裏側の相談窓口には、公的な機関に並べて、私たち民間でやっている相談窓口や「しんこきゅうタイム」も同じラインで紹介されています。相談者にとっても公的機関以外の相談場所も選択できるわけです。公的窓口から、長い間迷っている相談者に、「しんこきゅうタイム」のような当事者同士の話し合いもありますよ、と勧めてくれる場合もあります。人前で自分のことを話すのは勇気がいりますから、何段階も踏んでようやくたどり着く人も多いです。

去年、仙台市ともうひとつリーフレットを作りました。性暴力被害者支援と被害防止のためです。性暴力事件は、最近新聞に毎日のように載っていますね。リーフレットの一つは小学生、中学生向けで、一つは大人の女性向けのものです。小、中学校には市から全部の子どもたちに配られました。これも役所で作る発想ではないと好評です。これを基に勉強したいと、養護の先生などが中心になった研修のために私たちの仲間が呼ばれて話に行くこともあります。リーフレットを読むだけでなく、渡す人がきちんと内容を分かって渡した方がずっと有効なので、これからは女性に対する暴力を防止するためのこういった啓発活動にも力を入れていきたいと思っています。このリーフレットの相談窓口にも民間が併記されています。

しんこきゅうタイム

さて、今日の話の中心の「しんこきゅうタイム」のことです。簡単にレジメを作ってきました。他に当日配る「ルール」と「初めての方に」という自分のことを最初に話すための手助けにする一枚と、ＤＶのことをわかりやすく伝える資料とを参考につけました。ハーティ仙台のメンバーの多くは１９８９年に発足した「女性のための離婚ホットライン」というグループのメンバーでもありました。年に２回、２日間ずつ女性のために離婚の相談をボランティアで受けてきたグループです。代表、事務局は弁護士ですが、さまざまな民間女性のメンバーで構成されています。相談の他に離婚に関する講演会やセミナーを行ってきたのですが、９３年秋に参加者自身が自分のことを語るセミナーを開いたことがきっかけで、月１回第２土曜に、当事者同士の集まりを持つようになりました。離婚しようかと悩んでいる人にとって、自分のまわりに同じような状況の人がいることはあまりありません。まわりに相談しても、みんな本人によかれと思ってアドバイスをするのですが、それが本人を傷つけることもたくさんあります。また、さまざまな相談窓口で相談すると、その時はわかったような気になっても、実際家に帰って日々の生活が始まると、やっぱりアドバイス通りやったのに相手にもっとひどくされた、など、実際

には自分でひとつひとつ決めていかなければならないことばかりです。自分が悪いのではないかと、自分を責めて結局何もできないということもしばしばあります。でも、同じことで悩んでいる当事者が集まって、自分のことを話したり、同じ悩みの人の話を聞いたりすると、これは自分だけの問題ではない、自分だけが悪いわけではない、ということが実感としてはっきりしてきます。自分の問題に対する考え方がはっきりしてくるんですね。整理がついてくるのです。そのために当事者同士の会は非常に有効です。

最初は「離婚自助グループ　しんこきゅうタイム」と言っていましたが、ＤＶという言葉が一般的になってから現在のように「ＤＶと離婚の話し合いの場　しんこきゅうタイム」と名称を変えました。実際には離婚で悩むときには背後にかなりＤＶの問題がありますし、こう変えてからはＤＶで悩んでいても離婚は考えていない人、結婚はしていないがＤＶで悩む人も参加するようになりました。９９年、ハーティ仙台発足に伴い、ハーティ仙台主催としました。その後、平日である第５木曜にもはじめ、月２回になりました。１時半から４時半まで、参加費５００円、予約はいりません。遅れてくる人は前もって連絡があった人だけで、時間厳守、２時になったら途中からは入れません。ルールをきちんと毎回確認してやっています。「しんこきゅうタイム」と言う名前の由来は、離婚を考えている人は長い間息をひそめて生きていますが、この会では大きく深呼吸して顔を上げて生きていこうというメッセージがこめられています。またタイムというのは、会という拘束力を持つものではない、あくまでも必要なときにいっしょの時間を共有するという意味です。ですから、こちらではその時間は今後何年間もいつでもやる、という意気込みです、第２土曜はたとえスタッフがひとりでもやります。参加者は５，６人ということが多いですが、予約を取るわけではないので、少ないときには２人、マスコミに取り上げられた直後などで多いときには２０人前後ということもあります。詳しくはレジュメと資料を読んで下さい。参加するのは当事者のみ、スタッフは２人～４人が入ります。参加者全員が自分のことを話すようにしています。ここで話されたことは外では絶対話さない、プライバシーを守る、ここは本音で話し合うところではあるけれど、討論しあうところではないので、他の人と比べたり、批判的なことを絶対言わないということなどを、みんなで毎回確認します。お互い仲間として支え合っていくのだけれど、話したいことだけ話し、全部言わなくてはいけないわけではありません。匿名でOKです。当事者だけの参加ですが、例外的に前もって頼まれていた場合、相談員の方、今後自分の地域でやっていきたい方に、研修のために入ってもらうこともあります。その時は事前に内容の説明をし、当日も参加者にこういう方だが参加してよいか、と話したうえで参加してもらいます。参加した相談員は、そのあと、必要な相談者には自信を持って勧められるといいます。当事者にとっても自分のことを一生懸命聞いてくれて肯定的にとらえてくれることがわかると、研修のために参加した人であっても、安心して話せるようです。みんな、とてもたくさんの辛い経験をしていますが、話してみると共通していることがすごく多い。自分だけの問題と思っていたことが、そうではなかったことがわかります。すでに別居中の人、調停中の人、調停不調になった人、夫から離婚調停を起こされた人などさまざまいます。あちこちに相談して努力してもいっこうに変わらない現実に何年間も押しつぶされてきている人もいます。スタッフの方からは、ＤＶの本質の説明なども必要に応じて織り込みながら、こうやってみたらうまくいった人がいるなどの前向きな情報を出していきます。ＤＶや離婚の体験のあるスタッフからは自分の経験も積極的に話していきます。弁護士さんをどう探すか、依頼した弁護士とうまく話が進まないとき、どう話していくかなど具体的な話もかなり出ます。話したり、聞いたりするうち、行き詰まっていたと思っていた人がまだまだやり方はたくさんある、と気づくわけです。１対１で相談したときに得るよりも、人が話すことを聞いて、その人の中から立ち上がってくる背後の事情を感じ取ることによって、自分の考えがはっきりしてきて自分の力になってくるということが大きいと思います。初めて参加した人たちは、ほとんどが話している途中、泣いてしまいます。でも、３時間いるうち、泣きながらもだんだん顔を上げていきます。最後にみんなで深呼吸して握手したり、抱擁して別れるのですが、「本当に来てよかった」という人が多いです。それが私たちスタッフにとっても大きな力になります。シェルターをやっていくときにはいろいろ大きな壁があって、自分の力の無さを感じたり、この人ももっと頑張ってくれればいいのに、と思ったり、先ほどのお話のようにサポートする側が傷ついたりすることもありますが、しんこきゅうタイムで本音で話し合うことで私たちサポート側もエンパワメントされています。女性達が信じられるのです。継続してくる人、何ヶ月かたってから来る人もいるので、こちら側も常に力と気持ちが試されているのです。この中で本当に必要な人にはシェルタ

ーにつなぐこともあります。が、シェルターに逃げ込むと自分の失うものも大変多いので、時間をかけて準備して、自分の持ち場からできるだけのことをしていくと、逃げ込まなくてもかなりのことができます。シェルターを地域ですぐ作るのは難しいけれど、こういう会ならお金をかけなくてもすぐにでもできます。こんなやり方もあるということをお話ししたかったのです。

藤本　サポート理念とかマニュアルというより、実践の場でどのように当事者の気持ちの側で体験していったかということが中心のお話だったと思います。続いて狩野さんに。

狩野　ミカエラ寮は１９８５年に開所しましたけれども、女性をとりあえず保護することを使命としてきました。１９９５年以降はＤＶで逃げてくる女性が半数を占めました。依頼件数が増えて、昨年は１日に１０件をお断りすることもありました。ミカエラ寮では　９６～９７年にかけてAACI というサンフランシスコのシェルターのトレーニングマニュアルを和訳しました。それをもって職員がどのようなことをすればよいのか、あるいはＤＶトレーニングマニュアルに盛り込みたい内容についてのお話ができたらよいと思いました。

ひとりを大切に

まず、シェルターの使命がボランティアの中できちんと把握されていないといけないんじゃないかと思います。ミカエラ寮の場合、精神的バックボーンとしては「疎外されている女性の解放と人権無視の生活構造の告発」があります。それは簡単に言うと、「このひとりを大切に！」ということです。この言葉が私たちスタッフの中ですごく何度も、いろいろな場面で、あるいは難しいとき、どうしようという時に、スタッフの中から「『このひとりを大切に！』ですよね」と。それで私たちは困難も乗り越えられていく。シェルターが力を発揮できるかどうかの、一つの大事なポイントです。複数の人間がスタッフとして関わるわけですから、同じ理念のもと、利用者に対しても等しくサービスを提供しなくてはなりません。これは一つの例なのですが、性同一性障害の方の一時保護依頼が来ました。うちは初めてのことでしたが・・・。見た目は男性、ところがパートナーの暴力を受けられ、シェルターへ入りたいと希望している。私たちは、まあ、臆病なのかもしれないけれとも、やはり外見が男性の方が入られると、他の女性にどういう影響を与えるかということで、悩みました。かといって、その人は『女性』であるし・・・。実際、入所依頼があり、それを外見が男性であるから断るのは差別ではないかということで、「あーでもない、こーでもない」と話し合いました。ミカエラ寮では依頼があった場合、３名のスタッフがいたら、１０分間位で依頼の検討をして返事をするというのが決まりなのですが、この時はかなり長引きまして、いろいろ資料とか情報でもって検討していき、「シェルターに迎えるわけにはいかない」、でもたまたまステップハウスが空いていましたから「そこに入ってもらおう、そして私たちが対応して話を聞こう」と、そこまで決断しました。電話をかけて返答したら、本人が「もう１回やり直す」と、帰っていかれましたので、ホッとしたのですけれど。こういう難しい依頼が来た場合、他にも車椅子利用の方の依頼とかありましたが、「このひとりを大切に」をモットーとしています。それはスタッフの中でやはり共通理解としての原動力にもなっています。

シェルターの地域性

あとは、シェルターを取り囲む地域性というものも、マニュアルでは（ミカエラ寮が和訳したもので、皆さんがお買い下さった、サンフランシスコの AACI のもので）、「人権権利擁護、教育、保健、人的サービスの提供を通じてサンタクララ群に住むアジア太平洋諸国からの移民の福祉の向上をめざす最大規模の非営利団体で、AACI が支援するクライエントは低所得のアジア系移民と東南アジア難民で、これらのクライエントを効果的に支援するためには全てのサービスが、バイリンガルで双方の文化に理解のあるスタッフによって提供されなくてはならない」と、書いてあります。これは必要なことだなと思います。何が必要かというと、まず、どの地域に存在するシェルターなのかを、スタッフ、ボランティアが把握していなくてはいけない。また、どういう人が利用するのか。これは南か北かの地域によってもシェルターの雰囲気は随分変わります。私事ですが、先ほど始まる前に日曜日でしたから、この近くのカトリック教会に出かけ、司祭からお説教を聞いたら、その言葉遣いは素朴であまりにも素朴で驚きまし

た。横浜の司祭が同じことを言えば、大変なことになります。各々地域性があります。シェルターだって同じことです。日本人がいて、外国人もいます。ミカエラ寮の場合、大都市部ではない地方都市で、外国人が多くいます。あるいはよその地域で狭すぎて逃げられない方が送り出されて、東京はあまりにも大きいけれど、ここはそんなに大きくないし、港町で、きれいだなーということで、東京より手前の駅で新幹線を降りてしまう。その結果、福祉事務所に日本全国から集まってしまいます。そういうことも把握しておくと良いかなと思います。

一つの例ですが、「箸１本に至るまで」というのがすごく印象的なのですが。近畿地方の方だったと思います。この近辺で結婚されて、それがＤＶにあって何度も逃げたいと言って、漸く無事に逃げて来れたので、あとは何とかシェルターから実家に近いところに行って住めばよいと計画を立てていたところ、ご本人が「荷物を取りたい」と言い出しました。私たちは「とんでもない、命が助かっただけでもいいのに、荷物なんて・・・。」と。そころがその方の親は、「箸１本に至るまで取り戻せ」と言われます。納得できませんでした。でも彼女の文化を考えた時、名古屋を中心にした「嫁取り物語」というドラマがあって、「彼女の中にもその文化があるんだ」と気づきました。「これは彼女を尊重するしかないなー」と。そこで衝突していては、この人はシェルターにいられません。結局その人のもつ文化を尊重して、それに従って行動しましたが、今は幸せに暮らしているようです。相手の文化を尊重するということは、その違いを認識することです。これをスタッフが十分に知らないと「セカンドレイプを与えてしまう」ことになります。

カウンセリング

それからカウンセリングですね。ミカエラ寮の場合はまず、最初の頃は、受け入れることに重点を置いていました。つまり「癒しの機能」です。ただそれでは済まないで、精神的サポートが必要だということを、実践の中で感じまして、今はある心理臨床センターのスタッフが１ヶ月に１回やって来られて、グループカウンセリングをしています。私たちは、このグループへの参加に関しては、「発言を批判しない、助言をしない」ことを約束していますから、同じ女性という立場に立ってのカウンセリング、つまりピアカウンセリングと呼んでいます。シェルターとして何もかもするという必要はないと思います。民間シェルターの限界もあります。いろいろな社会資源の本も出ていますし、連携することもシェルターにとっては大事です。ミカエラ寮では喫煙は決められた場所でお願いしていますが、そこはものすごく狭い場所で、５～６人が入ってタバコを吸いながら、延々と自分たちの体験を分かち合って共有しています。この中で発言力の強い人がいると、思わずそちらに流れてしまうことがあります。お互い当事者同士が話し合う場も必要ですし、更に深めあうため、専門家によるリードでグループディスカッションがなされる２本立てです。そして望めばカウンセリングもする。このカウンセリングに関してですが、AACI のマニュアルの中に、女性と関わり合うスタッフ自身の心のケアのページがあります。これもすごく大切だなと思います。ミカエラ寮としては、スーパーヴィジョンがそれで、困難なケース、担当者が困難だと感じるケースについて、みんなでいろいろ考えていきます。スーパーバイザーから「ミカエラ寮は『やっていない！』と、自分の首を絞めているけれども、やったということをまず認めて、自分たち自身の感情を評価していかなくては、それは行き詰まってしまう」とよく言われます。スーパーヴィジョンの成り行きはパターンが見えてきて、わかっているけれども、あえて自分たちの行動を自己評価するから、それが癒しとなります。

それから事務室をシェルター利用者にも開放したら良いなと考えるのですが・・。私は母子生活支援施設で２年間働いていましたから、他の施設では事務室でおおらかに利用者に接触しているのを知っています。でもミカエラ寮の場合は狭いですし、重要書類もたくさん保管していますからそれができません。ミカエラ寮の場合、スタッフ自身がその事務室内では悩み、苦しみなど何でもしゃべっていいということで、スタッフの心のケアに役立っています。事務室の外では、援助者としてプロに戻るわけです。

社会資源の利用

それから関係機関の構造、社会資源の利用も必要な項目です。ミカエラ寮の場合はマニュアルがあるかというと、まとめられていない状態です。その都度その都度、例えば住民票に関してはどう

・・・とか、就労の時はここにいくとか・・社会資源は一応書き留めています。これが本になっていればいいけれども、ミカエラ寮が作ったとしても、これはあくまでも○○市にあるシェルターの場合になってしまいます。皆さんの社会資源とか関係網を書き留めていかれたらよいと思います。○○市の福祉事務所の場合は専門職として採用されています。係長級になるとまた事情は変わってくるみたいですけど。しかし、県になると専門職採用ではありませんから、昨日までは全く関係ないセクションにいたという状況があります。ですから相手の立場を考慮して話し合う。「そういうことは当たり前」と、頭に入れて交渉しないと衝突してしまいます。最悪の状態になると、一番不利益を被るのはシェルターの利用者ですから、相手がどういう立場の人であるかをよく知ったうえで話をしなくてはなりません。また関係機関の構造も（各自治体で）いろいろ異なっています。婦人相談の窓口が市ですと家庭児童課で、県ですと児童福祉課になります。川崎市だとまたこのパターンと違っており、この辺の社会の仕組みを把握しておかないといけません。もうひとつの例は、婦人相談所には必ず実施機関の福祉事務所からの依頼で入所します。そして食事などは現物支給で、医療は医療単独給付ですから、生活保護がかかっていることが前提になります。そういう前提に立って、私は南の方の婦人相談所とケースの依頼について話し合ったのですが、話がかみ合わなくて大変でした。婦人相談所が福祉を通さずに直接受けているところもあるということが後になってわかりました。皆さんも婦人相談所との関係とか福祉事務所との関係をお調べになったらよいと思います。

AACI のＤＶプログラムはアジアの文化がＤＶに及ぼす影響やアジア系特有の価値観に配慮したプログラムを提供しています。母国語しか話すことができない人がいる場合は、ＤＶから逃げることすら困難です。それからほとんどのサービスがアジア系移民の言語運用能力やアジア系文化価値観の理解が十分でないため、アジア系女性が支援を求めにくくなっているわけですから、資質が要求されます。これを日本のシェルターの場合に置き換えると、シェルターの運用状況、年間予算、スタッフの人数、施設のハード面からいろいろな制約を受けます。ただ実践を進めるなかで、現場から見えてくるニーズというのもあります。それを実現していく方向で進めていく。ミカエラ寮の場合は、大まかなプログラムとしては、癒しの機能と自立援助機能、この二つに分けられます。癒しの機能というのはその人を心から受け入れるように努めることです。それが安心して休める場所、清潔な寝具、入浴、バランスの取れた３度の食事の提供。これらの準備に万全を期してやるようにしています。それから自分自身の回復をめざす。そのときにご本人の自助能力がすごく発揮されます。ミカエラ寮は原則として在留期間は３ヶ月、この３ヶ月でご本人たちが自分の問題を見つめて解決できる科学的な数字だといわれています。３ヶ月を超えると頑張るエネルギーが減ります。シェルターというのは何もかも解決しなければいけないと思っていることがあります。だから先ほどの二つの機能について、シェルターでできなかった、私は何もしてあげられなかったということを嘆く新人スタッフがよくいます。でもそう思わなくてもいいのです。３ヶ月では限界がありますし、それをどういうふうに次のサポートにつなげるか、それがスタッフの仕事だと考えています。自立支援機能としては、社会資源の紹介、就労する場合とか住居探し、それから諸手続きの援助、自分が離婚したけれども、どういう手続きをしたか覚えていない人もいます。スタッフが離婚についてのオールマイティじゃないんですが、そこは研修によっていろいろ離婚についての知識を蓄積してアドバイスできるようにしています。離婚にあたってどうやって社会資源につなげていくか、スタッフの重要な仕事です。後、自立援助機能のなかの教育プログラムですけれども、育児とか調理、パソコン。パソコンは長年ミカエラ寮でやっていますけれど、それは初めてパソコンを使われたという方は晴れがましい気持ちで自分に自信を持ってします。次の段階でエクセルとかワードとかを学んで、翌日には就労面接で「私はこれができます」と、たった１回で「やれます」と言って、就労します。それから保育というのは、子どもから離れることによって女性にとってはのびのびできるし、子どもにとっても、子どもに心が向かないお母さんといっしょにいてもおもしろくないし、子ども同士で楽しく遊べます。それでミカエラ寮では子どもの心のケアのため、社会資源としての保育園を利用させてもらえないところを補っていました。ただ、お母さんが忙しいから子どもを預かるという資源ではなくて、子どもの心のケアとして必要なんだという意識を持っています。

ミカエラ寮の実践を通して、必要だなと思うトレーニング・マニュアルを作っていきたいと思います。

グループ討論報告

グループその１

スタッフが大変不足している。なかなか育てられない。養成講座をしているが、解決できない。

ボランティアとスタッフで、関わる仕事を分けているという話が共通してでてきた。スタッフがボランティアケースやカウンセリングへの関わり、分担をコーディネートしている。ボランティアは、保育とか役所に付き添っていくといった保護部門に関わると分けているところもある。利用者への伝え方もやり方はそれぞれである。日中動ける人、車を持っている人、呼ばれたらすぐ駆けつけられる人というふうにさまざまで、時間の案配もスタッフの大きな仕事になっている。

ボランティアについては、ニュースレターを出すときに時間ボランティアの募集のチラシを入れたりしている。

面接で聞いた各々の条件に応じ、仕事の振り分けをすることがスタッフの大きな負担になっていったりする。

マニュアルは各地ですごく違うので、自分たちに合ったものを作っていくのが一番ではないか。でも、公的な場で相談を受ける人、電話相談にあたる人、周辺で手伝ってくれる人に共通する、２次被害を与えない基本的なものを作り、提案していく必要があると思う。

グループその２

私たちのグループには東京、大阪、新潟、山口、北海道、大学関係とかさまざまな方がおられました。

シェルター活動をしているところと、これからシェルターを始めようというところがあり、山口の方からはステップハウスについて質問があった。

シェルターでは生活保護が出ないのでステップハウスを利用していたという話も出ました。

新潟の場合は生活保護の支給が、東京、神奈川とは違っているので、マニュアルも違ってくる。ひとつのマニュアルを作ると、それで動けなくなると、それもまた困る。

新しく参加してくるスタッフとの間のギャップについて、プロジェクトチームを組んであたったが、ジェンダーギャップの伝え方が難しい。利用者に対する細かい点について、今までにやってきたことについて、どう伝えていくか、お互いに出し合うということで、大阪コスモでは年に１回合宿をして、とことん課題を出し合い、解決しているそうです。

グループその３

シェルターに関わっている方、これから活動しようか、関わろうかという方などでした。私たちはスタッフの安全をどうしているか、何か起こったとき、危険、危機管理にどのように対処しているのか、話し合いました。マニュアルについては、作らなくてもいいんですよねという気持ちで、具体的中身にはでなかったけれど、報告がありましたように、理念がマニュアルであり、地域によっても違う。スタッフの安全について、警察の対応が地域によって違い、荷物を取りに行くときも対応してくれたとか、出ました。シェルターのある地域でどう存在していくか、知らせているか、ひっそりとやっているか。最後に行政を巻き込んでいくことが弱いという意見が出ました。行政の中には民間と手を組んでやっていこうというよりも、自分たちでやりますからいいです、みたいな、そういう姿勢のところがあり、行政との協力にも問題があります。

藤本　どうサポートするかという共通の理念はあると思います。マニュアルは無理して作らなくてもいい、それは各地域で。ミカエラ寮が「ひとりを大切に」と具体的に言ってますけど、言葉にのっとっての理念としての行動は皆同じですね。地域性とか国の違いで現実にサポートするその関係に、機関の対応とか、さまざまな人との対応は変化するものである、その都度、書き換えられながら、柔軟に書き足し書き直しながら実用化して対応していく、変わらない理念と対応する理念の二つがあると思います。マニュアルを作ろうとここに集まった皆さんの共通項ではないでしょうか。

第５分科会

生活保護を受けやすくするために

発題者　上田　美江（スペース・えんじょ）
司　会　齋藤　恵美（女のかけこみ寺・生野学園）

ワークショップをもつにあたって

わたしたちは大阪にあります民間シェルター、「スペースえんじょ」の上田と「女のかけこみ寺・生野学園」の齋藤と申します。２人で生活保護についてのワークショップを、やらせていただくことになりました。

ふだんシェルターでＤＶの被害を受けられた方の自立支援に関わっていく中で、生活保護法というのは、当事者が経済的に大変な状況を抱え、自立していくなかで、なくてはならない一番重要な社会福祉の枠の中の法律なんですね。残念なことに法の運用という面ではわたしたちが思うようなスムーズな形でなかなか受けることができない。時には申請すらも受け付けてもらえないという苦労がたくさんあります。当事者の女性が自立支援をするうえで、自治体の生活保護の担当窓口に法の適用をきちっとしていただくことが当事者にとって新しい生活を始めるうえで欠かせないと確信をもっていますし、必要な法律だと思っています。

事前に、全国のシェルターの方にアンケートを配布致しました。５月くらいから２３カ所のシェルターにアンケート配布して、１７カ所、シェルターの方が回答してくださってます。アンケートの結果と、参加されている方の苦労話や、ご意見を皆で共有しつつ生活保護の適用を順調に受けるために、ＤＶ防止法に何か文言を盛り込むことができるのか、国の統一的な対応ということについて、約束をさせることができるのかというところまで今日は話せたらいいなと思っています。

上田　わたしは大阪府茨木市の「スペースえんじょ」上田と申します。シェルターを始めて、今年でもう６年目になります。それでそれぞれアンケートに出ておりますが活動の大きな部分を生活保護にかけております。どんなに健康で、どんなに達者な方でも長年夫からの暴力を受けておりますと、もちろん身体的な暴力もそうですが、精神的な苦痛とかストレスがたまりにたまって内科疾患という形で、自律神経失調症ですとか慢性腰痛であるとかいろんな疾患を持たれてますので、明日からでも自立のために働きに行く、就労するということが困難な方がいらっしゃいます。明くる日からでも職探しに出掛けられるという人の方が少ないくらいで、内科的な疾患、外科的な傷を治すということが先決で、その間生活保護に頼って生活を成り立たせるということがあります。メンタルな面と生活の自立の面との両方をしなければならない。精神的に回復ができていない。長年にわたって個人の持っている力を奪い取られれている。そのような精神面での回復、その人の持っている力を引き出すということが、本来ならばシェルター入居後１カ月間お金の心配なく十分にケアがなされた後に生活保護なり就労というように行くのが順序なのですが、現実問題なかなかそうは行きません。目の前に迫っている問題を、明日からでも何とかやっていかなければならないという状況で毎日毎日やっている訳です。　生活保護をどうしたら受けやすくするかということで、６年のシェルター活動の中で茨木市に問題は投げかけているんですが、一緒に付き添って同行して行くとちゃんとしましょうと快い返事をしてくれるのですけど、再度当事者が一人で行くとこれが同じ人かと思うほどガラッと態度が変わることが未だにあります。昨日からＤＶ防止法及び被害者支援、保護に議論が集中していますが、法律の中で生活保護はどう位置付けられるのか、法律については議論の中心は内閣府の男女共同参画室ですが、生活保護については厚生省なんですね。厚生省と男女共同参画室がどれだけ話をしているかというと、まだまだ今のところ生活保護とか厚生省との

話は全くできていないと思います。法律はできていますが、末端の職員については研修もできてはおりませんし、ＤＶに関しての知識や認識が全然ないというのが現状だと思います。その中で苦難は続くと思うのです。法律ができた先の自立への支援について踏み込まれていません。法律ができたから生活保護が受けやすくなるというのは決して無くて、かけ離れたところにあると思います。

夫と死別した寡婦福祉というのは、行政官庁は厚生労働省から民生局、生活福祉ということで生活保護を受けるには民生委員の許可があれば認められたという地方もあるみたいです。けれどもシェルターまでやっとたどり着いた人がまた地元に帰って民生委員さんに相談して生活保護を受けるというのは現実問題として不可能です。ですからシェルターがあるところの窓口でということで、民生委員は飛び越しております。いきなり生活福祉課に行って、お願いしますという形をとります。法律的には母子福祉と寡婦福祉。女性に関する法律というのはこの２つしかありません。これはどっちも夫と死別した場合しか当てはまりません。婚姻中の夫がおるという場合には、母子生活支援施設いわゆる母子寮に空きがあれば比較的スムーズに入れます。しかし住宅の枠は夫のいる人に関してはありません。ですから今現在ある法律の枠内で運用を拡大して何とかやってほしい、というところですりぬけはしておりますが、寡婦福祉、母子福祉と別個の枠内でやっていくことに難しさがあると思います。現実に法律がないところでもぐりこませやっておりますが、女性単独で窓口に行くのも勇気が要ります。まず「夫がいるんですね、だめです。」とばしっとシャッターが下ろされるというのが現実にあります。この人は夫の暴力とかいろんな理由で今路頭に迷っておりますと言うことで訴えます。ここでも貧困ということが大前提で、預貯金とか生命保険も解約。そこでまず壁にぶち当たります。有価證券とか不動産もだめですし、子どもの学資保険まで解約しなければならない。貴金属、自動車も持てません。そのようないろいろな制約があります。生活保護受付の用紙を出してもらうまでいろいろな難関を突破し、受け付けてもらうにも一苦労ということがあります。

申請地に関してはシェルターがあるところではなかなか受け付けてもらえないので、その人が出てきたところということで、それはアンケート調査ではシェルター所在地の受給率というのが４２％で最高９０％という地域もありますが、最低４％というところもあって全国統一されていません。今現在あなたが居住しているところで受けてくださいというのが大前提ですけど、従来から地域の福祉相談員さんに相談されていると、元の居住地での受給が比較的うけやすい。ところが全然相談されていなくていきなり居住地に相談すると、「シェルターのあるところにして下さい」と。絶えず押し付け合いですね。シェルターがあるところで申請してくださいというのと、出てきたところでやってくださいというので。いっそのこと遠隔地になってしまいますと、行った先でということに比較的なりやすいんですけど。生活保護に関しては広域措置というどこへ行っても受けられるという良さはあるんですけど、今の運用の在り方ですと、シェルターのあるところに集中してしまう。ひどい話が私のところの例では、私のところでお引き受けした女性が末期ガンになったんです。そうすると医療扶助ということで月々市の負担が５０万円ずつかかっているのです。市の方は「もうこれで一杯ですから受け付けません」とは言いませんけど、こちら側としてはあまり集中的にシェルターの人にお金を使わせるのはどうかという遠慮が出てきてしまいます。

大阪府に売春防止法のからみで女性自立支援センターと言うのがあります。生野学園も、もともとの母体は婦人保護施設ということで、大阪府が行政でやってたところなんです。それが４カ所併合されて大阪府の巨大マンモス団地の片隅で通勤にも大変なところに統合されたのですが、そこに入るにもまずは府の相談センターを通じてください、女性相談センターに行きますと地元の福祉に相談してくださいと言われる。そうなると非常にハードルが高いのですね。地元で新たに相談せよと言われると、「おまえはそんなことしてるから福祉の世話になるんだ。」と。そのような夫と同じようなことを担当者に言われるのがいやで、福祉に行きづらいということがあります。女性自立支援センターの大阪府の場合はなぜ地元の福祉でもう１度相談してくれと言うのかというと、１５０人も受け入れ可能で、そこに行けば衣食住無料で、せめて食べるものは無料で利用できるんですけど、衣食住はめんどう見るが医療扶助は元の地元で受けてくれと言う。毎日夫にガラスの灰皿で「お前は妻としてなってないから俺が教育するんだ。これは制裁だ。」とガンガンやられて、頭を割られまして、シェルターに電話をかけてきた人がおられました。その方は保険証を持ってらっしゃらなかったんですが、お金はしっかり持ってらしたんで、そのときいろんな検査をしました。、結果的に８針縫う重症を負ったのですが、５万円要りました。１回に５万６万となると大変なんです。医療扶助を受けるとなると市はそれだけ負担

しなければならない。例えばＣＴスキャナーを使うとすごく高くつくんですね。その５万６万を市が全部負担ということになるとやはり大変なのですね。ですから１００％医療扶助でするとなると大変なのでいったんは地元に戻って、そこで医療扶助もらってきてくださいということになるのです。その辺をもう少しすっきりできないのか、ということが課題なのです。ＤＶ関係の被害者が生活保護を受けるということは想定されていない生活保護法なのです。

しかし、その法律自体はすばらしいものなのです。運用する人が問題で弊害が出てきていますけど、法律そのものは本当に憲法じゃないですけど、人権を重んじた、どんな場合でも生活に困らないような法なんです。その運用を１００％生かしていくためには私たちの主体性を持ってああしましょうと、行政に持っていかないと、従来通り「貧しい人を救済するんだからありがたく思いなさい」、「受けさせてもらいます」というような受け身な考えではだめだと、これは権利であるのですから。いろいろなメニューから選び取るのをどんどんこちらの側から示していかないと、いつまでたっても貧しい人に税金で施してあげてるんだというのではだめだと思うんです。考え方を切り替えて行くには、「配偶者暴力防止及び被害者保護法」という法律の中でさらに生活保護を受けやすくなるようにと盛り込んでいって主体性を持って動いていかないと、自治体によってバラバラだということが解消されない。

自治体の窓口が、どうして夫の所へ戻ってくださいと言うかというと、老人福祉や障害者福祉は「やってますよ。」と表に分かる訳ですけど、ＤＶの被害者の女性を保護するというのはあんまり目立たないので、そういうところで節約するというか、厚生省からのお金を使わないということが、通達がある訳ではないけれど暗黙の了解というか、各担当員があまり生活保護をかけたがらないというのがあります。そこで考えを変えて、厚生省は末端の職員に締め付けばかりを押し付けるのではなく、その背景にある女性への暴力を根絶しない限りはこういう問題がずっと続いて、いつまでたってもお金を使う。やはり根本的なところで厚生労働省と男女共同参画局が連携を持って問題に取り組まない限り解決しません。

個人の問題でなく国家的な規模で取り組まれたというのは、私がシェルターを作ったころには考えられなかった。やはり女性の声が盛り上がって法律の完成まで来たのだから、やはりここで自立支援の第一歩である生活保護を受けやすくだれでもが気軽に受けられる方向にという私たちの願いをきちっと反映させていかなければならないと思います。

細かいことについては資料をゆっくり読んでください。アンケートここまで良く寄せてくださって、シェルターでサポートされている方の並々ならぬご苦労、当事者の自立支援のご苦労がここに滲み出ていますので１つ１つていねいに読んでほしいと思います。

皆さんの声を反映させなければこのワークショップは何の意味もなくなりますので、皆さんこれはきれいごとでは済まない問題だとお互い骨身に染みて分かり合っていることですから、ぜひ声を出して言ってください。

アンケート結果より

①法律をどう理解するか

齋藤　ありがとうございました。上田さんご自身もシェルター運営されるなかで、現場で本当にご苦労なさっているということに基づいて話を聞けたと思います。（資料⑥）

これからアンケートの質問項目に沿ってご意見も聞きながら進めていきたいと思います。また、必要なら生活保護法の条文も見ながらアンケートを見ていきたいと思います。何故かというと、よく私たち申請に行ったとき現場であるのですが、「あなたの申請は受け付けられない」と言われて、「どうしてですか」きくと、「いや、そういうふうになってるから」とか「法律がそうだから」という答えがとっても多いんです。ところがこの生活保護法というのをよく読んでみると、例えば「ＤＶの被害者に適用できない」とか「結婚していたら適用できない」とか、そんなことどこにも書いてないんです。要は、窓口担当者の運用の仕方や、生活保護法の条文をどのように読んでいくか、どのように適用していくかという問題がとても大きいと思うんです。生活保護を受けることは国民の権利であり、最低限の生活が保障されるという法律でして、この法律をどのように使っていくか問うことがひとつのキーポイントとなると思います。アンケートの自由回答の中には、「こんなの生活保護法のどこにも書いてない、何でこんなことになっているんだ」というものがたくさんあります。

②回答シェルター数と生活保護受給率

アンケートの回答の中でも、北海道とか神奈川県などで行政とネットワーク会議のようなものを公の責任で持たれて、生活保護の適用をどうするかという基準などを一定化されている自治体もあります。そういう自治体の実践に学びながら、よそではこういうのができてるところがあるという良いモデルを、せっかく全国集まってもらったのでどこそこではこのようにやれてるんだという話をそれぞれ持ち帰ってもらえたら、良いお土産ができると思います。

アンケートに移ります。回答シェルターは１７カ所です。上田さんも触れましたが、全国平均約４２％ですね。二人に一人は生活保護を受けてシェルターから自立されるんだということですね。多いシェルターでは９割の方が生活保護という法律を使って自立されている。これは私たちも数字を見て、これ程なんだという実感を持ちました。

③申請窓口とその対応について

申請窓口の問題ですが、生活保護いうのは日本の法律ですから北海道であろうと沖縄であろうと、東京、大阪であろうと、すべての国民が、外国人の問題も後から出てきますが、権利として受けるべき最低限の生活を保障される法律なんです。だから地域でばらつきがあるというのは本当はおかしいのです。私たちは窓口に交渉に行くときは「これは国の法律なんです、あなたのポケットマネーでなんとかしてくれと言っている訳ではなく、国で守られている私たちの法律なんです」と交渉するのです。

では申請窓口をどこにするかという回答ですが、全国のシェルターで、バラバラという問題があります。とにかく当事者の住民票があるなしにかかわらず、シェルターにいらっしゃる前の住所地で申請をしていますというところが６都道府県あります。シェルターのあるところの福祉事務所なり生活福祉課などの窓口、ご本人がいらっしゃる場所で申請をするというところが２カ所です。ケースに応じて、両方あるというところもあります。比較的大阪に近い近畿からおみえになったときは、その方の前住地の福祉事務所の生活保護の担当者、必要であれば母子福祉の担当の方にシェルターに来ていただいて、シェルターで保護の申請をするということをしてます。近県の方が来られて、シェルターで申請を行うとスタッフが横につきますので、ご本人がいやなことを言われたり、つらい二次被害を受けずにその場で申請ができる。一定の見通しをシェルタースタッフという専門家と行政の担当者とですることができるというこちらのメリットもあります。

それ以外に遠いところからお見えになった方については来てもらうのは難しいのでシェルターの所在地で申請することにしています。

その他寄せて頂いた回答の中には、発生地主義、これは生活保護の原則なんですが、その方がどこに住んでいようとシェルターに居ようと居まいと困った問題が起きたその場所で申請に行くというケースもあります。住民票のあるなしにかかわらずですね。これであれば日本全国どこに居ても、時には知人友人の家に居たとしても、申請が受け付けられる、保護の適用が受けられるということではいいんです。しかしなかなかそのようにはなっていません。

中にはシェルターに居る間も無理、前住地の福祉も無理という回答もありました。となるとその方が新しい住居を母子生活支援施設や民間アパート等を確保してから居住地の福祉へ申請にいくということになります。あとは住民票のある自治体でないと申請できないというところもありました。住民票がないと申請を受け付けませんなんてことは法律のどこにも書いてないのですが、そうなると当事者の方は、「家を出てきてるし、夫がうろうろしてるかもしれない居住地の福祉なんかとっても行けない」と申請自体をあきらめてしまう事もあるようです。

申請窓口に関して、私がお話しした以外でご苦労なさってるとか、うちではこういう方法で生活保護を獲得したということがありましたらご意見を下さい。

参加者Ａ　神奈川県横浜市・川崎市では１９９２年に市の婦人保護、生活保護関係職員業務打ち合わせ会というのを行いまして、原則としてシェルターに入所依頼を行なった事務所が生活保護を負うことになっています。とても神奈川県は理解があります。

齋藤　ということはシェルターの入所依頼というのは基本的に福祉事務所を通じて、ということで理解してよろしいんですか？

参加者Ａ　はい。ご依頼の電話を受けました場合に、ご本人であっても他の知人の方からであっても、一応最寄りの福祉事務所に声をかけてくだ

さいと申し上げます。どこへ行ったらいいか分かりませんとおっしゃったら、電話番号をお教え申し上げて、まずそこに窓口になっていただいて、そこの福祉事務所から入所の依頼を改めてしていただきます。

でも、難しいこともあります。再入所者、前に受けられていて、切られている場合ですよね。そういう場合でも最寄りの福祉事務所に私たちが電話をして、何とかお願いはするんですが、なかなか簡単には受けてはくださいません。

齋藤　でも、それを断ってしまうとどこにも行き場がなくなってしまいますね。

参加者Ａ　一応、満室だったんですけど私たちのシェルターのゲストルームにお泊めして、母子だったんですけど、結局ご本人の意志で、その福祉事務所を蹴って、出て行かれたんです。その間の２日か３日間の利用料は無しです。無一文でいらっしゃいましたから。

齋藤　アンケート結果を見ていただいたら分かるように個人の対応者によってばらつきはあるようなんですが、今の方に言っていただいたように、公とのネットワークとか、行政主体で何らかの生活保護に関する方針などを持ってる自治体になると、関係が良いということや、対応が良いという回答が寄せられています。北海道などもそうかも知れません。

それ以外に例えばシェルターの立ち上げに行政の方たちが関わっておられるとか、シェルターを立ち上げるとき行政の方たちの理解を得る努力を地道にやってきた結果、関係が良いという回答もありました。公が組織としてどのように生活保護を適用していくのかという方針を持っていたり、ＤＶへの理解を組織全体としてなさっているところは比較的良いという回答をいただいています。

悪いというところは、１回申請に行ったら２度と行きたくないというところもありました。条例等、法整備が進むなか、十分ではないけど良くなってきているというところもいくつかありました。

ＤＶへの理解の面でフロアの方で意見があればお聞きしたいと思うのですが。いかがでしょうか。

④外国人の場合

参加者Ｂ　外国人だと、登録地主義となると、登録地まで１時間半くらいかかるようなところでも、まずは電話を入れて、対応してほしいと言いますが、広域にわたる生活保護はそれをやったことのない自治体の方が多いです。

シェルターのある自治体は、シェルターを立ち上げたときに、ガンガンケンカしたりして、壁を破ってきたので今はスムーズに出来ますが、外国人登録地にある自治体に相談した場合は、「ここまで来い」と言われます。「いや、行けませんよ。暴力があって逃げてきていて、外国人の場合特にそこまで行けませんよ」と言うのですけど、とにかく来いと言うんですね。だから、１時間半かけて高速に乗って行った訳ですね。そうすると、よく言われる「世帯であるから、夫とか家族の招請しますよ」と言われます。「それが原則だろうけど、この場合それができないのですよ」と言うと「シェルターに外国人登録を移したらどうか」とも言われました。「もうここに住んでいないんだから」と自治体に言われます。「それはできませんよ。それができないんだからこうしてここに出てきているんですよ」ということで窓口で「申請書ください」「いや、これは・・・」というように最高４時間半ねばって、ご本人も熱があり、子どもも具合が悪い状態で、「もう再度ここに連れてくることはできませんよ。申請書をもらうまでは帰れません」となんとかゲットして、申請したんですが。そこにちゃんと住んでいるかという確認では、「私たちもかなり無理なところを危険を冒しながら行った」と話しまして、なんとか受け付けてもらったということがあります。

そのときは登録地を移せ、移さないとやり合ったのですが、そういう理解のないところを、だんだん少なくしていかなければ、スムーズに受けられるようになるまで到達しないのではないかと。

参加者Ｃ　オーバーステイに関して。父親は日本人で生後の認知はしていません。母国の国籍はもっているんですけど、日本で生まれて日本でしか育っていませんが外国籍なんです。ＤＶでご本人も出てこられてオーバーステイ状態なんです。お母さんがオーバーステイというケースは去年から５例くらい出てきています。子どもに日本国籍がある場合には子どもに対して生保が受けられています。しかし１番弱い立場にいらっしゃるのは・・・。なぜオーバーステイになっているかというと手続きをしていなかったからではなく、日本に来てパスポートを取られて、人間らしくない扱いを受けてそこを逃げ出さざるを得ない。逃げ出した先で日本人と出会って同居した。結婚していない。認知もしていない。子どもは学齢に達していて学校に行っていないという状態。すごく難し

いケースで何とか生保を受けたいのです。

上田　「スペースえんじょ」の場合は、多国語なので、私たちだけでは対応できないので、ＮＧＯ外国人救援ネットと連携をとって、妊娠中に来られた方ですが、そのときは登録地がどうのこうのといったと思うんですけど、出産もされて、分娩費用、後の育児費用から一切がっさいものすごくお金が要りますよね。それを兵庫県の外国人救援ネットの方がわざわざ大阪まで交通費かけて日参してくれたんです。何日も何日も通い詰めて、出産費用も生活保護費から全部出してもらいました。ですから、外国人の場合も当然これは適用されますよ。登録地というのは住民票ですよね。でも、こんな記載どこにもない。これはやっぱり粘りがちでやったように根気よく実績を積み重ねていく以外に道はないのではないかと思います。本当に根気あるのみですね。その代わり大助かりしますよね。生活費も医療費も出してもらえるということで。

お役所というところは前例がないからということで最初は頑張ったんですけど、「茨木市が前例を作ってください。それがほかの自治体がやってくれることになるので」と。外国人登録のあるところに帰すなんて持ってのほかで、そこにいらっしゃるんですからそこで申請していただくんですね。

⑤「世帯単位の原則」について

斎藤　世帯に関しては生活保護法の第１０条を見ていただければ分かるんですが、世帯単位というのはあくまでも原則なんです。「これによりがたいときは個人を単位として定めることができる」と書いてあるんです。だから、世帯が単位である、結婚しているからだめだと言われたら、「これは相手が暴力をふるうから、それによりがたい理由になるんじゃないですか」ということで返していくということもできます。

また申請を受け付けてもらえないというときに申請用紙すらもらえないというときに、不服申し立てというのがあるんですね。生活保護法の第９章ですね。だめと言われて帰ることはない。それならだめという理由をきっちり審査をしてほしいと、審査請求をする。審査請求に関しては都道府県知事が審査して５０日以内に決定しなければいけないということになっています。ＤＶでつらい思いをなされている方が何で生活保護の対象にならないのかというのを審査請求をして広く、社会の理解を押し広げていくということも出来ますが、当事者の方にとっては大きなエネルギーを要する大変な作業です。申し立てする権利ということも私たちは権利として与えられているということも、理解していただきたい。

参加者Ｄ（ケースワーカー）　Ａ市で実際現場で生活保護を担当しているんですけど、原則として、個人を単位としてもできますよと書いてあるんですが、現場の職員としては生活保護法というのはちゃんと読んで適用するのはもちろんなのですが、国の方から細かい実施要領があります。その「生活保護手帳」というのが、係全員に渡されまして、別に「問答集」というのがあるんです。マニュアルです。それで原則は生活保護法なんですが実際運用しているのは実施要領にあるから、個別に当てはめて解釈しているというのが現状なんですね。生活保護法をちゃんと読んで理解している人がいるかというと、私たちの回りにはいないのかなという感じがします。実施要領の方がかなり具体的に記載されるんですね。

さっきの世帯単位の原則で支障があれば個別単位にできるというところも、大まかに３つ具体例があげられていて例えば別居していますよとか、子どもさんが義務教育でほかの土地に離れていますよとか、そういう具体例はあるんですけど、ＤＶの関係での具体例はないんですよね。ただ、１番最後の規定で、(1)～(6)まで具体的にあげられていて、その中にはＤＶの関係はないんですけど(7)番目として(1)から(6)までと同等な状態と見られたときというあいまいな規定があるんですね。そこをうまく解釈すれば、適用できることもあると思うんですよ。ただ、実際に現場にいる職員としては、そこまで解釈する勇気がないというか、難しいと思うんです。

⑥法律の解釈と運用について

斎藤　勇気をもって解釈すると何か起こりますか（笑）。

参加者Ｄ　そうですね、一職員でも上司とかとうまく連携を取りながら根回ししてやるくらいしかないとは思います。実施要領というのは職員の間では聖書みたいなものです。一般の方は保護法だけで話をされますけど、実際の現場では保護法以外のところで細かいこととかあるので、そこでちょっとばらつきが出てくるのかもしれないと思います。ただ保護手帳にしても問答集にしても、

書店で売ってる本なんですよ。そういうのを買って勉強されるのもひとつだろうと思います。

斎藤　読んでそのとおりにするのではなく、抜け道解釈の仕方ですよね。ああ言ったらこう言う、こう言ったらああ言う、という。そんなやり取りをしないと適用されないという事自身が問題なんですが。サポーターの気持ちとしては、目の前にいるこの方をどうするかということで、その方にとってはどこの窓口で対応してもらおうと、国がどう思っていようと、そんなことは行政同士のやり取りなんですよね。当事者の方の希望に沿うという視点で徹底的に話をすれば、道が開けてくることもあると思うんですね。

今日もＡ市から現場の方が来ていただいて発言していただいている、こういう方が各地で増えてくればもうちょっと良い法の運用ができるのではないかと思います。

参加者Ｃ　（人事は）大体２～３年で変わるんですか？

参加者Ｄ　人事移動は３・４年ごとです。

参加者Ｃ　だから、せっかくＤＶについて慣れてもらえたかなというときに担当者が変わってしまう。でも普通は職員はＤＶに関しての知識は？

参加者Ｄ　ないと思います。

参加者Ｄ　先程の関連で言えば「ＤＶ防止法」の第三条第二項第四号がありますよね。被害者が自立して生活することを促進するため情報の提供その他の援助を行うことというところに生活保護がかかわってくると思うんですけど、これが配偶者暴力相談支援センターの役割として書かれているんですけど、その関係で生活保護の関連で福祉事務所とは連携を取っていかなければいけないと思うんです。

上田　でも、これを読んだ限りでは生活保護法云々ということは書かれていませんね。だから最終的に今日きっちり生活保護の適用についての「ＤＶ防止法」文言として入れてもらわないといけませんね。

参加者Ｄ　手帳とか問答集というのはただ単にマニュアルとして慣例的にあるものであって、現場の職員はそれに縛られてしまう。

参加者Ｅ　我々は法に対しては非常に弱い。何時間も粘って、その結果申請を受ける。役人は変化するんですよね。頭越しに行くとまた大変なんですよね。Ｔ支庁の場合は大体１９市町村あるんですけど、Ｏ市が中心になっています。したがって郡部から皆Ｏ市に出てくるんです。私たちは話を聞いて必要なことについては市の方にも話を通す。それから支庁。支庁がＴの全体を握ってる訳なんですね。だからそういうところを必ず通して話をすると、大体２週間でお金が支給されます。このように解釈しています。シェルターは一時的に入るところで居住地でない。したがって生活保護受給地は前に生活していたところだと。したがって住所を変更して住民票がはっきりしなければＯ市からは出ないはずなんです。しかしどこに住んでいようが２週間で保護費を出しますからという手続きを取っています。

⑦シェルター滞在中の生活保護適用について

上田　居住地というのは当事者が希望すればどこでも居住地にできる。例えば大阪の人でも北海道を希望すれば北海道を居住地に決めることができる。そこへ賃貸住宅の場合には仲介手数料等該当市がもって、まずはそちらに移動してもらう。移動先の福祉行政と当該市で話し合ってもらう。重要なのは居住地を決める。シェルターにいながら受けるということはないんです。その後の保証金とかは各都道府県でランクが違います。

参加者Ｅ　この人には生活保護がどうしても必要なんだとバックアップという力にもなるんです。支庁から市町村の福祉に電話を入れて、どうなんだと。Ｔ支庁の福祉の人も入ってもらうことによって、Ｏ市の福祉の出しやすさがあります。今までのところはスムーズに大体２週間位で処理してもらってる。

上田　生活保護法にも２週間以内に決定し当事者に返答をと。それは全国共通です。

齋藤　シェルターに滞在中にシェルター所在地の福祉事務所が窓口になって、シェルター滞在中に生活保護がかかるというところありますか。Ａ市はそうなんですか。そういうときにはシェルターから出られるとき住宅扶助の枠で、引っ越し代とか敷金や、保証金を負担していただいて、その次の居住地を見つけるということができるんですよね。だからシェルターにいるときに生活保護が

かかるかかからないかということは、ご本人の負担がものすごく違うんです。たいていは一旦自力でお金かき集めるなどして、アパートなどを借りたあとに申請する。皆着の身着のままで来ていますから移るときはものすごく大変なんですね。必要最低限の家財道具も必要ですし。

シェルターにいる間に生活保護かかるというのは、ゆっくり心身の回復をはかれます。本当ならどこにいようともご本人の生活の場で生活保護の適用ができればいいのにと思うんです。

上田　どこの自治体の行政もそうですけど、とにかく自分の所から放したいと。一刻でも早く引っ越し料金は出すけれども生活費については外で受けてほしいというのが本音というのですね。今は生活保護法しかないから保護ということに直行しますけど、どうなんでしょうね、シェルターで１カ月２カ月ゆっくり休んで、次に進む力を蓄えて、それから就労に必要な訓練、パソコン教室もそうなんですけど、そういうところに行ってもらったりとか。運転免許証を取れたら最高ですね。就労準備というか、アメリカなんかはそうですよね。１カ月間食べる心配なく休養をとってその中で本人の希望でプログラムを受ける。自助グループであったり、個人カウンセリングであったり。両方を兼ね備えて進んで行くというのが一番あってほしい。

でもせっつかれて目の前の生活保護に行ってしまうのですけど。その辺皆さんのご意見はどうなんでしょうか。

参加者Ｆ　就労について一言。他府県からおいでになった方ですけど、多少自分の資金を持参されたので日常の生活についてはそれほどお困りではありませんでした。まず知的障害者の施設にお手伝いに行き体を慣らし、最近になって仕事をしておられます。

上田　つまり、訓練かたがた施設に行かれた。

参加者Ｆ　そこでは袋貼りとかいろんなことをしておりますので、１０日くらい行きました。見習いみたいに。体を慣らすという感じで。心身ともに回復しつつあるという段階だと思います。やはり手が震えたりとかしますので、なかなかすぐには難しいと思いますが、うまくいった例だと思います。現在本採用ではありませんが、本人の希望で時間的にはほぼフルタイムで働いております。

生保の現状ですけど、申請の窓口の対応は２番だと思います。シェルターがあると生活保護の申請があって大変だということを一度言われました。市町村での対応がまちまちなんです。ある市では申請する場所と被害者の住所は同一である場合は１カ月くらいで申請が取れました。

何回か各機関との連携会議を設けております。その時点で医療保護に対しては前住所地が対応するという回答をいただきましたので、ケースが発生してすぐに対応してもらったという経緯があります。やはり、窓口の対応はばらつきがありますね。良く知っている人に当たりますと非常に対応がいいんですね。ですから是非この会議で行政から行政に連絡を取り合っていただいて、どこの地でもどこの方でもおいでになったら保護の申請ができることを本当に望んでおります。この回答を見ますと保護受給率が９０％というところがございますので、是非ともそちらの方の説明を受けたいと思っております。

参加者Ｇ　生活保護の申請は、Ｕ市ではシェルターにいる限りでは受け付けてもらえないんです。そうすると例えば学校に行っている子どもたちとか、一刻も早く住宅とか見つけて保護の申請をしようとするんですが、それが難しくて、保護を申請すると「明日の午前中見に行くから。」とか言われてあわてて何でもいいからそこに行って契約書作ってもらって、お布団だけでもおいておくとか、急な対応を迫られることがあるんです。ですから是非シェルターにいたままで生活保護が受けられるようにしてほしいと思っていたんですが。

第５条の生活扶助の方法の第１項の「被保護者の居宅において行うものとする」「ただし」というのがありますけど、この中にシェルターは入らないのでしょうか。更生施設にあたるかどうかは別として、私人の家庭に収容を委託して行うこともできるとまで書いてあれば、シェルターについても申請してもいいんじゃないかと思うんです。

齋籐　居宅保護のとこなんですけど。福祉施設ではいけますよね。知人友人の家の寄宿という形で生活保護を取ることもあるんですが。

⑧各自治体における取り組みについて

参加者Ｅ　２年か３年くらい前に道の方から民間シェルターに入所している人の取り扱いについて、見解を示しましたので、各シェルターに入所している人の申請を受け付けないというのが理解

できないですね。Ａ市の場合北海道の通知に基づいて、シェルター入所前の居住地を管理している事務所が実施せよということで原則的に取り扱ってますし、生活費の認定、住居費の認定、医療費の認定についても通知に従って運用しています。

ま　と　め

斎藤　Ｍの会では９割位の方が生活保護を受給できている。福祉事務所からの入所依頼という形で、福祉事務所が一旦入所にかんだ形でシェルターに来られますよね。

行政との連絡会議という形で北海道は指針が出ていますけど、そういうところは、保護についてもシェルターに入られたらかけるということで自治体として対応されていると思うんです。

参加者Ｆ　やっとこのたび、住宅手当という形で県からの補助が出るようになりましたから、行政を通してからというようになりますと生活保護の受給率も違ってくるのではないかと思って、今淡い望みを抱いています。

今まで補助は出ておりませんでしたが、去年の１２月に議会で可決されまして、４３万４、４００円の家賃補助というのが決まりまして、６月からこれが支給になるようになっています。私たちとしましては民間シェルターの活動が認めてもらえたのかなと、思っておりますので、これからすべて受け付けたケースは福祉に報告するようにするのがいいのじゃないかと思っております。

参加者Ｈ　各自治体やケースワーカーの裁量権の大きさが、扱いによっては締め付けになる。人によってはケースワーカーの当たり外れがあるとまで言われるようになる。そういう意味で全国統一の対応をしてほしいと思います。

上田　母子の場合は母子相談員が子ども家庭センターというところから各市町村に派遣されています。女性相談員も福祉に行かれるのですが、相談員には裁量権がない。生活保護を受けさせてやりたいが、できない。担当者には裁量権があるのに、せっぱつまったことが分かっている人には裁量権がない。そのへんいかがですか。

参加者Ｉ（相談員）　５月から母子相談員をやっています。まだ始まったばかりだから件数も余りない状態ですが、もしあったときにどういうふうに対応したらいいのかなというのが最大の悩みなんです。いまここで勉強させていただいて、研修も同時進行で受けているという状態なんです。ＤＶに関しての研修なんですが。ＤＶの相談員という形でなっています。

参加者Ｊ　今年の４月から近隣の３市１町で女性のＤＶやセクハラの問題ホットラインの電話を委託されまして、週に４日別ラインで受けているんです。各市町の連絡会議の中に参加できるようにしてもらおう、その次に各市で窓口にいらっしゃる方、福祉の関係、生活保護のケースワーカー、家庭児童相談員などいろんな窓口の方々と顔合わせ会というか、研修を合わせたものをもっていきたいと思っています。その中で女性政策関係の職にいらっしゃる方でも２次被害を負わせるかもしれない。それほど職員の意識は低いということで、職員研修という場に講師として、来てくれるかと言われ、今１つだけ職員研修の場にＮＧＯが講師として話をするということができつつあります。ボトムアップですよね。これからもう少し連携というかやりやすくなるのではと思っております。研修の際シェルターネットに問い合わせいただいて詳しい人が講師になって行くということも大事なんじゃないでしょうか。

齋藤　北海道のＤＶ対策機関連絡会議と神奈川の婦人保護・生活保護関係職員業務打ち合わせ会という会議を持っているということでその中身を聞きたいと思うんですが。

北海道　住宅、生活保護、道警察、女性室等が参加して、会をもっています。全体会のみではなくケース会議も行い個別の対策にもあたっています。住宅については大切なのですが、まだ参加してくれません。

齋藤　神奈川で、神奈川県横浜市・川崎市で持っておられるんですね。ご紹介いただけますか。

参加者Ｋ　１９９２年に発足してから、共通理解をもつために１年に１回連絡会というのがあり、その場ではそれぞれ婦人相談員からこのようなケースで困ったとか、私たちからもこういうケースで困っているということを出して、話し合いが行われております。神奈川県警察もとても協力的で、お見えにはなりませんが理解はあるようです。医療券交付の件もわりと速やかにいただける

と思っております。

齋藤　各自治体でこういうネットワーク会議を持っておられるとか条例に、当事者の自立支援について触れられているという自治体もありましたらご意見下さい。アンケートでは東京都の女性行動計画ですとか、函館の男女共同参画プランですとか、さいたま市の条例で訴訟費用の貸し付けについて触れられているということで、いくつか他にも回答いただいています、それ以外でこういうプランが進みつつあるとかいうところありますか。大阪はどうですか。

上田　今日の要望書を作成するのに論議になったんですけど、配偶者暴力相談支援センターが相談とカウンセリング、センター業務の中に全部語られていたことが入っている。度々行政の人に、委託業務としてお金だけ出して行政はかかわらず、民間に任せる方が良いのか、と質問されるんです。この法律が動き出したとき、依頼されたら、お金がつくけどそれに伴うしんどさというものもあると思うんですね。ＮＧＯとしてやっていけるんだろうかというのがあると思うのですが、どうでしょうか。

参加者Ｇ　現実問題としてそのようなことを委託されても処理できないと思います。ほとんどがボランティアに頼っている状態ですよね。補助金が出てるにしても事務所の経費はだめとかの縛りがあり、本当に使いたい部分にお金が使えないという問題も出ていますので、今の時点で漠然としていて骨子が見えてこないとどっちがよいのか分からないです。

齋藤　今日は行政の保護課の人に来ていただいたりして、ふだん聞けないようなお話をしてもらったりして、それぞれの日頃の苦労や思いをワークショップで共有できたと思います。これから全体会に向けてのまとめをしていきます。まず一つは生活保護法の運用をきちんとしていただくということ。先程裁量権の話も出ていましたが、当事者の方がそこにいらっしゃる、という事実をわたしたちも含めサポートするものがどう受け止めて行くのか。そのかたが好きでそういう状況におかれたわけではない。これはＤＶの理解と一致すると思うんですが。ＤＶというのは彼女自身の問題でなく社会的な問題であるという理解をせずして法の運用はできない。とにかくその場にいるそのかたをどう援助するのかという原則に徹底的にかえらなければいけないと思いますし、行政の方もその原則に沿えば、決してシェルターのサポーターと対立することなく、同じ目的でサポートすることができる、と私たちは信じています。

法の運用の仕方と生活保護行政の在り方について国で統一の見解をもっていただきたい。ぜひともＤＶ防止法に照らして自治体が生活保護行政をどうするのかという指針を出していただきたい。

２つ目は生活保護行政の担当窓口の方の研修を徹底していただきたい。研修の講師や一緒に考える場に民間のＮＰＯ・ＮＧＯから出掛けて行くこともできるでしょうし、民間が主で講演会や研修会を開いたりするときは是非行政の方も巻き込んで、参加していただいて一緒に考えていく場を草の根でやってなければならないと思います

上からやれと言われたものが中身のあるものになるかどうかは分かりませんが、国や自治体の責任において徹底していただきたい。

本を見て勉強するより、顔の見える研修の方が有効でないかとも思いますが、それでも上から通知を出していただくということは良いと思います。トップダウンとボトムアップの両方のやり方で研修を徹底していただく、ということ。

最後に福祉というなかで女性をどういうふうに支援していくかということです。私たちから、つまりシェルターからの突き上げというのは今まで福祉の中ではなかったことなんですね。中にいる者が見えなかったことが外でシェルターの活動をされている方たちから生活保護にしても婦人保護にしても、これだけ意見を言われたり批判をされたことはこれまでなかったように思います。福祉自身も変わろうとしています。そういう現場の声を吸い上げて、社会福祉行政、社会福祉政策を変えていく必要があるんですね。生活保護法もそうですし、社会福祉のほかの法律ＤＶの支援をしていくうえで無縁ではない筈です。順調な法律の運用がされることを是非望みます。

ＤＶの視点に立って福祉行政を変えていくということで生活保護法の順調な運用を社会福祉の政策の中でも保障していくのだという文言を「ＤＶ防止法」に盛り込んでいただきたい。

長くなりましたが、この３つを分科会からのまとめとして全体会で取り上げたいと思います。

多くの女性とかかわって、その方々が困難な生活から新しい生活を選び取っていかれる場にいることの生き甲斐というのをシェルターの活動の中で日々感じています。それを是非生活保護の窓口の方にも一緒に共感していただきたい。ないところからあるものを組み合わせ、いろんな方のネットワークを作って一人の方を中心に、そのかたの

視点・希望に沿って支えていく活動って、実はとても楽しいことである筈です。自分自身の生き方も点検させられますしね。私たち自身も勇気づけられていく。支えられていく。生きよい社会を押し広げていく作業の一環だと確信しています。

皆さん、帰られたら大変な日常があるかも知れませんが、お互い顔の見える支援を、行政の方も生活保護担当窓口の方も巻き込んでやっていけたらと思います。ケンカするのは簡単であるけれども、一緒にどうしようと考えてきたことが、皆さんの日々の活動で確かなものとして積み上がってきていると思います。

私たちも元気づけられました。帰られたら是非今日のことをそれぞれの活動の中で活かしていただきたいと思います。

上田　先程の３つの提案に異議ございませんか。

参加者Ｌ　国に統一見解を出してもらうということは往々にして最低レベルで統一されてしまうということがありますので、その辺注意していかないと。最高レベルが最低になってしまったということがあるのです。

上田　当事者の叫びがここまで私たちを導いてくれた。より良い社会資源や基盤を提供できるようにやっていきたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

第６分科会

親の暴力に傷ついた子どものケア

発題者　富永明美（AWS 女性シェルター）
柴田久枝（AWS 女性シェルター）

はじめに

富永　AWS 女性シェルターの富永明美です。柴田久恵です。今日はこちらのワークショップへお越しいただいてありがとうございます。今日は私たちがずっと経験して工夫して、その中で効果があったことを、お伝えしたいと思います。

私たちはシェルターの子どもたちと出会う前に、それぞれ違う場所の児童養護施設で保育士として働いていました。児童養護施設のこと、皆さんご存じでしょうか。最近子どもの虐待について盛んに報道されていると思います。そういった虐待を受けたお子さんが家庭を離れて生活するところです。子どもに問題があるのではなくて、子どもを育てる環境に問題があって、そういうことで子どもが安心して養護されるという施設、児童養護施設で２人とも１０年以上仕事をしていたという経緯があります。

私たちが働いていた当時には虐待という概念が広く伝わっていませんでした。子どもたちは、「養育困難」子どもを育てるのに困難な状況があるので、ですから子どもが施設に来ますということで通常の子育てのトレーニングを受けて、仕事にあたってきました。ですから虐待についての専門的なトレーニングというのは当時受けてないんですね。二十歳から保育士として子どもたちと出会うわけですけど、付き合っていてすごく苦労する子どもたち、例えば熱心に、愛情ということで子どもたちに近づこうとすると、すごく拒否的になる子、または大人の気持ちを逆なでることばかりいう子、で、どうかするとこんなに怒らせる子は、かわいくないから放っておこう・・・という考えが起こってきたりして・・・。こんな子だから親が育てないのかしら・・・？って思ったりして。逆ですよね。虐待の結果そういうことが起きているわけですけど、その子と付き合っていると、気持ちがささくれちゃってささくれちゃって・・・。いったいどういうわけでこんなちっちゃい子がこんなに憎しみに満ちた目で人を見るのだろうとか、人の好意が受け止められなくなったんだろう、と、とても悩みました。そこで、アメリカの虐待の状況やそのケアのあり方について学ばれた先生の話を伺うとか、いろいろなところへ出かけていって勉強した結果、私たちは鮮烈に理解しました。「子どもたちが人間関係でトラブルが多いのは、虐待を受けていたからなのだ！」

虐待を受けたことによって、コミュニケーションにダメージを受けているんだということがわかれば、そのことについて適切なケアをもってあたらないと、そのこじれたつらさやしんどさは解消できないのです。そして、そのような傷つきを持っている子どもは、愛で近づくとすごく恐怖を感じるのです。だって虐待って愛があるところで受けているわけでしょ。だから愛と暴力がセットになっちゃってるんです。

私たちが安心して大丈夫なんだよ、君のことよく知りたいんだって近づくと、すごくそれは魅力的でその言葉を信用したいけれど、「まてまて。こうやって信用すると、またつらいことが起こるぞ！」って警笛がその子どもの中で鳴るのです。

愛情とセットになった暴力、これはぶたれることばかりではありません。目つきですとか態度ですとか、それから嘘。例えば、「怒ってないから言ってご覧なさい」「怒ってないから 」これよく言いますね、皆さんね、これ怒ってますか、怒ってませんか？怒ってますよね。言葉は怒ってませ

んが、声の調子や視線、態度は全部怒ってます。で、大人はね、こういう嘘をついちゃうんです。それも無意識に。

人間はコミュニケーションのうち、言語のコミュニケーションは全体の２割から４割しか採用しません。残りは非言語的コミュニケーション、語調とか、視線や態度や雰囲気から、判断しますので、当然このコミュニケーションのとき、子どもは「怒ってないから言いなさい」って言ったって、「怒ってるから言わない」って判断するんです。でもね、大人は「怒ってないから言いなさい」って言っているのに、子どもが言わないわけですから「この子は頑固だ」、「融通が利かない」、「人の話、信用しない」って言って更に怒るわけです。で、更に更に怒っている人に子どもは話しますか？話さないです。

そういうことに私たち気づかなくて、知らず知らずに子どもたちを傷つけたり、失敗してきました。で、反省しまして、これは私たちのやり方が悪かったんだ。効果的で、適切な、安心できる、そういう方法を使ったら子どもたちはとてもよく話してくれますし、理解も深まるし、子どもたち本来の力を活かして援助することができるのです。

女性もそうです。ドメスティック・バイオレンスも一番親密な人に愛と暴力をもらっちゃっているわけですよね。だから愛と暴力がセットになっているところを外さなくてはいけないんです。適応してるの、女性も子どもも。過剰適応、過剰に適応しちゃっているわけです。だって人間ってね、順応できるようにできてますね、人間だけですね、北極圏から赤道直下まで暮らせるのは。これはすごく適応できる工夫ができるからですよね。素晴らしい能力を持っているわけです。だけどそれを過剰に使っちゃっているわけです。生存するために私たちはあらゆる方法を使って、生きていくことを維持していくわけです。

ですから暴力が日常的に起こっていたら、子どもや女性はどう思うかといったら、「暴力は避けられない」ということが入ります。暴力がある環境の中でいかに生き延びていくかが鍵だということを一生懸命考えていくんです。たとえ、シェルターや安全な場所に移ったりして「暴力は起こりませんよ」と言われたとしても、彼女たちその子たちは暴力が起こることが避けられないというところでの適応能力を磨いてきていますので、それはもういらないんだと言っても、なかなか信用できないです。これがもうライフスタイルになっていますから。それならば、過剰適応したところをね、もうここはいらないんだよという修正を万全にしていかなければいけないんです。で、そのためにどういう段階を踏んでいったらいいのか、どういうふうに私たち、関わる側がどういうことに気をつけていったらいいのか、そういうことをお話ししたいと思います。

皆さん今日こちらにおいでいただいた動機としては、やはりご自分の中に、この子のことで困っているとか、このケースのことで困っているとか、このこと聞いて帰りたいというような、そういうお気持ちで参加されている方、何か質問したいとか、こういう事例について聞きたいという気持ちを持っていらっしゃる方、ちょっとサインを下さいますか？もし、そういう質疑応答の時間を多くとった方がよければ、配分を少し変えたいので教えて下さい。終わった後で２，３，確認の質疑ということでよろしいですか？では、時間をたっぷりとって、どういうことをしているか、また事例など交えてお話しさせていただきます。

私は、児童養護施設で働いた後、一回大学に行きまして、大学といっても普通の４年制大学です。それまでは保育の勉強しかしてなかったので、それで虐待について大学で少し学びました。学んだんですけども、日本の大学で教えてくれる虐待はあまり、まだ、今はもう少し教えてくれること多くなったと思いますけど、数年前の段階で、大学の先生に聞いたら、先生の方が知らなくって、変わって授業を受け持ったりして、こんなはずじゃなかったというとき、シェルターの活動をしてらっしゃる大学の先生が講師でおいでになっていて、で３１の時、今から６年ぐらい前、シェルターに関わるようになりました。今は、女性や子どものケアをすることと、あと主に電話相談、継続的に女性の電話相談にのったり、場合によってはお子さんの相談にのりますし、で、シェルターに入るまで、電話相談しますよね。シェルターを退去した後も電話相談でアドボケイションしています。

柴田　私はシェルターにお母さんたちといっしょに入居してきた子どもたちの保育を担当しています。今日、日常の中に保育をしながら子どもたちと過ごしてきた結果、子どもたちから教えていただいたこと、たくさんあるのでそういうことについてお話しします。あと、カウンセラーの仕事もしているので、子どもたちが遊びの中でいろんなことを表現してくれますよね、その時に、その場で安全であれば治療的なアプローチをして、そのことについていっしょに理解を深めたり、つらさを解消したりということをしていますので、そ

ういうことについてもお話ししたいと思います。

富永　２人でシェルターの活動を手伝いながら、個人でカウンセリングルームをしているということで、そういうことをバックボーンに持っている私たちに、２時間半おつきあいいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

レジメに沿ってまいります。まず、はじめにAWS の利用者で簡単な統計を取りました。子ども連れでシェルターを利用した女性の割合です。９８年度は全体の６６．７％がお子さん連れでした。９９年度は５８．８％でした。２０００年度は７割の女性がお子さん連れでシェルターを利用されました。

また、その時にお子さんが父親からの身体的な暴力の有無を取ったのが横の数字です。９８年度は５２．９％、９９年度は６４．７％、２０００年度は７３．３％。これは叩く父親が増えたのではなくて、虐待という問題が今、盛んにテレビなどで報道されてますよね、虐待ということの認知が上がったことによって身体的虐待をお母さん、女性がキャッチできる、つまり、これはしつけではなくて身体的な虐待なんだという捉え方が進んだと考える方が妥当かと思います。子どもが叩かれているからより深刻だというわけではありません。お母さんが暴力を受けている環境、そこで育つことそのものが虐待を受けていることと同じです。そのことを強調したいと思います。

なかには、子どもが起きているとき、子どもがいるときにはぶたない、殴らないという夫がいます。女性も自分が子どもの父親である夫から殴られていることを隠そうとします。隠そうとして夜殴られていて、子どもが寝たあと殴られていて、キズとかもお化粧で隠して、でもシェルターにやってきた時にですね、私は必ず子どもに聞くんです。「あなたはどうしてここに来たの？どういうふうに理解してるか、どういうふうに思ってる？どういうことでここに来たのかなあ」って言うと、暴力を見せないように隠してた女性のお子さんのケースでも、「お父さんがお母さんのことをぶったからでしょ」って、言うんです。そうすると横でその女性は愕然としちゃって「何で知ってるの」って。話したことも、見せたこともない。でも子どもは知ってるんです。ひとつ屋根の下で暴力があったら気配でわかるんです。

自分の子どもの頃を思い出して下さい。朝起きて、何となくお父さんとお母さん様子変だなというの、子どもは敏感にわかりますよね。何があったかわからないけどなんかおかしいぞって。ご飯よそって渡す手がなんて冷たいことかって。覚えがあるでしょ。

子どもはよく知っているんです。よく知っていて、そのことは言ってはいけないということも雰囲気からキャッチしています。だから私はこのこと知ってるよ、僕はこのこと知ってるよということを言うこともはばかられるということを雰囲気で察しています。すごく賢いですよ。ですから母親がそのことを話題にするのを望んでないと思ったら言わないんです。でもね、ここでは言っていいんだよ、聞きたいんだ、どういうことであなたはここに来たんだろうって言うと、子どもはちゃんと知っていることを教えてくれます。横でお母さんは、あんなに配慮して伝えないつもりだったのに、と言うけれども。昨日のナンシーさんの話にもありましたけど、家庭が安全というのは一番効率がいいんです。当たり前ですよね。家庭は自分がやってきたベースキャンプです。そこが安全だったら、人は持っている能力を最大限使って、生きていくことを楽しむんです。自分のパワーを世の中に還元していくことを楽しむわけです。ベースキャンプがいつも嵐が吹き荒れていて、いつご飯が食べれるか、いつ水が来るかわからないとなったら、人はとてもじゃないが自分の生存も楽しめないし、他の人に配慮するパワーなんか残ってないんです。ところが、学校に行ったら『協調性』と言いますよね、協調性なんか危機にさらされていたらとても力が残ってないです。ですからまずはベースキャンプのところ、そこが家庭ではうまく保障できなかったら、自治体や社会がどうアセスメントしたらいいか、どのように接したらいいかということをお話ししていきたいと思います。

虐待を直接受けた子と、暴力を見た子とその子どものダメージは全然差がないんです。アメリカはそういう調査たくさんしています。日本では調査にお金をかけていないのでこれからだと思いますけれど。直接ぶたれた子と、暴力がお家の中にあることで子どもの反応、子どものダメージは差がありません。ですから暴力の環境にいるということは暴力を受けているのと同じです。言葉の暴力でも同じですし、無視、ネグレクト、返事しない、親がいない、親に変わる養育者がいない中で子どもが育っている、夜寝ている間に、子どもが昼寝している間にパチンコに行っちゃう、飲みに行っちゃう、これもネグレクトです。虐待です。アメリカでやったら親は警察につかまります。なぜならそういうことが子どもにとってすごく深刻なダメージを与えるからです。

一回ダメージを受けるとこれをケアして、治療

して、そうではないと修正するのに、だいたい３倍ないしは１０倍の時間がかかると思って下さい。ですから「怒ってないから、言いなさい」という言い方を、これ熱心にお母さんやるんだよね。子どものためを思って。でも、そのメッセージをやっていたらば子どもが本当のこと話す、自分のこと相談する、ということを阻害しているということです。これは虐待といったら随分ですよね。随分なんだけれどもコミュニケーションがストレートでないという意味では子どもにとってはすごく混乱して、大変なことなんです。言っていることとやっていることが違うでしょ。

繰り返しになりますが、人とコミュニケーションするときにどこを信じると言ったら言葉は２割です。８割は態度とか雰囲気とかそういうので読みます。だから、私たちがコミュニケーションするときには態度と言葉と一致して、ストレートでいかないと効果的に伝わりません。「あんなにいつも言ってるのに何でわからないの」と言ってるのは、２割より８割の情報を読ませているからです。伝わらないのには原因があります。でも、つい、子どもの側に原因があるように感じちゃうんですよ。効果的にコミュニケーションするには、相手に伝わる方法をとることが大前提です。子どもの理解というものを学びながら、２番に移りたいと思います。

AWSにおける子どものケアの流れ

①電話相談

富永　電話相談はほとんど女性からかかってきます。この時に、子どもがいるから簡単には別れられないという訴えはとても多いです。私と夫の問題で子どもを一生父親のいない子どもにさせちゃうのは間違っているのではないか、という悩みや、経済的にどうしたらいいのか、子どもにどう話していったらいいのか、ということで悩まれる女性がとても多いです。まずは、そういう気持ちが起こって当たり前ですし、寄り添っていくことからお話を進めます。

私がこれからお話しするのは、施設にいる時、子どもに教えられたことです。その子は離婚した家庭の子どもで施設で生活していたわけですけど、その子がしみじみ言っていたのは、「お父さんとお母さんが別れたのは辛かった。だって僕はお父さんとお母さんから生まれてきたから。その２人が離ればなれになるのは、自分がバラバラになっちゃう気がしてほんとに辛かった。」っていうことです。

この言葉はすごく子どもの心情を表現してますよね。お父さんとお母さんは喧嘩ばかりしているし、やり合ってばっかりいるから、きっとこのままではうまくいかない、たぶん、いっしょに生きていくことはできない・・・ということは、子どもにもよくわかっているんです。その喧嘩の中に自分が生活しているということは、すごく辛いっていうこと身にしみています。

また、お母さんに「お前がいるから別れられない」と言われるのは、嘘だっていうこともよくわかっています。自分の問題を、僕のせいにして欲しくないって。そういうふうに言う子どもは多いのです。

お父さんとお母さんが一緒に暮らすことは無理なんだとわかっている一方で、子どもはお父さんの要素、お母さんの要素が集まってできているわけですから、この２人がいっしょにいられないということは自分自身が引き裂かれてしまう、バラバラになってしまう、その不安がとてもしんどいというのももうひとつの現実です。

だけどお父さんやお母さんはせっぱ詰まった状態で自分たちがどう生きていくかということを考えている時に、子どもが引き裂かれる思いでいる・・何て、ちょっと思い至らないんですね。自分のことで必死です。だからどうするかといえば、「あなたはどっちについて行くの？お父さん？お母さん？」って聞いたりして。そう言われちゃうと子どもはもっとパニックになってしまい、「お父さん！」と言うんです。するとお母さんはすごく傷ついちゃって「何なのよ！」って言いながらも、思いとどまって家からでません。特に上の子はそれをやります。それは自分の本心を言っているんではないのです。本心はそんなこと聞かないでほしい。両方仲良くやってほしいのです。でも、もちろんそれが難しいのはわかるので、「お父さん」と言っておけば、お母さんはとりあえず迷って、残るでしょ、留まるでしょ。だからそう言うだけなのです。

ところが女性の方は「えっ、こんなに私、必死になって守っているのにこの子はお父さんといった」ということですごく傷ついちゃって、子どもについてネガティブな気持ちを持ってしまったりします。

違うんです。子どもは自分にできる最善のことをして、まがりなりにも家族というものをつなぎ止めようと思って、それで知恵を絞ってそういう反応をしているんです。それを理解しないと、女性は「あのときお前がお父さんと言ったから、私

は離れられなかった」という恨みになってしまうのです。そういう誤解を解いていくということがＤＶに関わるとき、とても大事です。このようなやりとりは１００％近いくらい起こっていますので、電話相談の中でも、子どもにはどのように話したらよいか、アセスメントします。

また、子どもが何を言っているのか、女性は何を言っているのか、その言い方だとあなたの意図は伝わるのかしらということを確認しながら、あいまいな理解を適切な理解に深める必要があります。

ちゃんと具体的に言っていないのに「わかっているはず」という方が多いんです。これ日本の文化です、日本は察する文化でしょ。お客さんが来たら、ちょうどいい頃合いでお茶を出すとかね。熱いときには冷たいもの、寒いときには温かいもの、相手の要求から出すというのではなく、言ってないけど出すというのが好ましい。「察する文化」で私たちは生きているので、大事なことをたいてい口で確認していないです。聞いていないです、相手に・・・。勝手に決めてるのね。

ちょっと話が飛びますけれど、受験生がいるとしてお母さんが夜食を用意するのはいいんだけれど、夜食に何食べたいか聞いている人、すごく少ないです。察して、鍋焼きうどんとか、今日の晩御飯から考えてサンドイッチとかね、察してやっているわけです。だけど、自分の勉強の進行状況について聞かれず、何食べたいか食べたくないかも聞かれず、勝手に選んだ夜食を運んでこられて、挙げ句の果てに、「頑張ってる？」とまで聞かれる・・・。頑張ってるに決まってるでしょ。これって善意でやっていますが、最高に腹立つと思いませんか？母親はいっしょになって、１２時、１時まで起きていて、夜食まで作って甲斐甲斐しくしているのに、子ども感謝してるかと言ったら、全然感謝してないことが多いです。むしろ腹たてています。

何でこんなちぐはぐなことが起こってるかっていったら、「察する文化」でケアしてるからなんです。すごい無駄ですよね。子どもにしてみれば一生懸命勉強しているのに、邪魔されてしまう、せっかく作ってくれるならリクエストを聞いてほしい・・・。そういうことお構いなしに乗り込んできて、「頑張ってる？」なんて。それこそ切れちゃいますよ。そういう時に暴力的なことが起こったりするんですよ。

ですから子どもの話は良く聞く必要があります。「自分はこう思っているけど、あなたはどう思ってる？」「あなたはどうしたい？」というふうに聞かないと、大事なことを決めていけないのです。特にシェルターにはいるなんてすごく大事な決断ですので、基本的にはオープンに話すということが大切です。ただし、子どもは母親を思いとどまらせようと思ったり、女性にだけ暴力があって子どもは父親の問題行動に困っていないときや、父親と連合しているときには、情報を子どもに漏らすことで女性は危機にさらされますので、電話でその点を確認して、その方にあった準備をしていただきます。

子どもに事情とこれからの計画を話すこと・・・、自分が生存の危機にさらされている女性に適切にできるかといったら、それはすごく酷な要求になってしまいます。その上、子どもは必死になって、お父さんとお母さんをつなぎ止めようと思いますので、女性が決意を固め出すと、よけいにつなぎ止めるという言動がみられて、女性が混乱してしまう・・・ということもよくあります。

決心がつかないまま、生存の危機の中に止まってしまって、大きな事故につながってしまうということがありますので、電話相談の中で情報を着実にとらえ、丁寧に援助することが大切だと痛感しています。

ですから、緊急事態の時や、女性が今こそ出るときだ！と腰が上がったときには、「いいから連れておいで、あなたが決心しているのなら」と言います。そのかわり、来たときにちゃんと子どもの意見も聞くし、状況や事情の説明もします。そしてお母さんと、私たちスタッフもいっしょに謝るんです。「あなたにきちっと事情を説明できなくてごめんなさい」って。

子どもにとっては大変なことが起こるんです。シェルターに来るということは、今まで通っていた学校に行けない、今まで遊んでいた公園で遊べない、今まで遊んでた友達とも遊べない、もしかしたらゲームソフト借りっぱなしかもしれない、返せない、図書館で本を借りてたかもしれない、返せない、図書館で借りてた本は返さなければいけないと先生に言われているでしょ、子どもにとって約束は大事です。「あのゲームソフト返さなくて、僕苛められたらどうしよう」「また、明日遊ぼうって言ったのに・・・」

普通に日常を送っていた友達と２度と会えなくなるのです。そんな大変なことが起こったのに、ちゃんとしたお別れが一切できないでやって来るんです。ですから、子どもは傷つくし、腹が立つんです。それは当たり前のことです。そういうことをおいでになったときにインテーク面接でケアします。このままインテーク面接に移ります。

②入所の時の子どもとのインテーク

＊子どもの観察

子どもとのインテークでは、まず、子どもをよく観察します。どういうことを観察するかというと、お母さんが今までの暴力や経過について話しますよね。その時に子どもはどういう態度や言動がみられるかを観察します。子どもによっては、全く反応を示しません。また、「おばちゃん、遊ぼう」と言って、そのことを聞きたくないという反応をする子もいます。お母さんが暴力について語ろうとすると、「アーッ」とか「おしっこ行きたい」とか「お水が飲みたい」とか言って、邪魔をする子もいます。それから、大人の話に割り込んで、自分の方に注目を集めようとする子もいます。子どもによって反応が違うのでそれを観察します。

それによって何がわかるかというと、「ワー」と言って騒ぐ場合は、暴力の話はしてはいけないんだという暗黙のルールがこの家にはあったということです。お母さんは暴力について語っているわけだから、そのタブーを侵している、そうすると子どもにとってはやってはいけないことをやっているわけだから、騒いで避けようとする。そのことをキャッチして、そのことをオープンにして子どもに伝えていかないと、その妨害はずっと続きますので、「ねえ、お母さんがお父さんにぶたれていたお話しすると、どんな気持ちになるの？」と聞く必要があります。「だって、それは言っちゃいけないことなんだよ」とか、「すごく困る」とか、子どもは言います。言っちゃいけないというルールがしみ込んでいるわけですね。その場合には「もうここではね、誰もぶつ人はいないんだよ」って教えてあげる必要があるのです。「誰もあなたのことぶっちゃいけないし、あなたも人のことをぶったり、攻撃したりする必要はないんだよ」って。「それなのに、あなたのお母さんはぶたれたり、ひどいこと言われてつらい思いをしたでしょう？だからお母さんに何が起きたのか、お話聞きたいの」って。「このことお話ししてもいいかしら？」って。「ここで話して、お父さんがやってきてぶつということはないんだよ、ここでは話しても安全なんだよ。今まであなたの中には、言いたくていえないこといっぱいあったかな？」というふうに話すと、子どもは自分の経験について驚くほどよく話してくれます。

子どもの安全感を確保しないと大変なことになります。これすごく巧妙にやるんです、巧妙というとなんかずるいような言い方になりますけど、例えば、おトイレに行きたいだとか、水飲みたいだとか、こういうことがあったとか、お兄ちゃんが引っ張ったんだとか、話が途切れ途切れになって全く進みません。子どもが暴力の話になると、そういう傾向が起こっているということが読みとれないんですけど、あれあれ、この話になるとこういう邪魔が入るなとか、お父さんの話になるとこういうことが起こるなとかね、いろいろな理解のきっかけを教えてくれますので、まずは、そういうところを観察して下さい。

予測がたてられたら決めつけないで、子どもに確認して下さい。「このこと話すと、あなたの中で何が起こるの」って。「さっきもこれがあったよね、いったい何が起こっているんだろうね」って。このことを話さないと、一番大事なこと話さないと、「お母さんは大事なお話ししてるから、おばちゃんが遊んどこうね」って言ってもね、不安な子どもには気休めにはなるかもしれませんが、皆さんはどうです？こんな一大事のとき、遊べますか？

まず、最初に大切なのは観察です。次に子どもが暴力をどういうふうに理解してるかということを観察しながら確かめていきます。特に男の子の場合、小さいうちにウルトラマンとか、何とかレンジャーとか、ライダーとか、好きですよね。ウルトラマンは無口ですけど、他のスーパーヒーローはしゃべりますよね。その時に何と言って悪人退治しますか？「お前、悪いやつだから」と言って、光線出すなり、倒したり、キックしたりしてますよね。これって何かに似ていませんか？

子どもは具体的に思考します。自分の家庭の中でお父さんは「俺は自分のストレスを自分で解消することができないから、その腹いせにお前を殴るのだ」といって殴りますか？殴りませんね。「飯がまずい」とか、「何だ、その目つきは」とか、「部屋が汚い」とか、ともかくそれなりの理由を付けて、暴力が振るわれているんです。

そうすると、子どもにしてみれば同じことが起こっているわけです。何か悪いことがあって、だからお母さんは退治されているんだと。テレビの世界では、暴力での解決が許されてますよね。加えて、男の子は、お父さんと男同士だから、モデルにしますよね。大切なお父さんが理不尽な弱いものいじめをしているということを受け入れるのは、子どもにとって非常につらいし、すごく難しいことなんです。だから、スーパーヒーローと同じなんだと理解する方がよっぽど簡単だし、楽だし、妥当ですよね。

この違いを理解せよとするのはかなり困難で

す。悪を吟味するということですよね。吟味するには、子どもは自分の経験上知り得たことを材料に使います。子どもはどういうふうに叱られることが多いですか？「散らかしてないで片づけなさい！」「言うこと聞かないからぶつわよ」何らかの理由があるときに、叱られたり、ぶたれたり、無視されたりしているのです。お母さんや怪獣に起こっていることが自分にも当てはまりますよね。ですから、暴力の環境の中で子どもが育っていると、暴力は失敗したときには避けられない、仕方がない、という価値観がしっかりと根付いているわけです。これは丁寧に修正されない限り、一生持ち続けます。

これは、私たちにも当てはまります。言って聞かなきゃ、ぶって聞かせる・・・って。私の例だと、口が達者で逃げ足が速かったので、何かあると母親に箒の柄の方で叩かれていたんです。立派な虐待ですよね、身体的虐待。トレーニングを受けた今の私はそう思います。でも、一方で私は、心のどこかで悪いことしたら、棒きれでちょっとやるぐらいは虐待じゃないという、容認してしまう自分がいるわけです。だって自分がされてたから。でもね、だめです。子どもをぶってしつけるのは適切ではありません。

ここで皆さんに質問があります。小さいとき、一回もぶたれないで育てられた方いらっしゃいますか？いらっしゃいませんね。ですから私たちの中にも、人に何かを学ぶとき、人が何かを習っていくとき、成長していくときに、一回もぶたれる必要はないということを芯から受け入れることはすごく難しいことなんです。ＤＶの被害、子どもの虐待の被害を受けている子どもは、暴力に関する誤った価値観が入ってます。そして、それをケアしよう、援助しようという私たちにも誤った価値観が入り込んでいます。まずは自分自身のそれを修正していく必要があるのです。

修正はどのようにするかですが、例えば、子どもといっしょにテレビやビデオを見ながら、「この人は、人とうまくやっていけなかったのよね、どういうわけでうまくいかなかったのだろうね。他の方法を教えてもらっていたら何が起こっていたかしら？」といっしょに考えてみたり、「どういう方法をとったらこの怪獣は人と仲良くなれたんだろう」と、子どもといっしょに考える必要があるのです。

もし、その怪獣が地球を征服するために来たんだとしたら、征服したら抵抗に会うのは当たり前ですよね。そうするとどういう方法がいいのか。征服をもくろむにはたいてい理由があるんですよね。怪獣は自分の星がだめになっちゃったから地球に住もうとしているとかね。だとしたら、いっしょに住むためにはどうしたらいいかとか、別の星、もっと自分に合っている星を探すとかね。で、問題の解決方法をいっしょに考えるのです。

でも、ウルトラマンが暴力で退治してたら、この怪獣、学びますか？学びませんよね。また、違う星に行って、侵略するでしょ。ひどい場合は死んでます。これ、辛いですよね。だから、ホントにこれでいいのかな？本当にこれで大丈夫？いっしょに確認しながら、問題解決の方法を模索していくのです。いろんな場面を考えるチャンスにしていくのです。上手くやっていけなかったら、光線で最後は死んでしまうというのを毎日見てて、学校でいじめにあっててご覧なさい。上手くやっていけない方が悪いから、スーパーヒーローが来て死んでしまうという世界観が学習されてしまう可能性が大きいです。いじめを受けたら自己イメージが壊滅的に損なわれてしまいます。子どもがテレビ見ている時、ウルトラマンではなくて、怪獣に自分を重ねていることもあるんですよ、子どもによっては。暴力の被害を受けている子どもは特にね。

こういった番組では失敗した犯人が更正するチャンスが全然見られないでしょ。子どものテレビって勧善懲悪ですよね。アンパンマンなんかだと、割と更正のチャンスがあったりしますけど。年齢が高くなればなるほどアンパンマンでは満足しなくなりますから、そうすると、失敗してダメージを受けたときのモデルが全然ないんです。大人はテレビを子守に使いますが、その間に子どもにいろいろなことが刷り込まれてしまっています。だからいっしょにいて「これでウルトラマンが仲良くしようとしている意図が伝わっただろうか、この方法で」って。キックや光線では伝わりませんよね。「どうやったら伝わるんだろうか、どうやったら解決できるんだろうか」ということを子どもといっしょに考えていく必要があります。

ですから、子どもがどういうふうに暴力を理解しているかを知ることはとても重要なのです。すごくいいものとしてキャッチして、自分もああいうふうになりたいと思っている場合もあります。暴力は避けられない、悪いことしたら暴力を受けるのは当たり前だ、これは女の子にすごく多いです。あと、女性、女の子の場合は、そういう強い人は偉い！理想的な男性像だとか・・・。なんとか５人レンジャーとか、だいたい１人はおデブで食いしん坊な男の人がいて、あまりかっこよくなかったり、リーダーっぽい人はすごくかっこよかったり、１人はニヒルで感情表現しなかったり、それがまたいい、なんてありますね。でも、それ、

ちょっとまたステレオタイプな男性の見方ですよね。で、私たちも男性の好みが何とかレンジャーの４タイプに分類されて、学習されたりしているわけです。ひょうきん、リーダー、ニヒル、平凡などという感じで・・・。だからそういうところも修正していかなければいけない。大事なことだと思います。

＊受容のプロセス

次に、受容のプロセスということを話したいと思います。

これはキューブラロスターというお医者さん、癌の末期医療をしている方ですが、患者さんの癌を受け入れるときのプロセスとか、肉親が亡くなってしまったとか、そういう受け入れがたいことが起こったときの心理状況のプロセスについてお話しします。

子どもがお父さんの暴力によってシェルターに来ることが余儀なくされた場合、まず、否認、「冗談じゃない、夢であって欲しい」という否認が起こります。

次に「僕だけ何でなんだ」、という怒り、「どうして僕はここにいなきゃならないんだ」「どうして友達と会えなくなってしまうんだ」「どうしてお母さん、そのことを教えてくれなかったんだ」という怒りです。

次に取引、ディスカウントです。３割、４割当たり前、どういうことかというと、「いい子にしてるからお家に帰りたい」「もう２度と遅刻しないから、学校に帰りたい」という、ディスカウントが始まります。でもディスカウントしても状況は変わりません。そうすると何が起こるかというと、ここで嘆きに入ります。ただ嘆きをちゃんと嘆かせない文化が私たちにあります。よく、韓国の方とかがニュースの映像などで泣いてらっしゃるシーンがありますね。あれ見ると「まあ、何であんなに泣くかな」って思う心理ありませんか。人前で号泣しているというのを、なんか羨ましいような、みっともないような、そういう気持ちです。日本には、感情表現をすることがみっともないという文化があるから、気まずいような思いが感じられるわけです。

雨が降っても、槍が降っても落ち着いている、鷹揚である、武士は食わねど高楊枝、そういう文化があるんですね。そしてそれが結構、かっこいいという文化が私たちにあります。でも、悲しいことが起こったときに悲しまなかったら、人はダメなんです。具合悪くなっちゃうんです。あとで、気持ちを汲むというところで詳しく説明しますけれども、何かショックなことがあったら、その気持ちを表現すると、私たちは解放されるのです。でもそれを抑え込んでしまうとどうなるかというと、溜めることはある程度できるんですよ。耐える、耐える、そうするとどうなるかというと、自分の器はもう、抑え込んでいた感情でばんばんになっちゃうんです。ばんばんになってしまうと、もうこれ以上入らない状態になりますから、今まで溜めてきた分、圧がかかっていますから、パーンと破裂します。　最近、１７歳ぐらいになるとすごい事件を起こす子いますよね。みんな、いい子だったと言ってますよね。問題のある子じゃなくて、わりあいいい子だった、と。いい子というのは結局、「宿題あるの、やだな」「あの先生の教え方、むかつく」「今日、友達にこんなことされちゃった、腹立つな」とかいうのを出さないで溜めてるわけです、１７年間。だから外目にはいい子です。で、溜めて、溜めて、溜めて、もはやこれまでっていったときに、例えば、一生懸命勉強してたのに、先生がたった一言、「頑張れよ」。「この上、まだ頑張れと言うのか！」ということで、バーンと弾けてしまうわけです。

その時にはもう、ナイフで刺しちゃうとか、人を襲っちゃうとか、人をめちゃくちゃに殴らないといられないとか、そういうことが起こるんです。で、これは何かというと、感情を溜めると動きで出てきちゃうんです、行動に。

コミュニケーションのいろんなレベルがあるんですけれども、気持ちを溜めると動きに出てきます。この場合、動きは２種類あります。外の動きと内の動き。外の動きというのは暴力です。「もう、やってられるか」と暴力になってしまう。内の動きというのはからだの中側の動きです。何かというと病気です。胃が痛くなる、お腹が痛くなる、学校に行きたくないときにお腹が痛くなるというのは、ほんとうに痛くなるんですよね。行かなくて済むとなるとケロッと直ってしまうから、端で見てる人は嘘つきだと言うんですが、嘘じゃないんです。そうすると、嘘つきだと言われちゃうから、言うということが子どもは怖くなっちゃうでしょ。だから、本当は学校に行きたくないのというのが本当の気持ちなんだけれど、自分がそれを言うことが怖くなっちゃうから、更に体で言ったり、手で言ったり、お腹が言ったりということになる。

だから何か子どもが、暴力が起こってる、ひきこもりだとか病気だとか、何か起こってる、そういう時には、これは何を言っているのか、どんな気持ちを溜めているんだろうか、というふうに大

人側が理解してお話しすると、割と、問題の核心にいけます。でも、わりと遅刻しちゃいけない、学校には行かなきゃいけない、という対症療法的にアプローチしていることが多く、その行為は何を言っているの？どういうことわかって欲しいの？という、その行動の裏側にある気持ちを聞かないと問題は解決していきません。

嘆きの段階の時に嘆かないと、鬱になります。「悲しいよね」ということを表現しなかったら、抑鬱の段階に入ってしまう。で、その後、『受容』、「しょうがない」って、「ここにいるのは避けられない。シェルターにいるしかないかな、今は」って。

ただ、このプロセスは人によって随分違うんです。怒りのまんま留まっている場合もあります。特に気持ちを溜めてたりすると、特に怒りの感情がたっぷり溜まっていると、「今までこんなに腹立つこと溜まっているのに、更にシェルターなんて変なとこに来ちゃった」としたら、もう怒りがディスカウントまで行かないとか、また怒りに戻ってしまうということがあって、スーッと１週間ぐらいでこうなりますよ、というわけではありません。その子やその女性の背景、今まで溜まってきたもののプロセスによって違います。だけど、こういう受容のプロセスがあるということを理解して下さい。

だから怒りの段階や、怒りが溜まっているときには、もうほんのちょっとしたことが、お醤油差しのお醤油が液だれするということでさえきっかけとなって、すごく腹が立つということになります。鬱の時には、すごく鬱になりますから、心配になります。どうしたらいいかといったら、「何が起こっているの？」と、鬱という気持ちの裏側を聞いてあげることが大事です。ただ、それをまた、ひっぺがすように出すのはしてはいけないことですけど。気持ちを言ってもいいんだよ、気持ちを言うと安心するんだよ、ということを関わる側が十分理解していくことが大事です。文化が言ってはいけない文化で、子どもはその文化に染まっている期間が短いので、どっちみち言った方が気持ちがいいから、それがOKなんですけど、大人の場合は、その文化で２０年、３０年、５０年やってきたら、この文化やめましょうよ、と言っても、なかなかぬぐい去れるものではないんです。だからそれをあわてずに、体験していって「ああ、こっちの方が心地いいな」というプロセスが味わえるよう、考えて接して下さい。

＊子どもとのインテーク面接の原則

子どもの発達や理解に添う。子どもが何歳でどういう理解をしているか。そういう発達や理解に添ってお話をします。子どもの話をよく聞きます。子どもがどういうことでここに来たのか、どう考えているのか、今ここに来てどんな気持ちなのか、子どもから見てお父さんのことをどう思うか、とか。そういうふうに子どもの話をよく聞きます。そして気持ちをよく聞きます。そして気持ちを汲みます。お父さんとも、しばらく会えないということも起こるのだけど、どんな気持ち？そうだよね、辛いよね、寂しいよね。その子その子で全部違いますから、あと、気持ちはひとつじゃないんですよね。どんなにひどい暴力を受けて、今は離れてちょっと清々してたとしても、でもやっぱり寂しいとか、ずっと会えないと思うとやっぱり会いたいなとか、複雑なので、そういうのをひとつひとつ、「そういう気持ちもあるんだよね、こういう気持ちもあるんだよね」というのを整理して下さい。その時に大事なのは、パーソナル・パイということで教えてあげるといいと思います。

子どもから見てるお父さんの例で説明します。お父さんの中に、キャッチボールしてくれる、遊んでくれるお父さんの部分と、だっこしてくれている部分、いい部分があります。だけど、お母さんのことをひどく怒っちゃって、暴力を振るってしまう部分、お仕事をちゃんとしない部分、ありますね。いろんなお父さんの側面がありますよね。これ、子どもに聞きながら描いていくんです。で、君が、あなたがお父さんのこの部分、すごく好きだったんだよねって。今もすごく好きだよねって。これすごく大事なことですよね。あなたと遊んでくれたのね、電車のこととか教えてくれたのね、機嫌がいいときにはとても楽しかったんだよね、って。これが大事なこの人のいい部分なんです。その子にとってとっても大事な部分。お父さん全部ダメだったんじゃないんです。

お父さん、何がだめだったかといったら、ぶっちゃうこと、お酒飲んじゃうところ、働かないところ、自分のストレスを人のせいにしちゃうところ、ここは残念ながら、お父さんダメだったの。ね、だからあなたはお父さんのよい側面は、ずっと好きでいいんだよ、って。これは当たり前なんだよって。だから、お父さんのこの行為が改善されないから、ずっと会えないということは、子どもにとってすごく理不尽なことが起こってますよね。だからあなたが腹立つの無理ないよって。ずっとここで、会えないって言われたらこれ辛いよ

ねって。だけど、今、お父さんの不適切な側面の部分の行動が改善されてないとね、あなたもお母さんも安心して暮らすことできないです。だから今はちょっと離れてなきゃいけないのって。そういうのを教えてあげることがすごく大事です。

暴力を受けている子は自己イメージが悪いです。だから、その子の中にここで、お母さんのこと心配してるやさしい部分あるよね、妹たちのこと心配しているこういうやさしい気持ちもあるよねって。今頃、お父さんどうしてるだろうって心配する気持ちもあるよねって。学校で授業をちゃんと聞けない部分もあるよねって。で、分割していって。全部だめなんじゃないでしょ。先生は宿題してこない、ここダメだって言ってるんだよ、あなた全部ダメだって言ってるんじゃないんだよって。でも子どもは「何やってんの、宿題もちゃんとしてないで、先生の話聞いてるのか」って言われちゃうと、「あー、自分はダメだ」と思う。「だってお父さんもダメだったんだもの、お父さんの子だもん、俺」。よく、「お前は本当に似てるね」とか言われてますよね、子どもは。そうすると「あ、ダメだ」というところも受け入れちゃう。そういうことが起こります。

だから、こういうパーソナル・パイ、人間はいろんな側面があるんだよって教えることが大切です。お母さんと生活してたら、お母さんも悪いとこありますよね、子どもにとって。いっしょに生活してると。だからお母さんもかっとなるところと、あなたのことすごく心配しているやさしい部分があるよねって。これからの生活心配になっちゃって、お金のこと考えると暗くなっちゃうお母さんの部分もあるよね、っていうふうに、人間っていろいろあっていいんだよ、いろんな側面あっていいんだよ、いいとこだけじゃないんだよ、悪いとこもいっぱいあるんだよって。だけど全部まとめてその人なんだよ、何かうまくいってないところがあったら、それは別の方法試して解決できるかなということを考えればいいわけで、これがあるからその人ダメだというわけではないんですっていうことを教えてあげることが、初期の段階ですごく大事なことだと思います。

次に子どもには事実を話します、できるだけ。嘘をついてはいけません。嘘で傷ついていますので事実を話して下さい。それから時間、メドを話して下さい。シェルターの入所の時の話ですけど、私たちよくやってしまうのが、「しばらくの間、ここにいるのよ」とか「ちょっとの間、ここにいるのよ」って。よく言ってしまいますね。ちょっとってどれぐらいですか？ちょっとってどれぐらいかわかりませんよね、長くなる場合もありますね。子どもの時間感覚は大人の時間感覚より、ずっと短いです。３０分のアニメ番組がありますよね、あれが相当長いと思いますから、子どもにとっては。ちょっとといったら１分位です。だから「ちょっとの間、ここにいるのよ」といったら、もう、すぐどこかへいくような気持ちです。だけど、「ああ、おかしい。ちょっとって言ったのにまだ僕はここにいる」「まだ私はここにいる」で、ちょっとしか居ないのに、いろんなこと、これからのこと相談したりしますでしょ。子どもにとってはこれはすごく分かりにくいことなんです。だって、ここにはちょっとしか居ないのに、そんな大事なこと、ここで決めていいの？ということになりますよね。だから私たちが使っている日常何気ない言葉が、子どもにとってはすごく混乱する。ちょっととか、しばらくとか曖昧ですね。これも日本文化のまずいところですね。「よろしくお願いします」と言われて、何お願いされたのか分からないのに「こちらこそよろしくお願いします」とか言ってますね。全然よろしくお願いされたくないと考えていることありますよね。「今度、引っ越してきました。よろしくお願いします」って言われると「あ、何かあったら教えてあげようかな」という気持ちで「いえ、こちらこそ、よろしく」って言っていたんだけど、その人の「よろしくお願いします」というのは、何か手続きするときにいっしょに行ってもらうことだったり、スーパーの安い時にいっしょに買い物に行ってもらうことだったり、近所の情報を全部共有することだったりしますよね。全然違うことどうしで「よろしくお願いします」と契約している、まるで契約したような、「あの人はいいって言ってくれたの」みたいな誤解が進んでることあります。日常の中でもたくさんありますよね。特にシェルターなどのインテークの時に曖昧さ、言葉のファジーさが命取りになります。

具体的に、「今はどれぐらいいるか分からない、だけどたぶん、１週間はとりあえず居ることは確実だと思うんだ」って。で、「もしもうちょっと長くなったり、短くなりそうだったら、その時にすぐお話しするね」というふうに、子どもにわかりやすいように時間を言います。その上でルールを話します。例えば、ここからはお父さんに電話はできない、この居所を教えることできないの、どうしてかというと、みんなのためにここが安全だということ、安全だということを確保するために内緒なんだ。だから、「あなたがあのお父さんのいい部分に会いたいな、という気持ちは持ってても OK なんだよ、だけど、連絡することはできないの」

それからシェルターの近所で、お友達と公園で遊ぶようになったりしますよね、子どもですからね。その時にも「うちのお家に遊びに来る約束できないの。それからここのシェルターの中にどういう人が来てるかということも言うことできないの。安全を守るためにとっても大事なことなの」ということを話す。これ、すごく大事なことになります。

その時にですね、ケアの限界と社会の限界を話して、私は社会の大人として、一員として子どもに謝ります。本当は暴力を振るう人が出ていけばいいんです。「だけど、今社会が育ってないから、危害に遭っている人が出てくるしかないの。これはあなたが悪いんじゃないの、お母さんが悪いんじゃないの、社会が育ってないの。今、私たちができることは、ここに来てルールを守ってくれたらば、安全に生活するということを、おばちゃんたち手伝ってあげることできるの、それしかできないの、だからあなたが前に行っていた学校に行きたい、前のお友達に会いたい、おじいちゃんおばあちゃんに会いたい、それしばらくできないの。これはあなたが悪いんじゃなくて、社会がまだ育ってないから起こっていることなの、だから本当にごめんなさい」って言います。大人としてね。私は謝ります。「本当にごめんね」って。「でも、この内容で協力してくれるかな」って。話すと子どもはたいがい「じゃあ、分かった、いいよ」とか「うん、それだったらいいよ」とルールの受け入れを了解してくれます。

もちろん、今度ＤＶ防止法ができましたのでね、どんどん使いやすくしていって、暴力、問題を持っている人が出て、いっしょにやっていけるように治療されるなり、何なりというふうになれば一番いいと思うんですが、そこまでまだ少し間がありますから、社会の一員として、守れなかった、そのことを謝罪していって、だけど限られた条件だけど、その中で工夫してやっていこうと教えることは、子どもにとって大きな支援になります。

③入所中の子どものケア

柴田　入所中の子どものケアについてお話しさせていただきます。今までの話の中で子どもたちがシェルターに来たら、ここでは暴力はないと、安心して過ごせるんだ、自分の気持ちを出していいところなんだよ、ということをインテークで教えてもらいますよね。そうするとそれが本当にそうなのかどうか、そういうことを子どもたちはすごく心配して、関わってくる大人たちに本当かどうかということを試します。これは虐待された子どもたちと同じですよね。挑発してきますでしょ。本当にこの人ぶたないって言っているけど、どんなに怒らせても本当にぶたないのかなって。

私はこれを何回も体験してきました。そのたびにすごいエネルギーを取られる思いだったり、いろいろ体験しながら学んできたんですね。頭で分かっていても、実際そういうことが起こったとき、試されてると思った時に「うあ、私、この子のペースに乗っかっちゃてるわ」という時には、暴力はしてないんだけれども、ぶってはいないんだけれど、ぶちたいぐらい怒りたい自分というのが出てきたりするんですよ。完璧な保育者とか、完璧な親っていないと思うので、怒りたい自分が出てきても、まずそれは当たり前のことが起こっているということを自分の中で認めるという必要があります。

私はどんな具合に試されたかというと、とにかくここは人をぶったりだとか、大きい声で怒鳴ったりだとか、あなたを傷つけるようなことは起こらないし、だからあなたもそういうことを人にやってはいけないのよというルールがありますよね、それを話します。そうすると、例えば、その子が「うん、分かった」って言います。私が経験した中で印象深いのは、その子は小学校１年生の男の子だったんですけど、とっても元気がよくて、この子のコミュニケーションのパターンとして、ぶつんですよ、軽く。「お早う」バシン。その子は弟や妹がいるわけです。弟とか妹とかが仲良く遊んでいるとちょっかい出しにいってバシンとぶつ。私が弟と関わっていると、私のところに来てバシバシバシとぶったり、あと、嬉しいことがあっても、悲しいことがあっても、ともかく彼の出すパターンというのは暴力なんですよね。じゃ、これからみんなで公園に行こうと言って、公園に行くまでの間に棒きれを拾って弟をぶったり、私のことをぶったりとか、いろいろやってくるわけですよ。ああ、この子はコミュニケーションのパターンで暴力をするというのが当たり前に入っているんだなと、この子だけじゃないですけども、そういうことが分かってきますよね。

さっき、富永の方から説明がありましたけれども、自分の気持ちを表現するということをしないと、暴力で出る、内に入ったり、引きこもったりだとか。この子の場合は暴力なんです。ある時、暴れ出して、何がなんだか分からないぐらい興奮したときがあったんです。で、とにかくその子が落ち着くまで、私とその子と２人になれるお部屋がその時はたまたまあったので、その部屋に行って、「なんだか分からないけれど、すごく気持ち

が高ぶっているよね、興奮してるよね、本当はすごく怒りたいのかな」と。そういうことを、とにかくその子が怒っているであろう内面を言葉にして、私の方で言うようにします。これは、小さいお子さんですと特に大事なことになるんですけども、何て言っていいか分からないんですよね、自分の気持ちを。怒ってるって一言で言っても、怒りにはいろいろな種類がありますから、ここで感じてる怒ってる気持ちとほかの場面での怒りとは、全然違ったりするんですよ。

だから「ものすごく、人をぶちたいぐらい怒りたいんだね」とか、その子がよく「僕は死んじゃいたい、僕なんかいなくなった方がいいんだ」ということをよく言っていたんですけど、その内面の隠された気持ち、予測できるのは、死にたいぐらい自分はダメだと思っていたり、すごく辛かったりということですよね。「あなた死にたいぐらい、とっても辛い気持ちになっているんだね」そういうふうに気持ちにアプローチして、その子が感じているであろう気持ちを汲むということをやっていくんですね。

そうすると段々、自分の中で起きていることが言語になって出てくるということが起こるので、自分は今怒っていると表現できるようになり、子どもの中で落ち着くということがそのプロセスの中で起こって来るんです。

落ち着いてきた時点で、この子だけじゃないんですけど、インテークでどんなに説明されても、怒りが解消できるわけではないし、今まで遊んでくれたお父さんと別れなくちゃいけない、自分が学校を好きで行っていたのに、行けなくなっちゃた、とかそういう怒りとか、もう持っていきようのない怒りがすごくあるわけですよね。とくかく、その怒りを出すということをチャンスがあるごとにやります。チャンスがあればということは、怒りを出すということはどこでもできることではないですよね。

「ばか野郎、頭に来た、むかつく」ということを言いたいと思っていたとしても、いろんな人がいる中で、「俺はむかついている、ばか野郎」と言ったら、「この子、大丈夫かしら？」って誤解を受けてしまう可能性がありますね。だからすごく安全面って大事になるんです。そのことの関係の中で、「あ、今自分の中で怒っている気持ちがある」ってわかった時に、怒りたいだけ怒るということはとても大事だし、だれでも怒る気持ち、ばか野郎と言いたい気持ち持ってて OK なんだよねって。そういう気持ちがあって OK だということを伝えます。それで、じゃそのことを、怒りたいだけ怒るというのをこういう方法でやってみない、ということでいくつか提案したりします。

皆さん、ご存じだと思いますけど、新聞紙をびりびり破いて、その時は８畳ぐらいの部屋がグチャグチャになるぐらい、私もいっしょにやります、破いたりとか、大きなビーチボールを膨らまして、ばんばんにすると危険なので８分ぐらい空気を入れておいて、それを私が持って、その子がパンチングボールのようにバシバシとやります。

それとか、これは本当に偶然なんですけど、とても風の強い日に河原に遊びに行ったときに、人が誰もいなかったんですよね、そしてとても広いところだったので、そこでは私たちがどんなに叫んでも、だれに聞こえることもないし、とても安全な空間だったんですよ。そしてその時に「じゃ、ここで大きい声でばかーって、ばか野郎って言っちゃおう、でもここだけ」ここだけという約束をした上でやります。思い切り怒鳴ることで、すごくすっきりしたということで、怒っているという気持ちを解放できるということが起こります。この時すごく大事なのは、どこでやってもいいことではないということを教えることです。

例えば、いろんな人が大勢いる中で、シェルターの中でお母さんと僕、兄弟が何人かいますよね、その家族だけではないわけです。いろんな人たちが入っているので、その人たちの中で叫ぶということをやったときにどんなことが起こると思う？ということをいっしょに考えていって、そうすると「あ、そういう場ではやっちゃいけないんだ」とわかります。やっていいのは、私がいる時、そして安全である時、ばかって言ってもだれも聞いている人がいない、傷つける可能性がない。例えば、プレ・セラピーだと「このお部屋だけだよね」ということをやります。この空間なら OK だけれど、ここから出たら自分が傷つくことになるので、それはやっちゃダメなんだよということを具体的に教えていきます。

この子の場合は自分の気持ちを抑えるということで、暴力に出るということを言いましたよね。この子がよく言っていたのはですね、「僕は病気をしない」と。本当に親に聞きましたら、見事に風邪ひとつひいたことがないというわけです。で、これは日常からいったらとてもおかしなことが起こってますよね。この子の場合は「僕は病気をしてお母さんたちにケアしてもらう価値がない人間なんだ」ということを言うし、これを信じているわけです。だから、私といっしょに手をつないでお散歩しているときも、突然、道路の真ん中に飛び出して、「僕を殺して」とやるんですよ。車に轢かれたいんです。とにかく、それぐらい自分は価値がないということをその子は言っているわけ

ですよね。

この子の場合は病気をしてケアをしてもらうというよりも、自分より弱い立場の弟や妹や動物だったり、そういうところに怒りをぶつけて攻撃していくということで、そうするとお母さんは怒りますよね、「あなた、何やっているの」と・・・。彼にとって関わりとは叱られることだけだったりするわけです。でも、なんの関わりもないより、叱られることでも関わりがあった方がいいですし、自分には価値がないので、叱られて当たり前、自分は叱られることしか価値が見いだせなくなっているという皮肉なことが起こっているのです。

だからこの子のコミュニケーションのパターンで、暴力や否定されることが学習されているわけです。で、段々それが当たり前になってしまうから、気持ちを汲んであげたり、それから怒っている気持ちや、悲しい気持ちをどうやって表現するかを教えていくということは、とても時間のかかる作業でした。たまたま、この子の場合にはシェルターに数ヶ月いるということがあったので、そういうことができましたけれども、数日で出てしまう場合もあるわけですよね。ですから、関わっていく場合のどういう関わりをするか、どの程度まで入っていくかということ見極めや工夫が課題でもあるわけです。

さっき日本の文化は非常に曖昧だということが、ファジーであるということが話に出てましたけど、特にお母さんが次の生活に移るために弁護士さんと会わなければならないから、その日は朝から出かけて夕方戻るというような日があるとしますね。それで私はお子さんを預かるわけです。例えば、２，３歳位のお子さんを預かりますと、親と離れる時には、シェルターに来ているだけでも不安ですから、とても泣きますよね。お母さんは「すぐ戻るからいい子で待っててね」って言います。すぐ戻る、って、さっきのちょっとというのといっしょです。その子が時計を読めようが読めなかろうが、ちゃんと時計をさしてあげて「針がここに来たら戻ってくるよ。今日は弁護士さんという人とお話をするために出かけるからね、ちゃんと４時になったら戻ってくるからね、待っててね、それまで柴田さんといっしょに待っててね」ということを親に説明してもらって、それから出かけてもらいます。

よく、お子さんを保育園に預けたりするときにも、遊んでいる間にすっとぬけちゃったりする事ってありますよね。子どもとしてはこれ、「何？お母さん知らないうちにどっかいっちゃって」っていうことが起こって、結構ショッキングな出来事ですよね。こういう経験をすると子どもは真剣に遊んでいるとひどい目に合う・・・という考え方をもつにいたり、遊びに集中できなくなることさえ起こります。だから、シェルターでは、必要なことで出かけるときには、必ずお子さんに、赤ちゃんであっても、今日は何時から何時までこういう用事で出かけるから、誰々と待っててねということをちゃんと言ってもらって、それからでかけてもらいます。

で、どんなに丁寧に説明しても、やっぱり子どもはお母さんが数時間出かけちゃうんで、すごく不安になって、泣きます。でもそういう時は、さっきの、気持ちを汲むということをやるんです。「お母さんがいくら用事だといっても、離れちゃうのはとても寂しいよね」って。「不安だよね。泣きたいだけ泣いていいよ」って言います。そうすると本当に「うわーっ」て泣いて、泣きたいだけ泣いたらそれでおさまっちゃうんです。不安な気持ち、お母さんと離れて寂しいという気持ちを汲むことで、わかってもらえるということだけでOKなんですよね。

これは本当によく起こることなんですけれど、特に、２，３歳児、まだ自分の気持ちを言葉で表現できなかったりする時には、大人が「ああ、こういう気持ちなんだね」って言語化してあげることが重要です。例えば、公園に行ったときにまだ遊びたいのに、「もう、時間だから帰るよ」というと、まだ遊びたいときにごねますよね。「まだ遊びたいのに、時間だから帰らなくちゃいけないから、残念だよね。腹が立つよね」って。そういうふうに言っていきます。そうすると子どもなりに、納得して、じゃあ、帰ろうというふうになるんで、気持ちを汲むということがとっても大事なことになっていきます。

それから、いくつか事例を説明しようと思ったのですが、ちょっと時間も迫っているので、ひとつだけ印象に残ったことを紹介します。これは女の子の兄弟で、ごっこ遊びをしてたんですよ、いっしょに。こんな紙切れでお人形を作って、じゃ、誰々がお父さん役ね、誰々がお母さん役ね、私は赤ちゃんね、とか言って夢中になって遊びました。お父さん役は私がやって、と言うわけです。私がお父さんを紙に描くと子どもは「こんなお父さんはダメだ」と言って、私が何人描いても、びりびり破いて、捨てていくわけです。これはもしかしたら、すごく大事な気持ち発散しているのかなと思い、何十人描いたか分かりません。ともかく、お父さんを描いて、びりびり、びりびり破かせて捨てるというのを繰り返しやりました。そしたら、それを４０分とか、４５分とかずっとやっていたんですよ。そしたら、「ああ、疲れた」って大の

字になってその子たち、寝ちゃったんですね。しばらく、１５分位、ぼーっとしていて、「柴田さん、もう一回お父さん作ってくれる？」と言うんで「いいよ」と「どんなお父さんがいいの？」と聞いたら、実際のお父さんは妻にも子どもたちにも暴力があったんですね。だから、お父さんはぶったりすると怖いから動けないようにスプレー糊でがちがちに固めたシャツを着せて欲しいと言うのです。広告でありましたよね、スプレー糊をかけすぎるとがちがちで動けないという、そういうお父さんにして欲しいと。子どもにとってはそのお父さんでいてもらうのがとても安全なんですよね。だから、がちがちのスプレー糊で固めたシャツを着たお父さんを私は描いて、その時には、それは破られずにごっこあそびに使われました。

安全に遊べて、「じゃ、これで今日のお父さんの役割は終わり」ということで、箱にしまってお終いということになったんです。もし、子どもの心理が全然分からなかったら、人がこれだけ描いてやっているのに何で破くんだろうと腹立ちの気持ちが起こったと思うんだけれど、やはりこの時に、破くという行動、お父さんに出したい気持ちがすごく出てるんだなあということがとてもよくわかって、今がチャンスだという理解をして徹底的に体験してもらうことは大事なことでした。

この時子どもがエネルギーを出す、怒りの気持ちを出すとか、やり終えたあとにばたっと寝て疲れちゃったんだけど、これ、その子が自分の中で解決方法を出していたわけですよね、破くということで。出したあとはすごく疲れて、エネルギーを補充して、新しく自分の中での安全なお父さんをリクエストできるわけですよ。自分の中に力が戻っているということなので、これもすごく大事なことじゃないかなと思っています。

④退所時の子どものケア

一期一会というふうに書いてありますが、子どもたちがいつ退所になるか、これは分からないわけですよね。私はその日、行った時に、この時にしか子どもとの関わりは持てないというふうに、本当に肝に銘じて、その時に伝えられるメッセージとしては、どんなことが起こってもあなたはとても大事な存在であるということと、すごく弟を苛めてたとしても、お母さんのいうことを聞かなかったとしても、それにはいろんな気持ちがあるから、あなたの存在はとても大事だということを度ある毎に伝えるようにしています。

これから母子寮に行ったりだとか、自立して生活していくという、いろんなケースがあると思うんだけれど、とにかく何か困ったことがあったらば、お話しできる大人にお話ししようということを教えていきます。年齢が高い子であれば、小学校に入っている段階であれば、子どもの虐待防止センターの連絡先を教えておいて、困ったことがあったらここに電話すると話を聞いてくれる大人がいるよということを教えます。もちろんお母さんたちにもそれをお話ししますけれども、子どもたちにもちゃんとそれをお話ししていくということを伝えます。

それからいつ退所するということが分かっている場合には、あと、１回私と会ったら、ここでの生活は終わるんだよということをちゃんと話していきます。「また会えるよね」とよく言われるんですが、会えるかどうか分からないわけです。その子たちは２度とそのシェルターを利用することはないわけだし、もしかしたら、こういう仕事をしていれば会えるチャンスはあるかもしれないけれど、基本的には退所したら会えないわけですよね。

アフターケアというのは、電話で行っているのですが、私の領域としては、そこに入っている間での関わりということなので、会えるかどうかというのは確証がないので、ここを出た後は会えるかどうかわからないということを伝えます。せっかく仲良くなれたのに悲しいということで、最後に絵を描いて交換したりとか、手紙を書いて交換したりだとかして、お別れをちゃんとします。

すごく心残りなのは、予測できない場合です。いろんな事態が起こるので、ここにいるのが危険になったとか、そういう時には行く約束がしてあったにもかかわらず、行ったときにはいなかったということも、やむを得ず起こることです。そういった場合には、お母さんや、次に受け入れるスタッフの人に引き継ぐしかないわけです。こういうことはケアするスタッフの側もショックだったりするわけです。ああ、この子との間で、お母さんとの関係、もうちょっとでうまくいっていたのに、あともう１回、２回あったら、整理できたのに・・・という思いがあったりとか、もう少し、この子と関われば気持ちを出すということ体験できたかもしれないとか、きりがないんだけれども、それぐらいショックな出来事だったりするわけですよね。ですから、援助者のセルフケアということについて、あとで説明します。

⑤アフターケア（富永）

シェルターから別の場所に移りますね、その後の育児のことで相談が来ます。学校に通っていたが、先生から情緒障害のクラスにいったらどうか

と言われたとか、友たち関係がうまくいかないで、いじめにあっているとか、離婚が成立していく過程で、離婚はOKだけど、子どもに会いたいという父親とどのように調整したらいいか・・・など内容はさまざまです。この場合、自分が会えば、今の居所がばれてしまい、危険だ、どうしたらいいかとか深刻です。子どもはお父さんにしばらく会っていないので、会いたいんですね、もしかしたら、お父さん変わっているかもしれない、と思いますでしょ。特に女の子の場合、父親が「みんながお母さんと暮らしたらお父さんはひとりぼっちだ」というようなことを言うんですね。そうすると子どもがどう思うかといったら、兄弟が何人かいる場合、上の子というのは「小さい子はお母さんの世話がいるからお母さんといるだろう、自分はお父さんと行かなきゃ、お父さんがかわいそうだ」と思ってしまう。そういうことで、すごく微妙な心理がめぐっているのです。

子どもは具体的に思考し、体験して学んでいくということをする一方で、想像すること、空想する力も強いでしょ、だからこうかもしれない、ああかもしれないというアイデアもいっぱいでるんです。そこが子どもの素晴らしさなんですけれど、そうじゃない場合もいっぱいありますね。例えば、お父さんと会うと、プレゼント攻撃が起こったりしますよね、具体的ですよね、いい物買ってもらったらすごく嬉しいわけ。会う度におもちゃ買ってもらったら、お父さんと暮らしたらパラダイス、みたいなイメージが膨らんでしまうことが起こってしまうんです。

だけど、生活するということはどういうことか、１週間、１ヶ月、お父さんと生活するということはどういうことか、ずーっとだとどういうことか、子どもは体験しないとわからないですよね。言葉だけだとすごくいいこともありますし、ちょっと会うだけだと、お客さんみたいでいい関係を保てますから、そういうことを具体的に膨らましていかなければいけないんです。だけど、女性が「もうちょっとで離婚、だけど面会させなきゃいけないなんて、冗談じゃない。そんなことしたら何が起こるんだろう・・・」とか。経済力に不安を持っている女性が多いので、男性のところに行ってしまったら経済的な問題で親権が取れないんではないかという心配がすごくあります。そのため、面会させたら、もっと大変なことが起こるのではないかと思って、子どもの理解や子どもの状況に合わせて母親に説明させるのはすごく無理があります。

そういうときなどに電話相談の方で、女性にまず落ち着こうと、あなたがダメだと言われたわけではないよね、と落ち着いてもらうことが大切です。子どもについて、情緒障害のクラスに行った方がいいんじゃないか、なんて言われると、育児だとかその人自身を否定されたような気になってしまいますから。

「待って、ちょっと落ち着こう」とか、「今、本当に取り返しのつかないことが起こってる？」と尋ね、膨らむ不安に歯止めをかけます。今はいったい何が起こってるんだろうということを話していきます。

シェルターに来たときもそうですけど、子どもが、もう安全なんだ、安心なんだ、大丈夫なんだと実感できたら、何が起こるかというと、今まで溜めてたものを、「私はこれだけ、ケアが今まで必要だったけど、足りませんでした」ということで、いろんなこと、いわゆる問題行動といわれるような言動をとるんですよ。それまで生活していた子どもの姿を見ていた人にとっては、「悪い子になっちゃった、だめな子になっちゃった」「お母さんと２人で暮らすようになったらダメになっちゃった、学校行かなくなっちゃった、問題児になっちゃった」というふうに見えてしまうわけです。

そうじゃなくて、環境が安全になったので、自分の状態、安心して自分を表現できるようになったということなのです。そういう視点で見てとらえていかないと、大変なことが起こってしまう。怖かったからいい子にしてたんです。ただそれだけのことです。外からの枠がすごくきつかっただけです。今は、それだけストレスが高かったからリハビリ期間ですよ。問題行動の消失には、大人のあたたかいケアが必要なんだ、もちろん悪い言動で自己表現がなされているときには、これをすることで何を表したいのか子どもと話し合ったり、理解を深めることが必要です。でも、圧倒されている母親にはまず、こういった子どもの心理を理解している人が継続的に母親と子どものバックアップをしていき、不安を軽減する必要があるのです。

ただ、女性とはシェルターで出会ってますよね。自分以外の人の方が子どもとうまくつきあえると、結果はよくても女性の力を奪われてしまうことにもなります。柴田や私が保育をしているときによく起こることは、子どもの話を私たちは聞けますよね。子どもはいろんなこと話しますよね、それに対して応答していきますよね。お母さんたちが何をおっしゃるかといったら「私にはこんなこと言ったことがない、私にはこんな表情見せたことがない。だから私はダメなんだ」というふうになってしまうんです。「違うんです、お母さん、

それできるんです。お母さん、今まで最善を尽くしてきましたよね、この劣悪な状況の中で最善を尽くしてこの子を育ててきたでしょう？じゃ、お母さん、自分が子どもの時、どういうふうにされてた？どうケアされてた？」と聞きます。大概の場合、わたしたちは理想的なケアを受けていません。完璧な親はいないのですから。

私たちは、いっぱい失敗しながら、いっぱい勉強しながら、こうすると子どもと付き合っていけるんだということをやっとわかってきて実践してるだけで、教えてもらわない人はできないんです。子どもとそういう付き合いができるためには、私たちがいつも自分の気持ち、辛い、大変、ストレス、それを出す、安全なところでちゃんと出していき、自分のメンテナンスを整えていく、人の話を聞ける心の容量を作っておくこと。これがないとうまく聞けないし、付き合えないんです。壺がいっぱいになったら、もうこれ以上入らないでしょ。常に隙間というか、余裕が必要なのです。私たち、シェルターのことをやってるだけでなく、社会生活を普通に送っているだけでもなかなか大変ですよね、もういっぱいなんです。そこに、ああ、この子、気持ち傷ついてる、聞いてあげたいと思っても、目一杯に何かが詰まっていたら、入らないです。どうするかといったら、この詰まっているのを出さないと入らない、この作業はすごく大事なことなんですよね。

傷ついた子どものケアというと、特別な方法があって、何かすごくセラピーティックなことだとか、黙って座ればぴたりと当たるとか、何か魔法のような方法があるわけじゃなくて、その人の傷ついた気持ち、凍結してしまった気持ち、圧倒されてしまったしんどさ、そういうのをまず、聞く。こういうことあって本当に辛かったんだよね、悲しかったよね、ということを聞ける、聞けるためには、私たちはいつも容量を作っておく、隙間を作っておく。すごく大事なことになります。

このあと、セルフケアのこともしますけれど、事例などもお話したので、ご自分の中にも気になるケース、誰かの顔、今の状況、すごく圧倒されたと思いますので、どういうふうにしたらいいのかというのをします。どなたかお手伝い下さいますか？

効果的な応対技術と応答技術

①センタリング：実技　（柴田）

私たちが自分のもっている資源を最大限活用するために、まず、必要なことがセンタリングです。これは臍下３寸にある丹田という場所に自分の意識を集中することで、不動心というゆるぎない自分を得ることができます。人と対応するときには、まず、センタリングが重要です。

②グランディング

それでは、グランディングを体験していただきます。さっきの自分のセンターの位置をもう一度確認してみて下さい。深く深呼吸しながら自分のセンターの位置まで呼吸がずっと深く入っていくような気持ちで深呼吸して下さい。吐くときは口からハーッと自分の体の中のものを全部出す気持ちで息をはいてください。少しの間、自分のセンターの位置を確認しながら深い深呼吸をして下さい。

これからグランディングを体験します。

あなたが大きな木になったとイメージして下さい。両足はずっと大地の中に大きく伸びている木の根っこです。そして大きな枝や、元気のある葉っぱが空にそびえ立っているような、そんな木になったことをイメージして下さい。あなたの足下に意識を集中して下さい。この建物の下にある地面、そしてもっと下にある地球の中心のところに自然のエネルギーがたっぷりあることを想像してみて下さい。地球の真ん中にある地球のエネルギーが光になって、どんどん上にあがってくるところをイメージしてみて下さい。ずーっと地面を通ってこの建物の下まで来ている。どんどんあがってきてあなたの両足から自然のエネルギーがどんどん入ってくるのを感じて下さい。エネルギーはどんどん、どんどんあなたの体の中にたくさん入ってきます。根っこが大地の養分をどんどん吸い込むように、必要なだけ、エネルギーがたくさん入ってくるところを十分に感じて下さい。

そして体全体すみずみまでそれが行き渡るように イメージの中で自分で味わって下さい。

今の状態がグランディングをしている状態です。地に足がついているという、そういった状態になっています。では、そのまま、今度はシールディングということについて体験してみようと思います。

③シールディング

あなたの中に今、自分自身のエネルギーがたくさん詰まっていますね。あなた自身の中から大きな光を外側に向けてすーっと出して下さいな。そしてシャボン玉のように自分をその光で包んでみて下さい。その光に包まれることであなた自身が自分を守ることになります。さあ、それではゆっくり目を開けてこの部屋に戻ってきて下さい。

今、皆さんに体験していただいたのは、まずセンタリングです。自分の中心の中にいると、いろんな人と関わるときに、常にそういう状態にあると落ち着いた自分でいられるということです。グラウンディングというのは、本当に自分のセンターの位置にちゃんといて、１００％自分が落ち着いていて、自然から醸し出してくるパワーみたいなものを、そこに自分で取り入れて、アースを着けるというような状態なんです。地に足がついているという言葉が一番ぴったり来ると思うんですけど、とても苦手な人だったり、子どもが目の前で興奮している状態だったりすると、どうしようとすごく焦りますよね。そういうときに自分がまず落ち着くということで、センタリングをしてグラウンディングをするということが必要になります。そうすることで、慌てている子ども、焦っている子どもとも落ち着いて対応できるということに繋がっていきます。シールディングというのは、今、光で自分をイメージで包むということをやったんですけども、これは本当にご自分でやりやすいようにやって下さい。今、私が言ったようにやらなければいけないということではありません。

シールディングをしたことで他の人から必要のないエネルギーが入ってこないということが起こるんです。それはどういうことかというと、人混みの中にいたりすると、とても疲れますよね。人と喧嘩をしたり、子どもが目の前で暴れてたりすると、その時のエネルギーってとても感じますでしょう。だけどそれは自分にとって取り入れる必要はないわけです。そういうものを取り入れないためにシールディングをしていくということは、こういうケアの仕事に就いているとき、とても重要なことなので 覚えておいて下さい。今やったことを毎日自分で試してみると、すごく実感できることがあると思いますので、よければ試してみて下さい。

シールディングやグラウンディングが大事なのは、表現できなかった怒りを持っている人と接していると、私たちよく使う言葉、「被爆する」と言うんですが、援助者は被爆してしまうのです。放射能は見えませんよね、だけど知らずに汚染されてますよね。傷ついた人が悪いんじゃないんですよ、それだけ辛い思いをされているんです。私たちがそれを無防備に接しようとしたら、その人の痛みだけをもらって、共感ではなく、共鳴が起こって、いっしょに痛みを感じてしまい助けることできないんです。いっしょに泣いてるしかなくなっちゃうでしょ、「本当に辛かったね」って。でもそれでは先に行けないんです。だから大事なのはシールディングをして、共感するけど、もらってしまって自分もどっぷりその人の世界に浸らないということです。辛さは十分理解して、「だけど、それはあなたが悪いんじゃないでしょ」と言うことが大切です。

私たちよく言うのは「あなた、生まれたときにね、裸で生まれてきましたよね。価値ありませんでしたか？ありましたか？」って。赤ちゃん、価値ありますよね。世の中信頼して、自分で大事だという価値に満ちあふれて世の中にでてきますよね。その子が１歳になったとき、２歳になったとき、１０歳になったとき、２０歳になったとき、自分ってだめだと言い出す。「かけっこが遅いからダメだ」「自分は算数ができないからダメだ」「自分はいい大学出てないからダメだ」。

どうして生まれたときに１００％ OK だった子がだめになるの。ダメじゃないでしょ、その人は１００％ OK な存在なのです。その方の普遍的価値は変わらないのです。尊い存在であるその人が、なんでダメだって言うかといったら、その人の中に外から「お前は足が遅いからダメだ」「お前は算数できないからダメだ」「お前は気が利かないからダメだ」「書取できなかったらダメだ」、外と接したことで、外の人がダメだと言ってる、この不適切な対応をこの人の中に取り込んでしまっただけでしょ。この人がだめなんじゃないでしょ。これ全部、外から入ってきたものなんです。これを出す必要があります。

私たちも１００％ OK とだれも思ってませんよね。もうちょっと鼻が高かったらいいのに、もうちょっと優しかったらいいのにって。これを追い出すことすごく大事なんです。「自分ってダメだな、ここもダメだな」ってあって、やはりおなじように「ダメ、ダメ、ダメ、ダメ」が入っている人と接していて、「私なんか、こうだからダメなんです、ああだからダメなんです」という痛んだ人の話を聞いていたら、「そうなんだよね、人生ってままならないよね、でも涙を拭いてちょっと頑張ろうか」ってそういうことになっちゃいますでしょ。私たちの中にそれがあったら、「世の中

ってダメ、ＤＶ防止法はあったけど１００％いい世の中にはなりはしない」という気持ちが私たちの中にあったら、そういう現実作ってしまうでしょ。ダメだというのは外から入り込んでいるから、出すんです。

私たち１００％ OK なんですから。それはパーソナルパイで言ったように、さぼりたくなる自分、怠けたくなる自分、全部あって OK なんです。１００％存在して OK な大事な人間なんです。だから自分の中にあるダメは、あら、このダメどこから来たかなって。これもお母さんにうるさく言われてたなって。これはお母さんの対応が不適切だったんです。これがだめな部分、私はダメじゃないよ。だからダメだと思ったら返す。お母さんの意図は「時間を守らないと人に信用されなくなるよ、それが心配だ」ということだったら、その意図をもらえばいいんです。でも、ダメな存在っていうのをもらう必要ないんです。「かけっこ遅くてダメだ」そうではなくて、運動音痴だと友たちにばかにされるんじゃないかと親は心配でそういうこと言うわけでしょ？。心配してくれる気持ちをありがたくいただいて、だからって足が遅くてダメだというのはもらう必要ないんです。

中に入っているダメを全部出す、そして共鳴しないためにバリアを張って。シールディングで、さっき光の中にいるっていうのは、バリアー張るんです。相手にダメがあると私たちのダメと共鳴してしまうんです。そうするともっと可能性があったり、もっと違う方向にその人の力を使って、自己実現していく力を、私たちもダメっていうのはいっしょに揺れてしまって阻害してしまうことがあるんです。

だから、私たちが援助にあたるとき、一番基本のことは、センタリングして落ち着いて、アース着けてグラウンディングして、バリアのシールディングして、準備を整えることが必要です。でも、非常に傷ついた人と接すると、被爆しますよね、疲れますよね、参りますよね、ささくれますよね、そういうときにどうしたらいいか、クリアリングということをやります。

④クリアリング

では、また目をつぶってみて下さい。

自分の中にある、人からもらって、これは私のものじゃないというものだったり、自分では持っている必要のないものをクリアにしていくということをやってみます。

あなたの頭の上に、大きな星をひとつイメージして下さい。その大きな星からたくさんの小さな無数の星があなたの上から降ってくることをイメージして下さいね。どんどん、どんどん降ってくる星は、あなたの体の中を外をずーっと通って、通りながら、あなたの体の中にある必要のないエネルギー、感情、そういうものを全てからだから流してくれます。小さな星はどんどん、どんどん必要なだけあなたの体の中に降ってきますよ。そして必要のないものを体の外に流してくれます。どんどん、どんどん地面の方に流れていくイメージをしながら味わって下さい。どんな感じがしますか？あなたの体の中がクリアになってくる感じがしていますか？十分にきれいになったら、目を開けて下さい。

これがクリアリングということです。今、大きな星をイメージして下さいということを言いましたけれども、必ずしも、星でなくても大丈夫です。好きな色や、シャワーを浴びるとか、滝を感じるとか、木の葉を流すととても気持ちがいいという方もいましたので、いろいろ試してみて一番心地いいものを、自分のものとして覚えておいて下さい。寝る前とかも、これをやってみるととても気持ちよく睡眠に入れますので、覚えておいて下さい。

第７分科会

地域に新しいシェルターをつくろう

発題者　大西　勝代　（みもざの会）
担　当　藤原　早苗（ウィメンズハウスとちぎ）
　　峰岸　智子（ウィメンズハウスとちぎ）

司会　ワークショップ７の「地域に新しいシェルターをつくろう」を始めます。
少人数ですのでそれを最大に生かして、ざっくばらんにトークセッションという形をとりながら皆さんのアイデアを取り入れたものにしていきたいと思います。（自己紹介は略）

自己紹介がてら皆さんの抱える思いや問題点などいくつか見えてきたと思います。日本でDV活動が聞かれシェルターが出来始めてきたのですが、規模やスタッフ、サポートシステムなどをみても欧米諸国と比べはるかに遅れているし、発展させるのが難しい現状ではないかと思います。イギリスでは４５０、アメリカでは１８００程のシェルター数が確認されていて、日本でも人口比で少なくとも７００前後のシェルターが必要と言われています。現在、確認されているのは３０～４０位で、圧倒的に日本では少ない。その中で、被害者の人たちをどう守っていくのかというと、市町村単位で各コミュニティー単位でシェルターが必要なのです。現時点である３０～４０のシェルターで、それぞれ本当に一室あるいは二室で一ケースあるいは二ケースで精一杯の状態。ここで問題になっているのは、なぜシェルターの数が増えないのか、規模が拡がらないのか考えると、まず資金の問題だと思います。そこで、資金の問題に関して、皆さんが抱えている問題や自分達でやっている方法だとか、聞いてみたい事がありましたらどなたか発言して頂きたいと思います。

参加者 A　初めから資金に限定しないで、シェルターを立ち上げる時に何がネックになっているか、などから話し合ったらどうでしょうか。

司会　そうですね。資金面だけじゃなく、スタッフの確保の問題や支援方法だとか、何が問題となっているかと言うことですね。

シェルターの立ち上げ経過

参加者 B　北海道のオホーツク圏にある北見市で、今年３月まで市の婦人相談員をしていて定年退職となり、無謀にもひとりでウイメンズ北見女性相談を立ち上げました。立ち上げてから「しまった」と思ったのは、初めからきちんと実行委員会を作り、組織化したものでなければ発展性がないのではないか。都市に住んでいるとわからないと思いますが、DV 法が出来ても都市のための DV 法ではないでしょうか。北見市の相談員をしている時には、北見市の女性の声しか聞かなかったのですが、民間でやりましたら距離的にはJRも無い、バスも午前１回午後１回という田舎の農漁村の女性の声が悲痛に聞こえてくるのです。そうすると、シェルターに入りたいといって北見まで来るのに３時間はかかる。（北見から）だいたい旭川に来るのと同じ位かかる。交通も不便ですし、それからシェルターは札幌しかないから札幌行きましょうと言っても、それからさらに６時間かかってしまう。実に、１日がかりで行かなければならない。ましてや農漁村の女性は札幌市に一度も行ったことがないという人も多い。やっぱり、せめて北見にシェルターを作らなければ助けてあげることができないのではないか、ということで組織化していきたいと思いました。それで今回、政党や団体など色んなところに呼び掛けて支援をお願いしたのですが、「支援します」という返事は頂いたのですが、運営委員になって運営しますよとか、立ち上げてあげますよという声は聞かれない訳で、私はそこにすっぽり入ってもいいですからとにかく立ち上げて貰えないでしょうかとお話しても、まだ勉強不足でただ突っ走

ってしまっても失敗したらどうしようとかという不安があってやれない。それでまだ試行錯誤を繰り返していて、今回ここに勉強しに来ました。そのあたりは、皆さんのところではどうなっているのでしょうか？

参加者Ｃ　これから立ち上げを予定しています。私たちは、文部省の委託事業を女性の暴力実行委員会方式で行なった時に、人材育成の為のセミナーを２年間やりました。そのセミナー参加者に、今回の立ち上げについて案内をしました。そういう下地があったので呼びかけやすかったのです。それから、この女性の暴力実行委員会というのは、県内に住む女性の人権問題に関心のある女性団体６つによって構成されました。

参加者Ｄ　具体的にはどんな団体ですか？

参加者Ｃ　アジアの風ネットワークという北京女性会議に行った１年後に立ち上げた女性グループでそれが核となって、その他に４つの団体です。名前を公表していいかは・・・・。

参加者Ｄ　どんな特徴を持つ団体ですか？

参加者Ｃ　世界的な団体であって、女性の高等教育とか地位向上などをめざす団体です。それから茨城県は女性の海外派遣を行なっているのですが、その OB たちの集まりでこれが一番人数が多い。土浦の近くにリトル万国という女性の歓楽街があって、特にタイの女性が多いのですが、この人たちを支援する会の人たち。それと、ソロプチミスト。茨城県では男女共同参画をめざす女性センターが実はありません。生涯学習関係の婦人教育会館はありますが、そこは生涯学習が中心で女性問題など DV の問題を扱う施設ではありません。昭和４４年に、茨城の女性たちがお金を出し合って立ち上げた茨城県婦人会館があります。財団法人の本当の民間の女性センターのような役割を果してきたのですが、そこが一緒にやっています。正確に言えば、５つの団体と１つの機関です。それが実行委員会を２年間やって、この運びになった訳です。この会員たちにも、今度の新しい団体を立ち上げることについては呼び掛けをしまして、今のところ集まっているのは１５０人近くいます。一緒にやりましょうという人たちが。ただしこれからしなければならない作業というのは、本当に運営スタッフとして電話相談にあたったり、サポートをしたりするスタッフが何人いるかという事にかかっていると思います。もちろんシェルターは視野に入れてますがまだまだこれからの段階で、一部屋二部屋提供しましょうという人は何人も出てきてますが、いざ立ち上がった時にどうなのかということもあるので、この１５０人近く集まった人たちとこれからなのです。本当に運営スタッフとしてやっていく意向があるかどうか、単なる研修参加だけに留めたいのか、あるいはお金だけの提供なのか、それも大事な人たちですから決しておろそかに出来ません。その３つに大きく大別して意向を伺ったうえで、きちっと決めようという段階です。ただ事前のアバウトな調査では、ヘルプラインをやってもいいですよという人が３０人、運営スタッフが５０人くらい手を挙げて下さっているのですが、その中身がどんなに大変かということも知ったうえでかどうかはまだ分からない。ですからもう一度きちっと説明して中身もよく聞いて、そして意向を伺ってそれからだという話なのです。ですからこの６月に立ち上げるとしても、電話相談ができるのが早くて８月すぎか９月に入るのかなぁと思っています。

司会者　他の方、どのように準備なさったのでしょうか？

参加者　みもざの会です。私たち規模はすごく小さいのですが、すでに立ち上げておりますので何か参考になればと思います。

私たちは２０数名の仲間でしていて、実質動いているのは５～６名です。それ以外の方は、資金援助やアドバイス的な事をして頂いています。一番初めに立ち上げたのは、事務局長を中心とした仲間です。事務局長は人権意識が高く、私たちはその方の力でここまできました。少女のレイプ事件がきっかけになり、DV に入りました。実質色んな形で色々なところに働きかけるのですが、意識が無いことも事実ですし、行政の形が整っていないこともありまして、とりあえず自分たちの出来ることをしようということで一時避難という形で立ち上げました。ですから資金力も無く、専門的な力もありません。ただ、助けて欲しいとおっしゃった方を「ゆっくり休んでちょうだい。ここは安全ですよ」という形で、一つの事があればそれにぶつかり次にぶつかりでやっております。今朝早く、また隣の県から一家族が昨夜シェルターに入ったと電話連絡がありました。実質いまおっしゃったような形のものが相応しいかもしれませんが、現実は待っていられない状態で、取りあえず入ってもらうということでその後を追いかけていろんな事をしているという現実です。私たちも全員が仕事を持ちながら活動している為それに全力投球できないので、本人たちも私たちも疲れがたまってきます。こんな状態ではいけないなぁと言いながら、シェルターを持ってから今

２年経ちました。この頃行政から、法律ができたことによって少し援助が頂けるシステムになったようで、家賃部分と少しの経費が頂ける予定です。

今まで私たちの活動は、まる秘というかあまり存在を出さないように活動してきました。でもそうすれば、協力が得られないのです。この頃はシェルター自体が絶対わかってはいけないのですが、活動していることをある程度皆さんにお知らせして認識して頂かないと活動がストップするのです。メンバーを増やさないと私たちも大変ですし、これからはそういう方面を考えながら何処まで表に出すかは問題ですけど、すこし（そいう意識を）持っていかないといけないと思っています。そして地域にも認識して頂かないと、私たちの活動が勤務もしている関係で即といった時に動けないのです。そこがいま私すごく悩んでいるところで、自分達が専従でできるくらいの力を持たないとこのシェルターは運営していけないと思います。もしこれから立ち上げる方がありましたら、そういう面でやはり専従のスタッフを是非持った運動でないと壁にぶつかりますよ、自分たちが疲れますよということも事実なのです。資金面でも、会員を募って賛助会員といって会費を貰っている会員もありますし、わかって頂ける団体にはお願いしますと金銭援助を頂けない時は現物援助を頂いております。

それと出て来られる方には、出られる場合にはこういう準備してこういう格好してきてと一応ひな形ができたのですけど、一番初めは何も持たないで来て下さいなどという形でやりましたもので、米から何から全部私たちの自己負担です。自分のパンツ以外は無くなり、冷蔵庫は無くなり、テレビは無くなりで本当に現実そんな形でやって参りました。でもやっぱり、それは無理があります。出られる方に、もし命の危険がさらされないようなら少し準備をして、出来るだけ自分が出た時にある程度生活できるようにという気持ちでね、持って出て頂くと支援する方も本当に助かります。保険証持って来て下さいよ、印鑑持って来て下さいよと自分たちの活動で分かってきた部分があります。そういうふうに言える人には、言っています。全部じゃないですけどね。私たちも一応財政的なものですけど、リーフレットにもし御賛同下さったらと口座を書いてあります。定期的に、仮名で３０００円とか、２０００円とか頂いている人もおります。だからPRと言ったら変ですけど、啓発と言ったほうがいいのでしょうか、そういう活動もしながら、たくさんの力を頂きながらしないと出来ません。

県に一つくらい小さくともいいですから小回りのきく、何時からはダメですよとか今日はダメですよと言わないで活動できる団体が入らないと、行政で朝８時半から午後５時ですよと現に私たち何回もありまして、そういう事をずっと言い続けたのでだいぶ県の方も受け入れがよくなりました。初めは「なに？」と好きな人がしてるんじゃないのという感覚でした。でもそれではよくなりませんので、そういう形をとりながらやりました。警察に協力して頂くというのも大変重要なことでして、初めは警察も何か事件が起きて相手が暴力を振るった時点で来て下さいという形だったのです。ところが課長が変わったのか人が変わったのかとても好意的でして、ある時、女性が家に夫がいないと確実に分かっている状態で家に赤ちゃんのものを取りに帰りたいという希望を出しまして、私たちも危険が伴いますので私たちだけで動くこともできませんし、警察にお願いしました。そうしたら、きちんと私服で自家用車でそういう対応でして下さった。これは常套手段ではありませんよと言われましたので、それが継続的にできるか分かりませんが、そういう対応をして頂けました。警察や行政との連携がとてもスムーズに現在いっておりまして、たぶん法律ができましたら民間シェルターに対しての支援という部分は、私たちの団体には考えているからと返事を頂いております。どこまでかは分かりませんが、私たちには少し先が見えてきたなという思いを持っております。行政のできる部分と個人でいま真夜中であろうと日曜であろうと私たち動いておりますので、そういう意味でいい形で活動できたらもう少しうまくいくのではないかなと思っています。もし、また何か分からない事など質問があればお答えします。

シェルタースタッフの安全

参加者 E　私はまだシェルター活動をして日が浅いのですが、ずっと思ってきた事があります。自分の家の近所から逃げてきた人がいたり、写真を出しに行ってきれいなお姉さんがいるなと思っていたら、翌日婦人相談所に行ったらその人が来ていたとかという事が実際にありまして、この活動はすごく大切だし、女性の自立とか女

性の人権を守るという活動としてはとても大事なことだと思っています。それを支援していく自分の安全が守られなければ、やはり不安でこの活動は続けられないと思う訳です。特にシェルターと自宅が離れていても県内からここに集まってくるという事は、やはり自分の家のお隣の人が来ないという確率は絶対ない訳で、やっぱり私にも皆さんにも家族がいるし大事な守りたい人もいる訳です。もし私が暴力から逃げてきた人を、実はシェルターで支援していたと夫に分かってしまった時に自分の家族がどうなるか、私自身の身の安全がどうなのかという事が問題になってくると思うのです。そこが保障されなければ、やはり若い世代の人も「そんな恐い活動はできないわ」と思うのじゃないかと思うし、私自身もそうですけれども守るべき大事なものがあるという事は遠のいてしまう原因になってしまうのではないかと思うのです。その辺のところを皆さんから御意見伺いたいのです。

発題者　家族の協力なしに、この活動は考えられません。実質的に私たちも夫を巻き込んでおりまして、車とかなんとかで。初めはやはり理解を示しませんでしたが、もう動いていたら協力せざるを得なくなるのです。私たち個人でそういうスタッフを抱えておりませんので、もう自然に理解を示したという形で、確かに安全の面ですごく心配な面があります。自宅で何回もそういう方をあづかりました時には、協力を得ないことには絶対できません。本当に私たちも活動しながら思っています。いつ何時どうなっても、それを放ってはおけないという感じで、誠に変なのですがそれを考えるとやれんなぁと感じます。本当はそれが一番大事なことなのですが、そういう方面は行政の方がきちっとして下さると手助けする方もたくさんできるのですけれど。

参加者 F　スタッフが危険にさらされるのはもちろんですが、逃げてくる人はもっと危険にさらされるということなのです。その地域のシェルターに逃げ込ませるのが本当にいいのか考えなければいけません。とすれば、全国的にネットワークを持ってその人を安全に、子どもたちも含めてどうやって安全に逃がしてやるか、夫から安全に引き離してやるかの問題だと思う。その地域に住んでいる人を、その地域のシェルターに入れるのが本当にいいのかどうかを考えなければならない。私達はよく市内の方を引き受けますが、シェルターに入るところを見られたり、移送中に夫や知り合いに遇ったりする事もありうる訳ですから、すぐ私達は自分達の地域で引き受けるというよりは次のシェルター、例えば札幌や函館とか他の道内や道外、あるいは実家や友人や知人などの近く、でもそこはすぐ探される場所でもあったりするのであまり近くでは困るのですが、ただ親の近くに行きたいという方もいらっしゃるのでその辺も含めて検討します。まず逃げて来た当事者をいかに安全に逃がすかという事を考えなければなりません。その地域のシェルターに入って頂くのが本当にいいのかという問題だと思います。

参加者 A　安全ということに関して、私たち５年間やってきてやっぱり試行錯誤がありました。最初は本当に個人的なところからスタートして、今年は NPO の法人化を取ります。法人化を取ると、誰が理事をやって誰が代表をやっているか公になってしまいます。それは、ある意味では自分たちのシステムを暴露するということで非常に危険です。でも、最終的に私達がその個人的じゃなくてシェルターをどんどん大きくしてシステム化していく、その事はとても大切なのです。システム化していくのは何故かというと、私達は DV 活動に立ち向かっている、ゼロ地帯をめざしている。その私たちを守ってくれる社会、そういう社会の人たち・・・警察の人たちもサポートする私たちを守って欲しい。つまり私たちだけが闘っているだけじゃなくて、その駆け込んでくる利用者の方は私たちが守る、でもサポートしている私たちを確実に社会が守って下さいよということを私たちは訴えていく。そういう意味で、NPO に関してはちょっと躊躇したのですけど、これで怯まない。これでやっていくと。

参加者 D　確かに逃げて来た人は、もっと危険だと思います。サポートしている者もやはり危険なのですね。追い掛ける男のしつこさ、執拗さは並み大抵ではないという事が、本当に身をもってわかった。夫や恋人などは女房や親密な関係の女は自分の持ち物と思っておりますので、自分の持ち物を人に取られるという感覚で追いかけてきますから、本当に自分の身をさらすという事からしか出発できないと思う。逃げて来た女の人から相手の男の像を聞くのですけども、私たちサポートしている者は相手の男を知らない訳ですから、そこにすごい想像力をめぐらしてもしこうなった時にはこうする、こうなった時には次の手というか対策を立てておかないともう「あちゃ」という事が多々あるのです。そういう時には、地域の一番近い所に逃げ込ますのは確かなのですけれど、そこから何処へ逃げさすかという大変さというのは、私たち民間で

背負う部分や担う部分というのは本当に限られていると思うので、ぜひ行政にさせない限り私たちの身は危険にさらされています。日常的にそうなのですね。それで、その部分を何とか行政に任すという運動を平行してしないと、できないと思います。これは一つの例ですけど、警察というのは悪いことをしたら一晩泊める、留置所に泊まらされる訳ですけど、悪いことしない女が逃げ込んでもそこは泊まれる場所じゃない訳ですね。それはすごい矛盾している訳ですけどね。そういう逃げ込んだ時に泊まれる、警察に逃げ込めば男は警察の門までは来るけどそこから中には入れない訳ですから、いま安全なところというとカソリック教会、そこは女の聖域ですから。昔、江戸時代は駆け込み寺があったのですが、明治以降それは無くなった訳です。今一番に男が駆け込めない聖域は警察だろうと私は思うのです。警察の中にせめて一晩泊まれるところを作るのはどうかというアイデアなのですが、そうでもしない限り本当にシェルターにいつ何時飛び込まれるかわからない。２４時間、すごく緊張している訳ですよね。だから、そういうようなとにかく駆け込めるところ、シェルター以外にもそういう所を作らないとダメだと思う。遠くに逃がすのもすごくいい方法なのですが、それと平行してパッと入れるところも必要だと思います。

参加者 F　警察が、いまの警察官がきちんとした教育を受けないと（駆け込んだ人が）2 次被害を受ける可能性が高い。恐い思いをして逃げてほっとして、警察官の言葉で深く傷つけられたらもっと厳しい事態になります。

参加者 D　だから警察の啓蒙教育を徹底的にやらないといけない。それは裁判官とかそういう人たちもそうなのだけど、徹底的に警察官の啓蒙を行なわなければならない。それからの問題だとは思いますけど。

参加者 G　派出所は、よく人が変わりますよね。シェルターを運営している方が度々行ってコミュニケーションを取るという方法はどうなのでしょうか？署長が変わるたびに、方針に微妙なズレがあるような気がするのです。しょっちゅうコミュニケーションが取れるような状態にしておけば、もっとスムーズなのかなと思ったりします。

参加者 H　昨日も採択綱領に、２次被害とスタッフが取り調べの時に立ち会うことが出来るという事項を入れて貰いたかったのです。インターネットでも報告があるのですが、非常に警察の対応で傷ついています。ただ性関係を聞かれただけで、興味本位の事を聞かれて、それで終わり。何もしてくれなかった。やはりサポートスタッフが入れる状況を作らないと、２次被害ではなくて２次レイプですね。それを強く求めたいと思います。

参加者 I　先ほど警察に女性が逃げ込んだ時に、泊められないという事だったのですけど、実は私が久留米でシェルターを立ち上げるために今アジア女性センターに研修のボランティアスタッフとして行ってます。そこで聞くのは、派出所なら泊めれないが、警察本署の方だったら泊まれるようになっているという事で、アジア女性センターでは地域的な範囲かどうかはわからないが、そこにちゃんとしたベッドはないけれども一つの部屋と長椅子にそこで毛布を掛けて寝るくらいはできるようになっていると聞いております。夜の当直者は、アジア女性センターはスタッフがいないのです。だから携帯電話で対応していて、夜中だったら警察に行って下さいねと言って警察にもこちらから連絡して、そこに行けばちゃんと通じて対応しているようです。

参加者 B　警察の対応とか警察の援助ということも考えられますが、あくまでも安全なシェルターをめざして、そして私たちも安全でありシェルターに入った人たちも安全であり、普通の生活をさせたいという事をめざしてやりたいと思う。できる事ならその方向に話を発展させていった方がいいのではないでしょうか。

シェルターの機能とは

参加者 A　シェルターの機能なんですね。警察にとにかく緊急に、今日だけ一時的に守ってもらえばいいというのであれば、警察も役に立つのです。でもシェルターの機能というのは、例えば警察に行って２次被害を受けないように権利の擁護をするアドボケイターという、一緒に行って裁判の時に調停のところについていってあげる。駆け込んで来る人は自分の事をよく説明したいのだけど、どちらかというと自分のことも良く説明できない、何か自分はこんな事を言っていいのかしらと思いながら逡巡する訳です。そういう人をエンパワーしながら一緒に付き添っていく。これは、やっぱりシェルタースタッフの一つのアドボケイターとしての役割だと思います。だから、ただ安全だけというので

あれば警察とか婦人相談所の一時保護で、緊急であれば入れてくれます。でも私たちは、例えばその人が親権をとられてしまって離婚したら子どもと離れなければならない、あるいは無事に調停を終えることができるか、裁判を続けていくのかというと、本当に半年とか１年とかそういう長いスパンでつき合っていかなくてはならない訳です。だから、警察とか一時保護所とかそういう機能とはまた違う機能をシェルターは持ってると思います。

弁護士などの専門家との連携

参加者 G　シェルター活動をするのに、法律を味方につけないとやっていけないのではないかと思うのですが、皆さんのシェルター活動をしている方の中には弁護士さんがいるのですか？

発題者　私たち会員の中には法律家はいませんが、理解を示して下さる弁護士が２名程度います。現在離婚を希望される方がおられまして、鳥取県ではありませんが県外の弁護士さんに一緒に行って先日も頼みまして、夫がいま離婚に判を押しそうだから連絡を取りたいという事例がありました。このように少しアドバイスして下さる方がいますし、また是非必要なのでこれからそういう事をきちんとしていかないとやっていけないと思います。また資金の面でもとても大変なのです。自分で資力のある方は自分で出来ますが、無い方は何とか少しの金額でできないかと調べて最終的に弁護士さんにお願いする形になります。だから、是非会員の方にそういう弁護士とか司法書士とかカウンセラーなどの専門家が必要ですし、病院なんかでも保険証がないと自費になるのですがそういう方がとても多いのです。そういう時の対応がうまくまわらないかなと思っています。

参加者 G　保険証なしで診て頂けるお医者さんがいれば、またとてもいいですよね。

発題者　鳥取県では「女性に対する暴力」圏域別関係機関連絡会がありまして、ここには各団体から出ましたのですが、ここでは診ますよと言われたのですが全部の病院や医院に OK でないと思います。いま私達がしている事は、近くの私達のつき合いのあるお医者さんにお願いをしまして、自費でするなり、万が一保険証が持ち出せたら事情を説明して使用しています。

参加者 G　保険証からまた逃げた先が分かるという事もありますよね。

発題者　近くのシェルターといいましたのは、私達は小さい子どもさんならどこでもお世話できるのですが、高校や中学のお子さんをお持ちの方でお母さんは強い意思を持って何処でも行くので助けて下さいとおっしゃって来ますが、子どもを連れて出てきますが一晩二晩過ごすうちに子どもはそこの土地を離れたくないと言い出します。そこで、どうしても狭くなってしまうのです。近くにおきたくないけど、子どもたちが学校を変わりたくない。少しだから我慢しなさいと言っても受け入れない子どもさんもいます。それで学校と話ながらいるのですが、学校の理解も何処まで守るかという問題ですけど、お任せする先生がお守りしますという学校もありますが、そういう事はどちらも保護者ですから受け入れられませんという場合もあります。そういう面を行政の力で機能できるようにしてもらうと、私たちもっと動きやすいなと思います。それで、現実にそういう問題があって、１つは転校せずにそこに送り迎えという形とか、学校の部活の先生がきちっと見てくださっていたり、一人はもうすぐ帰れるからと転校してる子もいます。高校生ならそれがかなり難しいですね。

参加者 G　余談ですが、紋別にはごく最近まで弁護士が一人もいなくて、ようやく最近女性弁護士が来てくださいました。北見もいなかったですか？

参加者 B　女性弁護士はいませんが、男性弁護士は３人います。理解ある弁護士もいるので、スタッフになって頂かなくてもそれはいいと思います。

参加者 I　さっきの病院のことなのですが、アジア女性センターでは内科、外科、整形外科の先生と直に話し合って取り付けて、外科は個人的な協力だと思うけど何も取らずに診てもらうし、不動産の方も安くて適当な場所をすぐ探して貰える協力関係があります。弁護士も女性共同法律事務所と組んであって、必要な時はすぐにそちらに電話して相談にのってもらうシステムがあります。

地方にシェルターを拡大するために

司会者　たくさんの御意見が出ました。安全の

面だとかスタッフの確保だとか資金面という話でしたが、本当にこのワークショップをやっていて「なるほどな」と思ったのは、大都市の東京など都民の理解があって DV に関心を示しているところはかなりの助成金も貰えるし、資金源も確保できる。そして弁護士も確保できるし医療機関とも連携が取れるのだけど、北見や紋別などこれから必要なのはそういう今まで DV の言葉が聞かれていないような地域に、どうやって私たちがシェルター活動を拡げていくかという問題だと思うのです。

参加者 G　私がこうやって情報をお伺いしそれを地域の人に「こんな事あるのだけど、どうですか？」と話すのですが、元の女性議員などに話してもなかなか理解して頂けない。「暴力があるのですよ」とお話しても「じゃあ、女性の性格をみないと判断できないわね」と言われてびっくりしました。そんな事はないのですよね。「暴力を振るうこと自体が罪なのですよ」と言ってもなかなか理解して貰えない。まだまだもう少し啓発というかね、そういう方法がまず一番初めにシェルターを作る前に必要なのかなと思います。

参加者 B　私なども行政の中でやってましたが、上司などしょっちゅう変わります。そうすると、「DV で逃げてきているからちょっと話聞いて札幌のシェルターに繋ぎたい」と私が言うと「おっかぁも悪いんだろうが。おっかぁ何と言ったのよ、おやじに」なんてね、そういう対応ですから。本当に行政でちゃんとやってるように見えてる人たちが、そういうセンスで受けてしまう訳ですから、本当に田舎の実態を分かって欲しいと思います。私も４月に立ち上げて、S という田舎の上司の妻が「夫が暴力を振るったら他の人が助けてくれるところがあると新聞に出ていたけど、何かその話を聞いてくれますか？」という事で、家の中の暴力など家の中で解決するか黙って我慢するか、外に出して訴えるなんか夢にも思ってなかったという隅々の世界をわかって貰ってやらないと、都市だけで走ってもらっている状況はすごく危険だと思うのです。

参加者 H　私も女性に会うと、こういう DV の話をよく聞きます。かなり知られていないし、女性自身が知らないのです。これが問題なのです。DV という言葉の普及率、知っている方おられますか？

参加者 D　私が女性センターの広報をやっていた時に、DV という事で丁度その頃に DV という言葉が出た時でした。女性センターの広報紙にこの事を特集として出しましょうと言った時に、館長が「DV はいけません、DV はいけません」とものすごく言うのです。「どうしてですか」と言うと、「そんな事出して女性センターにたくさん DV の人が入ってくると、何も出来ないからそれはダメです」という時代があったのです。それから考えれば、テレビだとか新聞に DV という言葉を本当に普及してもらったようで、DV と言えばこういうものなのだというので、実践というそこまで来てるという事を考えれば、そうとう中央はしてるんですね。少しづつですけれど。

参加者 H　新聞報道ではあるのですが、事件としては書いていないのです。家庭内暴力ということで。

参加者 B　本当に新聞読む暇もない、新聞取ってない、テレビも朝５時から仕事始めて夜暗くなるまで働いているから見れない、そういう世界の人たちもいるって事を知って欲しい。

参加者 G　寝入る時間帯に DV という話は無いのですよ。一次産業に働いている人たちはね。

参加者 F　地方にシェルターを根づかせていくための方法として、いきなり女性たちの運動基盤がない所にシェルターを作るというのは無理だと思います。

旭川ではシェルタースタッフは４人いますが、やっと最近専従スタッフを一人確保できました。新聞などに DV 関連の記事が掲載されると、そのたびに相談件数が増えます。忙しい時に限って、何人も受け入れなければなりません。最近増加しているのは、行政からの紹介とか警察とか、私たちもパンフレットを沢山作ってあちこちに配布しているので「保健所でこれを見た」とか、「行政の窓口でこんなパンフがあったから」と言って問い合わせがあります。行政だけでなく、向こうから来るのを待っているだけでなく、例えば一人でやるとしたら道北なら旭川の民間シェルターに繋ぐとか、情報提供をするなど自分たちの力量にあわせて活動を始めてみるのはどうでしょう。アメリカなどは本当に One call でどこに行ってもシェルターなどのシールが貼ってあって、いつでもどうぞという感じですし、まず情報を届いていない人たちにいかに伝えるかだと思います。婦人会などの組織を使うなどして、婦人会の集まりだと農家の方とか漁師の人などが近所のつきあいでよく来ると思うのですが、そういうところに行って DV の話をするだとか保健婦さんを呼んできて健康の話をする時に DV は女性に対する最大の健康被害だという話題に触れるなどして、やり方はいくらでも

ぁると思います。そして、立ち上がったシェルターに繋いでいかなければ、民間シェルターは逃げ込む人がいなければいないで潰れます。変な言い方ですが、本当はシェルターが必要のない社会になればいいのだけれど、なかなかそういう状況にはなっていないので、今ある民間シェルターなどの情報を流す事が大事だと思います。ただ情報を流すときには、ここは絶対に安全だという確信が自分になければ、なかなか情報を流せないと思うので、十分なコンタクトをとってネットワークを作りあうという事が大事だと思います。

有効なＤＶ実態調査

参加者 C　先ほど議員さんに話してもなかなか状況をわかって貰えないというお話でしたが、新聞に取り上げてもらう時にひとつの元となるものとして実態調査が有効なのです。茨城でも女性の暴力について一昨年に実態調査をしたら、６人に１人が身体的暴力を受けていました。そういう実態を新聞にパァと報道してもらうと、行政も「あっ」という感じになるのです。民間で少しインパクトを与えて、実態調査を自分からでも何でもいいからやってもらって突き付けていくのも一つの方法だと思います。

参加者 I　久留米ではその実態調査の中に、昨年初めて DV の事を入れて頂いたら４人に１人が受けていたことが判って、行政が動きだして今年できた行動計画の中にシェルターを作る５カ年計画が入ったのです。それで、実態調査というのは行政に対してとてもいいと思います。それから、周囲の人や女性同士が足を引っぱったりと変なことを言う人がいますよね。それをどんなふうにして変えていくかというのでは、生涯学習の中のグループの中に入っていって、もう今まで２８回も毎年やってるのですけど、それが消費者として騙されない為にとかやっている中に、昨年初めて「女性に対する暴力・DV」という分科会を入れたのです。そこで寸劇をやって、DV とはこういうものですよという実例を示してよく説明して、その後に分かれて「相談を受けたらどう対応するか」などを実際にしてもらったのです。報告書も作って全市に流しましたので、そういう意味ではやっと少し広がりつつあります。今年もまた、是非続けようということになっているのです。

発題者　ちょっと古い新聞ですけど、私達がしたことを新聞に取り上げて貰ったのですが、回答した人の２４％が DV を知ってると出ました。私達がアンケートしたものを女性フォーラムというイベントで、第１回目はこの結果を配りまして、昨年度はそのフォーラムで DV について「ちょっこし聞いて」というコーナーでちょっこし聞いてもらったのです。そこでリーフレットを配りましたら、さっそく「それを見ました、聞きました」と言ってそれで電話がたくさん掛かってくるので、かえって忙しくなったねと変な言い方でごめんなさい。でも、そういう事をしていかないと被害者にも認識して頂くのは大切ですし、私達がサポートして頂いたり助けて頂く方に認識してもらわないと進んでいきません。だから、アンケート取ったり新聞報道したり、新聞も少し利用する形で少し自分たちの位置をきちっと育てていく、私達こんな事をしてるのですよと隠すのではなく、ある程度位置を確立することが活動するうえで大事だとこの頃思いました。そういう事によって、援助が頂けたり色々理解してもらえます。そんな形で立ち上げられましたらいいと思います。

参加者B　実態調査の対象者はどのように抽出なさったのかという事と、鳥取で立ち上げるにあたっては運営委員を先に何人かにお願いして、それが運営規約を決めたり活動方針を決めたりしてから総会という形にもっていったのか、具体的な手順を伺いたいのです。

発題者　このアンケートは現在は男女共同参画推進会議と言っておりますが、この時の女性問題地域推進会議という団体（県レベルや市部もある）のメンバーが中心になって行ないました。この女性フォーラムを参画する団体を中心に男性も女性も割合を決めないでその人が知ってる人に２０部とか持って渡したり、企業にも全体の３割持って行きました。回答は６０％もなかったと思います。男性が１１７人、女性が２４９人で合計４３６人です。多分１０００部くらい用意したと思いますので、５割位をきったと思います。

参加者 B　それは封筒に入れて、見えないような形でしたのですか？

発題者　ええ、B ４版の用紙で本人が判らないようにただ年令と性別が判るだけです。取扱者は判りますが、どなたがこれを書いたか判らない状態で行ないました。

シェルター運営

発題者　シェルターの件ですが、私たち行き当たりばったりでやむをえず立ち上げました。組織化は全然しておりません。男女共同参画推進会議のメンバーが志を同じくしておりますので、そのメンバーが中心になって集まりました。

シェルターに入られる方には、こういう決まりがあるとお渡ししてます。問題が起きました時にメンバーで話します。そして、これも何度も何度も書き変えています。ですから規約もありませんし、ただ現実に動いてその時に行き当たったことを解決してる形ですから、そういうひな形にはならないかもしれません。サポートカルテは一応作成しておりますが、これは後でゆっくりしてから聞くような形になりますから当座は相談者との電話などで扱ってしまう状態です。私達の会自体は色んな問題を抱えておりまして、ここで色んな事を何ってまた帰って相談しようという状態ですから、システム的なことはちょっと参考にならないと思います。

参加者 B　維持会員が２０名程度で、運営委員が５～６名で動いているのですか。維持会員の会費とか、それだけでは少ないので色んな所から助成金なども頂いているとの話ですが、やはり１年なりの運動結果とかで貰えたのですか。立ち上げた時、いきなり助成金を頂いた訳ではないですよね。

発題者　そうです。正式ではないのですが、会員がこういう活動をしてますとある程度知名度が上がりまして、県外から講演に来て下さいと言われたりします。実は事務局長はいま県外に行っておりますが、そういうふうに講演依頼がありますと講演料を入れたりします。計画性のない形でやっておりまして、これから作り上げるというのが本当のところです。

参加者 B　専従の方の人件費は？

発題者　もちろん、ありません。ですから大変です。

行政とのパイプ

参加者 C　旭川の方にお伺いしたいのですが、市から５０万、道から４４万の助成金ですよね。市の場合は、どういう行政の所にブッシュしたのですか？道の方はどうですか

参加者 F　市は女性室経由です。道の方は、札幌のスペース・おんを中心とした北海道シェルターネットワークで行ないました。

参加者 C　市の女性室は、男女共同参画をめざす部署ですね。

参加者 F　そうです。今回のシェルターシンポにもその女性室から３～４人参加されています。シェルターが出来て半年くらい頃から助成金獲得に向けた折衝を、女性室の担当者と行なっておりました。財政的にはかなり困難だろうというのは判っていましたので、というのも札幌の「おん」でシェルターをすでに立ち上げていて財政的には大変なのを見てましたし、アメリカのシェルターでもきちんと財政担当者がいて金集めにまわっていると聞きました。アメリカなどは企業が寄付をすると社会的評価が上がるという土壌があるので、すぐお金を出してくれます。日本でいうと「トヨタ財団」のようなところでしょうか。でも、旭川で企業が寄付をすぐ出してくれるというふうにはならないのです、すぐには。だいたい DV という言葉自体も全然知名度がなくて、「なんですか？ DV って」という感じでした。ですけど、情報をこちらからどんどん発信していくしかないのです。

参加者 C　行政との懇談は、やってますか。

参加者 F　はい、すでに女のスペース・おんが札幌市で「女性への暴力」対策関係機関会議に参加していました。旭川市ではまだですが、やはり行政とのパイプを太くしなければというのはありました。

参加者 C　行政との懇談はどれくらいやったのですか。こちらでも、やっていきたいと思っているので。どうも男女共同参画を扱っている部署は弱腰で、児童福祉課のほうが感触がいいのです。それと、警察もいいです。生涯学習課とか男女共同参画など、茨城の場合は女性青少年課がそれをやっているのですが、そこは少し逃げ腰というか連絡調整だけという感じです。だから、どこがやっているのかなと思ったのです。

参加者 F　市の女性室がこの建物の３階にありますがそことのパイプが多少太いかな。

参加者 C　本当はそこだろうと思います。男女共同参画局だろうと思うのですが、まだ児童福祉課、保健福祉ですね。

参加者 F　国レベルでも女性省のような所で一括して行なう事が必要でしょう。各省にまたがると何処が責任を持ってやるかがはっきりしな

くて、DV 法だって今ただ出来ただけなのです。ある方が言われてましたが、DV 法の開始にあたってあちこちの関連省庁と折衝しているが本当に危機的な状況で、今回のシェルターシンポで実効性のある DV 法の運用にあたって是非強力な決議をして国に圧力をかけてくれとの事でした。私たちがやらないと、DV 法は「絵に書いた餅」になりかねないと。

参加者 G　絵に書いた餅でとってもいい文章があったような気がするのですが、民間のシェルターに委託してお金を補助するという良い文章があったと思うのですが、あれも餅だと思うのですか。

発言者 F　そうだと思います。国がきちんと責任をもって、この女性への暴力の問題に対して責任を取っていくという姿勢をはっきりさせないで民間委託という形にして、たいしたお金もつけていないのですよ。防衛費からみたら、微々たるものです。そういう意味でも予算的配慮は十分ではないし、本当に国はやる気があるのかというような法律だと思います。私は最終的には「女性省」というのを作ってもらって、ここが責任もってやり予算の裏付けもしていかないと、地方レベルまで行き渡らない。トップダウンでやりつつ、女性たちの下からの運動も大事、行政にだけ任せていても危ないと思っています。そして関係機関がうまく連携し刺激しながら、批判しながらやればいいと思います。

期待されるＤＶ法

参加者 A　この DV 法が出来てメリットがあるとしたら、社会が変わるだろうと。DV 法が出来たことによって、啓発をしなければならないという事になれば男女共同参画室が中心になって一生懸命に啓発をすると思うのです。でも、逃げた人たちの受け皿というのはシェルターしかないのです。だから電話相談窓口に予算がつきます、警察にもつきます、色んなところにもついてお金がいくと思います、簡単で見やすいから。例えば警官の研修や婦人相談所の職員の配置だとか、すぐに目に見えるからそこにお金がいきやすいと思います。でも、相談をかけた人が自分のことをやってもらえるところは公的なシェルターである婦人相談所か民間シェルターかこの２つしかないのです。全国で４０の民間シェルターと４０箇所の婦人相談所それだけで、DV 法でわぁーと「これは DV だったんだ」と皆が来たときに受けきれるかというと、受けきれないですよね。受け切れないとどうなるかというと、やっぱり基準を設けて「これ位ならまだまだ」ということで福祉事務所に相談にいっても、婦人相談所の一時保護は難しいからと結局止められてしまう。啓発をしたら「あなたのこと DV と言っていいのだよ、家を飛び出していいのだよ」と言って受け皿がないというのは、とても無責任なことなのです。やっぱり、地域に新しいシェルターを作ろうということになっていくだろうと思うのです。なぜ地域差というと東京とか横浜とかたくさんあるのですが、じゃぁ逃げて横浜とか東京に行ってやりましょうということでは、基本的人権は尊重されてない訳です。私たちは自分たちが生まれて育って、子どもはここの学校に行ってる、隣近所の人とも通常の生活を営みながらここに住む権利があるのに、着の身着のままで他県まで逃げて行って大変な思いをしなければならないのか。うちのシェルターで、九州に逃がしたこともあります、新潟にも行きました。でも皆、２年ぐらいで帰って来るのです。やっぱりずうーっとここで暮らしていた人たちが、本当に自分の住民票も移せずに他県で暮らしている。とても大変なことなのです。だから、地域のシェルターが頑張ってそこでその人たちが暮らせるような安全な場所にしていかなくちゃと思います。

参加者 F　本来であれば、暴力を振るった夫の方が出ていくようなシステムを作らなければならないし、それが接近禁止命令の根本じゃないですか。ご本人たちが住み慣れた地域にちゃんと残って、暴力を振るう男を追い出す。でも、その男はまた別な地域で同じ事をするという確立が高いという事で教育しなければならないのですが、なかなか状況はきびしいという話を聞くと「うーん、先の見えない話だな」と思ってしまう。

参加者 D　DV 法はほんとザル法なので、追い出しても２週間で戻って来られたらとてもじゃないですよね。２週間という期間は、出てる間にこっちが逃げるための期間なのです。本来的には、なにも殴られた女性が逃げなければならない事はないのです。殴った方がもちろん悪いのですから、殴られた方が悪い訳ではないので自分の生活圏は守らなければいけない。シェルターは、そこに居たら命の危険があるから緊急に逃げて駆け込む所であって、本来的には女性は自分の家で生活する権利がある。たった２週間でまた舞い戻られたら、たまったものでは無

いのです。そこで保護命令、追い出すための法律というのをもっときつくしておいて頂かないと、女性は絶対浮かばれませんよね。その為にもっと DV 法というのは、しっかりとやって頂かないと今の状態は出来てはいるけどザル法だというのは、よくわかります。

参加者 B　でもせっかくできたのですから、１０月からはサポートする私たちがトレーニングをきちんとやって、必ず何件か立法化して出来ましたという報告を受けて、どんどんそういう声を上げて頂かないと本当にザル法ですザル法ですとスース一水を落としていたのでは何もなりませんので、そういう例を沢山作って欲しいなと、私もやりたいと思っていますし、ですからトレーニングをしっかりやって本当にザル法を漏れないようにやっていかないとと思っています。自分はやっぱり色んな所で実例を作って欲しいなと思います。

DVは犯罪だということを社会的に認知させる

参加者 C：去年、私たち女性の暴力実行委員会で２日間だけ試験的なヘルプラインをやったのです。そうしたら、２日間で５１件かかってきました。その中で電話をかけてきた女性は６０代の方で、何十年と暴力を受けてきていてもう逃げる気はないとおっしゃっているのですが、それでも有り難い事には DV が新聞などにだいぶ出るようになったので、その切り抜きを茶の間にわざわざ置いておくのだそうです。投げられる事があるかもしれないけど、それが抑止力となってみんなが反対だ反対だと言っているでしょう、だから夫は最近は「殴ると犯罪になるのか」と言うのだそうです。それがね、やっぱり抑止力になっているのです。暴力をこうやろうという時に、新聞記事が目の前にあったりすると少し怯むらしいのです。だから皆で声を上げて「これは犯罪なのだ」と公にしていく事が大事なのじゃないでしょうか。それがひとつは教育になってるのではと思うのです。

参加者 H　私はアルコールアディクションの家庭で育ちまして、DV と子どもたちというのでインタビューを受けてます。昨年の話で、信田さよ子氏は原宿のカウンセラーの方ですが、DV を子どもに見させる事も罪であると言っています。だから女性も罪を負う。逃げないといこと事が罪になるという見解が出ました。

参加者 F　DV を受けた女性は逃げないのではなくて、逃げられないのですよ。そこが非常に深刻だという事を受け止めないとダメだと思います。彼女に逃げる道があれば、逃げたのです。でも逃げる道を全部断たれているのです。それが DV なのです。私達が相談を受けたケースで、一番シビアな状況に置かれている方々は障害者の方と高齢者の方です。子どもが小さくて若い３０代、４０代は人生を生き直そうと思って家を出てシェルターを利用し、再出発されます。相談受けてて一番つらいのは、身体が動けないのに夫に暴力を振るわれる、７０才過ぎて私の人生今まで３０年間、４０年間暴力を受けてきて「もうこれ以上いやだ。だけど、出たいけど出れない。」この人たちを私たちはこれからどうやってサポートしていけるのかなと思わずにはいられません。私はここに一番光をあてて欲しいと思うのです。

ＤＶ教　育

参加者 E　先ほど教育という話しが出て、DV から逃げないことも女性のせいだと言っていたと思いますが、教育の中でも DV は犯罪だからあなたは逃げる権利があると私たちは教育されていない訳です。小さい頃から、今はジェンダーフリーは浸透していて、男なら泣いてはいけないとかは言われなくなってきたのだけれど、20代の私たちが親になった時にどうなのかという事も考えて欲しいと思うのです。私とかそこの大学生の彼女などは、DV に関心を持っているのでこうして DV はいけない事で女性の権利の侵害であって、あなたには逃げる権利があるのよと言えるけれど、一般の女性や若い世代の男性についてどうなのかというと、そういう話をすると「そういう現実が本当にあるのだ」とか、「ドラマの中だけの事だと思った」とか、こうしてデートしている時に殴ったのがはたして暴力として認知しているのか・・・彼女がこうして暴力を受けているのを友人に相談しても「それは彼があなたの事を好きだからよ、のろけちゃって」などと言われてしまう現状があります。だから地域に拡げていく過程の中に必ず若い人への教育、啓発、そしてもっと若い小学生や中学生などへの教育も必要だと思います。ある意味で子どもはキーパーソンであり、例えばある中

学生の娘が DV について学校で聞いてきたと家庭で話したとすると、親にも DV について記憶が残る。もしその家庭で DV が起こった時に、その記憶が呼び起こされ相談できるところがあったのだというふうに残っていくのではないか。子どもが DV を目撃して、女性が逃げないという事は共依存なのか、そういう事に早めに気が付くのも DV という教育が必要なのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

参加者 H　共依存はインターネットでの相談でも、困っています。共依存の例が多いです。

司会者　色々出てきましたが、共依存の問題などで深く傷ついた子どもたちなど他の分科会で取り上げていますし、それぞれの分科会で話し合われていると思います。皆さんの意見を聞いて、結局シェルターというのはもちろん緊急避難というのはありますが、警察でも一時保護はしてくれる。でも民間シェルターの役割は緊急避難と人権保護、本当に弱い立場に追いやられた人たちの人権・・・障害者や高齢者もそうですが、そういう人たちの人権をいかに守って訴えていくかなのだと思うのです。その機能を果す、緊急避難をする、そして私達はその人たちを守らなければならない。そして、私達はどこに守られるのかという問題なのだと思います。それは行政などのコミュニティで、皆で守ってもらう。その為には自分たちの立場を知ってもらうというところに今はきてるのかなと、皆の話しを聞いて思うのですけど。

参加者 H　私はパソコンボランティアという活動もしていますが、ボランティア保険というのがあります。年間５００円でできますし、色々適用されていてよい保険内容になっています。社会福祉協議会でどこかのボランティア組織に入って、この保険に入ったらどうですか。保険があるだけでも救いでしょう。

自分の生命保険でやりたいと思いますか。

参加者 I　その保険はボランティアをして何か事故があったりしたら保証するというものですよね。でも司会者が言われたのは、その活動をやっているために受ける危険はあってはならない、それは誰が守るかという事だと思いますが・・・。

社会が私達の安全を守る、その為には金銭的バックアップが大事

参加者 C　社会が私たちを安全に守るという点について、少し具体的に皆で話ができるといいと思います。

参加者 A　シェルターにお金を落としてくれるということですよね、安全な部屋を借りるために。私たちシェルターが見つかったら、今は興信所などを使ってくるのですが私たちが敷金、礼金、前家賃、そしてシェルターに入ってきた人がみじめな思いをしないようにきれいに壁を塗り替えて整えるのだけれど、１～２年もすればまた見つかる。そうしたらそこから引っ越ししてまた移る。そして、また敷金、礼金なのですよね。お金が必要なのです。私たちがいま安全を確保できていると思うのはシェルターが（事務所とは）別な場所にあって、かかわるスタッフだけしかそこを知らない。でも事務所は、母子福祉センターの一室を借りています。だからある意味では、「ウイメンズハウスとちぎ」として看板を掛けていないから、オフィスはあるけどなんかちょっとガードがされている。何となく公的なところで行きにくいなという所ではあるから、ダイレクトに男性が電話をかけてきますが入ってはこない。ただ行政の中で、例えば福祉プラザなどをオフィスで使わせてもらう。県庁の内部だってかまわないと思います。公的にガードできるところなどにオフィスを置かしてもらう。そういうことが社会が私達をガードしてくれることだと思う。DV 法でつく１０億円が官民の取り合いなのですが、婦人相談員の待遇改善とかもいいですが、公的ではないシェルターにお金が欲しいですよね。公的機関でやるというのは、暴力防止センターの婦人相談所で２倍３倍になるだろうと、それはそれでいいのです。民間で防止センターの看板を出しても良いし、そうでないと保護命令を出して欲しい時は警察か公証人役場か婦人相談所かということになりますと、地域だからこそ例えば県の職員だって DV の被害者になる訳ですよね。そういう人たちが福祉事務所や役場に行くと、自分の知り合いが一杯いる訳ですよね。そこから自分の事をケースとして送られて、婦人相談所に行って、色んなこと聞かれたりする訳です。そういう人たちにとって、そこはなるべく通りたくない。自分のプライバシーを守っていきたいと思った時に、こういった所に行けば自分のことを知られるのがイヤなら、民間のシェルターに行けるような選択ができた方がいいと思います。

参加者 B　行政にいて行政批判したら何ですけど、援助センターなども改善されてすばらしい

ものが北海道で出来ましたが、集団生活で普通の家庭生活ではないですよね。民間シェルターでゆったりして、ともかくも自分の人生を考えられるように気持ちをゆっくり休めて、本当に自分らしさを取り戻して欲しいというのは民間で支えてやった一個の空間、そういうところじゃないかと思うのです。支える人たちは本当に大変ですけど、公的シェルターはたくさんの縛りがあるのです。そういう事から考えると、もっともっと自由なシェルターが隠されてはいるけど理想だと思います。

参加者 A　婦人相談所の一時保護も役に立つのですよ、無料で食べられるし安全も確保できる。民間シェルターに比べたら２４時間セキュリティーはついてないですけど当直の人もいるし、安全も確保されます。生活保護や社会福祉などとの繋がりもいいですし、そこもいいのですがそうでないところ、例えば集団生活に適応できない人など、私達がシェルターを立ち上げたのはその人がその人らしく、より自分の根源を、能力で自分の根源を評価しない。自己評価を低くしてしまった訳ですから、そのような方をケアするのですから自己評価を上げたり自己肯定感を深めていかなければならない訳です。そういう事を目的にシェルターに入ったりする人を受け入れるし、それがシェルターの質だろうと思う。はっきり言ったら、シェルターというのはそれ程人数はいらないのです。お金さえあれば、ケアをする人は実際うちでは３０人近くスタッフがいますが実際動いているのは１０人位です。

ただ、ひとりで一室持っているから「一人でシェルターやりますよ」と言った時に気をつけなければならないことは、夫の暴力を受け続けて夫に批判され続けてきた訳なのです。ところがそこにお世話になることによって、その人がこの人を支配し、「あなたは私が助けてあげるから、このようにするのよ」とこの人の下に吸い込まれてしまう。そういう怖さが、個人でやるとある訳なのです。組織の中で、ある意味ではチェック機能が働いて「このケアで私たちいいのかしら」と話し合うので、組織でなにかにつけて常に質を問い直しながらそういった在り方を模索しています。

司会者　他に何か意見とかありますか。

参加者 B　予算の獲得に関しては、公的機関にも下りるだろうし民間にもと色々あるのでしょうが、獲得運動のような形というのは具体的にネットワークでこれから示されてくる訳ですか。

発言者 A　アピール文ですね。ここでデスカッションされる中でアピール文に盛り込むというのは、すでに昨日提起されているのですが盛り込んで欲しいですね。

参加者 B　具体的に宣言して欲しいですね。隅々にまでお金を行き渡らせるように。

参加者 C　そうです、一番大事なのはお金ですよね。行政からそれを引き出すというようなね。

参加者 A　位置づけがどうしても日本社会は官が上で民は下ですから、官が暴力防止センターを一枚看板で各県に一つづつですよと聞いた時にはここが全て集約する、じゃあここにお金をいっぱいやればそんなちぐはぐな民間シェルターにはいらない、ここに皆行きなさいとなる訳です。

参加者 B　そのチェックがすごく必要だと思う訳です。

参加者 A　高めてはくれないかもしれない、良いところもあるかもしれないけど、全て福祉代理体という事がある訳なのです。そこの職員は3年位でくるくる替わっていくので、専門というのが身につかない。

参加者 B　だから監視と要求だけはきっちりとやって欲しい。私達もやらなければならないのですが、具体的に組織ぐるみで交渉したりするのでしたらその辺はがっちりやって欲しいと要望しておきます。民間主導でやってもらわないと困ります。

オンブズマンとしてのシェルタースタッフ

参加者 E　その意味で、シェルターのスタッフはオンブズマンみたいな役割を担っていかなければいけない。

参加者 A　婦人相談員と民間シェルターの人が仲良く一緒の研修会などに行くと、シェルターの人が婦人相談員を批判するのだと。でも今考えてみると、民間シェルターの人たちがいて色々言ってくれたから、自分たちも婦人相談所に入って「先生、先生」と言われて、入ってくる人は自分たちが救済するという高い所に立ったものの見方がこれはおかしいと気付いてきた。つまり競合するものがなかったら、公的なシェルターも成長しないということですよね。そういう意味では、対等に民間シェルターと公的シェルターがやっていくようなシステムを作る事が大切だと思います。

参加者 B 小さな田舎の役所などは「俺たちがやってるのだからいいんじゃないか」というのを一番警戒しなければならない訳で、予算とるうえでもね。そうじゃないのだという事を、やっぱり民間でやらなければならない事を強調して言っていかないと。そういうスタンスの人がすごく多いです。本当に古い体質ですから。しょっちゅう替わるし、せっかく磨かれたなと思うとどっかに行ってしまう、そういうところですから。本当にチェックが必要だと思います。

加害男性の再教育

参加者 G 聞き漏らしたかもしれないのですが、DV 法の中に再教育プログラムみたいなのは盛り込まれたのでしょうか。ないのですか。根本的なアピール文があるとすれば、暴力から逃げる女性の数だけ暴力を振るう男性がいる訳ですから、シェルター作って根本的な解決になるかというと本当はそうでもないのかもしれない。再教育プロジェクトみたいなのがきっちりとなければ、シェルターの数くらいなければ根絶できない事なのでね。是非どこかに盛り込んで頂けたらいいなと思います。

司会者 加害者男性のプログラムですよね。昨日のパネリストの福島さんの話では、まだそれに対するプログラムの実効的な結果がでていないので、まだ盛り込める段階では多分ないです。それよりも先に、現時点で被害者になって来る人たちにというお話でしたよね。

参加者 H 加害者対策というのを、こちらも求めているのです。（中略）
暴力とホルモンの関係で、ホルモンの調節で暴力男が治るとか・・・。これは、未知の領域ですが、女性が言うには男性の自覚が足りないという事で多くの時間を割いていたと思うのですが、発想を変えて科学的なホルモンの影響とか考える時期に来ているのかなと思います。

参加者 E ホルモンが解明される前に、いま現在被害にあっている人がいる訳です。その人たちをどうやって救済していくかというところの話し合いなのです。ホルモンの話はまた別だと思います。

司会者 加害者プログラムの問題ですとか、なぜ暴力が起きるのかなど医学的な見地からも出てくると思いますが、それは専門機関に任せるしかないでしょう。私達民間シェルターの団体は、被害者の人権を守るという事を必ずベースに置いた活動、啓発活動、そして教育などにも取り入れていって、子どもたちにもあちこちで啓発活動していく事に尽きると思うのです。

ジェンダー教育

参加者 C 教育の問題についてですが、初年度でしたか文部省が０歳からのジェンダーフリー教育に２千万の予算をつけたとか、それでジェンダーフリー教育を０歳からやらなくてはならない。少しは取り組みが始まっているのですけれど、実は私が関係する団体で昨年大学１年生にアンケートを取りましたら、ジェンダーの問題を非常に助長させているのは家庭と学校でした。男女平等教育をきちっとなされている所が学校かと思ったら案外とそうじゃなくて、かなり先生が現場では男女分けて指導している。男に対してものすごくプレッシャーをかけているというのは、親の世代なのですね。女性も男性も男の子に対してものすごくプレッシャーをかけてます。これを、我々も考え直さなければならない。このプレッシャーが DV とものすごく関連があるとでてきました。我々女性も、加害者を作らない家庭教育、学校教育、社会教育をやっていかなくてはダメだなと。いくら加害者になった男性を教育しても、アメリカなんかいくら教育しても３割くらいしか立ち直らない、7割はまた暴力を繰り返すという事を聞いてますので、やっぱり小さい頃からそういう様な加害者にならないような教育をしていかないとダメだなと思います。

参加者 A シェルターに関わっている人だから出来るのですよね。つまり実態がわかっている。私たち、いま女子高に出前講座をやっているのです。若い男女のパートナーシップの作り方や関係性などやっていて、情報発信をしています。シェルターの運営だけじゃなくて、そのような活動も楽しいのです。私たちでなくては語れないのです。だから男女共同参画室が啓発活動をしようと言った時に、DV が問題だと言っても実際 DV の人の話も聞いた事がない、そういう人と接した事もない人たちが、ジェンダーだけを言ってもなかなか分からない。だから私たちが発信していける。

発言者 D 学校教育に関して今ジェンダー教育とおっしゃったのですが、中学校の歴史の教科

書をみて「神話」のところに、あめのうずめのみことが乳房を取り出して腰に巻いているものを取って陰部を出して踊ると、そこに居た沢山の男たちがやんやと喝采をしたという事を教科書に出しているのです。それを学ぶ中学生は、女はそうして踊って喜ぶものだという印象を知らず知らずのうちに受けてしまう。いま中学の中で、すごくスクールセクハラとかレイプなどが問題になっていますが、そのような教科書を学んだ中学生がどのように育つかという事を考えただけで背筋が寒くなります。いま行政で各教科書を論議していると思いますが、女性の人権を守る立場から是非この教科書は取り上げて欲しくないという意思表示をして頂きたい。
（中略）

ま と め

司会者　そろそろまとめに入りたいのですが、今回この分科会に参加されていないシェルターからもアンケートにお答え頂いています。埼玉おんなのシェルター、神奈川おんなのスペースみずら、スペースえんじょ、ハーティー仙台からお答え頂きました。

運営資金については、埼玉では基本的には賛助金によって行なっていてシェルターの日用品などは殆ど寄付で賄っている、みずらはカンパや会費、助成金は２００１年度からは横浜市国際交流協会から外国人離婚マニュアル作成費として頂いているそうです。あとは横浜市からシェルター事業費補助も受け、神奈川県および自治体から DV 被害者シェルター運営委託、相模原市からは女性面接相談委託という形で行政から補助を頂いていますが、派遣するスタッフの確保が難しくなってきているそうです。スペースえんじょは、会費・カンパ・寄付で賛助会員が一口３０００円で資金確保はその年によって異なり、かなり不安定で運営しているそうです。ハーティーさんも、会員からの寄付や寄贈で運営されています。

スタッフについて、埼玉では１３名で危険を伴うことから専門的な学習が済んだ方を確保し単なるボランティアはいなくて、その代わりスタッフの確保は難しい。みずらは常駐スタッフは５名、相談ボランティアは４０名でボランティアも給料は有り、宿泊体制をとって活動されているそうです。ボランティア相談員のレベルアップやジェンダーの視点などを持った相談員を育てていくことが非常に今の課題になっています。スペースえんじょは、専従スタッフ２名で育成までにはとても手が回らない状態、てんてこまいで行なっています。

あとさまざまあったのですが、ネットワークについては関連機関との連携はもうさまざまです。埼玉などのように医療機関や婦人相談所、保健所などとのネットワークができて年１回に会議を持って参加しているところや、スペースえんじょでは警察や医療と全く連携のないところなど、様々な回答が寄せられいます。こういうものも参考にして、また自分たちの活動に生かして下さい。（中略）

DV 法の施行がいよいよ１０月からされることになり、啓発活動が盛んになってくると思いますが、そうなるとかなりの被害者の方が声をあげてくると予想されます。昨日の講演にもありましたが、何か大きなプロジェクトが起こると、今まで声があがって来なかった場所からの声があがってくると思います。そのためのシェルターの受け皿がやはり少ない、地方各地でたくさんのシェルターを作ってもらい運営していく為には、その地方の格差の問題、ジェンダーフリーや DV に対する意識の格差などがあるので、その地方、地方に合った形で何がいま必要なのか、どういうことならできるのかという事が、横の市町村などとの繋がりを使ってやっていくしかないと本日の話し合いで思いました。ゆくゆくはシェルターの環境整備にも努めながら、本当に被害女性のこころのケア、人権を守っていきたいところですが、今はまだそこまで手が回らないのが日本のシェルターの現状です。これをいかに声を大にして行政や警察や国に持っていくかということが、女性の人権を守るためにまず私たちが考えなければならない、やらなければならないことだと思います。

資　　料

資料①　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

資料②　「女性に対する暴力関係相談機関担当者会議」他

資料③　羽咋市男女がともに輝く２１世紀まちづくり条例

資料④　北海道男女平等参画推進条例

資料⑤　各条例におけるＤＶについての記述

資料⑥　生活保護を受けやすくするために　事前アンケートまとめ

要　望　書

全国シェルター地図

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条～第五条）
第三章　被害者の保護（第六条～第九条）
第四章　保護命令（第十条～第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条～第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たすものに委託して行うものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するように努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二　命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

（管轄裁判所）

第十一条　前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの暴力を受けた状況

二　更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取り消しの原因となることが明らかな事情があるこ

とにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5　前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取り消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（保護命令の再度の申立て）

第十八条　保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2　再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更正のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県および市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たすものに委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認めるものに委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章　罰則

第二十九条　保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中、「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て」を加える。

資料②

「女性に対する暴力関係相談機関担当者会議」名簿

（順不同）

石川県警察本部警務部警務課（石川被害者等支援連絡協議会・石川被害者相談室　関係）
石川県警察本部警務部総務課（警察安全相談　関係）
石川県警察本部刑事部捜査第一課（レディース通話１１０番　関係）
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課（ＤＶ対策　関係）
金沢地方法務局
石川県健康福祉部子育て支援課（婦人相談所　関係）
石川県障害保健福祉課（こころの健康センター　関係）
石川県県民文化局女性青少年課男女共同参画推進室
石川県中央保健福祉センター福祉相談部婦人相談所
石川県こころの健康センター
石川県女性センター
石川被害者相談室
金沢こころの電話

（以上　１３機関）

「金沢被害者支援ネット・女性に対する暴力専門部会」名簿

（順不同）

平成１２年６月２２日現在

日本母性保護産婦人科医会石川県支部
社会福祉法人　金沢市社会福祉協議会
金沢市旅館協同組合
金沢ホテル懇話会
金沢市校下婦人会連絡協議会
金沢人権擁護委員協議会
金沢地方法務局　人権擁護課
石川県女性センター
金沢市　市政参画課
金沢市　男女共同参画室
金沢市　労働福祉課
金沢市　生活福祉課
金沢市泉野福祉保健センター
金沢市元町福祉保健センター
金沢中警察署
金沢東警察署
金沢西警察署
石川県臨床心理士会
社団法人
　石川県宅地建物取引業協会金沢支部
協同組合　石川県ビジネスホテル協会
西日本電信電話株式会社金沢支店
石川被害者相談室
金沢公共職業安定所
石川県婦人相談所
金沢市　人権同和対策室
金沢市　市民安全課
金沢市　福祉総務課
金沢市駅西福祉保健センター
金沢市教育委員会生涯学習課
金沢市女性センター
石川県警察本部
　性犯罪相談「レディース通話１１０番」

（以上　３１機関）

羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例

前　文

我が国では戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ進められてきた。平成１１年６月には、男女共同参画社会基本法が施行され、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を充分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

これらの背景には、社会制度や慣行において性別による差別や固定的な性別役割分担が残っており、男女間の経済的格差も大きく、女性の人権が充分尊重されているとは言い難い状況がある。そして、そのことが地域によっては 、結婚難、少子化、高齢化、人口減少、地域経済の停滞に拍車をかける要因のひとつとなっている。

本市で行った意識調査や地区公民館でのまちづくり会議などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて問題が提起され、平成１２年７月に発足した羽咋市男女が共に輝くまちづくり推進懇話会において、幅広い市民の多様な意見を集約した意見書がとりまとめられたところである。

２１世紀を迎えた今、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女の対等なパートナーシップを実現することが必要である。本市は、この意見書を踏まえ、それを担うにふさわしいひとづくりを目指し、ここに羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、男女が共に輝くまちづくりの形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによって、市民一人ひとりの個性が光り輝き、豊かで活力ある２１世紀の羽咋市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者等　市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) ジェンダー　男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。

(5) セクシャル・ハラスメント　市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス　夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。

(7) エンパワーメント　内にもっていて抑圧されていた力をひきだし、あらゆる分野で自分のことは自分で決め、行動できるよう力をつけ、発揮することをいう。

(基本理念)

第３条　男女が共に輝くまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

(1) 一人ひとりがその能力を充分に発揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。

(2) 男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。

(3) あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ、男女が共に参画する活力ある社会であること。

(4) 性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

(実現すべき姿)

第４条　市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女が共に輝くまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア　家族のすべてが、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念にとらわれず、相互の個性と「その人らしさ」を尊重しあう良好なパートナーシップを築くこと。

イ　「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担の意識がなくなり、家事、

育児、介護などは、家族みんなが関わり、喜びも責任も共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

ウ　家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

(2) 地域において実現すべき姿

ア　男性も女性も対等に地域活動やまちづくりに参画することにより、連帯感や満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。

イ　家族の理解と協力のもとで男女が共にボランティアやＮＰＯ（民間非営利組織）などに積極的に参加し、その中から多くの女性リーダーが育つこと。

ウ　古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア　育児休業や介護休業を男女とも積極的に取得し、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。

イ　採用、配置、賃金、昇進などの男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲などが充分に発揮される、生き生きとした職場になること。

ウ　管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定や、農業、商業などのあらゆる産業分野における経営方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。

エ　営利、非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。

(4) 学校において実現すべき姿

ア　「男の子らしく」「女の子らしく」ではなく、個性と能力を尊重する教育が進むこと。

イ　人権教育が進み、人を思いやる心が育つこと。

ウ　進学や就職などでは、ジェンダーにとらわれない個人の能力や適性を考慮した進路指導が行われること。

(5) 人権擁護において実現すべき姿

ア　ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し被害者を安全に保護すること。

イ　だれもが性別を理由とする差別を受けないこと。

（市の責務）

第５条　市は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2　市は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施にあたっては、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市民の意見が尊重されるようにしなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、男女共同参画について理解を深め、相互に協力し、あらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努力しなければならない。

2　市民は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第７条　事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2　事業者等は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして男女共同参画に関する市の施策に積極的に協力するものとする。

（行動計画の策定等）

第８条　市は、男女共同参画社会の実現のため、具体的な施策体系としての羽咋市男女が共に輝くまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2　市は、行動計画を策定又は変更するときは、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、市民の意見を尊重するものとする。

（相談所の設置）

第９条　市は、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆる暴力やセクシャル・ハラスメントの防止及び被害者の保護のために相談所を設置するものとする。

2　市は、前項の目的を達成するため、市内外の行政機関や民間団体と積極的に連携するものとする。

（男女共同参画促進の支援）

第10条　市は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置等、市民や事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

（実施状況の年次報告）

第11条　市は、毎年の施策の実施状況及び成果を市民に公表しなければならない。

（推進委員会）

第12条　市は、男女が共に輝くまちづくりを推進するため、羽咋市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2　推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査、審議し、答申するものとする。

3　推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長に随時建議するものとする。

4　推進委員は、委員２０名以内をもって組織する。

5　推進委員は、市民、各種団体の代表者、学識経験者等から市長が委嘱する。

6　推進委員は、男女が共に輝くまちづくりに関し、意見、苦情等の情報収集、普及活動等を行う。

7　推進委員の男女の一方の委員の数は、委員総数の１０分の４未満であってはならない。

8　推進委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、推進委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

北海道男女平等参画推進条例

目次

北海道男女平等参画推進条例
前文
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等
第一節　基本計画（第八条）
第二節　男女平等参画の推進に関する基本的施策（第九条―第十七条）
第三節　道民等からの申出（第十八条）
第三章　北海道男女平等参画苦情処理委員（第十九条―第二十二条）
第四章　北海道男女平等参画審議会（第二十三条―第三十一条）
附則

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女平等参画　男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三　セクシュアル・ハラスメント　他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第三条　男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2　男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3　男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4　男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の

養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

5　男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

（道の責務）

第四条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

（道民の責務）

第五条　道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第二章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第一節　基本計画

第八条　知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二　男女の人権の尊重に関する事項
三　男女平等参画の普及啓発に関する事項
四　道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

5　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節　男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）

第九条　道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十条　道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）

第十一条　道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）

第十二条　知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）

第十三条　道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）

第十四条　道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動並びに市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠

第二十二条　この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第四章　北海道男女平等参画審議会

（設置）

第二十三条　男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二十四条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一　知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2　審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第二十五条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　男女いずれの委員の数も委員の総数の十分の四未満であってはならない。

（委員）

第二十六条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の十分の四以内とする。

一　学識経験のある者

二　男女平等参画に関係する団体の役職員

三　事業者を代表する者

四　市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

五　公募に応じた者

2　知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第二十七条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員が互選する。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）

第十五条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十六条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）

第十七条　知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第三節　道民等からの申出

第十八条　道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2　知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第三章　北海道男女平等参画苦情処理委員

（設置）

第十九条　知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

一　男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

二　男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること

三　第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

（苦情等の申出）

第二十条　道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

（助言等）

第二十一条　苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2　苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

（知事への委任）

第二十八条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第二十九条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、知事が任命する。

3　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（専門部会）

第三十条　審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第三十一条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は平成十三年七月一日から、第三章の規定は同年十月一日から施行する。

説　明

男女平等参画社会の実現の重要性にかんがみ、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものである。

各条例におけるＤＶについての記述

		ＤＶ関連条例	ＤＶなどの対応条例
東京都	12年4月	第四章　性別による権利侵害の禁止 第十四条　３　家庭内において、配偶者等に対する身体的または精神的な苦痛を著しく与える暴力行為は、これを行なってはならない。	（都民などの申出）　第七条　都民及び業者は男女平等を阻害すると認められること又は、男女平等参画に必要と認められることがあるときには知事に申し出る事が出来る。 ２　知事は前項の申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応するものとする。
埼玉県	12年4月	（性別による権利侵害の禁止） 第七条　何人も、家庭、職場、学校、地域において、女性に対する暴力を行なってはならない。	（県の施策）第九条　５　女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行なうよう努める。 （苦情処理）第十三条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は、推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に県民等からの申し出を適切かつ迅速に処理する機関を設置する。
山口県	12年10月	（県民の責務）第六条 ２　県民は、男女参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を根絶するよう努めなければならない。	（相談の申出の処理）第十九条　知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取り扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの申出の適切な処理に努めるものとする。 ２　知事は、前項の申出を処理する職員（「男女参画相談員」）を置くものとする。
三重県	13年1月	（基本計画の策定） 第８条　３　四　性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項	
出雲市	12年3月	（性別による権利侵害の禁止） 第五条　何人も、性別を理由とする権利侵害や差別的取り扱いを行なってはならない。	（苦情相談窓口の設置）第十条　市は、男女参画によるまちづくりを阻害する問題を処理するため、苦情相談窓口を置き他の関連機関と連携を取り、相談者に対し必要な支援を行なうなど解決に努めるものとする。

		3　何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行なってはならない。	
都留市	12年3月	（性別による権利侵害の禁止） 第十条　2　何人も、職場、家庭、学校、地域社会において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害及び夫や恋人など親しい関係の男性から女性に向けられる暴力をしてはならない。	（性別による権利侵害の禁止）第十条 3　市はセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識にたち、その防止のための啓発に努めなければならない。
塩尻市	12年4月	（性別による権利侵害の禁止） 第七条　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次にかかげる行為を行なってはならない。 3　女性に対する暴力。	（市民相談等）第十一条　市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行なうとともに、その他関係機関等との連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
新座市	12年7月	（セクシュアル・ハラスメント等の禁止） 第七条 2　何人も、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為は、配偶者に対しても、これを行なってはならない。	（相談窓口）第十四条　市は、市民が性別による差別的扱いその他の、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相談を受けるために窓口を置くものとする。 2　市は、前項の相談を受けた場合においては、他の関係機関等と連携を取り、必要な支援を行なうよう努める。
様似町	12年12月	（性別による権利侵害の禁止）第七条 3　何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行なってはならない。	
岩	13	（性差別の禁止等） 第４条　何人もあらゆる場	（委員） 第９条　2　3　苦情相談機関を構成する者

出山町	年4月	において、性別による差別的扱いをしてはならない。 2　何人もあらゆる場において、性的行為の強要又は性的言動による生活環境の侵害及び個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。 3　何人も、前二項の規定に反する行為があったことを知り得た者は、町及び関係機関に、その事実を通報するよう努めなければならない。 4　町は、第1項及び第2項の規定に反する行為が著しく人権を侵害する行為であるとの認識にたち、その予防及び防止並びに被害者救済のために適切な措置を講じなければならない。	（審議会の職責） 第10条　3　男女平等の推進に関する一般研修並びに相談員及びカウンセラーの養成研修の立案に関すること。 （苦情相談機関の設置等） 第13条　第4条第1項及び第2項の規定に反する行為その他男女平等の推進を阻害する要因により人権を侵害する行為（以下「侵害行為」という。）があった場合、当該被害者を救済するため、町に苦情相談機関を置く。 2　侵害行為の被害者及び侵害行為の事実を知り得た者は、被害者救済のために、苦情相談をすることができる。 （苦情相談機関の構成） 第14条　苦情相談機関は、以下の者によって構成する。 1　男女平等推進事業主管課の責任者（以下「総括責任者」という。） 2　相談員 3　カウンセラー 4　事務職員 （職務） 第15条　3　カウンセラーは、相談員の職務の遂行を補助するほか、相談者の自立を促すためにカウンセリングを行う。 （研修） 第17条　相談員及びカウンセラーは、相当な事前研修を経た後でなければ、職務に就くことはできない。また、就任後も定期に研修の機会が与えられなければならない。 （避難施設の確保） 第18条　町は、第13条第1項に規定する侵害行為を受けた被害者のために、一時避難施設を確保するものとする。 2　避難施設の利用は、被害者本人の意思を最優先して決定しなければならない。

資料⑥

全国シェルターシンポジウム in 旭川　分科会５

生活保護を受けやすくするために　～自立支援の第一歩として～

事前アンケートまとめ

１．回答シェルター数　１７ヶ所（配布シェルター　２３ヶ所）

２．回答シェルター所在地

北海道・宮城・埼玉・東京・栃木・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡・鹿児島

３．回答シェルター生活保護受給率　平均４２％（最高９０％・最低４％）

４．生活保護受給申請窓口

①原則として前住地の福祉事務所　６ヶ所

②原則としてシェルター所在地の福祉事務所　２ヶ所

③ケースに応じて①と②と両方　５ヶ所

④その他　４ヶ所

＊発生地主義

＊新住居（母子生活支援施設・民間アパートなど）を構えてからその住居の所在地で申請

＊住民票のある自治体で申請

５．申請窓口の対応やＤＶに対する理解

①おおよそ良い　４ヶ所

＊初期の段階で話し合いを持ち、理解が深まった

＊「婦人保護・生活保護関係職員業務打ち合わせ会」を行った結果、理解がすすんだ

＊シェルター利用は相談を受け付けた役所がサポートを行うので申請・相談はスムーズ

＊シェルター所在地の福祉とは信頼関係があり良好

②悪い　４ヶ所

＊シェルターがあると生活保護の申請があって大変だと言われてしまう

＊命からがら逃げてきた人に対して無神経なことを平気で言う、研修がなされていない

＊窓口でセカンドＤＶを全員が受けている

＊「もう二度と行くものか！と思った」と話してくれた人もいる

③悪いが変わりつつある　３ヶ所

＊マスコミや条例制定が関係している

＊この１年で改善されたように思う、対応はソフトになった

＊サポーターが同行すれば不必要な質問はしないなど、事務的に進めてくれるようになった

④対応者によってバラバラ　６ヶ所

＊地域によって格差がある
＊職員によって対応のばらつきがある
＊担当者の力量と姿勢の問題
＊積極的に勉強している担当者もいるが、まったく理解のない担当者も少なからずいる

６．シェルター所在地の行政区（自治体）での特別な取り組み

①ある　１４ヶ所

＊北海道でＤＶ対策機関連絡会議、ワーキングチームが動いている
＊北海道から「女性緊急一時保護施設入所者への対応方針」が出ている
＊函館市の「男女共同参画プラン」の中に「女性への暴力」の項があり、シェルターには５０万円の補助金が出ている
＊仙台市男女共同参画課主催の「女性への暴力電話相談（月２回）」や、性暴力やＤＶについての啓発リーフレット作成の委託を受けている。また、シェルターに仙台市から助成金が出ている
＊埼玉市条例で訴訟費用の貸し付けが受けられることが決まり、行政・県警・婦相などのネットワークが図られつつある
＊「女性行動計画」の中にシェルターの設置や民間団体への支援の項がある（東京）
＊シェルターにいながら生活保護の受給申請ができる（神奈川）
＊神奈川県・横浜市・川崎市の「婦人保護・生活保護関係職員業務打ち合わせ会」で、暫定的世帯認定が認められており、危険を回避するために福祉事務所へ出向かなくてもいいような配慮がなされている
＊名古屋市は「女性への暴力実態調査」を行い、それを受けて「ＤＶ防止のための啓発用リーフレット」を作成した。また、ＤＶ対策のための連絡会を立ち上げる予定
＊茨木市女性政策課の協力で共同募金から寄付が受けられた。また、男女共生センターで、月２回ＤＶ面接相談実施の委託を受けた
＊申請者を理解し、共感しながら対応してくれ、夫にも連絡をしない（福岡）
＊鹿児島市の女性政策課や女性センターに暴力相談窓口があり、県警も暴力防止の呼びかけを行っている

②ない　３ヶ所

＊これから検討中である
＊こちらから夫などに絶対知らせないようにと念押ししなければならない

７．自由記入欄（抜粋）

＊離婚が成立していなくても、居住地が違っていても支援してもらえるような体制作りや法律の改正を望む。
＊住所不定であるということで生活保護が受けられない。
＊生活保護が受けられず、放浪して自治体を転々としている人もいる。
＊ＤＶの場合、シェルター所在地に費用負担が集中してかかるので、国や都道府県で全額負担すべきである。外国人の場合も同様に登録地域の負担が大きく、なかなか理解が得られない。
＊住居設定のための敷金や引越し費用を負担してほしい。
＊学資保険の解約をさせないでほしい。

＊ＤＶのケースで親やきょうだいの援助を求めないでほしい。
＊ＤＶのケースは緊急に経済的保障が成されるようしてほしい。申請してから、実際にお金が手元に入るまで時間がかかりすぎる。
＊ふとんや家具・電化製品など必要な生活準備品が家具什器費だけではそろえられない。
＊必要であれば世帯単位でなく、個人単位でかけてほしい。
＊所持金が少なくならないと申請すら受け付けてもらえない。申請するために所持金を減らすなんてナンセンス。
＊生活保護受給資格を得るのに医者の診断書が非常に有効だったりすると、無力感を感じる。
＊公的施設利用者とシェルター利用者との間の利用料負担の差を公の責任で何とかしてほしいと思うが、シェルター利用中は生活保護が受けられない。
＊生活保護受給に関して全国統一の基準を作ってほしい。シェルター滞在中に生活保護を受けられる地域とそうでない地域があり、広域措置をとる場合に混乱をきたしている。
＊広域措置対応がうまくできていない。各自治体間のやり取りが成されていない。
＊母子生活支援施設は居住地の地域の施設しか入れないことが多く、せっかく家を出てきたのに、また地元にもどらなくてはいけなくなったケースもある。
＊窓口担当者は、生活保護は権利であり税金で保障されたものだということを認識してほしい。
＊生活保護受給率の高い地域だと、「ＤＶの被害者だけ特別扱いはできない」と言う人がいて困る。
＊何年もかかって交渉を続け、窓口担当者がやっとわかってくれるようになった頃に異動してしまい、また、まったくわけのわからん人に変わっている。福祉関係の仕事につく職員を専門職採用してほしい。
＊担当窓口の職員の中には、不正受給を疑ってかかる者もいて、当事者の発言を平気で疑う。
＊担当窓口においては被害者の心情・立場を理解できるよう職員研修の徹底を望む。相談するほうがいやな思いをして何回も通わなければならないのは苦痛だと思う。
＊自治体同士で押し付け合いをしたり、受給を拒んだり、「貴女にも問題があるのでもっと自分で努力してください」と言ったり、状況の理解ができない職員の冷たい態度に当事者共々泣かされる。
＊ＤＶの定義が曖昧で、解釈が窓口担当者個人に委ねられてしまっている。研修の徹底を望む。
＊とにかく申請ぐらいは受け取ってほしい。門前払いとか保留にしないでほしい。
＊繰り返しのケースにとても厳しい。
＊シェルターの所在地以外の窓口対応に問題を感じる。
＊生活保護に関する情報提供をきちんとすること、法律の運用を適正に行うことで、ＤＶの被害を受けた女性の生活保護受給は可能。窓口担当者は柔軟に対応してほしい。
＊被害女性は社会資源に関する情報に乏しく、ケースワーカーに十分ニーズを伝えられないことも多く、アドヴォカシーの必要性を強く感じる。
＊日本国籍をもつ子どもがいるにもかかわらず、オーバーステイの外国人母に生活保護が出ないことがあった。中には子どもの生活保護受給資格まで脅かされるケースもある。自治体によって差があるので共通の対応を望む。
＊婚姻前の子どもで片親がオーバーステイの場合、日本国籍であっても子どももオーバーステイ扱いになってしまうので生活保護を受給できない。
＊外国籍同士の結婚で、夫の暴力で逃げてきても家族滞在などの在留資格のため、生活保護が受給できない。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の実効性ある運用を求める要望書

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が４月６日、衆議院本会議で可決成立し、１０月から施行の運びとなりました。

１９９５年第４回国連女性会議（北京）以降の女性への暴力根絶を願う国内外の運動のうねり、とりわけ、これまでの民間のシェルター・サポート活動の実績がＤＶ防止法制定の大きな原動力となったことは多くの人が認めるところです。

日本の社会がようやくＤＶ防止法を制定するに至り、被害当事者の保護救済及び自立支援を社会的責任とする時代の幕が開きました。この法律を根拠として、女性への暴力が根絶され、女性の人権が確立される社会の実現に向けて、国及び自治体の責任が大きく問われることとなったのです。

私たちは、暴力被害にあった女性と子どもに対する支援活動を通して、この問題への適切な対策の必要性と方法を提案してきた民間団体の連合体です。本大会を機に、国及び地方自治体が、実効性のある法の施行運用を積極的に進められるよう、下記の要請をいたします。

記

Ⅰ　司法支援システムの整備

（１）相談支援センター及び警察に被害者が保護を求めた時点から、司法支援にかかわるサービスが始動すること。

・相談支援センター及び警察にＤＶ対応の司法支援チームをつくる。
・相談支援センター及び警察は、被害者の権利と司法支援にかかわる情報提供を行う。
・相談支援センター及び警察は、被害者に法的手続きの援助を行う。

（２）保護命令が簡易に、迅速に、公正に使えるよう準備が整えられること。

・全国共通フォーマットによる書き込みチェック方式の申立て申請書を作成する。
・警察への保護依頼に関わる記録様式を統一する。
・相談支援センターが業務を開始するまでの間、婦人相談所が保護依頼証拠を作成する。
・民間支援グループ、弁護士等への相談や保護依頼についても、記録を証拠として採用する。
・生活保護等、行政窓口の対応記録の準用について対処する。

Ⅱ　相談支援センターの運用について

（１）相談支援センターの理念の確立

・権利侵害を受けた女性の回復のための支援を基本理念とする。
・子ども、外国人女性、及び全ての人々に開かれたセンター機能を持つ。
・相談支援センター職員の研修の徹底。
・相談支援センターの機能と業務内容にもとづいた職員の配置（フェミニスト・カウンセラー等の配置）。
・相談支援センターは２４時間対応とする。
・広域支援の徹底。
（２）相談支援センターのコーディネイト機能の確立
・相談者の直接来談はもとより、福祉事務所をはじめとする関連諸機関との連携システムを整備し、窓口一括サービス方式による支援を徹底する。
・相談支援センターでの保護開始と同時に、必要に応じて、被害者の法的権利等について、弁護士または司法支援担当者による情報提供がなされること。
・相談支援センターの必要十分な設置とあわせ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携をはかり、緊急保護の万全を期すこと。

Ⅲ　法律の具体的な施行マニュアルの整備と研修の徹底
（１）専門職員への実際的運用マニュアルの周知徹底、および専門領域ごとの研修の徹底
・警察官
・救急隊員、消防署職員
・裁判官、検察官、裁判所職員、調停委員
・公証人、法務局職員、司法書士等
・法曹養成機関の研修プログラムにDV教育を義務ずける。
・医療関係者（医師、歯科医師、看護婦、助産婦、保健婦、医療ソーシャルワーカー）への養成教育カリキュラムにDV教育を必須科目とする。
・各種相談員（民生児童委員、保護司、人権擁護委員等）
・福祉事務所職員
・児童相談所職員
・その他関連窓口職員
・教育関係者
・聖職者等宗教関係者
（２）教育研修の実施にあたっては、民間シェルター等NGOに蓄積された知識や経験を評価し、積極的に活用すること。
（３）学校教育、地域啓発教育の徹底
・学校教育カリキュラムにDVプログラムを位置ずける。
（４）関連する諸法律を見直し、被害者の保護救済および自立支援の迅速円滑な実施のために、障碍となる制度を改善すること。

・生活保護行政の運用の見直し（DV被害者の全額国庫負担による受給システム）
・個人情報秘匿システムの整備（住民票、保険証、運転免許証、学籍等）
・世帯単位主義のシステムを個人単位主義のシステムに変更する。

Ⅳ　警察官の対応

（1）警察官の特別研修プログラムの実施と緊急行動マニュアルの徹底
・ＤＶ対応チームの設置と女性警察官の配置。
・被害当事者、子どもの安全確保を最優先にした行動マニュアルの作成と徹底。
・警察官は法律に関連する情報を被害者に提供する。
・退去命令がでた場合など、被害者の要請に応じた安全確保のための同行等の義務づけ。
・相談、事情聴取等の場に、当事者が求める支援同伴者の同席を認め、加害者と被害者を別々の場で対応することを鉄則とすること。

Ⅴ　民間シェルターへの財政支援

（1）民間シェルターが行う相談から自立後のフォローアップまでの支援活動全体に対する必要経費の支給。
（2）２００２年４月１日からの公費支給の開始。
（3）新たに開設する民間シェルターへの立ち上げ支援。

Ⅵ　３年後の見直しに向けて

・３年後の見直しに向けて、評価、分析のための資料を蓄積すること。そのための記録様式を関係機関の間で統一すること。
・法律の実効性を確保するための検討審議会を設置し、民間シェルターの参加を位置づけること。

２００１年６月１７日
全国女性への暴力駆け込みシェルター・ネットワーキング
第４回旭川大会「全国シェルター・シンポジウムin旭川2001年
（実行委員長　村田恵子）

＊全体会参加者一同
＊全国女性への暴力駆け込みシェルター・ネットワーキング
（代表　波田あい子）
加盟民間シェルター及び支援活動団体 以下連名
（　）内は代表者名

・ウィメンズ・ネット旭川（村田恵子）　・女のスペース・おん（近藤恵子）
・ネットマサカーネいぶり（油谷紀子）　・駆け込みシェルターとかち（嶋田道夫）
・ウィメンズ・ネット函館（古川満寿子）　・CAPあさひかわ（佐藤洋美）
・旭川女性会議（東郷明子）　・秋田DVを考える会（山下博子）
・カウンセリング・ルームぽれぽれ（大嶋栄子）
・女のスペースにいがた（西澤真知）
・仙台女性への暴力防止センター・ハーティ仙台（八幡悦子）
・ウイメンズ・ハウスとちぎ（中村明美）　・埼玉おんなのシェルター（川野紀代美）
・女性の家HELP（大津恵子）　・AWS女性シェルター（納米恵美子）
・FTCシェルター（平川和子）　・女のサポートライン（井上佳江子）
・ミカエラ寮（狩野敦子）　・花みずき（大塚加代子）
・母子生活支援施設カサデサンタマリア（宮下慧子）
・フェミニスト・サポートセンター・東海（隠岐美智子）
・スペースえんじょ（上田美江）　・NPO法人　WANA関西（藤木美奈子）
・女のかけこみ寺・生野学園（渡辺和恵）　・W・S ひょうご
・サポートグループ・COSMO（亀井明子／鈴木略子／米田真澄）
・女性と子どもの民間シェルター「みもざの会」（大西勝代）
・女性への暴力ホットライン山口（小柴久子）・アジア女性センター（松崎百合子）

以上（２９団体／２００１年６月３０日現在）

団体名：全国女性への暴力駆け込みシェルター・ネットワーキング
（略称：全国女性シェルターネット）
代表者：　波田あい子
連絡先：〒162-0823　新宿区神楽河岸１－１
東京ボランティア市民活動センター気付
メールボックス６番
電話／ファックス：０３－５３３８－３０８３
e-mail: aws@so-net.ne.jp

全国女性シェルターネット

北海道
- ●女のスペース・おん　駆け込みシェルター
- ●ウィメンズネット旭川
- ●駆け込みシェルター十勝
- ●ネット・マサカーネ・いぶり
- ●ウィメンズネット函館
- ●ウィメンズ北見

新潟
- ●女のスペース・にいがた

宮城
- ●ハーティ仙台

栃木
- ●ウィメンズハウス　とちぎ

埼玉
- ●埼玉おんなの　シェルター

石川
- ●石川おんなの　スペース

鳥取
- ●みもざの会

東京
- ●AWS女性シェルター
- ●FTCシェルター
- ●女性の家HELP

福岡
- ●アジア女性センター

神奈川
- ●ミカエラ寮

愛知
- ●フェミニストサポートセンター・東海

大阪
- ●スペースえんじょ
- ●サポートグループ　COSMO

広島
- ●シェルターin広島ネット
- ●ふぁみりぃNPO法人

他の民間シェルター

千　葉	FAH(フレンドシップアジアハウス)こすもす
秋　田	秋田DVを考える会
東　京	シェルター「けやき」
	シェルター「たいむ」
	女のサポートライン
神奈川	女性の家サーラー
	かながわ・女のスペース・みずら
	花みずき
	母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア
大　阪	女のかけこみ寺・生野学園
	WANA関西
愛　知	かけこみ女性センターあいち
兵　庫	W・Sひょうご
山　口	女性への暴力ホットライン山口

交流会

「マレウレウ」とはアイヌ語で「蝶々の意」だそうです。

交流会では沢山の方にご参加頂き、盛況のうちに無事1日目を終えることが出来ました。

和気あいあいと交流が行われる中、アイヌの民族音楽を演奏してくださった女性グループ「マレウレウ」の歌やムックリの演奏に聴き惚れ、共に踊り、また福島瑞穂さんのご挨拶をはじめ、全国のシェルターの方々のご挨拶に感動し、涙あり笑いありの楽しい2時間でした。

「全国シェルターシンポジウム in 旭川２００１」開催に際しましては、多くの方々のご支援・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

ご協力いただいた方々のお名前を、掲載させていただく予定でしたが、紙面の関係上できませんでしたことをお詫びいたします。

「全国シェルターシンポジウムin旭川2001」報告集

発　行　全国シェルターシンポジウムin旭川2001実行委員会
北海道旭川市7条7丁目七福ビル302

編　集　ウィメンズネット旭川／印刷　三和印刷

発行日　2002年4月20日